

平成 30 年度

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録

平成 30 年 2 月 27 日 開 会

平成 30 年 3 月 5 日 閉 会

塩 竈 市 議 会 事 務 局

平成30年度予算特別委員会会議録目次

【平成30年2月27日（火）】

1日目

正副委員長互選	3
議案説明（議案第15号から第42号まで）	4
資料要求	32

【平成30年3月1日（木）】

2日目

質疑

〔一般会計〕

鎌田礼二委員	39
菅原善幸委員	54
阿部かほる委員	68
菊地進委員	81
土見大介委員	93
西村勝男委員	109
伊勢由典委員	120

【平成30年3月2日（金）】

3日目

質疑

〔一般会計〕

志賀勝利委員	137
阿部真喜委員	151
小高洋委員	162
志子田吉晃委員	180
浅野敏江委員	194
曾我ミヨ委員	210
山本進委員	224

【平成30年3月5日（月）】

4日目

質疑

〔特別会計・企業会計〕

鎌田礼二委員	243
菅原善幸委員	252
小高洋委員	260
阿部かほる委員	272
菊地進委員	277
山本進委員	286
曾我ミヨ委員	294
伊勢由典委員	303
志子田吉晃委員	313
土見大介委員	322
志賀勝利委員	332
浅野敏江委員	342
採決	352

平成30年2月27日（火曜日）

平成30年度予算特別委員会

（第1日目）

平成30年度予算特別委員会第1日目

平成30年2月27日（火曜日）午前10時開会

出席委員（18名）

小野幸男委員	菅原善幸委員
浅野敏江委員	西村勝男委員
阿部眞喜委員	阿部かほる委員
香取嗣雄委員	山本進委員
伊藤博章委員	志賀勝利委員
今野恭一委員	菊地進委員
鎌田礼二委員	志子田吉晃委員
土見大介委員	伊勢由典委員
小高洋委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（なし）

（全会計・一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤昭君	副市長 内形繁夫君
市立病院事業管理者 伊藤喜和君	市民総務部長 兼政策調整監 小山浩幸君
健康福祉部長 阿部徳和君	産業環境部長 佐藤俊幸君
建設部長 佐藤達也君	震災復興推進局長 熊谷滋雄君
市立病院事務部長 兼医事課長 荒井敏明君	水道部長 高橋敏也君
市民総務部次長 兼総務課長 兼市民安全課長 川村淳君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 小林正人君
産業環境部次長 兼環境課長 木村雅之君	建設部次長 兼都市計画課長 本多裕之君
水道部次長 兼業務課長 大友伸一君	市民総務部 危機管理監 安藤英治君

會計管理者 兼會計課長	菊池有司君	市民総務部 市政策課長	相澤和広君
市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	武田光由君
健康福祉部 長寿社会課長	鈴木宏徳君	健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君
産業環境部 水産振興課長	並木新司君	産業環境部 浦戸振興課長	村上昭弘君
建設部 下水道課長	関陽一君	震災復興推進局 復興推進課長	鈴木良夫君
市立病院事務部 業務課長 兼経営改革室長	鈴木康弘君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲君
教育委員会 教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	阿部光浩君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	本田幹枝君	選挙管理委員会 事務局長	相澤勝君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	管原秀一君

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木康則君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主査	平山竜太君	議事調査係主事	片山太郎君

午前10時00分 開会

○香取議長 ただいまから平成30年度予算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が委員長が互選されるまで臨時委員長の職務を行います。

○香取臨時委員長 これから正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしましょうか、お諮りいたします。

山本 進委員。

○山本委員 正副委員長の選任につきましては、臨時委員長の指名により選考委員を挙げていただき、選考をお願いしたいと思います。以上であります。よろしくお願いたします。

○香取臨時委員長 どうもありがとうございました。

正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げ、選考の上、互選をお願いしたい旨の発言がありました。さよう取り計らうことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香取臨時委員長 異議なしと認め、正副委員長の互選についてはさよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。選考委員には小野幸男委員、阿部かほる委員、今野恭一委員、土見大介委員、伊勢由典委員、以上5名の方に選考委員をお願いいたします。

それでは、別室において選考をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時23分 再開

○香取臨時委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、選考委員の代表の方より選考結果のご報告をお願いいたします。

阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 それでは、選考委員会の結果をご報告いたします。

選考委員で慎重に審議した結果、本特別委員会の委員長には小野幸男委員、副委員長には阿部眞喜委員のご兩名を選考いたしました。

以上、ご報告いたします。

○香取臨時委員長 どうもありがとうございました。

ただいま阿部かほる委員のご報告のとおり、委員長には小野幸男委員、副委員長には阿部眞

喜委員を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香取臨時委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、小野幸男委員に委員長就任のご挨拶をお願いいたします。

○小野委員長 ただいま、平成30年度予算特別委員会委員長に推挙いただきました。一般会計、特別会計合わせまして443億1,110万円の予算となります。皆様の活発な審議によりまして、実りある予算となりますよう、一生懸命務めさせていただきます。皆様のご協力を賜りますようお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○香取臨時委員長 どうもありがとうございました。

次に、阿部眞喜委員に副委員長就任のご挨拶をお願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 副委員長に任命いただきました阿部眞喜です。どうぞよろしくをお願いいたします。ふなれな点多々あるかと思えますけれども、小野幸男委員長をしっかりと支えさせていただいて頑張ってもらいますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○香取臨時委員長 どうもありがとうございました。

それでは、委員長と交代いたします。委員長、どうぞ。

○小野委員長 これより、平成30年度各会計の審査に入ります。

本特別委員会に付託されました議案は、議案第15号ないし第42号の28件であります。

それでは、まず平成30年度予算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいります。日程については、2月27日、3月1日、3月2日及び3月5日の4日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野委員長 異議なしと認め、本特別委員会の日程は、2月27日、3月1日、3月2日及び3月5日の4日間とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。まず最初に、市当局から説明を求め、次にさきに配付しました予算特別委員会審査区分表の順序に従って審査することとし、その区分ごとに質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。

それでは、当局より順次説明をお願いいたします。なお、説明は、簡潔明瞭をお願いいたし

ます。

川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長兼市民安全課長 それでは、私からは、議案第15号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料番号2番、第1回塩竈市議会定例会議案をご用意願います。

資料番号2番の4ページをお開き願います。

本条例の一部改正の趣旨につきましては、時間外勤務手当等の算定の基礎となります勤務1時間当たりの給与額の算出方法につきまして、労働基準法の趣旨並びに国・県からの指導等を踏まえ、所要の改正を行おうとするものでございます。

具体的な内容につきましては、資料番号13番、第1回市議会定例会議案資料その2でご説明申し上げます。資料番号13番をご用意願います。

資料番号13番の1ページをお開き願います。

資料1ページ上段には、条例の新旧対照表、下段には、改正に係る勤務1時間当たりの給与の算出方法を図でお示しいたしております。図でお示しいたしておりますとおり、改正後の取り扱いには分母となります所定労働時間の算出につきまして、現行の取り扱いから、国民の祝日等の日数等を減ずる取り扱いに改めるものでございます。また、分子となります給与等の基礎額に給料の特別調整額、初任給調整手当の額、月額の特種勤務手当の額を加える取り扱いに改めようとするものでございます。

本条例の一部改正を行う中で、労働基準法の趣旨等に沿った取り扱いに改めてまいりたいと考えてございますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

議案第15号は以上でございます。

○小野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 私からは、議案第17号「塩竈市介護保険条例の一部改正する条例」についてご説明いたします。

お手元の資料番号2番並びに13番をご用意お願いいたします。説明は、資料番号13番の議案資料その2で行わせていただきます。

資料番号13の8ページをお開きお願いいたします。

塩竈市介護保険条例の一部改正についてです。

まず、1番、介護保険料の改正について。

(1) の条例改正の趣旨でございますが、介護保険事業につきましては、介護保険法に基づいて3年ごとに事業の見直しが行われます。第7期の介護保険事業計画の策定に伴い、3年間の給付費などの推計を行い、第1号被保険者の保険料を決定するものでございます。

(2) の介護保険料の費用負担割合は、円グラフの中の65歳以上の1号被保険者は、第7期では高齢化の進展によりまして、負担割合が1ポイントふえ23%になりますが、逆に64歳以下の第2号被保険者は1ポイント下がり27%になります。

(3) 介護給付費の実績と見込みは、網かけ部分の右側端でございます。平成30年度から平成32年度の合計ですが、総費用額が165億4,300万円でございます。

次に、9ページをごらんいただきたいと思えます。

(4) の介護保険料の増額要因ですが、記載のとおり、高齢化の進展による給付費等の伸びの部分と制度改正によるものがございます。

次に、(5) の本市における第7期介護保険料の考え方ですが、2番と4番に関する所得段階の設定は、第6期と同じ11段階としまして、3番の介護保険財政調整基金を活用して保険料の引き上げ率の抑制を行います。

(6) 第1号被保険者介護保険料の額(案)でございますが、第6期と比較して9.93%増の月額5,712円、年額6万8,544円とするものでございます。その算出の内訳は、米印の介護保険料月額基準額の算出に記載のとおりですが、財政調整基金は2月補正後、年度末残高見込み2億1,300万円ほどのうち1億9,600万円を取り崩し、保険料の引き上げ率を14.1%から9.93%に抑制してございます。また、所得段階ごとの保険料につきましては、次の10ページに記載しておりますので後ほどご参照願います。

9ページの下段でございます。

2の法令との整合を図るための改正につきましては、介護保険料の改正により、質問検査に応じない場合の過料の対象者の範囲について、「第2号被保険者の配偶者や世帯員等」も含まれることとされましたので、条例におきましても法の規定と整合を図るための改正を行うものでございます。施行期日は、平成30年4月1日でございます。

今回の条例改正の内容は以上でございますが、同じ資料の6ページから7ページには新旧対照表がございます。また、同じく5ページはこの介護保険条例の一部改正を含めまして、今定例会に提案しております介護保険制度に関する条例議案の一覧でございますので、後ほどご参照お願いいたします。

介護保険条例の一部を改正する条例の説明は以上でございます。

○小野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 それでは、議案第29号「平成30年度塩竈市一般会計予算」から議案第39号「平成30年度塩竈市藤倉地区復興土地地区画整理事業特別会計予算」につきまして、概要を説明いたします。

説明の都合上、議案資料No.13をご用意いたします。

35ページをお開きいただければと思います。

この表は、一般会計及び特別会計当初予算の総括表でございます。平成30年度の一般会計当初予算は250億6,000万円で、前年度比33億円、11.6%の減となっております。主に、漁港施設災害復旧費や下水道事業特別会計の繰出金など、災害復旧・復興関連の大型事業予算が大きく減となりましたことから、前年度に引き続き減少しております。

次に、特別会計ですが、表の下から2段目、小計欄でございますとおり、10の特別会計の予算総額は192億5,110万円で、前年度比17億3,640万円、8.3%の減となっております。

一般会計、特別会計を合わせた総額は、表の一番下でございますとおり、443億1,110万円で、前年度比50億3,640万円、10.2%の減となっております。

次の36、37ページをお開き願います。

一般会計の歳入についての前年度比較表でございます。主な歳入の内容は、後ほど予算説明書にて説明いたしますので、増減額の大きい項目について説明させていただきます。

36ページの中ほどの列、比較欄をごらんください。

まず、費目1の市税ですが、4,810万9,000円の減で、主に固定資産税の家屋分が評価がえに伴いまして減収となっております。

飛んで、費目6の地方消費税交付金は1億8,880万円の増で、従来分・引き上げ分それぞれ前年度から増となっております。

費目10の地方交付税は5億7,963万6,000円の減で、主に各種復旧・復興事業の財源であります震災復興特別交付税の減によるものであります。

費目14の国庫支出金は21億7,335万4,000円の減で、主に漁港施設災害復旧費の財源であります国庫補助金が事業費の減に伴いまして大幅に減となったものであります。

費目15の県支出金は1億6,019万5,000円の減で、主に地域医療介護総合確保事業補助金の財源であります県補助金が、事業費の皆減に伴いまして減となったものであります。

費目18の繰入金は8億201万6,000円の減で、震災関連事業の財源としての東日本大震災復興交付金基金からの繰入金の減によるものであります。

費目21の市債は2億2,220万円の増で、主に借換債の増によるものでございます。

次の38、39ページをお開き願います。

一般会計の歳出につきまして、目的別に前年度と比較しておりますが、主な内容は後ほど予算説明書で説明いたします。

次の40ページ、41ページをお開き願います。

主要な財政指標に影響する義務的経費の動きについて説明いたします。

費目1の人件費ですが、主に災害派遣職員負担金の減などによりまして、前年度から1億4,050万9,000円の減となっております。

費目4の扶助費は、施設型給付費等支給事業や障害児通所給付費の増などによりまして、前年度から1億2,132万円の増となっております。

費目8の公債費は、借換債が1億9,920万円の増となったものの、全体的な公債費の減によりまして、1,009万6,000円の減となっております。

次に、投資的経費の主な予算では、費目6の普通建設事業費でございますが、内容にございますとおり、補助事業が6,641万5,000円の減となったもの、単独事業が1億8,036万2,000円の増でありますことから、全体として1億1,394万7,000円の増となっております。本庁舎の高圧受変電設備改修や市道整備事業費などの単独事業が増となったことによるものであります。

費目7の災害復旧費は、主に漁港施設災害復旧費の減により、前年度から22億1,002万7,000円の減となっております。

次の42ページ、43ページをお開き願います。

平成30年度一般会計当初予算の投資的経費の内訳一覧表でございます。43ページ側の合計の下の内訳にございますとおり、合計のうち普通建設事業が7億7,416万5,000円、東日本大震災復興交付金事業が19億411万2,000円、災害復旧事業が7億4,076万9,000円、合計34億1,409万6,000円と、前年度から20億9,608万円の減となっております。

続きまして、一般会計予算の内容につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.9をご用意願います。

1ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額を250億6,000万円と定めるものであります。

第2条の債務負担行為及び第3条の地方債につきましては、後ほどご説明いたします。

第4条、一時借入金でございますが、平成29年度に引き続き50億円と設定しております。

第5条は、人件費の各項間の流用について規定しております。

次の2ページから5ページは、歳入歳出予算の款項ごとの区分でありますので、詳細は後ほど予算説明書で説明いたします。

次の6ページをお開き願います。

第2表債務負担行為は、塩竈市中小企業振興資金・損失補償4,000万円から最下段のLED街路灯賃借料1億1,864万5,000円まで計22件、限度額合計6億3,434万6,000円となりまして、前年度の限度額1億6,487万円から4億6,947万6,000円の増となっております。LED街路灯賃借料や小中学校情報教育機器借上料などの新規設定項目がございますことから、前年度から増額となっております。

7ページの第3表地方債につきましては、壺番館昇降機改修事業2,070万円から最下段の臨時財政対策債6億7,040万円まで計16件を計上しております。主に、下から2番目、借換債が前年度から1億9,920万円の増となりましたことから、限度額の総額は、前年度から2億2,220万円の増となっております。

続きまして、平成30年度一般会計予算説明書についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.10をご用意願いたいと思います。

1ページ、2ページをお開き願いたいと思います。

こちらは、一般会計当初予算の総括表であります。1ページが歳入の前年度比較、2ページが歳出の比較となっております。

まず、こちらで当初予算の大きなくくりでの特徴点を説明いたします。2ページの歳出、表の一番下、歳出合計欄をごらんください。本年度予算額が250億6,000万円、前年度が283億6,000万円、比較がマイナス33億円でありまして、大きな減額となっております。

主な要因としましては、表の中段あたり、第8款土木費が前年度からマイナス12億3,277万4,000円、さらに3行下の第11款災害復旧費がマイナス22億1,002万7,000円であり、この2つの項目が合計欄の比較マイナス33億円の多くを占めていることがおわかりいただけるかと思っております。この2つの項目につきましては、災害復旧事業費及び復興事業費の減によるものでありまして、第8款土木費につきましては、主に事業進捗に伴います下水道事業特別会計、復興土地区画整理事業特別会計への繰出金の減や災害公営住宅整備事業の減、第11款災害復旧費につ

きましては、浦戸地区におけます漁港施設災害復旧費の減であります。

歳出のこのような減額に伴いまして、その財源であります歳入のほうも連動して減となっております。具体的には、1ページにお戻りいただきまして、表の中段あたり、第10款地方交付税が内訳として震災復興特別交付税を含んでおりまして、前年度からマイナス5億7,963万6,000円、同じく第14款国庫支出金がマイナス21億7,335万4,000円、第18款繰入金が主に復興交付金基金からの繰入金を含めまして、マイナス8億201万6,000円となっております。

このように、平成30年度当初予算は、前年度当初予算と比較して予算規模が大きく減となっておりますが、大きなくりで見ますと、復旧・復興事業予算の減が主な特徴点として見ることが出来るものであります。

では、改めまして、平成30年度の特徴点を各款ごとに説明いたします。

3ページ、4ページをお開きいただければと思います。

第1款市税ですが、3ページの上段、左から2列目、本年度欄をごらんください。57億6,417万8,000円を計上し、前年度の58億1,228万7,000円から4,810万9,000円の減としております。これは、主に評価がえに伴います固定資産税の家屋が減収となる見込みでありますことのほか、市たばこ税も健康志向の強まりにより減収として見込んだことによるものであります。

5ページ、6ページの第2款地方譲与税から次の7ページ、8ページの第9款地方特例交付金までは、国の地方財政計画の内容や県からの通知額に基づきまして試算した数値となっております。

恐れ入ります、7ページ、8ページの中段、第10款地方交付税につきましては64億8,326万2,000円で、前年度からマイナス5億7,963万6,000円を見込んでおります。これは、先ほど大きなくりでの特徴点で申し上げましたとおり、復旧・復興事業の財源であります震災復興特別交付税が前年度から5億5,839万9,000円の減と大幅な減となったことが主な要因でございます。

ページが飛びまして、11ページ、12ページをお開き願います。

ページ最下段、第14款国庫支出金ですが、33億2,510万9,000円で、マイナス21億7,335万4,000円となっております。これは、恐れ入りますが、15ページ、16ページをお開きいただければと思います。ページの下段、第2項国庫補助金第6目災害復旧費国庫補助金の比較欄にございますとおり、漁港施設災害復旧費補助金が災害復旧費予算の減によりましてマイナス21億7,429万3,000円となったことによるものでございます。

ページ飛びまして、25、26ページをお開き願います。

第18款繰入金につきましては36億6,992万2,000円を計上し、前年度からマイナス8億201万6,000円となっております。主な理由につきましては、恐れ入りますが、次のページ、27、28ページをお開きいただければと思います。

第1項基金繰入金第8目東日本大震災復興交付金基金繰入金で、先ほど説明申し上げましたとおり、復旧・復興事業の財源としての下水道事業特別会計への繰出金や災害公営住宅整備事業の事業費の減に伴いまして、前年度からマイナス7億5,853万8,000円となるものでございます。

同じページの下段、第20款諸収入につきましては9億1,490万4,000円で、前年度から5,327万8,000円の増であります。これは、第3項貸付金元利収入第1目民生費貸付金元利収入が、説明欄にございますとおり、東日本大震災災害援護資金貸付金の元金償還がスタートしますことから、前年度から5,999万6,000円の増となることによるものであります。

33、34ページをお開き願いたいと思います。

歳入の最後であります第21款市債につきましては18億1,230万円を計上し、前年度から2億2,220万円の増となっております。これは、歳出予算の財源として全体的な増減はございますが、表の下段、第1項市債第6目借換債が前年度から1億9,920万円の増となったことによるものであります。

次に、歳出につきまして説明いたします。

35、36ページをお開きください。

35ページの上段、款項目欄が予算科目、本年度数値が平成30年度当初予算額、前年度数値が平成29年度当初予算額、そして比較欄が増減額になっております。

なお、36ページ側の右側、事業内訳欄には、目ごとに事業名と予算額を記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

改めまして、第1款議会費につきましては、本年度欄のとおり2億1,574万5,000円で、前年度から1,173万7,000円の減でございます。これは、前年度に計上しておりました病気休暇等職員の人件費が減となったことによるものであります。

39、40ページをお開き願います。

第2款総務費は22億3,108万5,000円で、前年度から2億4,079万2,000円の減となっております。主な理由としましては、40ページの右端、事業内訳の一番上、職員人件費ですが、8億

9,397万3,000円で、前年度から1億9,396万円の減となっております。

また、下から2つ目の災害派遣職員関係費1億188万3,000円につきましても、1億5,072万6,000円の減であります。これは、主に4月からの組織見直しにおきまして、建設部内に復興推進課を設置しますことから、当該職員人件費を第8款土木費へ組み替えしたことに伴います減のほか、これまでご支援いただきました対口支援について、平成30年度から基本的に終了といたしますことによります派遣職員見込み人数の減によるものでございます。

65ページ、66ページをお開き願います。

第3款民生費は76億2,191万7,000円で、前年度から1億3,550万2,000円の減となっております。まず、第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費ですが、7億6,327万4,000円で、前年度から2億1,394万1,000円の減であります。

66ページの右端にございます事業内訳の中段あたり、国民健康保険事業特別会計繰出金ですが、国保の特別会計に対します保険基盤安定繰出等の減により、前年度から6,664万5,000円の減となりますほか、3つ下でございます津波被災住宅再建支援事業が需要見込みの減によりまして、前年度から1億1,700万円の減の3,700万円となっております。

次に、67、68ページをお開き願います。

ページの下段の第3目老人福祉費ですが、2億5,630万1,000円で、前年度から1億4,642万9,000円の減であります。これは、前年度まで予算計上しておりました地域医療介護総合確保事業補助金が皆減となったことによります。

77、78ページをお開きください。

第2項児童福祉費でございます。全体で26億7,349万4,000円、前年度から1億7,318万6,000円の増であります。理由につきましては、78ページの事業内訳中ほどにございます認定こども園整備助成事業9,727万5,000円が新規計上、下段の施設型給付費等支給事業が認可保育所の増などによりまして5億1,973万8,000円で、前年度から7,201万5,000円の増となったことによるものであります。

87、88ページに飛んで、申し訳ございません、恐れ入りますが、お開き願います。

第4款衛生費につきましては17億433万3,000円で、前年度から1,280万2,000円の増であります。内容としましては、恐れ入りますが、93、94ページをお開きください。中段、第1項保健衛生費第4目環境衛生費が新斎場建設事業に係る負担金が減となりましたことから、前年度から4,328万2,000円の減となりましたものの、たびたび済みません、101、102ページをお開きいた

だきいただきたいと思います。101、102ページの下段、第3項病院費第3目病院整備費におきまして、病院事業会計繰出金が5,500万5,000円の増となりましたことから、第4款衛生費全体としてプラスになったものであります。

103ページ、104ページをお開きいただきたいと思います。

第5款労働費は6,526万8,000円で、前年度から176万6,000円の減となっております。これは、県支出金を原資として取り組んでまいりました重点分野雇用創造事業の減によるものであります。

次のページ、105、106ページをお開き願います。

第6款農林水産業費は16億1,304万円で、前年度から3億6,142万8,000円の増であります。主な理由としましては、109、110ページの下段、第2項水産業振興費第7目復興交付金事業費が11億2,025万8,000円で、前年度から4億4,573万3,000円の増となったことによります。

110ページ側の事業内訳の一番下をごらんください。

桂島地区、野々島地区、寒風沢地区、それぞれの漁業集落防災機能強化事業が3事業合わせまして、前年度から3億6,580万円の増となっております。

次に、113、114ページをお開き願います。

第7款商工費につきましては6億1,374万1,000円で、前年度から1,498万円の減であります。主な理由につきましては、次のページ、115、116ページの下段、第1項商工費第5目観光物産費におきまして、平成29年度当初予算で計上しておりました塩竈市観光振興ビジョン策定事業1,950万円が皆減となったことによります。なお、平成30年度当初予算におきましては、策定した観光振興ビジョンに基づき実施いたします、塩竈市観光振興ビジョン推進事業92万5,000円を新規計上しております。

次に、119、120ページをお開きいただければと思います。

第8款土木費につきましては49億7,185万5,000円で、前年度から12億3,277万4,000円の減でございます。順に説明いたしますと、まず同じページでございます第1項土木管理費第1目土木総務費につきましては、先ほど第2款総務費で述べました復興推進課の職員人件費の組み替えによりまして、前年度から1億2,808万円の増となっております。

一方で、恐れ入ります、131、132ページに飛んでいただきます。

第5項都市計画費第4目下水道費につきましては、特別会計側の事業進捗に伴いまして、繰出金が減となり、前年度から5億1,790万9,000円の減となっております。

あわせて、1つ飛んで第6目土地区画整理費が、北浜地区、藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計への繰出金の減により、前年度から2億9,464万3,000円の減、第7目復興交付金事業費は、新浜町杉の下線道路事業の減や事業の完了に伴います港町地区津波復興拠点整備事業の皆減などによりまして、前年度から4億4,546万9,000円の減となっております。

土木費の最後につきましては、135、136ページをお開きいただきたいと思います。

中段にあります第6項住宅費第2目復興交付金事業費ですが、予算額1,950万円で前年度から1億3,800万3,000円の減であります。これは、災害公営住宅整備事業の予算が大きく減となったものでありまして、136ページの事業内訳にございますとおり、平成30年度は予算額が150万円、災害公営住宅集会所の備品購入費のみの計上となっております。

次に、137、138ページをお開き願います。

第9款消防費につきましては6億5,839万6,000円で、前年度から1,917万円の増であります。これは、ページ下段の第1項消防費第3目防災費におきまして、津波防災センター運営費の増や防災同報無線の修繕委託費の増等によるものでありまして、予算額6,184万1,000円、前年度から2,107万3,000円の増となったものであります。

次に、141、142ページをお開きいただければと思います。

第10款教育費につきましては17億2,402万5,000円で、前年度から1億8,092万8,000円の増となっております。

恐れ入ります、ページが飛びまして、145、146ページをお開きいただければと思います。

第2項小学校費第1目学校管理費ですが、予算額3億2,340万4,000円で、前年度から4,788万円の増であります。これは、146ページの事業内訳の下のほうにございますが、小学校防災機能強化事業や小学校校務用機器環境整備事業の新規計上のほか、小学校備品整備事業の増などによるものであります。

また、ページが飛びまして、149、150ページでございます。

第3項中学校費第1目学校管理費が予算額2億6,587万8,000円で、前年度から3,098万4,000円の増であります。これは、第二中学校北側崖地落石防止事業の工事費の計上や、小学校と同じく中学校校務用機器環境整備事業の新規計上等によるものであります。

次の151、152ページの下段、第4項社会教育費第1目社会教育総務費でございます。予算額が7,125万1,000円で、前年度から3,345万1,000円の増であります。これは、文化財保護費の新規事業といたしまして、勝面楼保存・活用推進事業及び肯山公遠忌300年記念事業を計上した

ことによるものであります。

教育費の最後としまして、ページが飛んで159、160ページをお開きいただければと思います。

159、160ページの下段、第6目市民交流センター費につきましては、予算額1億2,284万6,000円で、前年度から3,421万7,000円の増であります。これは、壱番館エレベーター改修工事費等を計上したことによるものであります。

169ページ、170ページをお開き願います。

第11款災害復旧費につきましては7億4,076万9,000円で、前年度から22億1,002万7,000円の大幅減であります。内容としましては、同じページにございます第1項農林水産業施設災害復旧費第1目漁港施設災害復旧費につきましては、事業の進捗により前年度から21億8,364万7,000円の減となったことが大きな理由でございます。

171、172ページをお開きいただければと思います。

第12款公債費につきましては26億8,669万3,000円で、前年度から1,009万6,000円の減となっております。しかしながら、第1項公債費第1目元金につきましては予算額が25億5,281万7,000円で、前年度から3,783万6,000円の増であります。これは、元金償還のうち借りかえ分が7億4,870万円で、前年度から1億9,920万円の増となったことが主な要因でございます。借りかえ分を除いた純粋な元利償還金につきましては、前年度から2億929万6,000円の減であり、前年度に引き続き公債費の減となっております。

続きまして、173、174ページをお開き願います。

第13款諸支出金は1億9,813万3,000円で、前年度から1,665万4,000円の減となっております。これは、交通事業特別会計への繰出金が前年度から1,635万4,000円の減となったことによります。

175ページは第14款予備費、177ページ以降は、給与費明細書、債務負担行為、地方債現在高の調書ですので、後ほどご参照いただければと思います。

一般会計予算の内容につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○小野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 続きまして、議案第30号「平成30年度塩竈市交通事業特別会計予算」についてご説明をさせていただきます。

同じ資料、資料No.10、予算説明書の193、194ページをお開きいただきたいと思います。

こちらが、平成30年度交通事業特別会計の歳入歳出予算事項別明細書となります。

表中の本年度予算額の欄にありますとおり、歳入歳出ともに1億8,780万円を計上しております。前年度と比較いたしまして、1億5,490万円の減となるものでございます。

続きまして、各予算の主な内容についてご説明をいたします。

説明の都合上、歳出からご説明いたしますので、同じ資料の197、198ページをお開き願います。

第1款事業費に1億8,758万9,000円を計上しております。前年と比較しまして、1億5,511万1,000円の減となっております。減少の主な内容についてご説明いたします。

199ページ、200ページをお開き願います。

表の中ほどに記載しておりますとおり、船舶建造費といたしまして、前年度は1億4,775万円を計上しておりましたが、本年度は船舶の完成により計上しておりませんので、1億4,775万円の減となったものでございます。

次に、各項目につきましてご説明いたします。

197、198ページにお戻りいただきたいと思っております。

第1款事業費第1項離島定期運航費第1目総務管理費に1億5,191万3,000円を計上してございます。前年度と比較いたしまして、560万4,000円の減となります。その主な理由は、職員構成の変化に係る給与等の減によるものでございます。

次に、199、200ページをお開き願います。

第1款事業費第1項離島定期運航費第2目運航費に3,567万6,000円を計上してございます。前年度と比較いたしまして、175万7,000円の減となります。主な理由といたしまして、中型船1隻が小型船に変更されることに伴います船舶の各種検査のための修繕費が減少したものでございます。

次に、201、202ページをお開き願います。

第2款公債費第1項公債費第1目利子に21万1,000円を計上してございます。平成29年度の小型船建造に伴います公債費の償還利子となります。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。

195、196ページをお開きください。

第1款事業収入には8,192万9,000円を計上してございます。前年度と比較しまして、167万1,000円の増となっております。その主な理由といたしましては、宮城県で進めております桂島海水浴場の工事がゴールデンウィーク前には終了する予定のため、観光客入り込み数の増加

が見込めますことから、普通乗船料を増額としてございます。

第2款国庫支出金には4,966万6,000円を計上してございます。前年度より737万9,000円の増となっております。これは、離島航路補助金の算定基礎となる標準単価及び補助率が変更になったため増額となったものでございます。

第3款繰入金には5,583万3,000円を計上してございます。前年度より1,635万4,000円の減となっております。これは、国庫補助金の増及び事業費全体の減に伴いまして減額となったものでございます。

第4款諸収入には37万2,000円を計上しております。内訳は、広告料として1万2,000円、海上交通バリアフリー施設整備助成金として36万円を計上してございます。当該助成金につきましては、石浜栈橋に常備いたしますアルミ製タラップの整備費用45万円のうち、助成対象となります80%分を計上したものでございます。

以上で、交通事業特別会計予算につきましてのご説明を終わります。よろしくお願いたします。

○小野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 では、私から、議案第31号「平成30年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算」についてご説明いたします。

資料番号9番、10番をご用意願います。

初めに、資料番号9の11ページをお開きください。

平成30年度塩竈市国民健康保険事業特別会計につきましては、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億4,960万円と定めております。

第2条につきましては、規定による一時借入金の借入額の最高額を6億円と定めております。

次に、主な内容についてご説明いたします。

資料番号10番の209、210ページをお開き願います。

国民健康保険事業特別会計につきましては、平成30年度から国民健康保険事業の財政運営面での県単位化が始まりますことから、款項目の大幅な整理統合が生じます。このことから、一覽で把握できますこちらの歳入歳出予算事項別明細書の総括を使いましてご説明いたします。

まず初めに、主な歳入についてご説明いたします。

209ページをごらんください。

第1款国民健康保険税につきましては、被保険者数の減少に加え、本年度は平均11.04%の

減税を実施することなどから、前年度より2億3,008万2,000円の減となります9億6,727万1,000円を計上しております。

次に、第3款国庫支出金につきましては、国保の財政運営面での県単位化に伴い、国庫支出金の大半は受け入れ先が市町村から県となることから、市町村予算上は原則全部減となります。ただし、東日本大震災に伴います福島第一原子力発電所事故からの避難者などに対します免除措置に対応する国庫支出金は、災害臨時特例補助金として引き続き市町村が直接交付ということでお受けすることになりますことから、款項目設定上、1,000円を計上しております。

次に、第4款県支出金につきましては、国保の財政運営面での県単位化に伴い、市町村が支払います保険給付費などを、市町村から県への納付金などを財源に、県が市町村へ全額支払う構造上、前年度より40億4,128万8,000円の増となります44億380万1,000円を計上しております。

次に、第6款繰入金につきましては、被保険者数の減少と減税に伴い、繰入対象の根拠となります保険税の軽減相当額の保険基盤安定繰入金なども連動して減少すること、収支差額分を計上いたします財政調整基金の繰入金も減少することから、前年度より1億7,989万8,000円の減となります6億6,520万5,000円を計上しております。

続いて、第8款諸収入の下、左側にアスタリスク記号がついております共同事業交付金は、国保の財政運営面での県単位化に伴い制度終了によるもの、前期高齢者交付金、療養給付費交付金は、国保の財政運営面での県単位化に伴い国庫支出金と同様の受け入れ先が市町村から県となり、市町村予算上は原則全部減となりますことから、本年度予算からは対応款項目がなくなり、額は全部減となるものでございます。

次に、主な歳出についてご説明に移ります。

210ページをごらんください。

まず、第1款総務費につきましては、前年度予算額では本年度の国保財政運営の県単位化に向けました電算システムの改修費用がございましたので、本年度予算額はその部分が減額したことを主な要因といたしまして、前年度より2,739万1,000円の減となります5,006万5,000円を計上しております。

第2款保険給付費につきましては、被保険者数の減少幅が大きいことなどの理由から、全体として減額していくものと考えており、前年度より3億1,936万4,000円の減となります42億9,511万1,000円を計上しております。

第3款は、国保の財政運営面の県単位化に伴い、県単位化で国保運営に必要な納付金を県に

納めるため、新たな項目であります国民健康保険事業納付金となります。平成30年度分として県が示しました諸係数などをもとに、15億3,505万2,000円を計上しております。

次に、第4款共同事業拠出金は、国保の財政運営面の県単位化に伴い、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業が廃止されることにより全部減となり、国保中央会への分担金納付に要する費用分1万円のみを計上しているという状況になります。

続いて、第5款保健事業費は、特定健診、人間ドック、脳ドック、インフルエンザ予防接種助成事業などの各種検診の受診状況を考慮し、前年度より168万8,000円増の1億2,835万9,000円を計上しております。

第8款諸支出金につきましては、被保険者数の減少、保険税の減税などを考慮し、保険税返還額が減少傾向となることから、前年度より220万円減の1,020万2,000円を計上しております。

続いて、第9款予備費の下にあります、左側にアスタリスク記号がついております介護納付金以下、老人保健拠出金、前期高齢者交付金等、後期高齢者支援金等は全部減となっております。これは、国保の財政運営面での県単位化に伴い、これまでこれらの項目について塩竈市が納付先団体に直接納付していたものが、歳出の第3款国民健康保険事業費納付金の構成要素の一部として内包し、宮城県へ歳出されます。宮城県は市町村にかわり納付先へこの部分を納めることとなりますことから、款項目名称の諸制度は存続いたしますが、市の款項目としては全部減となるものでございます。

以上のことから、本年度国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算案につきましては、前年度より12億2,430万円の減となります60億4,960万円を計上しております。

国民健康保険事業特別会計についての説明は以上でございます。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○小野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 私からは、議案第32号「平成30年度塩竈市魚市場事業特別会計予算」についてご説明いたします。

同じ資料番号10の252ページ、253ページをごらんください。

こちらに記載されております歳入歳出予算事項別明細書の総括表で初めに説明いたします。

平成30年度予算といたしましては、歳入歳出とも、合計額は前年度に比べまして1,240万円減となります1億6,900万円を計上してございます。

次に、歳出の内容についてご説明いたしますので、258ページ、259ページをお開きください。

第1款市場費といたしまして、1億4,637万8,000円を計上しております。内訳でございますが、第1項市場管理費には、施設の維持管理等に係る経費といたしまして、前年度から1,711万5,000円増となります1億4,133万3,000円を計上しております。増額の主な要因といたしましては、新魚市場の全施設が稼働することによります光熱水費の増額でありますとか、排水処理に係る下水道使用料の増加によるものでございます。

1ページお進みいただきまして、260ページ、261ページをお開きください。

第2項漁船対策費といたしまして、504万5,000円を計上しております。平成27年度から、魚市場の建てかえ期間中に荷さばき面積や係船岸壁の減少により、水揚げ漁船にご不便をおかけするというので、水揚奨励補助金を交付してまいりましたが、新魚市場全体が完成いたしましたことから、本事業につきましては平成29年度をもって終了といたしますために、前年度と比較しまして653万円の減となっております。

その下の市場建設費につきましては、新魚市場整備が完了いたしましたことから事業費の計上はしておりません。

1ページお進みください。262、263ページでございます。

第2款公債費につきましては、新魚市場建設に係る起債償還の増加によりまして、前年から962万円増となります2,262万2,000円を計上しております。

次に、歳入の内容についてご説明いたしますので、254ページ、255ページにお戻り願います。

第1款使用料及び手数料につきましては、前年より1,216万1,000円増となります9,680万4,000円を計上しております。増加の要因ですが、第1項使用料第1目魚市場使用料を水揚げ金額120億円をベースといたして計上しております。また、第2項手数料第1目入場車輦登録手数料につきましては、前年ですと魚市場完成後ということで4カ月分程度の計上でしたが、今回は1年分の計上をしておるために増額となっております。

第2款県支出金といたしましては前年度と同額の100万5,000円、第3款財産収入につきましては科目設定として1,000円、1ページおめぐりいただきまして、第4款繰入金といたしましては一般会計からの繰入金5,803万8,000円を計上しております。

第5款諸収入といたしましては、前年から459万円増となります1,315万2,000円を計上しております。増額の主な要因といたしましては、排水処理料に係る増加でございます。

市債といたしましては、新魚市場整備が完成いたしましたことから、今回計上はしてございません。

魚市場事業特別会計の説明は以上でございます。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 それでは、議案第33号「平成30年度塩竈市下水道事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

同じ資料、資料番号10、予算説明書の271ページ、272ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書でございますけれども、歳入歳出予算同額といたしまして、59億2,670万円を計上いたしてございます。前年度と比較いたしますと、東日本大震災からの復旧・復興事業の進捗によりまして3億5,050万円、率にして5.6%の減となっております。

説明の都合上、歳出予算のほうからご説明をいたします。

恐れ入りますが、277ページ、278ページをお開き願います。

第1款総務費といたしまして、6億8,231万6,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしますと、消費税の減などによりまして7,928万9,000円の減となっております。主なものといたしましては、第13節の委託料におきまして、ポンプ場の施設管理や管渠等の汚泥清掃に係る委託料などといたしまして1億6,962万6,000円を計上してございます。

次のページにお進みいただきまして、第19節負担金補助及び交付金でございますけれども、3億82万円を計上いたしてございます。これは、汚水の最終処理に係る仙塩浄化センターの流域下水道維持管理負担金2億9,974万1,000円が主な内容となっております。

続きまして、281ページ、282ページをお開き願います。

第2款事業費といたしまして、1億4,620万円を計上いたしてございます。前年度と比較いたしますと1,610万円の増となっております。内容といたしましては、主に、市内各各所の公共下水道築造費と仙塩流域下水道建設負担金の内容となっております。

次のページにお進みいただきまして、第3款公債費といたしまして35億7,503万7,000円を計上いたしてございます。前年度と比較いたしまして、3,323万3,000円の増となっております。

次のページにお進みいただきまして、第4款災害復旧費でございますが、2億5,046万2,000円を計上いたしてございます。

次のページにお進みいただきまして、第5款復興事業費といたしまして12億7,268万5,000円を計上いたしてございます。この中の第15節工事請負費は12億1,518万円でございますが、越の浦ポンプ場流入渠などの工事費を計上してございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、271ページにお戻り願います。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金でございますが、127万円を計上しております。こちらは、受益者負担金等の内容となっております。

第2款使用料及び手数料でございますが、下水道使用料などとして12億3,870万4,000円を計上いたしております。

次に、第3款国庫支出金でございますが、社会資本整備総合交付金及び災害復旧費の国庫補助金といたしまして2億3,996万2,000円を計上いたしてございます。

第4款繰入金でございますが、一般会計繰入金といたしまして25億7,488万3,000円を計上いたしております。復興交付金事業にかかわります交付金基金からの繰入金、また震災復興特別交付税等も含まれる内容となっております。

第5款諸収入でございますが、3,568万1,000円を計上いたしております。

第6款市債でございますが、18億3,620万円を計上させていただいております。

以上、歳入の合計59億2,670万円となります。

さらに、293ページ、294ページには債務負担行為に関する調書、295ページには年度末における地方債の残高見込み額をお示しさせていただいております。

平成30年度は、東日本大震災からの復旧・復興の仕上げとして、繰り越し事業も含めまして北浜地区の災害復旧、あと復興交付金事業といたしまして、越の浦雨水ポンプ場の流入渠の整備などを行う予算となっております。

下水道事業特別会計については以上でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○小野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 続きまして、「平成30年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計予算」、議案第34号についてご説明いたします。

議案資料10の296ページ、297ページをお開きください。

まず、歳入歳出の合計額でございますが、前年度と比べまして1億7,970万円増となります。2億8,600万円を計上してございます。増額の主な要因といたしましては、排水処理施設及び管路の災害復旧工事費を計上したことによるものでございます。

次に、歳出の内容についてご説明いたします。

300ページ、301ページをお開き願います。

第1款総務費といたしまして、総務管理費及び水洗化普及費といたしまして807万9,000円を計上しております。

次のページにお進み願います。302ページ、303ページでございます。

第2款公債費といたしまして、1,794万7,000円を計上してございます。

また次のページ、304ページ、305ページにお進みください。

第3款災害復旧費といたしまして、野々島・寒風沢の排水処理施設及び管路の災害復旧に係る事業費といたしまして1億8,257万4,000円を計上してございます。こちらの計上ですが、防潮堤等の海岸施設等の復旧工事、その他の工事との調整によりまして、また平成29年度発注が不調になったことなどから、改めて平成30年度予算として計上させていただいたものでございます。

次に、歳入の内容でございます。

298ページ、299ページにお戻り願います。

第1款使用料及び手数料といたしましては、237万4,000円を計上してございます。

第2款繰入金といたしましては、一般会計からの繰入金といたしまして、前年度より2,441万9,000円の増となります5,104万9,000円を計上してございます。増加の主な要因といたしましては、災害復旧事業、災害復旧費の増額によりまして、一般会計における負担分が増加したことによるものでございます。

第3款諸収入といたしまして、6,000円を計上してございます。

第4款国庫支出金といたしまして、災害復旧に係る国庫補助金といたしまして1億5,519万8,000円を計上してございます。

漁業集落排水事業特別会計についての説明は以上でございます。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○小野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 それでは、議案第35号「平成30年度塩竈市公共用地先行取得事業特別会計」についてご説明申し上げます。

同じ資料No.10で説明させていただきます。

資料No.10の308ページ、309ページをお開きいただければと思います。

平成30年度の予算額は1億4,230万円でありまして、前年度比較で30万円の減となっております。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

314ページ、315ページをごらんいただければと思います。

第2款公債費第1項公債費第1目利子では、公社用地の取得に係る長期債償還利子として35万9,000円を計上しております。第2目元金は1億4,194万円でありまして、元金均等償還でありますことから、前年度と同額の予算となっております。

なお、財源内訳にございますとおり、元金、利子ともに一般財源でありまして、一般会計繰入金が充てられております。

次に、歳入でございます。

310ページ、311ページにお戻り願います。

第1款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金は、長期債償還利子及び償還元金の財源として、一般会計から1億4,230万円の繰入金を計上しております。

説明は以上でございます。

○小野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長 鈴木長寿社会課長 続きまして、議案第36号「平成30年度介護保険事業特別会計予算」についてご説明いたします。

同じ資料番号10の317、318ページをお開きお願いいたします。

介護保険事業特別会計では、2つの事業勘定を設けていますが、初めに保険事業勘定に関する歳入歳出予算事項別明細書でございます。この勘定は、介護保険の保険者としての事業勘定であり、歳入歳出合計それぞれ54億6,950万円を計上してございます。前年度と比較しますと1億4,640万円、2.75%の増でございます。

説明の都合上、歳出の主な部分から説明させていただきます。

327ページ、328ページをお開きお願いいたします。

第2款介護給付費でございます。上段の数字ですが、本年度は50億489万2,000円で、前年度と比較して1億4,008万円、2.9%の増でございます。主なものとしましては、介護保険条例の改正で説明いたしました制度改正による影響なども含めて、居宅介護サービス等給付費や施設介護サービス給付費などの利用増を見込んでございます。

続きまして、飛びまして333ページ、334ページをお開きお願いいたします。

第5款地域支援事業費でございます。本年度3億6,328万8,000円、前年度と比較して1,671万3,000円、4.8%の増でございます。主なものとしましては、第1項介護予防・生活支援サービス事業費と第2項一般介護予防事業費は介護予防・日常生活支援総合事業の関係、第3項包括的支援事業費第1目総合相談事業費は地域包括支援センターの運営費などの関係でございます。

ページ飛びまして、337ページ、338ページをお開き願います。

こちらの第4目在宅医療・介護連携推進事業費から第6目認知症総合支援事業費まで、こちらにつきましては、特に地域包括ケアシステムの構築を見据えた経費の計上でございます。

次に、歳入の主なる部分につきまして説明いたします。

恐れ入りますが、319ページ、320ページにお戻りお願いいたします。

まず、第1款保険料は11億7,297万8,000円で、前年度と比較して1億3,761万円、13.3%の増でございます。増の要因は、65歳になる年齢到達者の増加、それから今回提案しております保険料の見直しによるものでございます。

次に、第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款県支出金ですが、それぞれ歳出の介護給付費並びに地域支援事業費の法的負担割合により計上してございます。

次に、321ページ、322ページをお開き願います。

第7款繰入金でございます。8億1,405万3,000円で、前年度と比較して2,772万9,000円、3.3%の減です。そのうち第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金では7億8,957万7,000円で、前年度に比べ1,023万円の増額です。これは、歳出の介護給付費・地域支援事業などにかかわる本市の負担割合分でございます。

また、第2項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金では2,447万6,000円と、前年に比較しまして3,795万9,000円の減額でございます。歳入歳出の補填財源として計上するものでございます。

続きまして、恐れ入りますが、飛びまして、353ページ、354ページをお開き願います。

こちらは、介護サービス事業勘定に係る歳入歳出予算事項別明細書でございます。この勘定は、本市直営の浦戸地区地域包括支援センターが実施している要支援認定された方、それから総合事業に関するケアプラン作成に係る事業勘定でございます。歳入歳出合計それぞれ120万円を計上し、前年度と比較しますと10万円の減でございます。

介護保険事業特別会計予算は以上でございます。

○小野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 では、私から議案第37号「平成30年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算」についてご説明いたします。

初めに、資料番号9番、こちらの34ページをお開きください。

平成30年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,620万円と定めております。

第2条につきましては、規定による一時借入金の借入額の最高額を7,000万円と定めております。

次に、主な内容についてご説明いたします。

資料番号10の368ページ、369ページをお開き願います。

まず、こちらに記載しております歳入歳出予算事項別明細書の総括を使いましてご説明いたします。歳入歳出予算ともに前年度より2,270万円の減となります7億1,620万円を計上しております。

款項目順に歳入からご説明させていただきます。

1枚めくりまして、同じ資料番号10の370ページ、371ページをお開きください。

まず、第1款後期高齢者医療保険料につきましては、平成30年度対象被保険者数の増加が見込まれますものの、平成30年度以降2カ年間の保険料が引き下げ改定されること、所得が低い方々に対します保険料の軽減基準が拡充されますことから、前年度より2,901万2,000円の減となります5億3,355万3,000円となります。

次に、第4款繰入金につきましては、今ご説明いたしました所得が低い方々に対します保険料の軽減基準が拡充されますことから、この分の軽減分繰入額、保険基盤安定繰入金が増加することなどにより、前年度より472万4,000円増の1億7,995万1,000円を計上しております。

次に、1枚めくりまして、372ページ、373ページをお開きください。

第7款国庫補助金につきましては、保険料軽減制度の改正に伴う電算改修費用全額分を、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として158万8,000円を計上しております。

次に、主な歳出についてご説明いたします。

資料、さらに1枚めくりまして、374ページ、375ページをお開きください。

まず、第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費につきましては、第19節負担金補助及び交付金の宮城県後期高齢者医療広域連合市町村負担金が減額したことを受けまして、前年

度より104万円減の2,148万3,000円を計上しております。

続いて、第2款徴収費第1目徴収費につきましては、第13節で保険料軽減制度の改正に伴う電算改修委託料の増加などにより、前年度より159万2,000円増の615万2,000円を計上しております。

以上から、第1款総務費といたしましては、前年度より55万2,000円増の2,763万6,000円を計上しております。

次に、さらに資料を1枚めぐりまして、376ページ、377ページをお開きください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入の第1款後期高齢者医療保険料などと連動しており、被保険者からお納めいただいた保険料に保険料軽減分繰入金などを加えまして、宮城県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。新年度以降2カ年間の保険料が引き下げ改定されることなどから、前年度より2,325万2,000円減の6億8,696万3,000円を計上しております。

以上のことから、本年度後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算につきましては、歳入歳出ともに前年度より2,270万円減となります7億1,620万円を計上しております。

後期高齢者医療事業特別会計についての説明は以上でございます。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○小野委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局復興推進課長 続きまして、私から議案第38号「平成30年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計」並びに議案第39号「平成30年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計予算」につきましてご説明いたします。

まず、北浜地区からご説明させていただきますので、恐れ入りますが、同じ資料番号10、予算説明書の383ページ、384ページをお開き願います。

本会計に係ります平成30年度予算額は、歳入歳出同額で2億2,110万円を計上しており、事業の進展によりまして、前年度から2億4,260万円の減となっております。

説明の都合上、まず歳出からご説明いたします。

387ページ、388ページをお開き願います。

第1款事業費第1項事業費第1目事業費として2億2,110万円を計上しておりまして、主な内訳といたしましては、第13節委託料として宅地の返還に係ります換地処分業務委託料等で6,200万円、第15節工事請負費として道路などの施設整備工事で1億4,457万円、第22節補償補

填及び賠償金として工事に伴います家屋や占用物件の移設補償費等で1,050万円を計上してご
ざいます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたしますので、385ページ、386ページにお戻り願
います。

第1款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金として2億2,110万円を計上して
おり、財源は一般会計よりの繰入金となりますが、これらは復興交付金基金よりの繰入金及び震
災復興特別交付税により全額措置されるものでございます。

続きまして、藤倉地区についてご説明いたしますので、同じ資料番号10の390ページ、391
ページをお開き願います。

本会計に係ります平成30年度予算額は、歳入歳出同額で1億5,910万円を計上しており、事
業の進展によりまして、前年度から5,470万円の減となっております。

こちらも歳出からご説明いたしますので、394ページ、395ページをお開き願います。

第1款事業費第1項事業費第1目事業費として1億5,910万円を計上しておりまして、主な
内訳といたしましては、第15節工事請負費として区域内道路並びに都市計画街路、新浜町杉の
下線整備工事費等で1億5,500万円のほか、事務執行に係ります諸経費を計上してござ
います。

なお、これらにつきましては、395ページ右側にありますとおり、区画整理事業分として
4,110万円、区画整理区域内におけます新浜町杉の下線道路事業分として1億1,800万円が事
業の内訳となっております。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、392ページ、393ページにお戻り願
います。

第1款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金として1億5,910万円を計上して
おり、財源につきましては一般会計よりの繰入金となりますが、こちらは北浜地区と同様、復興
交付金基金よりの繰入金及び震災復興特別交付税により全額措置されるものでござ
います。

北浜地区並びに藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計予算の内容につきましては、以上で
ございます。

○小野委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 続きまして、議案第40号「平成30年度塩竈市立
病院事業会計予算」についてご説明いたします。

恐れ入ります、資料番号11をご用意願います。

資料番号11の1ページをお開き願います。

こちらには、平成30年度の業務の予定量を記載しております。

まず、第2条(1)の病床数でございますが、一般病床123床、療養病床38床、全体で161床とするものでございます。(2)の年間患者数ですが、入院患者数は5万5,225人、外来患者数は6万7,417人を予定してございます。(3)の1日平均患者数ですが、入院の診療日数は、平成30年度は365日になります。365日で1日当たりの患者数は151.3人、病床利用率93.9%を予定してございます。外来の診療日数につきましては244日、1日当たりの患者数は276.3人を予定してございます。(4)の主要な建設改良でございます。医療器械購入費といたしまして2,560万円、施設改良費といたしまして2,160万円を予定してございます。

2ページをお開き願います。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入は、第1款病院事業収益といたしまして31億656万円を予定しております。

支出は、第1款病院事業費用といたしまして31億423万6,000円を予定してございます。

この結果、予定損益では、当年度純利益224万4,000円を見込んでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入は、第1款資本的収入といたしまして9,933万9,000円を予定しております。第1項他会計補助金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。第2項企業債につきましては、医療機器購入等の財源となるものでございます。

支出は、第1款資本的支出といたしまして1億5,805万8,000円を予定しております。第1項建設改良費は、医療機器の購入などの予算でございます。第2項企業債償還金は、企業債の元金償還分でございます。第3項長期借入金償還金は、一般会計からの長期借入金に対する元金の償還金分でございます。

この収支の差し引きといたしまして5,871万9,000円が不足いたしますが、当年度分損益勘定の留保資金で補填することといたしております。

第5条は債務負担行為でございます。医療機器のリース等3件に係る期間、限度額を定めるものでございます。

3ページをごらんください。

第6条は、企業債です。建設改良費の財源といたしまして、限度額、起債の方法等を定めるものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額で、平成29年度と同額の10億円といたしてございます。

第8条は、予定支出の各項の間で流用ができる範囲を定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございます。

第10条は、たな卸資産の購入の限度額を定めるものでございます。

4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

4ページにつきましては収益的収入及び支出の予算実施計画を、5ページには資本的収入及び支出の予算実施計画を記載してございます。収益的収入並びに資本的収入の備考欄に括弧書きで一般会計繰入金の額を記載してございます。これらを合計いたしますと、平成30年度の一般会計繰入金は4億8,200万5,000円となるものでございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

6ページは、平成30年度のキャッシュ・フロー計算書が記載してございます。

1の営業活動によるキャッシュ・フロー、当年度純利益のところをごらんいただきたいと思います。先ほどご説明申し上げました、予定損益における当年度の純利益224万4,000円がこちらに記載されてございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。

12ページ、13ページにつきましては、平成30年度末の予定の貸借対照表でございます。

続きまして、14ページをお開き願います。

14ページにつきましては、平成29年度の予定損益計算書となっております。

続きまして、15ページ、16ページをごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、平成29年度末の予定の貸借対照表となっております。

なお、予算編成の取り扱い方法などを注記といたしまして、22ページ、23ページに掲載しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で市立病院事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審査賜りますよう、よろしく願いいたします。

○小野委員長 大友水道部業務課長。

○大友水道部次長兼業務課長 続きまして、私からは議案第41号「平成30年度塩竈市水道事業会計予算」について説明させていただきます。

資料No.12をご用意願います。

資料No.12の1ページをお開き願います。

第2条は、平成30年度の経営目標といたします業務の予定量を記載しております。内容とい

たしまして、給水戸数を2万6,165戸、年間総給水量を721万7,327立方メートル、1日平均給水量を1万9,773立方メートルとしております。また、主要な建設改良事業といたしまして、第6次配水管整備事業5,552万7,000円、老朽管更新事業1億5,976万6,000円、災害復旧事業2億8,807万円、排水処理施設及び電気計装類更新事業に470万円を予定しております。

次に、第3条は収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入は、第1款水道事業収益が前年度比2.4%、3,971万2,000円増の16億8,131万7,000円を予定しております。第1項の営業収益といたしまして、水道料金、水道加入金などで15億9,341万1,000円、第2項の営業外収益といたしまして、他会計補助金、受託工事収益などで8,789万5,000円を計上しております。

支出は、第1款水道事業費用が前年度比マイナス2%、3,298万3,000円減の16億333万8,000円を予定しております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入の第1款資本的収入は4億4,815万7,000円でございます。建設改良事業の財源といたしまして、企業債、負担金、補助金などを計上しております。

支出の第1款資本的支出は9億4,028万4,000円でございます。主要な建設改良事業の第6次配水管整備事業費、老朽管更新事業費、災害復旧事業費及び企業債償還金などを予定しております。

この結果、収支として不足する4億9,212万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補填する内容のものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

第5条でございます。第5条は、債務負担行為でございます。水道設計積算システム賃貸借及び電気計装類更新事業類などを定めてございます。

第6条は、企業債です。第6次配水管整備事業費及び老朽管更新事業費などの財源といたしまして、限度額、起債の方法を定めるものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額で、1億円としてございます。

第8条は、予定支出の各項目で流用ができる範囲を定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

第10条は、災害復旧事業のための一般会計から補助を受ける金額でございます。

第11条は、たな卸資産の購入限度を定めるものでございます。

次に、3ページをごらんください。

3ページ以降は予算に関する説明書となっております。

続きまして、6ページをお開き願います。

6ページは、キャッシュ・フロー計算書となっております。

続きまして、11ページをお開き願います。

11ページ及び12ページは、平成30年度予定貸借対照表となっております。

13ページをお開き願います。

13ページは、平成29年度予定損益計算書となっております。

続きまして、14ページをお開き願います。

14、15ページは、平成29年度予定貸借対照表となっております。

16ページをお開きください。

16ページ以降は、予算説明資料となっておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

以上で、水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○小野委員長 以上で、各議案及び各会計予算の内容説明は終了いたしました。

次に、資料要求を行います。当委員会より要求する資料については、お手元にご配付の平成30年度予算特別委員会資料要求一覧（その1）【継続分】及び同資料要求一覧（その2）【新規分】のとおりとなっております。

当局において、内容の確認をお願いいたします。内形副市長。

○内形副市長 ただいま要求のございました平成30年度予算特別委員会資料要求一覧（その1）【継続分】につきましては、本日の予算特別委員会終了後、直ちに議会事務局のほうに配付させていただきたいと存じます。

なお、その際、例年予算特別委員会2日目に配付しておりました実施計画につきましても、あわせて配付させていただきたいと存じます。

続きまして、平成30年度予算特別委員会資料要求一覧（その2）【新規分】につきましては、27件ご要求がございました。そのうち何点か内容確認をさせていただきたいと存じます。

まず、3番目でございます。3番目の平成28年・29年度委託契約のうち、随意契約したものの見積書及び積算書につきまして、市民クラブさんから要求のございました内容でございます。

この件につきましては、代表的な契約案件につきまして、このうち議会事務局と精査の上、抜粋して提出させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

また、4番目、つなぐ会さんから要求のございました処分可能な市有財産一覧につきましては、事業目的を有していない普通財産につきまして提出させていただきたいと存じます。

また、5番目の日本共産党塩釜市議団さんから要求のございました各種基金の残高見込み、平成29年度12月補正予算後時点ということでございますが、この件につきましては、平成29年度末の残高見込みで提出させていただきたいと存じます。

さらに、21番目の同じく日本共産党塩釜市議団さんから要求のございました災害公営住宅の整備に係る財源内訳等につきましてでございますが、起債償還予定表につきましては、10カ年単位で提出させていただきたいと存じます。

さらに、26番目の公明党さんから要求のございました二市三町におけます小中学校別の不登校児童生徒の実態でございますが、この件に関しましては公表されているものがございませんので、まずは各市町の聞き取りをさせていただいた上で、調整させて提出させていただきたいと存じます。

このような内容でよろしければ、この資料につきましても明日2月28日の午前9時までに議会事務局のほうに配付させていただきたいと存じます。

私のほうからは以上でございます。

○小野委員長 お諮りいたします。（「委員長」の声あり）はい、志賀委員。

○志賀委員 今、副市長のほうから資料要求の明細を公表いただきました。それで、私ども市民クラブからここに書いてあります3の平成29年度委託契約のうちということで、全件見積書と2種類の書類を出していただきたいというお話をしましたところ、膨大な量になるので絞ってもらえないかということで133を16件に絞ったわけですが、そうしたらその後今度、新年度予算に計上されていないので資料提出を拒否すると、できないというお話があったわけですね。6件ですか。この資料というのは、我々が予算を審査するに当たって、予算審査されているさされていないにかかわらず、過去のそういった資料をもとにいろんな形の角度から私は審査したいと思って要求しているわけですが、あと新年度に予算が計上されているかされていないからということではなくて、やはり議員の資料を要求する権利としてきちりと担保していただいて、やはり膨大だということだからこちらが譲歩して絞っているわけですから、それに対してちゃんと誠意ある態度を示していただいて、ちゃんと予算審査にのっているのっていな

いではなくて、議会から要求されたものについて、これはまた一応今回からは議会運営委員会で諮ってそこから議長から当局のほうに出すという形にもしているわけですから、それを真摯に受けとめていただいて、出せないということではなくて、極力全て出していただくという事でお願いしたいと思います。130件を全部という要求したんですよ、それを絞ったんです、16件まで。それでなおかつそういうことで絞られていくような資料の提出のされ方では、私としては十分な予算審査はできかねるかと思いますので、そのところを考慮していただきたいと思います。

以上です。

○小野委員長 当局において、内容についてご答弁をよろしくお願ひいたします。出していただける方向なんでしょうか、答弁お願ひいたします。内形副市長。

○内形副市長 少なくとも16件の要求がございました。その中で、そのうち13件につきましては提出させていただきたいということで、今こちらでご答弁申し上げましたが、委員が要求しているのは新年度で予算計上していないものについてもお願いしたいというような要求がございましたので、この辺については改めて我々が調査した上で、予算資料として調整できるならば応えてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。（「確認します」の声あり）

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 今、副市長から検討したいという話ですよ。それで、一応確認します。都市計画課の28―まち千賀の浦緑地野外施設設計施工業務というところの処理ですね。なぜこういうのを要求するかといいますと、我々、随意契約とか入札だとか、予算審査のときに一切わからないんですよ。どれが随意契約するのか、入札するのか。ですから、そういうことも含めてこういった資料を要求して、どういった形の随意契約がされたのかということの確認の意味で要求しているわけですが、そのところをまずは補足説明になりますけれども、ご理解いただきたいと思います。

○小野委員長 よろしいですか。お諮りいたします。資料要求については、ただいま市当局から回答がありました内容で要求することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、3月1日午前10時より再開いたしたい

と思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、3月1日は、審査区分の1より審査を行いますので、所管の部課長の出席をお願いいたします。

本日の会議はこれで終了いたします。ご苦労さまでした。

午後0時09分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成30年2月27日

平成30年度予算特別委員会委員長 小野 幸 男

平成30年3月1日（木曜日）

平成30年度予算特別委員会

（第2日目）

平成30年度予算特別委員会第2日目

平成30年3月1日（木曜日）午前10時開議

出席委員（18名）

小野幸男委員	菅原善幸委員
浅野敏江委員	西村勝男委員
阿部眞喜委員	阿部かほる委員
香取嗣雄委員	山本進委員
伊藤博章委員	志賀勝利委員
今野恭一委員	菊地進委員
鎌田礼二委員	志子田吉晃委員
土見大介委員	伊勢由典委員
小高洋委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤昭君	副市長 内形繁夫君
市民総務部長 兼政策調整監 小山浩幸君	健康福祉部長 阿部徳和君
産業環境部長 佐藤俊幸君	建設部長 佐藤達也君
震災復興推進局長 熊谷滋雄君	市民総務部次長 兼総務課長 兼市民安全課長 川村淳君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 小林正人君	産業環境部次長 兼環境課長 木村雅之君
建設部次長 兼都市計画課長 本多裕之君	市民総務部 危機管理監 安藤英治君
会計管理者 兼会計課長 菊池有司君	市民総務部 政策課長 相澤和広君

市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	武田光由君
健康福祉部 子育て支援課長	小倉知美君	健康福祉部 長寿社会課長	鈴木宏徳君
健康福祉部 健康推進課長	草野弘一君	健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君
産業環境部 水産振興課長	並木新司君	産業環境部 商工港湾課長	高橋数馬君
産業環境部 観光交流課長	吉岡一浩君	産業環境部 浦戸振興課長	村上昭弘君
建設部 定住促進課長	佐々木誠君	建設部 土木課長	星潤一君
建設部 下水道課長	関陽一君	震災復興推進局 復興推進課長	鈴木良夫君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲君	教育委員会 教育係長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	阿部光浩君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	本田幹枝君
教育委員会教育部 学校教育課長	遠山勝治君	教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	伊藤英史君
教育委員会教育部 市民交流センター館長	伊東英二君	選挙管理委員会 事務局長	相澤勝君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	菅原秀一君

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木康則君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主査	平山竜太君	議事調査係主事	片山太郎君

午前10時00分 開議

○小野委員長 ただいまから平成30年度予算特別委員会2日目の会議を開きます。

当局に要求しておりました資料について、副市長から報告をお願いいたします。

内形副市長。

○内形副市長 去る2月27日の予算特別委員会で、追加でご要求のございました資料につきましては、予算特別委員会資料その3として取りまとめましたので、配付いたしたいと存じます。

どうぞよろしくをお願いいたします。私からは以上であります。

○小野委員長 それでは、資料を配付させます。

〔資料配付〕

○小野委員長 それでは、審査区分1、一般会計の審査に入ります。

これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めおおむね50分以内とさせていただきますので、ご協力のほどをお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

鎌田礼二委員。

○鎌田委員 早速質疑させていただきます。

まず、資料No.8の平成30年度施政方針及び予算案説明要旨、これを使って進みたいと思います。

まず、この1ページ目に「本市におきましても、長期総合計画を踏まえ、平成27年度に人口減少の克服と雇用創出の視点で取りまとめた塩竈市まち・ひと・しごと創生総合戦略を基軸とし、人口減少対策とまちの活力再生による定住促進の実現に取り組んでおります」というふうになるんです。もちろん、これについては、こういったことがこの施政方針の中に盛り込まれているはずですけども、この中の人口減少策ということは、人口増加策になるわけですけども、それから定住促進策ですか、これについてどんな施策を、人口減少対策、それから定住促進策になっているのかを、この資料の34ページですか、これ以降に主要事業ということできっと整理をされていますけれども、簡単にこの項目を挙げて、どれとどれがその人口増加策、それから定住促進策になるのか、概略で結構です。大まかなものといえますか、重立ったもので結構ですから、ちょっと挙げていただければでしょうか。

○小野委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 平成30年度におけます人口減少対策に基づく事業ということでございます。主には、人口減少対策の推進ということで、長期総合計画におきまして重点戦略ということで、定住ということの一つ掲げてございますが、そういった分野にかかわるものではないかということで捉えてございます。大きくは、子育て支援の充実、それから子育て支援の充実といたしましては、新たな取り組みとして認定こども園整備に対します助成ということで、こちら施政方針のページでいいますと……（「34ページ以降に主な事業が載っておりますけれども、これがそれに当たりますかということ」の声あり）済みません、大変失礼いたしました。

34ページでご説明申し上げますと、一番最初に丸印が左側に書いてありますが、今ご紹介しました認定こども園整備助成事業、こういったものが新たに組み込んだものでございます。

また、それから、医療、それから高齢者福祉の充実ということで挙げますと……、新たな取り組みといたしましては、国民健康保険税の引き下げ等を行ってございますし、例えば医療、高齢者福祉事業としましては、歯科口腔保健センター整備費助成事業ということで、丸印としては3つ目、同じページの、34ページの3つ目として612万4,000円といったこと、あとは快適で便利なまちづくりとしましては、先般いろいろご議論いただいておりますが、子育て・三世代同居住宅取得支援事業ということで、これは35ページでございますが、丸印としては一番上になります。1,500万円というようなものが新たに組み込むものということで、ちょっと主な事業としてご紹介させていただきます。よろしく申し上げます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 今3つほど挙げていただきましたけれども、私がこれを見て思うところは、ずっといくと、まず上からいくと、特定不妊治療費助成事業、それから、児童館の管理運営を指定管理にしたとか、私立の保育園の助成とか、それから認定こども園整備助成、子ども医療費助成、それから歯科口腔保健センター整備費助成、今挙げましたね、あと介護も入るかと思うんですね。浦戸地区の介護保険サービスの確保とか、子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業もあるし、次のページに移ってね、こういうふうなことでずっと挙げられてくるわけですが、ここに、一番最初に戻りますけれども、3ページですか、これは喫緊の課題だと、人口の減少を食い止めることが、というふうに書いてあるんですけれども、先ほどの事業を見ると、新しく設定したのはこの子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業ですか、それから歯科口腔保健

センター整備費助成事業もなるかどうか分からないですけれども、さっき挙げてくれたけれども、これが新しいのと、認定こども園と、この3つだけ。私から見れば2つじゃないかなというふうに思うんです。こういう喫緊の課題というふうに言うておきながら、言葉だけで、その人口増加策が新しい事業としてふえたのがどれだけあるのかといたら大してないなという思いでいるんです。

そして、資料No.16、ちょっとこれは見ていただけますかね。21ページ、これは数年前から始まっていることですが、塩竈市の人口の推移についてこれ整理をしていただいております。ずっと見ると、出生ですか、自然増減、これ生まれた赤ちゃんの数だと思うんですけれども、平成25年度が300人で、次が325人、313人、308人、それから264人と。これ264人は、これは1月現在なので確定はしていないわけですが、大してふえていないというふうに思うんです。引っ越してきて赤ちゃんができて生まれるということは、まずそういうことは余りすぐないわけですが、これにあらわれているように、さほど子育て支援やら何やら効いていないのではないかと、私は察するわけです、このデータを見て。そんなわけで、それについてどう思うのか。

それから、今私がちょっと挙げたような事業ありますけれども、これ財源は何を使っているのか、重立ったやつを挙げていただけると助かります。財源について、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○小野委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 大変失礼いたしました。人口減少対策としましては、先ほど新規事業、新たに取り組むものを主なものとして取り上げさせていただきましたが、当然今鎌田委員からご紹介のあった妊婦健診も含め、それから特定不妊治療助成等、これまで引き続き取り組んでおります事業を総合的に支援することで効果が発現してくるというふうに考えておりますので、新たな取り組み、それから引き続き継続します取り組み、あわせて引き続きこういった取り組みが人口減少対策に効果があるものというふうに認識をさせていただきます。そういった意味では、今ご紹介いただいた出生数が少ないのではないかとのお話がありましたが、我々取り組んで、各担当課と会話をしている中で、やっぱり特定不妊治療費助成事業を始めた後、塩竈市でこういう事業に取り組んでいるのでわざわざ転入されてきたというふうなお話も伺ってございます。そういったことが徐々に発現して人口減少対策につながっていくというふうに思いますし、今資料、ご提示いただきました資料16番の21ページの人口の推移ですが、ま

ずは塩竈市としては自然増減についてはなかなか難しいのではないかというふうなことを捉えておりますが、そういった一方で、社会増減について一定程度総合戦略の中で均衡を図っていくというのを目標に掲げてございます。21ページの表を見ていただきますと、社会増減については増減を繰り返していますが、その増減幅が縮小してきているというのがおわかりになるかと思えます。平成28年度末では社会増減が99人増ということで、直近では平成30年1月末で192人増ということで今推移してございますので、社会増減の均衡が図られてきているというのが一つの取り組みの効果ではないかというふうに考えてございます。以上でございます。

○小野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 財源のご質疑がございましたので、私のほうから答弁させていただきます。

先ほど挙げられました各種事業でございますけれども、財源はそれぞれ違っております。具体的に言いますと、例えば認定こども園整備に関しますと、国・県補助金が入っています。あと、市からの一般財源も入っています。つまり財政調整基金等の一般財源という意味合いでございます。あとは、歯科口腔保健センター整備に関する助成に関しましても、これも一般財源でございます。あとは、子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業に関しましては、ふるさとしがま復興基金を財源として使っております。こういった形で、各種事業に関しましては、それぞれの事業、国・県制度がございましたらなるべく有利な財源を確保してということで、事業の計上をしております。以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 まず、資料No.16の21ページの先ほど回答をもらったので、ここからちょっと話を進めていきたいなというふうに思います。

この中で、先ほど言った説明もわからないでもないんですが、この転出をちょっと見ますと、依然と約2,000人の転出者がいるんですね。この間、私も総括質疑や施政方針に対する質問でもやらせていただいたんですが、この2,000人の中の多分半分近く、半分まではいかないけれども3分の1ぐらいは市外に家を建てて出ていった人じゃないかというふうに思うんですよ。ちょっとこの中の中身はちゃんとした精査したデータがありませんのでわかりませんが、私の感覚としては、周りの人の転出を見ているぐあいでは、転勤などもあるんだろうけれども、3分の1ぐらいは家を建ててほかに出ていっているんだろうなというふうに思うんですね。そんなわけで、この間言わせてもらったように、この3世代で同居したりする場合は50

万円の補助が出ますけれども、やっぱり片手落ちで、そういったことも減らさないようにするための施策が必要じゃないかなと思うんです。そういったものがここに余り見られないし、新しい事業も先ほど挙げてもらったけれども、さほど効いているのかなという思いでいるんですね。今も、それから財源について聞いたのはどうなのかというと、やっぱり県や国からの有利な助成金があるという発言が財政課長からありましたけれども、そういったものというのは、多分みんなほかの市町村でやっていることだと思うんです、私、思うには。だから、それはもちろんやったらいと思うんです。でも、やっぱり私たちの市税を集めて使うお金、これから支出すべきだと私は思うんです。支出して、新たなものを、他市町村でやらない、やっていない、そういったものが3つぐらいは必要じゃないかなと私は思うんです。そんなわけで、これをぜひとも、ここまで喫緊の課題だということでこれ施政方針にも載っているんですから、本当はそういったものが盛り込まれていて、ああやっぱり塩竈に住んでみようかというようなものが私は必要だと思うんです。

こればかりやっているとちょっと時間がなくなるので、次に移らせていただきますけれども、次は、資料10番に移らせていただきます。44ページにふるさと納税御礼品、それからふるさと納税業務委託料というふうなところで項目があるわけですがけれども、まず1つ聞きたいのが、このふるさと納税の歳入について、どこに記載されているのか、それをちょっと教えていただきたいなど。なければ、ここの中に掲載されていないのであれば、金額がどれくらいなのか、実績として。

それから、もう一つは、この委託料が約2,000万円ぐらいになりますけれども、この委託料というのは、どういう委託料なんですか。この中身をちょっと教えていただきたいと思います。

○小野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 まず、ふるさと納税の歳入側ということになります。これは、当初予算ではゼロ計上、1,000円計上という形になっております。具体的に言いますと、同じ資料No.10の23ページ、24ページをごらんいただきたいんですが、23ページ、24ページの一番下の第17款寄附金、寄附金ですから現段階で幾ら入るかというのは見込めないということで、当初予算では1,000円計上、基本ゼロ計上という形になっております。

あと、ご質疑がありました現在の収入状況等についてまず一つお知らせいたしますと、直近の状況ですと、ふるさと納税は合計671件で、3,700万円ほどの歳入となっております。昨年夏秋でしたか、ふるさと納税の金額の基準と、あとふるさと納税の御礼品等を見直ししました。

そのことによりまして、件数、金額ともに増になる傾向にあるというものでございます。

あと、さらにご質疑のふるさと納税の業務委託料でございます。実は、現在は市直営といたしますか自前でふるさと納税の寄附とあと御礼品の送付をやっているんですけども、これをぜひ今度業者、事業者を介しまして、さらに広い範囲で、かつ広い御礼品等を見直しながら対応していきたいなというふうに考えておりました。具体には10月1日からのスタートをめどに、ちょっと多少まだ時間はあるんですけども、制度設計、検討しながら進めていきたいなと思っております。以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。そうすると、この金額、実績として約3,700万円ぐらいだと、671件で。ということは、4,000万円弱になるわけですけども、このふるさと納税の返礼品が174万円、それから委託料が1,900万円、約2,000万円ですよね。そうすると、2,200万円。そうすると、使えるところは大体計算すると1,500万円というような感じでいいわけですか。

○小野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 現在も直接運営していても、当然御礼品代等がかかっているわけですので、実際にその入った3,600万円そのまま丸々と収入になっているというわけではないというのがまず一つあります。委託料、確かに1,000万円単位という形になるので歳出自体は広がるんですけども、歳入自体もさらに広がるというふうに我々としては見込んでおりますので、現在よりも収入としてはアップするというふうに見込んでいるところでございます。考え方としては委員おっしゃるとおりでございます。出ていくものはきちんと出ていくというような形になります。以上です。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 委託料を払ってまでというのは、ちょっとほかの他市町村で結構どこかの東京都内の区でしたっけ、かなり金額が大きくてどうのこうのというようなこと、少ないのかな、そういう話を、人口割にすると少ないというような話がありましたけれども、この委託料を払ってまでやるということは、それなりの試算というかいわゆるいっぱい入るだろうという算定があるということでもいいんですかね、そうすると今の回答ですと。これ具体的にどういった委託をされるんですか。具体的にどういったところにどういった形で進めるかです。ここまで予算のどとっているんでしょうから、その辺、ある程度のもう目星はあるんでしょうから、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○小野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

前段まずお知らせしたいのが、県内の14市とあと二市三町等々を調べますと、およそ7割、8割ぐらいが既に外部に実は委託をしているというような状況になっております。塩竈市が直営で、しかし件数がふえてきて、事務量が増加しているというのも現実でございます。

委託先でございますけれども、もちろん現段階ではどこに決めているというわけではございません。ただ、他の自治体等でもいろいろ業者さんのほう、委託しておりますので、そういったところを探りながら我々としても検討してまいりたいというふうには考えております。以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっとこのふるさと納税、どういったぐあいになっているのかそれも興味がありましたけれども、私が思っているのは、先ほどの質疑に戻りますけれども、人口増加策やら定住促進に、本当はこのふるさと納税なんかのこういったものを使うべきではないかと、そして塩竈独自の施策を財源としてはこれを使いつつ私はやるべきではないかというふうに思うんですけれども、実際のこのふるさと納税の使い道、具体的に言えるのであれば、どういった形でこれは使われているんですか。

○小野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 ふるさと納税は、寄附者の方にお願ひするときに、一定程度広い範囲ではございますが、どういったものに使ってほしいかというところを意見を聴取させていただいております。例えば、教育関係費ですとか、福祉関係費ですとか、そういった希望のところ最終的に予算に対する財源として使わせていただくことになっております。以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ある程度アンケートをとっているというか、そうでしょうけれども、打ち出す方針としては、多分ホームページやら何やらに載せているんですよね。多分そうなると、塩竈市ではこれに重点的に力を入れたいと、今こういう状況ですと、皆さんふるさと納税をお願いしますという集いの文章を掲載してふるさと納税を募集すべきではないかというふうに思うんです。そんな意味で、使い道についても、先ほど言ったように塩竈の元気につながる、定住につながる、人口増加策につながる、そういうことをもうやっていくべきではないかと私は考えます。

れども、それについてどう思われますか。

○小野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 委員おっしゃるとおりかと思います。例えば、企業版ふるさと納税などの制度もスタートしておりますし、今後、例えば具体的に何かの事業をやりたいので、それに対してぜひふるさと納税を、寄附をしてくださいとかそういった形での寄附者に対するPR、アピールみたいなものは当然やってしかるべきかなというふうに考えております。その委託を9月からするんですけれども、それに当たっては、そういったところもぜひ加味しながら、さらにふるさと納税は一般財源として、一般財源という言い方はなんですけれども、確保することができますので、ぜひそういったところはチャレンジしていきたいなというふうには考えております。以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ふるさと納税について、返礼品を送ったりはしますけれども、その次のフォローはされているんですか。例えば、送ってくださったこのお金をこういった形で利用させていただきましたとか、学校でいわゆる備品が整いましたとか、例えばの話ですよ、そういう最後のフォローをやられているんですか。

○小野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

御礼状は送付はさせていただいているんですけれども、実際に何に具体的に使いましたというような形の後からのフォローといいますかお知らせ等については、現状はしてはいない状況でございます。以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 では、やっぱりツイッターでも、フェイスブックでも、やはりフォローしたりお友達になればそれなりのやりとりがあるし、長く続くというふうになりますから、その年もらっただけでは返礼品を返したらそれで終わりという、そこでばしっと切っちゃうんじゃなくて、切ったわけにはならないわけですけれども、次につなげるためにもそういったフォローが私は必要だと思うんですけれども、そういった形で今度この委託をされるようすけれども、そういったことも含めて進めるようにしていただきたいなというふうにお問い合わせをして次に移ります。

次は、資料No.16の2ページ、ここの中の、あとスピードを上げていきたいんですが、技能労務職の配置数、学校用務員の中で、第三小学校、玉川小学校、ここがゼロなんです。浦戸小

中学校もゼロなんです。これ大して規模は変わらないにしろ、人数が多い第一小学校で1人いて、第三小学校でゼロ、玉川小学校でゼロというのも、これは差し支えはないんですか。どういう理由でこういうふうになっているんですか。

○小野委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 学校の用務員ということでご質問がありましたので、こちらのほうだけはお答えいたしたいと思います。こちらゼロとなっておりますのは、非常勤職員の対応となっております。以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。

じゃ、次に8ページに移らせていただきたいと思います。

ここで、条例定数と配置数について書いているんですけども、この意味合いをちょっと教えていただきたいんです。平成30年度の部分で、条例定数、現行、それから配置数見込み、それから平成30年度定員管理目標ですか、この定員管理目標と配置数と条例定数と、この意味合いをちょっと教えていただきたいと思います。

○小野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

まず、条例定数は、文字どおり条例で定めております各部局等の定数でございます。定数はこれはあくまで人事異動等があつて増減します。あとは、採用の人数によって増減しますので、一定程度ですけれども、上限、アッパーとしての捉え方として定数というのは決めているものでございます。

配置数というのは、実際の来年の4月1日現在での配置見込み人数ということになります。現在は新規採用職員の状況ですとか、あとは異動等々を加味しまして来月の4月1日現在での配置見込み数ということで表示させていただいております。

最後に定員管理目標に関しましては、現在、第3次行財政改革推進計画に基づきまして平成30年4月1日の目標としての定数を定めております。その数値をこちらに記載しているところでございます。以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 これは実際の配置数、それから管理目標がありますけれども、管理目標とももちろん配置数が似通うのがこれは大切なことだなというふうに思うんですが、この条例定数のほうが

かなり人数がかけ離れているというか、多いですよ。ですから、これはやっぱりある程度の年数をかけてこれに合わせていくというか、状況を見て条例定数も変えるべきではないかなというふうに私は思うんです。そんなわけで、見直せるなら見直すべきではないかということを書いて次に移ります。

次は、35ページ、見ていただけますか。同じ資料です。

平成30年度小中学校の修繕予定箇所、私はこれを見て思い出しました。去年の卒業式に市長さんが第二小学校に来ていただきました。私も第二小学校の子供を出していますしPTAもやっていたので、ずっと第二小学校に行かせてもらっているんですけども、あの玄関で帰り筋に市長に、タイルが剥がれているんですね、玄関の、本当に玄関の真正面のね。それで、これはもうすぐにでも直さないといけないんじゃないですかと言ったやつがここに載っかってきているんですよ、平成30年度の予算に、予算というか。あのタイルを張るだけのあれで、本当に学校の玄関ですよ。あれはもう早急に直さないといけないんですけども、何でこんなに遅くこういうところに出てくるのかなという、ちょっと不思議でたまらないんですけども、今度の3月に、きょうになりましたので、卒業式に行くと去年と同じように剥がれていて、もっと広がっているのかもしれませんが、そういう状況なのかなとも思いながら、これを見させていただきました。何でこんなにこの修繕が遅いんでしょう。こんなのはすぐにでもやれる話で、先ほど言った第二小学校には、職員、何だっけ、技能労務職員がいましたよね。1人いるんですよ。こういった人をお願いして、これは素人だって張れると思うんですが、これはなぜこんなに遅いんですか、みんな。これ見ると、放送設備がないと、第一小学校、これは大変だろうし、第三小学校には給食の天井の雨漏りですってよ、給食室の。それから、第二中学校はプールのろ過機、ろ過機がなかったらプール汚くて入れないんじゃないですか。玉川中学校では正面玄関の建具が壊れているのかどうか修理しないとイケないという、これどうしてこんな遅いんですか。

○小野委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えいたします。

まず、第二小学校につきましては、この時点ではこのように資料提出しましたけれども、現在作業に取りかかっているところでございますので、今進んでいる状況でございます。

それから、委員おっしゃるように、各種学校でそれぞれ改修、修繕であったり工事の予定箇所を載せさせていただいておりますが、やはりご承知のとおり老朽化している部分がございます。

して、順番を追って緊急度の高いものから優先順位をつけて行っているところでございますので、もちろんその学校自体で修繕できる箇所についてはその都度修繕しておりますが、どうしても業者さんをお願いしなければならないものについては、順番を追って順次やらせていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 学校行事やら授業にも差し支えるんじゃないですか、第一小学校の放送設備とか。それから、第三小学校の給食室の天井の雨漏りなんて、食べる物に、ふたがしてあるんだろけれども、そこに雨が垂れてくるというそういう状況だと思うんです。そんな順番待ちとかと言っていただけないと私は思うんですけれども、そういういわゆる緊急用として、例えば道路補修なんかにも共通して関連しますけれども、そういったメンテナンス用の予備費みたいなものは常に持っていないんですか。

○小野委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 予備費というのはないんですけれども、こちらも予算を順次獲得していきながらの修繕工事となっておりますので、もちろんご指摘のように日々工夫しながら、それからあとは学校でそういった修繕を行いながら、しかし、どうしてもなかなか改善しないもの、もう少しよくしたいものについては業者さんを呼んでという形になっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 やはり私は、最近は言わないんですけれども、塩竈には、大したものというのは表現悪いですが、余りないと。私は人材じゃないかと思っているんです。やっぱり人材をつくるのが塩竈で一番じゃないかなと思っているんです。そんな意味で、教育に関しては毎回一般質問や施政方針に必ず入っているし、ずっとやってきました。こういうことがもうすぐにやれるぐらいの予算はちゃんと最優先でとっておくべきだと私は思うんです。そういうふうに思いませんか、市長、どうです。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 予算内容につきましては、当然のことではありますが、議決をいただく議員の皆様方に、これこれこういうことで使わせていただきますという目的をはっきりご説明をした上で議決をいただくのが当たり前だと思っておりますので、今、委員からお話いただいたようなプールみたいなものをじゃいろんなところでとれるのかというふうになったときに、議会のほう

でそれがよろしいですというのであれば我々はまた検討させていただきますが、私どもはあくまでも議決をいただいての予算ということですので、その目的をご説明させていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっと私と考え方が違いますね。私であれば、例えば実績としてこれぐらいの補修が毎年出てくるんだということになれば、補修を見つけてから予算を獲得してそして予算化して修理をするのではなくて、毎年これぐらいのあれがあるなら、メンテナンス費として確保しておくのが普通でしょう。私もサラリーマン時代はそういった設備検査グループというところに入っていて、そういったメンテナンス関係を一括して点検、毎年点検すると。そして、それに応じてどんどん修理をしていくと。いわゆる石油会社にいたので、発火点以上のものは配管に穴をあければもう火炎放射器なんですよ、ぼうっと、すぐ火災なんですよ。ですから、漏ってからではなくて漏る前にメンテナンスしないといけないんです。それにはもちろん許容量を設けて交換するので、穴あく寸前まで使うということはないので、ある程度余裕を見てみんな交換していくんです。そういういわゆるメンテナンスの点検といいますか、設備の点検、道路の点検は私諸般の報告でやらせていただいていますけれども、こういった学校の設備なんかも前もっての点検あって、それに応じたメンテナンス費用をとってやる。そういうシステムというかルーチンワークはないんですか。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 教育委員会のほうからは、こういった修繕関係の5カ年計画というのをを出していただきまして、資料請求あったものについては議会の皆様方にも今後学校教育でこういった補修、維持といったようなものが必要でありますということは計画的に取り組ませていただいているところであります。ただ、修繕でありますので、若干前後したりするものがございますことは事実であります。でき得る限りそういったことで整備計画を策定した上で取り組みをさせていただいているということについては、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、私はやはり子供たちがそういった状況で教育を受けているというのは、ちょっとやっぱり何度も繰り返しになりますけれども、将来の塩竈を支える子供たちをつくるどころなんです。ですから、そんなことを言っていないで私はもう最初から予算化して、教育環境のいい場所で、何も心配せずに勉強できる環境を整えてほしいなというふうに思います。

これはお願いして、次に移ります。ほかもありますので。

次は、この資料No.10の36ページに移らせていただきます。ここに議会放送業務委託料、それからインターネット映像配信業務委託ということで予算が計上されています。振り返ってみますと、以前はケーブルテレビはここで撮影をしていて、そして人も配置されていてケーブルテレビの中継がなされておりました。それから、録画放送も、再三というのは表現悪いけれども、2回、3回ぐらい、もうやっていたような気がします。それ以降、インターネット中継を導入する前に、いわゆるカメラの機器やら何やらで、修繕費やメンテナンス費が必要だということで、何百万円かたしか予算化してとっていたと思うんですが、このインターネット映像の関係に委託されて、それからそのケーブルテレビのやつは何か800万円かそのぐらいだったような気がするんですけれども、今それはないんですか。実際はこのデータをケーブルテレビさんをお願いしてそちらで放映しているわけですが、この関係はどういうふうになっているのでしょうか。

○小野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 私から回答させていただきます。

たしか機器整備で地方債を発行しまして、元利償還金については現在も予算に計上しているところでございます。ただ最初の初期投資だけでその額でしたので、あと今は委託料等の計上のままということになっておりますので、見たところ大きな数字がないというような状況でございます。以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、議会放送の委託料のこの81万円、これで済んでいるという解釈でいいんですね。過日、先月だったかな、もう3月になったので大分その以上前かと思うんですけれども、議会運営委員会で須坂市と長野市に行ってきました。そうしたら、須坂市や長野市では、もうこのケーブルテレビがありまして、無料で配信されているそうです。そんなことを考えると、今回ケーブルテレビというかインターネットのこの機器が入って、データだけケーブルテレビさんに行っているということになると、今までとは全く違う状況で、いわゆる映像料を、私たちがかえて売る、売るというのは表現悪いですが、そういう状況ではないかと、考え方を換えれば。そこまでしなくても、この委託料を必要なしでやってくれる、そういうふう交渉すべきだと思うんです。財政課長さん、と私は思うんです。ただでやってほしいと。ほかの市町村ではそうですよということがありますし、そういう交渉はできませんか。い

わゆるただにする、はい、そうですね。私はそうすべきだと思うんです。それから、再放送についてもやっていただくというようなことはできないでしょうか。

○小野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

やはり貴重な一般財源ですので、財政担当としてももちろん抑制できるものはしたいなというふうには考えております。今委員おっしゃいましたとおり、予算の計上の内容としましては、ケーブルテレビさんへの業務委託が81万円、あとインターネットの映像配信業務委託、これはケーブルテレビとはまた別ですね、インターネットとして配信するのが168万5,000円、あとインターネット配信のための機器補修点検料として42万円という予算を組んであるところがございます。インターネット配信に関しては有料だとして、ケーブルテレビの放送費用について、ちょっと恐らく契約上の考え方として映像権をこちらが売るんだよという契約の仕方ではなくて、あくまで放送してくださいという形の契約形態になっているのかと思われまので、現状では歳出が発生しているということでもございました。財政課として相手方と検討するかどうかというのは、議会事務局等と検討はしなければいけないかなと思います。以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 売るまではちょっと極端過ぎるので、無料でやっていただくという、そういう方向で私は交渉してほしいなと思います。須坂市では、他市町村の放送もケーブルテレビで配信しているらしいんです。いや、じゃダブったらどうするのという話をしたら、ケーブル回線を何か複数使ってみんなやっているみたいですよ。ですから、ここであれば、多分回線設けられると思うんです。例えばの話ですよ。利府とか多賀城市の議会を中継するという、ほかのチャンネルを使って。やる気があれば多分できるんだろうなと思って私は聞いてきたんです。ですから、交渉を、無料でやっていただくことと再放送もやっていただくということをお願いをしていただきたいなというふうに思います。

次は、この50ページ、今度交通指導隊の話になります。かなり前に報酬関係で問題があったようですけども、そのほかに、この下にあるんですけども、交通安全指導員の制服購入費というのがあるんです。これ個人で買っているのかななんて思っていたら、これ支給品なんですか、これは。これを見ますと、交通安全指導員の制服です。

○小野委員長 川村市民安全課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長兼市民安全課長 交通安全指導員の制服関係でございますけれ

ども、こちらは支給品という形になります。以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 100%支給なんですか。それを次にちょっと聞けるといいなと思います。

それから、次にちょっと移りまして、126ページ、狭あい道路後退用地整備工事とか、私道等整備補助金、道路関係がここに全部書いていますけれども、これについては変化ないのかなというふうに思ってこれ質問の中に入れたんですけども、実施計画も質問で使っていないんですかね。（「はい」の声あり）これを見ますと、まず30ページ、ここに市道整備事業、書いていますね。これは変わりません、ずっと、ここ3年間。それから、ずっと行って36ページ、これについては狭あい道路整備事業、下がっています。減っています。それからずっと行って38ページ、私道等整備補助金交付、これはずっと100万円ですと一緒です。それから、こういったぐあいに道路関係、下がっているか一緒なんです、ずっと。私がずっと毎年言い続けて、これもここ5年間ぐらい連続で、この道路整備についてはみんながお世話になるものだからちゃんとやらないといけないと。予算も上げてほしいということですからずっと言っているんですけども、私の意見は全然通らないのでちょっと不満なんですけれども、市としてはこれで十分だと思っていられるんでしょうか、この道路整備、道路関係は。

○小野委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。

それでは、資料No.10の125ページ、126ページをお開き願います。第8款土木費第2項道路橋りょう費第3目道路新設改良費としまして、今年度と前年度の比較がございまして、こちらの道路新設改良費につきましては4,200万円ほど増額になっております。

恐れ入ります、後ろに下がって123及び124ページをお開き願います。第8款土木費第2項道路橋りょう費第2目道路維持費、こちらについても今年度と前年度を比較しますと、平成30年度につきましては610万円ほど増額となっております。以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 今説明されたのは、私は微々たる増加じゃないのかなというふうに思うんです。賠償責任でいろいろグレーチングがはね上がったたり何が落ちたり、何だっけあと、ありましたよね。段差がついていてぼんと落ちているとかね。そういうことが毎年発生しているにもかかわらず、これだけのアップしかないというのは、私はちょっと解せないなというふうに思います。やはり何度も言いますが、みんなが使うものですから、私はもっともっと力

を入れてほしいなというふうに思います。お願いして、次の質疑もあるので、ちょっと移らせていただきます。

最後になっちゃいますね。今度はこの茶色の実施計画の中から質疑させていただきます。この中の62ページ、いじめ問題対策協議会等運営事業というところで、これは平成28年度は67万5,000円とっているんです。それから、平成29年は19万円、それから今度は4万円ですか、平成30年。これ何でこうずっとこんなに減ってきているんですか、いじめ対策について。これはちょっと気が抜けているんじゃないかなと、気の緩みがあるんじゃないかなと私は思うんです。実際、いじめはないというようなそういった回答を毎回聞きますけれども、私は露呈化していないだけで、ないことはないと思っているんです。必ずあるということ。いわゆる、そのいじめの過激さは、程度はいろいろあるだろうけれども。そんなわけで、小中一貫校教育を推進して、いわゆる不登校の人も減ったしというようなことも言っていましたけれども、私はこのいじめに関してはやっぱり気を緩めてはいけないと思うんです。やっぱり深刻な話が、もう仙台市の事例になっちゃうわけですから。そんな意味で、何でこんなに67万円から4万円に、激減ですよ、ここ3年間で。どういう考え方なんですか。

○小野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 それでは、予算が減ったというところについてですけども、実際、この委員の皆様ですけども、児童相談所の方であるとか、警察署、あと市の校長会、PTA連合会、福祉部等の方で、ほとんど報酬を必要としない方がメンバーになっておりますので、その部分で減らしておりますし、委員自体は全くかわっておりませんので、いじめに対してはしっかりと対応してまいりたいと考えております。以上でございます。（「しっかりとお願いします。以上です」の声あり）

○小野委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長兼市民安全課長 先ほど鎌田委員のほうから交通安全指導員の制服等についての答弁の中で、ちょっと表現が不適切でございましたので、市で購入いたしまして貸与という形で隊員の方々に支給しているものでございますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 それでは、私からも予算に関する質疑を何点かさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、資料No.10の84ページ、小学校入学準備支援事業についてちょっとお尋ねしたいと思います。

この小学校入学準備支援事業ですけれども、本市の事業内容としては、昨年から引き続きまして次年度も予算に210万円ほど入っているわけでございますけれども、この本市の入学準備品の内容について、ちょっともう一度確認したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 小学校新入学児童に対する入学準備支援金についてのご質問をいただきました。これは平成29年度から始まりました制度になります。第3子以降のお子さんをお持ちの保護者に対して小学校に入学する際に支援金として3万円を支給するものになります。以上です。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 そうしますと、210万円の予算が計上されていますけれども、人数でいきますと70名ほどだと思います。そうしますと、これは小学校の入学準備金という形で支援ということでございますけれども、この所得制限なんかはそれに入っているのでしょうか。対象要件は第3子以降だけなのか、この辺の対象をちょっともう一度お願ひしたいと思ひます。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 所得制限があるかというご質問ですが、特に所得制限はございません。第3子以降のお子様をお持ちの保護者全てが支給対象となります。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 これは確か昨年の4月に出された文部科学省のその内容ですけれども、特に所得が低い世帯に向けた義務教育の就学支援、要保護児童生徒の助成金としてランドセルの購入などの小学校入学準備金のために多額のお金を要するものということを出されているかとは思いますが、その対象が中学校にも含まれるのかなという部分もあったんですけれども、小学校だけなのか、中学生の保護者には支給される予定がないのか、その辺、ちょっと確認したいと思ひます。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 中学校の新生児に対する助成というところは、要保護・準要保護制度の部分かと思ひます。この事業は、要保護・準要保護制度とはまた別な小学校入学さ

れるお子さん第3子以降が対象ということになります。それで、こちらは昨年度から宮城県で開始された補助金を活用して交付しているものになりまして、今のところ中学生を対象にしたというところは本市のほうでは考えておりません。以上です。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。いや、でもこのランドセル、準備品というのは、困窮された方にとってはもう本当にありがたいものでありまして、支給時期は入学する前なのか、それとも後で支給されるのかというのは、その辺は今いかがなっていますでしょうか。

○小野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 それでは、お答えしたいと思います。

要保護・準要保護の新入学児童生徒の学用品費の支給につきましては、以前からもこの議会で報告させていただいておりましたけれども、以前は所得が確定した後の7月末に支給しておりましたけれども、本市の場合、3カ月前倒しをして入学確認後の4月に支給する、新年度早期支給を実施するというようにしております。それで、今現在募集をかけましたところ、現在117名の方から早期支給を申し込みいただいております、全体の75%程度の方が申し込みをいただいております。以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。早期に支給されるということでございますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

次の質疑に入らせていただきます。

資料No.10の116ページ、観光物産振興費についての観光案内所整備事業でございますけれども、それに質疑させていただきます。今回、観光案内所が今現在本塩釜駅の構内、駅内にあるわけでございますけれども、私もあそこよく通るところでございますけれども、従来のトイレの横に観光案内所が、今現在多分6畳ぐらいの本当に狭いところで観光案内所を運営されているわけでございますけれども、予算としては来年度からは移転という形で、駅内の新しい場所に移ったということで、ちょうど神社参道口から入りますと左手の一番奥のほうに多分なると思います。そうしますと、この観光案内所というのは、やはりいろんな方が、特に新しく塩竈に訪れた人が一番最初に立ち寄るところかなと思います。そういった中で、まずどこが目につくかといいますと、トイレの横も目につくんですけども、逆に新しいところになりますと、場所的には観光案内所としてはどうかなということで、ちょっとその辺、内容説明していただ

きたいと思います。

○小野委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 観光案内所の今度駅構内で新たに移る場所についてのご質問だったかと思います。委員おっしゃるとおり、場所については、アクアゲート口側のところを予定しております。これについての経過を若干説明させていただきたいんですけども、実は昨年10月までは駅前の店舗をお借りして案内所をやっておりました。その前は震災までは駅の中でやっていて、改札の正面ということで、利用が一番よかったところでございます。駅の復旧に合わせて駅の中にまた戻ろうとは思っていたんですけども、なかなか進まなかったということで、駅前のほうにやったという経過があります。

今回、今度の11月のオープンを目指して行う場所については、ちょうどJRさんで駅の中の復旧に合わせて店舗開発というのもやるよということの情報も入りまして、その場所が、済みません、恐れ入りますが、資料No.13の60ページをお開き願いたいんですが、こちらのちょうど中ごろに駅の図面、平面図を載せております。この図面の右側のところに斜線で今度移る予定の場所ということで示しておりますが、その場所の上の部分、ちょっと四角で斜線で、今度予定地の3倍ぐらいの広さですかね、ここの部分についてJRのほうで店舗開発するということがありまして、私のほうでもその店舗開発する部分というところの改札口の正面が一番見やすいので、目立ちますので、そちらのほうでということで何度も交渉したんですが、なかなかちょっとその辺が確保できない状況があったということ。

あと、したがって、この斜線の部分ということに落ち着いたんですけども、ただ、今後、ここについては、距離はありますけれども、改札の正面ではあるということもありますので、特に土日、今もやっているんですけども、改札の前のほうに臨時で机とかのぼりを立てて案内しているんですが、そういったのも引き続きやっていながら、あとはJRさんでも、この店舗開発する部分についてはガラスで壁をつくるとか、神社口のほうから見えやすいように案内サインなんかも設置しながら整備するということですので、これからJRさんのほうでも工事始まるんですが、その辺の進捗と合わせて見やすいように、見えやすいように工夫を、協議なんかを進めていきたいと思っております。以上です。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。やはりJRの中に観光案内所を設けるというのは、本当に課長の努力かなという面があると思いますけれども、確かにそのガラスの面もあって、正面か

ら入ったときに見えるとは思いますが、逆側から来たときなかなか見えづらいというのも多分あると思う。目的はやはりあそこを通る人でございますので、多分何らかの壁にちょうどぶつかって観光案内所というのが多分見えないと思います。それで、やはりこの駅内の観光案内所をもっとアピールするためには、ある程度の告知もしなくちゃいけませんし、看板等も当然駅内に掲げなくちゃいけないと思いますけれども、今回の事業費でございますけれども、165万4,000円という形なんですけれども、これは結構引っ越しもかかりますし、設備もかかるんですけれども、これは意外とちょっと少ないかなという部分があるんですけれども、いかがなんでしょうか。

○小野委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 事業費についてのご質疑だったと思います。この工事を行うに当たりましては、外側の部分というんですかね、今度お借りする場所を囲む外壁の部分というんですか、そこについてはJRさんで工事を行うということになっておりまして、私どものほうで行う予定のところは、その内側です。例えば天井だったり、あとは正面、あとはバックスペース、倉庫というんですかね、ちょっと物置のところもありますので、その辺の電気関係とか、そういったところの費用ということで、合計で165万4,000円ということになっております。以上です。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 安ければ私はいいと思うんですけれども、JRさんのも多分譲歩してくれたということもあると思います。

ところで、このやはり観光案内所というのは、観光客を迎え入れる地域の重要な施設であり、必要とするわけでございます。いろんなところで、私も観光案内所へ行って1回ちょっとお話しさせていただいたことがありまして、やはり一番多いのが鹽竈神社に行く道を教えてくださいとか、それから魚市場に行く道を教えてくださいとか、そういうのが一番多いという形でございます。あと、言われたのが、お土産は鹽竈は何がいいんですかというのもちょっと聞かれたわけなんですけれども、加工品という形と、あとお魚は持っていくお土産としてはなかなか難しいと思いますので、多分加工品かなと。そうしますと、やはり本当に鹽竈にとって必要なお土産というのは、きちっと観光案内所で説明できるぐらいの、その知名度を得ていただきたいという思いがありました。ぜひともこの観光案内所が一つの鹽竈の本当に目玉になると思いますので、ぜひともこの観光案内所の質を高めていただきまして、さらなる努力をしていただき

たいなと思います。

それでは、続きまして、質疑を次に入らせていただきます。

資料No.10でございます。124ページのLED街路灯導入事業でございます。

これもいろいろ施政方針に対する質問等で皆さんからも話があったかと思うんですけども、やはり環境の中で、街路灯のLEDへの変換ということで、消費電力が少なくなる、耐用年数が長いというのが一番の目的だと思いますけれども、今回町内会のほうで所有している防犯灯もちょっと含めてお話しさせていただきますけれども、水銀灯から交換した場合の明るさは以下のとおりですということで、これは資料No.13の中でちょっと入っていましたので、それをちょっと抜粋しながら……（「資料ナンバーを申し上げます」の声あり）資料No.13の63ページ。済みません。その中で、やはり電気料を含む維持管理費が安くなると。また、10年以上の長寿命であるということと、あと二酸化炭素の排出量の削減が環境に優しいということで、やはりこのLEDの街路灯をリースにしたということでありましてけれども、このリースは10年契約ということでございます。しかしながら、防犯灯設置助成金、これは資料No.10の52ページでございますけれども、町内会が所有する防犯灯に関してはリースが困難だというお話もちょっとお聞きしました。なぜリースが困難なのかをお聞きさせていただきたいと思います。

○小野委員長 川村市民安全課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長兼市民安全課長 町内会さんの防犯灯の関係でございます。防犯灯は、基本的に町内会所有という形になってございます。そのためリースという形になりますと、市のほうが所有しているものについてはリース契約を結びながら対応できる形になりますが、町内会所有であるということを含めまして助成という形での対応を、今回経費的なものを1,200万円に増額しまして5カ年間の計画の中で計画的に対応させていただきたいという趣旨で予算計上いたしてございます。以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。管理が街路灯の場合は本市で行っているという部分でございますけれども、それはリースにするという。それで、町内会の防犯灯に関しては町内会の管理ということで、それが難しいという形だと思います。しかしながら、ほかの自治体を見ますと、多賀城さんですと導入を考えたそうでございます。それはやはり同じ町内会の防犯灯も同じような数ぐらい、本市は大体4,800ぐらい数があると思います。その中で、多賀城市さんも大体4,780ぐらいの防犯灯があるということ、ほとんど同じくらいだと思いますけれども、その防犯灯の

全てリースにかけまして、その取りつけに関することは市が行って、管理のほうはまた町内会のほうに任せるとというのが多賀城市さんの考えだったと思います。そう考えますと、塩竈市でやはり5年計画でやるわけでございますけれども、そういった場合には1年間で782灯しか多分できないと思います。これはざっと5で割ればその数は出ると思うんですけれども、そう考えますと、かなりの金額になると思います。この辺試算されているのでしょうか、ちょっとお伺いします。

○小野委員長 川村市民安全課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長兼市民安全課長 今回、5カ年計画を策定するに当たりましては、平成28年に町内会の皆様にアンケート調査をさせていただきました。今後5カ年間で防犯灯の整備をしたいというような要望灯数を取りまとめさせていただきました。そちらの灯数が2,000灯であったということを踏まえまして、その2,000灯を5カ年間で整備をするということで、毎年度400灯ずつ、金額にしまして1灯当たり3万円上限ということでございますので、400灯を整備していくというような5カ年計画を立てたものでございます。以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 これは私も実は9月の決算特別委員会で質疑させていただきました。その答弁の中で、やはり町内会からの要望が2,000灯ということでありましたけれども、その数が、その残りの1,900灯というのがLEDにしたいのか、今までの蛍光灯の防犯灯で推移していくのか、いかがでしょうか。

○小野委員長 川村市民安全課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長兼市民安全課長 委員からお話しございましたとおり、町内会で管理いただいている防犯灯は4,800余りという数字でございます。そのうち約1,300灯が既にLED灯にかわっている状況でございます。残りが3,500灯という形になりまして、今回はその3,500灯のうち、ご要望のあった2,000灯に計画を立てながら5カ年間でかえていこうということでございます。以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 大体わかりましたけれども、しかし5カ年といいますが、やはり長い月日でございます。当初は26年ぐらい、多分150灯を毎年予定しているわけでございますから、26年間かかるわけでございますけれども、5年間でやるとそれでもまだまだつかない防犯灯があるわけでございます。その優先順位とかを考えますと、5年目の防犯灯がなかなか電気料が減ってい

かないというのが多分現状だと思います。そこで、ちょっとこのLEDのこれは昨年ですけれども、みやぎ環境交付金という形で多分県の事業としてスタートしたわけですけれども、それは今現在は生きているのでしょうか。

○小野委員長 川村市民安全課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長兼市民安全課長 宮城県でみやぎ環境交付金という交付金がございます。今回の1,200万円計上させていただきました財源といたしまして230万円余りの交付金を活用するというので、財源として確保してございます。また、それだけではなく、小学校のLED化につきましても、この交付金を活用しながら進めるという内容になってございます。塩竈市の配分額としては約600万円ほどというふうに捉えているところでございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。

私もちょっとネットで調べたんですけれども、何か今現在みやぎ環境交付金というのはなかなか出てこない部分なんですけれども、ちょっともう一度調べていただきまして、お願いします。これずっと続くのか、この交付金が続いていくのか、ちょっと微妙なところがございまして、ですから、ぜひともこの先ほど街路灯の水銀灯も含めて事業をやるわけですけれども、電気料が安いとか、そういったものを含めると、やはり町内における防犯灯も明るくなりますし、また数を、今から設置する場所も考えているところも多分あると思います。そういったものを含めまして、市が一括でリース契約の10年契約ができないのか、ことしから大崎市でも全灯LEDにすることも踏まえてやるということもちょっとお聞きしますので、最終的にぜひともお願いしたいと思いますので、ちょっとその辺、もう一度、検討できないでしょうか。

○小野委員長 川村市民安全課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長兼市民安全課長 先ほど交付金の関係でもお話がございました。今回、当初5カ年間でみやぎ環境交付金が平成23年から平成27年度までというような状況でございましたけれども、さらに5カ年間延長しまして平成28年度から平成32年度までは交付金として創設いただけるという状況でございます。

また、リースも含めた対応ということでございますが、今回、助成金の中で1,200万円に増額しながらの対応ということでございますので、なお有効な財源があるかないかどうか、そちらのほうも確認いたしながら、前倒しでの実施が可能かどうか、その辺を鋭意検討してまいり

たいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

では、次の質疑に入らせていただきます。

続きまして、実施計画のほうに入らせていただきます。実施計画の中の46ページでございます。ちょっとどこに入るかわかりませんが、割増商品券事業についてでございますけれども、商工会議所商業活性化事業だと思っておりますけれども、その中で、今回市長のほうから割増商品券の事業を震災から7年目になって経済効果も少しずつ回復してきたということでお話しされたと思います。それで、今回割増商品券が廃止という形でございますけれども、私もまちの商店を運営されている方からお話を聞くことが多々あるわけでございますけれども、そういった方からこの割増商品券に関することもよく聞かれます。やはりまだまだ商店街は苦勞しておりまして、そういった活性化をぜひともやってほしいと、割増商品券の事業も含めてやってほしいということでありました。

今現在、昨年まで、多分6月に補正で出されたと思っておりますけれども、今回も補正なのかちょっとわかりませんが、完全に中止になるかわかりませんが、昨年の総額は2億4,000万円でございます。枚数が2万セットでございますけれども、その割増商品券の数を下げて、例えば1割の割り増しにするとか、例えば販売部数を1万セットにするとか、その辺で、ある程度の予算との兼ね合いも多分あると思っておりますので、できないものか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 割増商品券についてですが、前もちょっとご答弁申し上げましたけれども、この当初の制度設計がやっぱり震災とか消費増税に伴う影響緩和ということで、そういうものの支援策としてということでした経過から、それについては一定の成果が上がったというふうに考えていまして、基本的にはもう今年度で一区切りということと考えております。そのかわりというか、ほかの商業の支援策といたしまして、今回小規模事業者サポート事業ということで、新たな事業を実施していくということと考えております。以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 小規模事業者サポート事業は一定の方だと思っておりますけれども、多分この割増商品

券の終了後にアンケートをとられたということで、ちょっと資料に書いてありましたけれども、そのアンケートの中で、9割を超える事業者が継続実施を望んでいるということの回答もあるんですけども、そういった内容を踏まえて、事業者の方、また消費者からもあったと思うんですけども、その辺の話があればお聞かせ願いたいと思います。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 お答えします。

消費者の方とあと事業者の方にアンケートは実施いたしました。事業者の方からは、効果がありましたのでということで、ぜひというお話もありましたけれども、やはりちょっと今のところ今後の国の動向とか、何か支援策とかそういうものがあれば考えていきたいとは思いますが、とりあえず今のところは一区切りということで考えております。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 大体所得大変だと、苦しいと思いますけれども、その辺、多賀城市さんは、多賀城商工会さんは、七ヶ浜、多賀城、両方見ているわけでございますけれども、昨年度は2割増商品券というのは廃止状態でございます。しかしながら、ことしから割増商品券が復活しまして、この間テレビでやっていたけれども、この商品券がスタートしているということでございます。その目的というのは、やはりなぜかといいますと、一番は経済効果だと私は思っておりますので、これで地域経済を活性化するためにはある程度のもも、金額が高額というのがありますけれども、これを下げてもそういったものできないものかということで質問させていただきました。ぜひとも検討していただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質疑に入らせていただきます。

実施計画の38ページ、緑化推進事業、これも今回北浜緑地ということで、こういう計画が県の事業としてございます。管理に関しては塩竈が行っていくというのはお聞きしておりました。その中で、緑化推進事業になるのか、その辺ちょっとわかりませんが、公園整備の中でございますけれども、震災から7年目を迎えて新たな魅力ある北浜緑地でございます。多くの方が本当に訪れていただけるように親水空間、宮城県とともにそういうふうになると市長のほうからも資料No.8の施政方針で言われておりました。それを含めて、私も本当にあそこはすばらしい公園になると思っておりまして、人が、みんなが歩いて行けるような、大体全長600メートルぐらいの公園だと思いますけれども、誰もがあそこをこれから歩けるといのがちよっ

と目に浮かんでくるような感じがいたしますけれども、そこでお伺いいたしますけれども、やはりその公園の後にどのような動線になっていくのか、お聞きしたいと思います。例えば、市場まで歩く予定なのか、それから籬からずっと渡って道路を今から施工していくのか、その辺の予定がございましたらお願いしたいと思います。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 北浜緑地についてお答えいたします。

まず、北浜緑地なんですけれども、今、県で整備を進めておりまして、平成31年度完成予定ということで、市の管理予算ということでは現在平成30年度の予算には組んでおりません。そして、北浜緑地、完成いたしますと、マリンゲート塩釜から港奥部に水門ができますので、水門の裏の管理道路を通過して北浜緑地まで片道1.8キロになりますけれども、そういう遊歩道ができるということで、皆様に親しまれる公園づくりというものを現在進めているところでございます。以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。これも私質問ちょっとできなかったものですから、一般質問でできなかったものですから、質疑させていただきました。本当にウォーターフロントということで、水に親しむという形で、子供たちが遊べる空間もあるということもお聞きしておりました。その中で、樹木といいますとやはり公園ですので何か上げると思うんですけれども、ある市民の方から桜の木とかそういったのも植樹するんですかとか、いろんなさまざまな創造的なものが聞かれるわけですが、ぜひともあの公園を一つの塩竈市の観光スポットとしていただければと思います。これは県の事業でございますので、なかなかそういった内容に関してはいろんな方の話し合いのもとで進められていると思いますので、ぜひとも市民の要望等も入れていただきまして検討していただければという形でお伺いいたしました。

続きまして質問させていただきます。

同じ実施計画の44ページの一番下にございます旅客ターミナルアメニティ向上事業ということで書いてありました。これは平成30年度に200万円、それから来年度には平成31年度には1,700万円、それから平成32年度には500万円を概算事業費ということで示されておりますけれども、これは下の内容を見ますと、マリンゲート塩釜の施設改修を行い施設の長寿命化と利便性の向上を図るということで書いてありますけれども、これ詳しく、どのようになっているのか、ちょっとお聞かせください。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 マリンゲートのアメニティ向上事業についてお答えいたします。

まず、平成30年度の200万円についてですけれども、現在マリンゲートのトイレは和式が多いということで、それを洋式化しようというものでございます。財源につきましては、観光庁の外国人受け入れ体制整備事業というものを使いまして実施していこうというものでございます。平成31年度以降につきましては、ちょっと金額大きくなっているんですけれども、現在西側の階段、らせん状の階段がちょっと今使用不能になっているということで、そのようなものの改修撤去等とか、あと標識等の整備ということもちょっと今後検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。今年度はトイレという形だと思います。その改修工事という形でございます。ちょっとこれが私内容がわかりませんでしたので、ちょっとここでお聞きしました。来年度は結構1,700万円という概算事業費ということで載っておりましたので、ちょっと私もわかりませんでしたので、お聞きいたしました。

それに付随しまして、やはりこの旅客ターミナルに関するマリンゲートの問題は私も産業建設常任委員協議会でちょっとお話しさせていただきましたので、余り詳しくすることができましたので、ちょっとそこでお伺いいたします。改めてお伺いします。

この産業建設常任委員協議会に出されました資料の中で、塩釜港旅客ターミナル指定管理者の決算書というのが出てきました。それを見ますと、第23期では純利益が21万8,000円とちょっと黒字になっていましたけれども、今回は712万8,000円という形で赤字に転じたということでございます。それはいろいろ要因があると思うんですけれども、一番のその赤字になった要因を、これちょっとお示し願いたいと思います。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 マリンゲート、塩釜港開発株式会社が赤字になってしまったということで、赤字の大きな要因としましては、やっぱり収入の大部分がテナントの施設使用料ということになります。その他駐車場使用料の収入というものが減少したということでございます。テナントの使用料につきましては、今3階の大型テナントとあと1、2階のテナントについて14区画があき状態となっていることで減少につながったため、ちょっと単年度赤字となってしまったという状況でございます。以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 要因として3階のテナント、そして1階の14のテナントということで今お話がございましたけれども、まさしくこのテナントに入る、募集するテナントがこれからあるのか。実際にこの3階を私も見ましたけれども、あのようなちょっと長いような感じの区画だと思うんですけれども、以前はテナントが入られていたと思うんですけれども、現在今募集をかけて、この間鎌田議員のほうで質疑して副市長がちょっと東京のほうで1社あるということで、今調整かけているということでお話がありましたけれども、やはり何度か皆さんあそこには寄ってみると思うんですけれども、あの状況をずっと見ていますと、なかなかその上の店舗に入るといような意欲というのがあるのかなのか、私自身はちょっと厳しいかなという部分があります。また、あその3階のテナントの家賃というのはどれぐらいなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○小野委員長 内形副市長。

○内形副市長 ただいま3階の部分のテナントの入居見込みはどうなんだというようなご質疑がございました。伊勢委員さんの質疑にもお答えしましたが、社長、あるいは市長、そして商工会議所の代表がともども東京の経済界の有力者のところに参りまして、ぜひ塩竈のマリンゲートのほうに入居する企業のご紹介をしていただきたいということでお願いしてきました。実際、そういったところも下見に参りましたが、やはり市場性のことを考えると、今進出するというのはなかなか難しいというような状況であったということでございます。

なお、今マリンゲートの来館者数でございますが、いわゆる震災前、平成22年のデータからいきますと190万人ぐらいの来館者がございました。しかし、震災後、まずは平成23年度は46万4,000人ということで激減いたしまして、順次戻りつつありますが、やはり平成29年度、いまだに79万6,000人ということで、なかなか震災以前には戻っていないということで、今その来館者をふやすために会社を挙げて、あるいは市のほうでも多くの来館者を誘致するためのいろんな事業を展開しているところでございます。

また、今ご質疑がございました3階のテナントの部分の賃料、幾らかというの、ちょっと今手元にありません。今担当のほうからご答弁いたしますので、よろしく申し上げます。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 3階のテナントのテナント料ということでございますが、以前入っていたところだと、大体月80万円ぐらいというふうに。以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。この候補がやはり厳しいというのは何でかなと思います。

また、賃貸料でございますけれども、80万円という形で今示されましたけれども、私も商売している経緯がありまして、やはり利益を80万上げるといいましたら、物すごいやはり売り上げを上げなくちゃいけないというのが当然ながら必要でございます。その中で、先ほどの来客数が79万6,000人という形を考えると、この赤字が埋まるのか、埋まらないのか、もう本当に大変な赤字に、累積赤字が今現在9億円に近いわけでございます。それを考えると、もっとふえていく要因があるわけでございますので、そういった形で、その赤字を埋めるためにはどうしたらいいのか、多分社長もいろんな話し合いをされていると思うんですけども、その辺をお聞きしたいと思います。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 まさに湾岸部の旅客の皆様方、観光客の方々が集まる中核的な施設でありますので、これは塩竈市にとっても大変大切な課題であるという認識のもと、先ほど副市長のほうから若干申し上げさせていただきましたが、私、塩釜港開発の社長、それに商工会議所の会頭等も一緒に足を運んでいただきながら、東京のほうに展開しております食産業の方々をご訪問させていただきました。二、三、かなり関心をお持ちで現場まで足を運んでいただいた会社が2社ほどございました。ただ、やはり一つはフロアが広過ぎるというようなお話を頂戴いたしております。また、分割するにしても、調理場が1つであるといったようなことから、なかなか使いにくいというようなお話も頂戴いたしまして、残念ながらいまだ立地ということには至っておりませんが、引き続き3階にテナントを誘致する努力を私のほうでいたしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 今お聞きしましたけれども、やはり3階のテナントで黒字計上が少しできるのかなというのはわかりますけれども、やはりあそこの解決というのは大変なことだと思いますので、もうぜひとも今現在やらなくちゃいけない部分というのは何かといいますと、その赤字をどうやって減らしていくかという問題でございますけれども、私、この会社の資本金を見ますと11億円ぐらいの資本金がございます。これは一部上場の本当に大きい会社でないとこれだけの資本金というのはございませんけれども、ある程度そういったものを踏まえまして、やはりこの原資というものを、恥ずかしいことでもありませんし、この赤字を補填するために原資という

のも一つの手段かなという部分がございますので、ぜひともそういう面も含めて計画を立てていただきまして、多分皆さんこの株式、いろんな方が入っておりますので、話し合いも多分されていると思いますけれども、そういった部分も早急にしないと、この累積赤字はどんどんふえていくだけのものであって、もう管理どころじゃなくなっていくんじゃないかなという部分がございますして質疑させていただきました。

私からは以上でございます。

○小野委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 それでは、私から質疑させていただきます。

平成30年度一般会計の規模、これは歳入歳出250億6,000万円ということで、前年度比がマイナス11.6%、復興まちづくりの総仕上げに向けた事業の進捗さらなる加速化ということで、当然復興事業がどんどん進んでまいりますので、マイナスになるということは当然のことです。特に、被災市街地復興土地区画整理事業など、市のほうとしては産業経済の復興を確実に進捗させるための事業を予算化というふうにごうたっております。また、人口減少に歯どめをかけ、定住、交流、連携につながる取り組みの重点化を掲げております。私たちも一丸となって目的を持って進んでまいりたいというふうに思っております。

それでは、本題に入ります。資料No.10を中心に質問させていただきます。

ページ、6ページ、第6款地方消費税交付金というところです。10億2,200万円という大きな金額になっております。この中で、6ページのところで、充当事業として9事業が載っております。これは自治体の裁量でどの事業にも使えるものなのか、それとも事業ということで一応こういったものに使いたいということのことなのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思っております。

○小野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 まずは地方消費税交付金でございますけれども、現在ご承知のとおり8%、もともとの従来分が5%で上乗せ分が3%ということになっております。地方消費税交付金、その8%分の交付金という形で都道府県ないしは市町村のほうに配付される交付金ということになっております。ご承知のとおり、社会保障・税一体改革の中で、上乗せの3%分に関しましては、基本的には社会保障4経費に対して充当するというふうに国のほうで決められております。そういったことから、それに当てはまる本市の福祉関係の事業に財源の一部として充当するというものでございます。どの事業に充てるかということに関しましては、福祉

関係、社会保障4経費という縛りはあるんですが、その具体的な事業に関しましては、本市として選択した事業ということになっております。以上でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。承知いたしました。

それで、その中で、下から2番目、健康増進事業費(がん検診事業)とそれから予防接種事業費というところに予算が組まれておりますけれども、この接種に対しましては、これは予算関係として塩竈市は人口の割り当てか何かでこれ見ているのでしょうか、教えてください。

○小野委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 それでは、予防接種関係のお尋ねかと存じます。

今、前段のご質疑でありましたとおり、消費税の交付金を財政のほうで私どもの事業に今充てているという形になりますが、基本的に予防接種につきましては法律で決まっております、市町村が実施する事業となっております。かつては国庫補助対象ということで、国庫補助金が充当されていたという時代もあるんですが、妊婦健診等でもおなじみのようにいわゆる一般財源化と呼ばれる措置が講じられまして、直接補助ではなく、いわゆる普通交付税ですね、交付税の参入にその加味されるという形で、国は約90%を普通交付税で見ていると言っております。ただ、あくまでも算定というんですかね、算入するというだけなので、実際我がほうのかかる経費の9割が別段で来るというのではなくて市全体の基準財政需要額と収入額のその差分しか来ませんので、あくまでも算入はされているというようなきょうはお話にとどめさせていただきたいと思います。ですので、基本的には一般財源化されて一般財源で全て賄っているという内容になります。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。一応予防接種、これは定期の予防接種ですと100%ぐらい国のほうで見ただけしているのかなというふうに私思っていたんですが、その辺の予算はなかなか難しいですね。大変大きな予防接種事業としては予算が必要なものですから、これもまた住民の皆さんの健康を守るという意味では、この住民健診、大変大事なものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に、ページ、同じ資料No.10の32ページをお開きいただきたいと思います。ここにちょうどたくさん項目が並んでおりますけれども、災害公営住宅太陽光発電システム売電料というのが90万円ほど載っております。ちょうど真ん中辺になります。この90万1,000円と

いう災害公営住宅の太陽光発電システムということなのですが、太陽光発電システムの設置状況について教えていただきたいと思います。

○小野委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 災害公営住宅の太陽光発電システムの売電料ということでご質問をいただきました。申しわけございません、全ての公共施設というところとちょっとあれなんですけれども、災害公営住宅といたしましては、今回災害公営住宅として整備させていただきました伊保石住宅、錦町住宅、あと清水沢東住宅、あと浦戸の各住宅の集会所の屋根面に、もしくは敷地内に太陽光パネルを設置していただいております状況です。ちなみに、その発電したものは集会所で使えるんですけれども、それで余剰の電気分を売電しているという状況でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。収入が出てきているということは、大変すばらしいことだと思います。今後、できるだけふやしていただけるとよろしいというふうに思います。

それでは、次に、同じくページ、68ページ、民生費、老人福祉費のところでございます。緊急通報体制整備事業費として261万円という金額が出ております。今現在、こういった予算を組むときに、これは何件ぐらいを予測してこの予算を組まれたのか、教えていただきたいと思います。

○小野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 今お尋ねいただきました緊急通報体制整備事業費でございますが、こちらは緊急通報のシステムを設置する関係の経費でございます、ひとり暮らしの高齢者の方、病気などをお持ちでそういった生活に不安のある方という方を対象にしてございます。ただいま設置してございますのは、新年度では65台ほどを委託料として計算をさせていただいております。そのような状況でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

資料No.17の133ページをちょっと見ていただきたいと思います。市内高齢者一人世帯、二人世帯の状況をここに資料請求をいたしまして、いただきました。それを見ますと、平成29年には世帯数が2万3,196世帯というところで、おひとり暮らしの世帯が3,788世帯、そしてまた高齢者のお二人暮らしの世帯が2,959世帯ということで、大変ふえている。これはまた年々ふえていくだろうというふうには予測はできます。

それで、今回、こういった資料をいただきましたのは、高齢者の方でもおひとり暮らしの方、元気な方もいらっしゃると思います、年齢を本当に感じさせないで。ところが、そういった方、つい最近、先月のことなんです、いきなり歩けなくなってしまったという通報が入りまして、私もすごく心配しまして、近くの方にすぐ連絡をとりまして見ていただいたんです。というのは、正直言って雪が降って積もっていて、私車運転できなかつたんですね。そういったことで様子を見ましたら、しばらくしたら何とかうちの中で動けるという状況になりました。そういった通報が来ましたので、とにかく枕元に電話を置いていただいて、寝るときに、もし万が一のときは即電話をいただけるような形にということで、あれしました。元気になられたのでほっとしたんですが、そのときに感じたのは、やはりご高齢になってお元気であっても、ちょっと今寒い時期ですので、二日三日おうちから出ないでおうちの中にと、歩かないですね。そうすると、ご高齢の方というのはいきなり歩けなくなるんですね。そのときにおひとりだったらどうするのと。昼間だったらいいんですけども、夜ちょっと手洗いなんかに行つて動けなくなったときにと、私もちょっとこれは大変な事態だというふうに思ったわけです。

それで、できればこの緊急通報体制、これをもうちょっと広めていただいて、お元気であっても、ある程度の高齢者の方には本当につけていただくというような、民生委員さんにもお伺いするとよろしいと思うんですが、把握していると。元気だから大丈夫ということではあり得ないんだということをちょっと今回思いましたので、この辺はぜひお願いしたいと思います。この年間65台ですか、予算としてはあれなんです、その辺のことをちょっと考えていただければというふうに思います。

それと、高齢者のお二人暮らしの方、私も民生委員とかやってきましたのでわかるんですが、高齢者の方の世帯を調査というのが2月からあるんですが、2人だから大丈夫と思ってしまうんです、ご家族がいるからと。ところが、先月、お二人とも倒れていたという事例がちょっとありまして、それが郵便屋さんか何かで新聞から何かからぎっちりなっていて、これおかしいということで何かわかったということがちょっと私お話をいただいたものですから、ご家族、2人というのも両方が倒れる可能性があるということも、現実的にちょっとお聞きしましたので、この辺も家族がいるから大丈夫というのではなくて、やはり見回りとか地域の見回りということがすごく大事だと思うんです。それで、ぜひこの見回りといったような、地域の中で皆さんで助かっていく、それから気をつけていくということができるよう、そういった事業をもうちょっと進めていただけたらと思うんですが、その辺のお考えを聞かせてください。

○小野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 今委員からお話しありましたように、高齢化進んでまいりまして、おひとり世帯、それからお二人世帯の方々、これからもふえていくことが予想されます。そのような中では、今地域での見回りのようなこととお話いただきました。お互いにそういったところでは、これからは見回り合い、支え合いをしていただくことも必要だと思っております。そういったことでは、生活支援体制等の整備などというような事業などを使いながら、地域でのつながりをまた大切にしていきたいと思いますというようなことなどの取り組みをさせていただいているところもございます。そのようなところをまた今後とも進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 どうぞよろしくお願いいたします。

それで、68ページのところの下から2番目、老人保護措置費というのが2,780万円ほど出ております。この内容をお知らせください。

○小野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 こちら、措置費でございますが、こちらは養護老人ホームのほうに入所が必要な方の措置費を計上させていただいております。こちらは65歳以上の方で、身体、それから精神面とか環境上問題がありまして、経済的に困窮している方で、おひとりで暮らせないような方を介護保険の制度以前から措置というようなことで入所をさせていただいている制度でございます。現在、9名の方にご利用いただいております。以上でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

それでは、同じく資料No.10のページ、128ページをお開きください。

第5項のところ、都市計画費として都市計画総務費というところなんですが、事業内容内訳のところ、本塩釜駅前駐車場管理費として182万1,000円ということで出ております。これ、アクアゲート口の商店の後ろ側の駐車場と、その場所によろしいですか。（「そうです」の声あり）そうですか。それで、恐れ入ります、年間収入、見込み額ですけれども、どのくらいに見ておりますでしょうか。

○小野委員長 本多都市計画課長。

○本多建設部次長兼都市計画課長 年間の収入でございますが、同じ資料No.10の10ページのほう

に記載をさせていただいております。10ページのちょうど中段ぐらいに本塩釜駅前駐車場として226万4,000円ということで計上させていただいているのが収入でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。226万4,000円という使用料ということですね。わかりました。なかなかもうちょっと収益が上がるとうれしいんですけども、管理費がちょっとかかっているなというふうに思いましたので、お聞きいたしました。

次にまいります。同じく資料No.10の78ページに戻っていただきます。

78ページ、認定こども園整備助成事業ということで、今年度初めて9,727万5,000円という予算が出てまいりました。これは塩竈では初めてではないかと思うんですけども、私立幼稚園から認定こども園にということで、本当にうれしいなというふうに思いました。この認定こども園というのは、子供にとってとても素晴らしい施設なんですね。なかなか認識が行き届いていないかと思うんですけども、もう10年も前ですけども、その制度が始まったころは、幼保一元化という言葉がございまして、幼稚園と保育所を一緒にするというので、県南・県北、非常に進んでいるんですね、宮城県でも、もう10年前にこれもうやっていますので。ただ、塩竈難しいですねと私議員になってからこの問題で話したことあるんですが、幼稚園も保育所も公立であると非常にスムーズにこの認定こども園に移行ができたんですが、塩竈市の場合は幼稚園という私立なものですから、なかなかそれは難しいでしょうという話で終わってしまったような気がするんですが、幼稚園の機能として教育、学校に入る前までのお子さんを教育すると。今、私立幼稚園、素晴らしいです、内容的に。私の孫たちが入ったときでも素晴らしいと思ったんです。スポーツは一流のとかちゃんと資格を持った人を呼んできてやってくださる。あるいは、習い事も園のほうでちゃんとやってくださるという、非常に進んでいたんですね。そういったことで、子供たちを1日いい環境で保育所は預かるという大前提でありますので、子供たちを守って第二の家庭の意味合いを持って子供を守って見てくださる。これはいいんですけども、そこに幼稚園の機能がプラスされるということは、子供にとって素晴らしいことだと思うんです。学校に上がるときに同じレベルで上がっていける。そういうメリットが十分にあり得るということで、今回こういった施策がなされたということは、とても本当によかったなというふうに思います。

それで、お尋ねしたいんですけども、今後、こういったことが進む状況になるんでしょうか、お尋ねいたします。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 認定こども園について、今回、改修についての整備費の補助金の予算を計上いたしております。1つの幼稚園の改修ということになります。こちらは幼稚園のほうから認定こども園に移行したいというご相談、申し入れがあったもので、それに対応するということになります。そのほかに塩竈市内には4つの幼稚園がございます。そちらについて、こちらのほうで認定こども園、こういう制度ですよというご案内は差し上げますが、幼稚園のほうでの移行の判断になりますので、そのところ、もし幼稚園側からご相談などございましたら、それに対応していきながら進めることになるかと思えます。以上です。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 実は、新浜町保育所の定員の関係とかいろいろな話が出ておまして、こういった認定こども園で今の私立の幼稚園が幼保一元化として募集をして受け取れるということになりますと、非常に子供たちの選択肢になる、いろんなことがふえてまいります。新しいこの認定される幼稚園ですけれども、定員数としては新たにふえるわけですね、そうすると。どうなのでしょう。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 お答えします。

今まで幼稚園のみの定員だったところが保育をする、保育の定員と幼稚園の定員というふうに分かれるという考えになります。ですので、全く今まで保育の定員がなかったところに保育の定員がふえ、ただそうすると幼稚園のほうの定員が減る、認定こども園になるという考え方になるかと思えます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 この認定こども園の内容的なことがなかなか広まっていない。実は、郡部では同じ公立で近くに幼稚園と保育所があったわけです。朝、保育所に子供たち、お母さんと、保護者の方と入るんですが、時間になりますと先生が引率して幼稚園に行くんです。午後2時ぐらいまで、もういろんなことを学んで過ごして、そしてあとまた保育所に帰ると。そして夕方までお預かりして保護者の方という、非常にうまくその時間帯で子供たちがすぽっとそこに入れるような状況がもう10年前に生まれてきていたんですね。私も、それはもう実際に見ておりますし、これはすばらしいなど。子供たちにとって確かに守られているのはいいんですけども、やはりある程度の年齢になったら学ぶことも大事だと。そういった学校に、まして学

校に入る年齢になれば、さまざまな知識を吸収したいという子供の意欲もありますので、そこをやっぱり伸ばしてあげたらいいなと。そういう時期を捉えて、逃さないで子供たちにいろいろなものを教えてあげたり、体験させたりしてあげられる、そういうことも大事だと。それを、だけれども保育所の先生方、あるいは保育所に全部それをお願いするということは、まず無理ですので、やはりその幼保一元化という形は子供にとっては非常にメリットがある制度であるということを思いますので、ぜひこれは市のほうからも、私立幼稚園さんに、こういった国の制度というものがあってそういった流れになれば大変よろしいかと思しますので、ご努力をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次にまいります。

資料No.10の116ページをお開きください。

観光物産費というところで、インバウンド資源発掘・プロモーション事業ということで、インバウンドに関して予算をつけていただいたようです。やはり早速にこういったことに着手していただいたということ、大変うれしく思ひます。外国人の観光客の方、非常にやはり利便性を高め、あるいは誘客を図る意味ではとても有効なシステムを入れていただける。それから、防災の観点からも非常に市内に無料のW i - F iを整備するということは大変ありがたいことです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、インバウンド関係なんですが、先月の19日に松島の議員さんからちょっとお誘ひいただきまして、実は私平泉町に行ってきました。というのは、仙台空港からバスが出ております。松島にだけしかとまらないんですが、松島から乗車してどういうコースで平泉まで行くんだろうと。ちょっと興味がありましたし、調べてみたいと思ひてご一緒させていただきました。平泉町でのお話も聞いたんですが、この中で一番、詳しいことは予算特別委員会ですのであれですけれども、感じたのは、やっぱり観光は広域だということを非常にしっかりと確実に感じてまいりました。詳しいことはまた一般質問等々ありましたらしたいと思ひますけれども、こういった先陣を切って前へ前へというやっぱり予算づけをしていただいて、市の発展というものに寄与していただければ大変ありがたいと思ひます。これはよろしくお願ひしたいと思ひます。もし、市のほうで、このインバウンドに関して何かありましたら、お答えください。

○小野委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 インバウンドについてのご提案とかご意見だったかと思ひます。塩竈市としましても、今回提案させていただいた予算の中には、今おっしゃられたW i - F i

の整備ということで上げさせていただいております。いろいろ調査をしていく中で、やはりWi-Fiの整備と多言語の案内というのが一番なくて困るといような、特に塩竈市内ではその2つが大きいと言われておりますので、今回これで整備させていただこうと思います。

あと、もう一つ、今広域でという話ありました。今、先日の施政方針に対する質問のときの答弁でも述べさせていただいたんですが、宮城県が中心となりまして“湾”ダーランドのエリア、三市三町ですね、東松島から始まるのと、あと仙台市と名取、岩沼の空港エリアを含めてDMOという、聞いたことある方もいらっしゃると思うんですが、観光で稼げる地域づくりをしようという仕組みをつくってございまして、3月、今月の月末にはその協議会を立ち上げるということで進めているところです。広域でやるメリットというのは、外国人の方はピンポイントで塩竈にだけ来るということはありませんので、当然広域が必要です。ですので、マーケティングとかそういうのをするためには、やっぱりある程度広いエリア、外国人の方が動く範囲というのを見きわめながらやらなきゃならないので、今回そういったDMOにも当然私たちのほうもエリアとして参画しますので、その中でそういった広域でのメリットを生かしつつ、塩竈の強みを出していけるような取り組みということで、頑張っていきたいと思っております。以上です。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次にまいります。

資料No.17、180ページ、資料の一番最後になります。

ここに、市内小中学校要保護・準要保護支給費の内訳と支給額ということを書いてありますけれども、これは要保護も準要保護も、この区分、項目ですね、これ全部同一的に支給されているということでしょうか。その仕分けはどういうふうな形になりますでしょうか。よろしく願います。

○小野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 このところに学用品費から医療費まで掲載させていただきましたけれども、要保護に当てはまるのは校外活動費の中の修学旅行費とあと医療費のみとなっております。そのほかは全て準要保護となっております。以上でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございました。

それでは、次にまいります。

資料No.10の142ページ、それとNo.16の38ページ、不登校児童生徒数というところで、出ております。見ていただけるとありがたいと思います。塩竈市においては、その不登校児童生徒さんのためにさまざまな手当てをしていただいております。本当に心を砕いていらっしゃるというのはわかります。カウンセラーの設置等も、本当にいろんな、けやき教室にしてもさまざまな手当てをしていただいているというのは、本当によくわかります。ただ、この数字が減ったとかふえたとかというよりも、よく見ていただきたいんです。小学校、平成28年度1年生で1人不登校の生徒さんが出ております。ところが、そのお子さんが1年たって平成29年度、2年生になります。2年生になったときの平成29年度を見たときゼロになっています。このお子さんは、どのようにして不登校を乗り越えられたのか。経緯です。そのお子さんの育ちの経緯。あるいは、これ順番に見ていきますとわかるんですが、平成28年度の2年生が1年たって平成29年度の3年生にいきます。下に下がります。そうすると2名ということで、これはふえていくんです。順番に見ていただきますとわかります。3年生の、平成28年度の3年生が2人いました。そのお子さんが平成29年度になると2人になっています。そして、変わらずに4年生になっていますけれども、こういったことをずっと流れを見ていきますと、6年生のときに2人だった、平成29年度2人ということなんですけれども、じゃ、1年たって、3人ですね、ごめんなさい、平成28年度で3人だったんですけれども、29年度、中学生になって7人にふえております。こういったことを流れをずっと見ながら、減ったとき、あるいはふえたとき、どういう生徒さんたちの要因があるんだろうか。変化があるんだろうか。1年ごとにやっぱり見ていくというのは非常に大事だろうと思うんです。それで、中学校になりますと、よくクラスでそういったお子さんが出ると担任の先生悩みますね。でも、担任の先生だけでは目が届かないんですね。むしろ学年でみんなが共有しないと、このお子さんをいろんな、学科別にいろんな先生がかわりますので、そういった先生方の総合的な意見を、いろんな子供さんの様子とかを廊下で会ったとか、あるいはどこかで見かけたとかというときの情報が共有されないと、そのお子さんの変化というのはわからない部分があると思うんです。そういったことの変化というのは、学校の現場ではどのような取り扱いをしているのか、お尋ねをしたいと思います。

○小野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 それでは、不登校児童生徒に対する学校での対応についてお答えしたいと思います。

まさに委員おっしゃるとおり、学校では担任1人に任せるという対応はしておりませんが、チーム対応というところで、管理職を初め、学年、または生徒指導担当等でチームを組みながらやっております。対応としては、まずは見立てをすると。どのような理由でなっているのかしっかりと見立てをすると。それに合わせて指導方針を立てて指導をしております。また、学校の内部だけではなくてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等も入れながらのチーム対応をしているところであります。以上でございます。

○小野委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 今、大変大事なところを見ていただきました。ありがとうございます。1年生のときに1人だったのが2年生になってゼロになったと。これはそのままなくなったということですが、ほかのところ、ふえているように見えるところもあるんですが、実は当年度で不登校に陥った者が翌年度は変わって出席になった。逆に、何でもなかった子供が学年を追うごとに休みに入るということもございます。それで、各学校においては、個人の不登校の状況を学年ごとにずっと追ってグラフにしております。そして、そのことから、この子供は何月ごろ、この行事の後ぐらいになるとどうも休みそうだというようなことを見取りまして、その前に手を打つというようなことをやってきた結果が減ってくる要因になったのかなと思っております。ありがとうございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。そのように見ていただければありがたいと思います。それで、ちょっと子供さんにお聞きしたんですが、中学生ぐらいになりますと、やはりなかなかカウンセリングを受けるとか相談するとかというのができないと。今のお子さん、私びっくりしたんですけれども、今のお子さんは電話が苦手だと。結局、メールとかLINEとか、そういったものだったら。それで、なぜという質問に対しては、電話だと即答しないといけません。考える時間がない。しゃべれないという。なれていない。メールとかそういうのでよく考えて打てるとか、連絡つけられると。ああ、そういう時代になったんだということを私もちょっと本当にわかりました。まず不登校のお子さんは学校に来ていないわけですので、カウンセラーの先生がいても、なかなか手が届かない部分があると。それから、もう一つは、何か悩みがあってもお伝えしたくても、カウンセラーの先生、時間でいなくなっちゃうから、連絡つかないと、そういったこともちょっと出ました。

それから、もう一つは、何というんでしょうね、生徒さんの気持ちなんですけれども、学校

のカウンセラー、どういうふうにして申し込むのかといいましたら、申し込みがあつてボードに書くという学校もあるんですか。何かそんな話をちらっと聞いた。そうすると、ボードは誰かに見られるから申し込みできないと。嫌だというようなこともちょっと出たんですね。これは本当に子供さんの率直なご意見だと思うんですけれども、そういったことを改善する余地があるような気がいたします。それで、個別にできる連絡手段といえますか、本当にいつでもいいんだよという、ここに相談してねという、そういった無料LINEみたいなものというの活用する、非常に今の時代そういう時代になったということをしみじみ認識させられたんですが、その辺、もしお考えがあればお聞かせください。

○小野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 それでは、お答えします。

まず、カウンセリングの申し込みにつきましては、先ほど委員からありましたように、ボードにみんなに見えるように書くというのは基本的にないのかなと考えて、確認したいと思います。もしあるのであれば改善するようにしっかりと指導してまいりたいと思います。

また、無料のLINE等というところにつきましては、ちょっと新しい情報になりますので、今後検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。大事なのは、不登校になる前に先生方、キャッチしていただいて手を打っていただくというのが大事ですので、それともう一つはカウンセラーの先生、なじみがないと言われたんですね。なじみがない。顔もわからないという生徒もいる。もしカウンセラーの先生と一緒に遊んだり、何か生徒の中に入ってきてくださって、お話を、声かけて生徒と話をしたりしているのであれば気軽にお話しできる部分もあるんでしょうけれどもという、そんな生徒さんのお話もありました。当然だと思いました。特に、小学校。小学校は一緒に遊んであげる。課外するとき、あるいはお昼休み、もうカウンセラーの先生大変ですけれども、子供たちに近づいていただくということも一つの解決方法かなというふうに思いますので、今後の対応方、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料No.13の64ページになります。

海岸通地区震災復興市街地再開発事業について、ここでいろんなこの事業に対しての財源内訳というものがございまして、補助という形でいろいろ出ておりますけれども、これちょっとお聞きしたいんですが、この今までにいただいている、ある程度、この計画を立てて国のいろん

な補助を恐らく一生懸命頑張っていたかのような形にした部分があるかと思いますが、この事業というのは、この補助以外は、あとはもう使えない、これをもらっちゃうとあとのいろんな国の施策があっても補助がもうあとはだめなんですという部分はあるんでしょうか。

○小野委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局復興推進課長 再開発事業の財源についてのお尋ねでございました。

こちらの資料にございますとおり、今年度につきましては5分の4補助としております部分が復興交付金が当たっております部分、5分の1につきましては市の単費ということでございます。お尋ねの趣旨は、国でほかの補助財源が使えないかということかと思われまいますが、まずその復興交付金事業としては、再開発事業として採択をされておりますので、まずはその部分が一つありますというところ。あと、昨日20回申請の採択の資料を共有させていただきましたが、そちらにありました子育て支援施設の整備費、これにつきましてはまた別事業ということで採択いただいているものでございます。現状では、この2つが復興財源ということで当たっている部分でございます。以上でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 実は、国土交通省のほうで、福祉施設、あるいは子育て支援拠点といったまちの都市機能を一段と凝縮する、地方のコンパクトシティを加速する狙いで、自治体が都市開発できる面積の1割以下に中心地を集約する場合に補助金、それも追加でそういった補助をつけるということで、なかなか進まない部分もありまして、国土交通省でそういうことを打ち出しているわけです。そうすると、考えてみましたら、集約される部分が商店機能もありますし、非常にこれに当てはまるのではないだろうかというふうに思ったわけです。国土交通省に都市再生整備計画を提出すると補助金がもらえるということで、いろいろな施設、商業施設、福祉施設、子育て支援、地域交流などの機能を凝縮した一つの固まりといいますか、市の中心部ですね、そういった非常に人口減少対策ということで打ち出しているんですが、果たしてこういったことも申し出てもよろしいんじゃないかなというふうに思って、きょうはちょっとお聞きしてみました。いかがでしょうか。

○小野委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局復興推進課長 お答えいたします。

まず、ちょっと財源のほうは中身を確認させていただきますけれども、基本的に復興交付金

事業を、制度そのものなんですけれども、そもそも国土交通省のほうである制度に対しての上乗せというていでいただいておりますものでございます。したがいまして、もともとの事業に継ぎ足しで別な事業をとという制度構築はできないというところでございます。いただきました内容につきましては、確認させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。（「ありがとうございます。終わりにします」の声あり）

○小野委員長 暫時休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時25分 休憩

午後1時15分 再開

○阿部（眞）副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

菊地 進委員。

○菊地委員 質疑を行う前に一言申し上げます。議選により選ばれた塩竈市の監査委員でございますので、よって地方自治法第198条の3第2項の規定に抵触しないよう質疑をしてみたいと思います。本来であれば、予算特別委員会ですので何ら問題ないと思うんですけども、一応監査委員としての役割をしたいと思っております。

それでは、まず資料No.10の1・2ページを総括しながら質疑をしてみたいと思っております。

まず、今回、一般会計が250億6,000万円、そして特別会計が192億5,110万円で、全部で443億1,100万円の予算です。それに企業会計が58億円ほどありましてトータルが501億円と、すごいお金が今年度示されたわけです。この予算というのは、基本的に市民全体の予算だと私は考える次第であります。そんな中で、この特別会計とかそういうのを除いて今回一般会計だけでも結構なんですけど、250億6,000万円というお金が、この中に災害復旧も含まれているんですけど、この予算が市民にとってどういうふうに位置づけて、市民がその予算を聞き入って、受ける側の市民としてはどういうふうに受け取ったらいいのかというのが私の一番の課題かなと思っています。それはなぜかと申しますと、まず市内を歩きますと、まず市民の方から「活気がないね、元気がないね」というふうな話がよく聞かれますので、そういった意味で、今年度のこの250億6,000万円がその活気・元気にどういうふうに反映されていくのか、まず市長のお考え

をお伺いしたいと存じます。

○阿部（眞）副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 一般会計の審査でありますので、一般会計の予算規模250億6,000万円についてであります。このことについては、再三申し上げさせていただいていますが、平成24年度以降、最少の予算額ということになっております。内容については、復興事業関係が一定程度大きなものについては整理ができたと考えております。例えば、災害公営住宅、あるいは魚市場の整備、そして各排水機場等につきましては、ほぼその概要が市民の方々にごらんいただけるという状況になったと思っております。したがって、改めて平成30年度からの3年間で、一つは復興事業の総仕上げをやらせていただきたいと。もう一つは、市民の方々には大変恐縮でありましたが、やはり震災の復興・復旧が最優先課題ということで、若干お待ちいただいております部分を改めてこの3年間で、長期総合計画の定住、交流、連携、そして掲げております3つの大きな政策目標を達成できる第一歩としての予算を計上させていただいたというふうに感じているところであります。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 今市長があらあらの全体的なことを申されました。いろいろ市長が出された施政方針の28ページあたりには新規事業ということで予算も記入されているんですが、これを見ると、ある程度ハード面とかそういうものがあるんですが、今市長が言った長期総合計画のおくれを3年間でやっていくんだというんだけれども、なかなか市民にとって今までおくれたものがどういうふうに反映されるのかなというのが、私の、今回の250億6,000万円の予算を拝見させてもらいますと、なかなか市民の方の心の中に豊かさとか、ああ住んでいてよかったなという実感が、私はですよ、見えづらいんでないかなというふうにこう思うんですよ。新規事業だって結構ハード面のほうが多いものですから、ソフト面で市民に携わるもの、そういったものがどうなのかなと。例えば、保健衛生とかそういったものがうんと出てきて、そういうのですよというんだったらいいけれども、妊婦健診とかというのは継続でずっとされているけれども、なかなか実感がいいのかなというふうな感じでおりますので、この新規事業についても、市民にどう影響を与えるのか、その辺を市長の考えとして、これをやることによって市民にとってこういうんだというのを示していただければ幸いに存じます。

○阿部（眞）副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 予算項目については、お手元の施政方針の中に全て記載をさせていただいていると

ころでありますし、その中で新規事業がということについても、前段財政課長、政策課長のほうからご説明をさせていただいたところでもあります。厳しい予算の中で、新規事業の数をふやすというのはなかなか大変でありましたが、例えばであります、今回は定住促進のために3世代同居の方々ということで予算等も計上させていただいているところでもありますし、またまちづくりの中でこういったことを新たに商業者の方々に実感をいただければということで、新たな支援制度等も立ち上げさせていただいているところでもあります。今は代表的なものを申し上げさせていただきましたが、その他継続事業の中でもこういったところを補強させていただいたとかそういったものもございますが、そういったものについてはまた個別のご質問をいただきますれば、そんな中でこういった工夫をさせていただきましたというようなことをご説明をさせていただければと思います。

例えば、認定こども園について、こういったことで今回新たな取り組みをさせていただきましたというようなことは、先ほど来るご説明をさせていただいているところではありますが、なお個別の項目の中で、こういったところというご指摘があればお答えをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 個別というふうな話ですので、それはあと今からありますので、個別にしていきたいと思っております。ただ、私はやっぱり全体的な流れで総合的に行政というのはつながりがあると思っておりますので、そんな意味で、全体的な大事な250億6,000万円のお金が本当に住民にとって効果的に予算組みされたと思うんですけれども、された予算が住民に実感していただけるような施策と意気込みを聞いたかったわけで、そういうことかなと思っております。

それであと、まずどこかの自治体の首長さんが言っていましたけれども、やっぱり首長の責任として住民が思っているかゆいところまで手の届くような、そういった住民に寄り添った行政を進めるのが一番ですというような、どこの市長さんだかが言っていたのが、もううんとこう、ああそうだなと。やっぱり原点はそこだと思いますので、その原点を忘れずに、我々議会議員としても、やっぱりそういった感じできしていかなくちゃだめなのかなというふうな、自分も反省しながら質問してまいりたいと存じます。

同じ資料No.10の2ページの災害復旧費がマイナス22億1,000万円だと。そして、前段の説明で、34億7,337万円が進度調整について、次の年、今年度かな——に繰り延べましたよというふうな話なんですけど、この34億円というお金がどういったふうな災害復旧でどのようになって

いくのか、その辺の全体的なものをお知らせしていただくと、災害公営住宅はもうでき上がっていますし、あとは浦戸の防潮堤、かさ上げ、そんなところかなと思うんですが、全体的な予算から見ると22億円とか三十何億円という説明の言葉が出ていますけれども、非常に大きなお金ですので、その辺をどういうふうに我々議員は捉えていったらいいのか。そして、市民にそれをどう理解してもらったらいいのか、説明願えれば幸いに存じます。

○阿部（眞）副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 では、私からお答えさせていただきます。

委員今おっしゃった34億円というのは、正確には34億7,337万1,000円の減。これは、一般会計の当初予算を説明するに当たって、一般会計の中で通常事業分とあと震災関連事業分に内訳として分けました。その震災関連事業分の平成29年度と30年度の差がマイナス34億円というような内容のものでございました。

一方で、半分余談になるかもしれませんが、通常事業のほうについては、むしろ前年度よりも増でございます。1.7億円ほど予算としては増になっております。最初にお尋ねになった災害復旧費に関しましては、主にその34億円のうちの大きなウエートを占めていて前年度から22億1,002万7,000円の減というふうな内容になっております。これは漁港の災害復旧事業費が減になったというような内容になっております。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。あと3年の間に災害復旧関係は全部でき上がりますように応援していきたいと思えます。そして、震災前の生活に住民が戻りますよう、願っているところでございます。

では、ちょっと細い点で入っていきたく思います。資料No.10の学校給食の件であります。ページは150から152あたりにありますので、ごらんください。152ページの一番上に学校給食調理業務一部委託料と、3,153万6,000円と説明欄に載っているんですが、以前、たしか私の記憶違いだったらあれなんですけれども、平成29年度まで学校給食のセンター化をしますというふうなたしか市長さんの答弁があったと思うんですが、それはどういうふうになったのかなど。あとまた1カ月あるんですが、年度内にそういったものができるのかどうか、お伺いしたいと思えます。

○阿部（眞）副委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えいたします。

今、学校給食の委託料に関連しましてセンター化のお話のご質疑だったかと思います。確かに学校給食プランの中ではまだセンター化というところに向かって今鋭意進めているところでございますけれども、この中で震災の復旧・復興等々の部分もございまして、ちょっとまだ話が棚上げといたしますか、継続して審議を行っており、審議、検討中という形になってございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 継続中と言うけれども、たしか市長さんの一般質問か何かでは平成29年度中にやりますよというような答弁があったから、それを聞いたんですが、また努力しながら継続をしていくと。やっぱり事業を組み立てていったら、それを一步一步、震災があったからできない、できるというの、たとえあったにしても、公言したらやっぱりそれに進んでいく。この間も、民生常任委員会で行政視察に行ったら、日本一の福祉、子育て支援をするんだというところは、もう職員さん、言葉に出して、それに向かってもう全身全霊でやって、日本一の子育て支援をやっている市もあるんですよ。ですから、私は、言葉に出したらやっぱりそれに向かって進んでいただかないと、言葉だけ言ってあとできません、後で継続中ですと言われても、真剣にこうやって審議、質問して、それが言葉で「ああ、やります」と言って、それで終わるんですか。私は違うと思います。ですから、やっぱり言葉に出して、議事録にも載っているんだから、そういうふうにして向けてやっていますと言うんだしたらわかるけれども、ちょっと残念だなと思います。だったら、そういう計画とかそういうの言わなければこっちも言いません。ですから、ちゃんと基本的に我々議会に説明したら説明したようにしてもらえれば何ら問題ないと思うんですけれども、その辺を説明していただきたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今ご質問の部分につきましては、確かに東日本大震災前に今後こういうスケジュールでやりたいというお話をさせていただいたことは事実であります。しかしながら、今回の大震災の混乱の中で、なかなか、1つは具体的な整備の手法等であります。もう一つは、それらをどういった形で進めるのかといったようなさまざまな課題・問題を同時並行して進めるということについては、はっきり言って大変難しい環境だったと思っております。言ったことは事実でありますので、それについては私の責任でございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 説明されたらやってほしいと。決してだめだというのではなく、事業、早急にする。

それを私は強くここで申し上げておきます。

あと、教育関係について、大きな意味で教育ということでお伺いしてまいりたいと存じます。というのは、全国的に少子高齢化が進んでいるこの時代、人口減少というのがあります。それで、教育委員会として、学校の整備とか、補修とか、いろいろ、あと前段でも午前中に学校の修理関係で質問されていて一生懸命取り組むというふうな話がなされていまして。それはそれでいいんですけども、そして塩竈は小中一貫校というふうなことで、全市的に進めていっているわけなんですけど、それで間違いないでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 そのとおりであります。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 小中一貫校というふうなことで、小学校と中学校が互いに交流して子供たちが健やかに教育を受ける環境づくりだと私は理解しております。

それで、先ほど言いました、やっぱり今の子供のことを考えるのは、もちろん最大限大事だと思います。それで、教育というのは、午前中に鎌田委員さんはやっぱり人材育成だと。そういった意味で、教育を受ける場所、学校等に関しても、やっぱり少子高齢化によって少子化になって児童生徒の減少というのはもう著しいと思います。東京のほうでは、やっぱり人口減少して子供が減って、学校の統廃合というのはもう5年先、10年先を目途に計画しているというんですが、そういった感じで塩竈市はそういう計画とか考え方を、話し合いを教育委員会としてしているんですか。このままずっと小中一貫校だけを考えていたのか。5年先、10年先、人口減少、子供の減少ということを考えて今から小中一貫校でどちらかの学校に移しちゃうとか何とかという、そういう考え方を持って話し合いとかされたことあるんでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 小中一貫教育を進めるに当たって、当初から併設型の小中一貫校という言い方をしてまいりました。つまり、統廃合ありきで小中一貫校を進めるのではなくて、あくまでも教育課程と教育内容のほうからのアプローチであります。これは、手法として間違えますと、統廃合のための小中一貫校ということになりますと、これは保護者であるとか地域の方のご理解はなかなか得られないだろうと。学校だけでもできませんし、保護者、地域の方々のご理解があつての小中一貫教育でありますので、教育委員会としては統廃合ということを当面考えておらないところであります。以上であります。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 今回の小中一貫校は併設でやるんだということは理解しました。しかしながら、やっぱり5年先、10年先を考えれば、そういったことも視野に入れながら、統廃合も視野に入れながら、人口減少、子供の減少というのを考えていかないと、少人数教育だからいいんだというんじゃなく、先生方だって困るんじゃないかなと思うんです。校長先生だって今まで何百人といった校長先生でなく100人未満の校長先生、小学校といたら、ちょっと運営しづらい、管理しづらいんでないかなとそういう思いがありますので、未来に向けてそういったことも今後予定がありましたら話し合いを持たれるといいかなと思っております。

あと、もう一点、大事なことを忘れていました。今回の一般会計で250億6,000万円だということなんですが、それで結構協議会とかそういうので話が出るんですが、職員さんの処遇というんですか、待遇というんですか、病気で休んでいる方が多いというのですが、そういったこの250億6,000万円の予算で職員さんの待遇とか処遇というのがどのように改善されて、そして病欠で休んでいる人が今何人くらいいるのか、その辺をちょっとお伺いします。

○阿部（眞）副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長兼市民安全課長 今回の予算の中で職員の処遇等というようなお話でございました。予算的なものとしたしましては、人件費ということで予算を組ませていただいておりますので、その中での地方公務員法等に基づく処遇ということでは、適正な形で予算を組ませていただいたものというふうに認識してございます。

また、休職者の状況でございますけれども、今現在5名が休職というような状況になってございます。また、この休職者、あるいは病休者の職務復帰につきましては、さまざまな取り組みを行いながら、早期に復職できるようなことを人事サイドとしてアプローチしているところでございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 今説明を受けて5人くらいと。ただ、これは長期の方が5人くらいかなと思いますし、ちょこちょこ休まれる方もいるんでないかなと思っています。そんな意味で、やっぱり先ほど冒頭で申しましたとおり、この予算が市民にとってもいい、働いている皆さんもいいと、そういう予算消化をぜひしてください。でないと、市民だけよくなって、いやあと我々市職員大変なんだなんていうことだけないように、やっぱり市民もいい、そして働いている職員さんもいいと、そういった環境づくりにぜひ努力をしていただきたいと思います。

いろいろ職員さんの研修とかというのが出ていますけれども、話はすると、あと何だと。全部ページ10ページで言うのかということであれなので、ページ、個別に言いますと、今研修と言ったんですが、資料No.10の61ページに監査委員費が出ていますけれども、それで、私も監査委員になって2年ちょい過ぎたんですけれども、全国大会とか東北大会、宮城県で東北大会があればそこに出席はさせていただきますけれども、全国東北大会とか、旅費が一切ないんです。だから、何なのかなと思って。だから、私は、高橋監査委員さんにも「ねえ」と、お話しするんですけども、なかなか財政が苦しかった時代からないんですというふうなお話なんですけれども、やっぱり職員さんの研修だって監査委員の研修だって、しないと、このままの監査でいいのかとか何かという自問自答すると、やっぱり全国レベル、東北レベルとか、県内レベルの勉強をしたいなと思うんですけれども、それについて、その予算が出ていないと、逆に申しますと、先ほども修繕費だとか何かで予算云々、補正云々というふうに出ましたけれども、もしそういった場合、財政課長にお伺いしますが、どうしても全国大会の研修会に行きたいという場合は、どうしたら、補正はそういうのはすぐ認めていただけるんですか、そういうやり方。いやあと、このままずっと予算だからこのままいなさいというんだか、その辺、財政課長さんとして、補正の仕組み、やむを得ないというので出せるのか、その辺のちょっと考え方を教えてください。

○阿部（眞）副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

まず、前段、例えば議会事務局もそうですけれども、全国大会とか、東北大会とか、そういったもので絶対に出なければいけないものだよという旅費の要求がございましたら、財政のほうではそれを切るようなことはしていないつもりではおりました。

あと、ご質問の補正予算で対応するかどうかについてでございます。今もお話し申しましたとおり、絶対に出なければいけない、法的にかどうかわかりませんが、そういったやむを得ない事情があるという話なのであれば、それは補正を否定するものではないというふうには考えております。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。絶対出なくちゃだめ、絶対出たいという、やっぱりそういう希望も、議員さんだって研修したいというの、職員さんだってあると思いますよ。なぜこういうことを聞くかということ、契約関係ですぐ、いやこういう案件が予期もしないで出たからと

いって補正で何ぼも何ぼも追加料金出すわけだから、そういったものも心を広く、そして塩竈市民のためになるのであれば、そういうふうに大きなくくりで見てもらえれば、そういった全国大会等の出張関係も認めてほしいなと私は強く要望しておきます。お願いしておきます。

次に、同じ資料No.10の94ページから96ページの広域火葬場運営負担事業の5,445万6,000円についてお伺いします。いろいろ資料をいただいた中で、新しい斎場、利府のほうに計画されていますが、その進捗状況というか進みぐあいをお知らせしていただきたいと存じます。

○阿部（眞）副委員長 川村市民安全課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長兼市民安全課長 新しい斎場の進捗状況というお尋ねでございます。現在、新たな建設用地の取得を行っている状況にございまして、来年度では基本的な設計等を行っていくというような内容というふうに把握してございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 来年からなっていくと。それで、いろいろ袖野田にある今の斎場も住民から早くほかに移転してほしいというような要望が建設当初からあったわけです。それで、ここまで住民のご協力のもと現在の斎場で事業が推進されているということも、我々議員としてやっぱり深く認識して、一刻も早く新しい斎場、そういうものに向かっていければなというそういう思いでおりますので、建設に向けていい方向に進むようお願いしたいなと思っております。

それで、斎場運営にかかわるものなのですが、同じ資料No.10の138ページ、消防事務組合のことでちょっとお伺いしたいと存じます。いろいろ二市三町の火事とかそういう災害の際には、もう消防事務組合の活躍、そして救急医療がとても大変だなと思っております。消防費全体的な予算は6億5,839万6,000円なんですけど、その中で消防事務組合のほうには5億六千何かがしが行っている。それで、やっぱり先ほども全体的な予算で働いている人の云々と申しましたが、消防事務組合等で働いている人の労働環境は十分なのでしょうか。というのは、昨年、たしかマスコミで署員の方が自殺された。それで、元署長を親が提訴しているというふうなニュース報道されました。それで、私は、それはパワハラかいじめか何か我々には詳しい説明がないんですけども、そういった感じで、やっぱり署員さんだって働く環境、そういったパワハラがあったりいじめがあったりしたんではまずいんじゃないかなという思いから今回お伺いするわけですが、今の現状で、ある程度消防とかというのは縦社会もあるのかなと思いますので、階級で、ですから、そういったことが現状はどうなのか、ちょっとわかる範囲でお知らせ願いたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 消防事務組合議会というのがございまして、今いろいろ疑問を呈されました部分については、消防事務組合議会の中でもしっかりと議論をされているとっておりますし、私も消防事務組合の管理者という立場でありますので、塩釜地区消防事務組合の職員の服務規程をしっかりと守って活動するように、なお徹底をいたしてまいりたいとっております。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 そのとおりだと思います。それで、1点だけ、やっぱり塩竈から5億何ぼお金出して、その後、いじめた方にやっぱり退職金出ていると思うんですね。そして、元署長さんがいじめられてどうのこうのというふうな内容で今裁判中だと思うんですが、やっぱりいじめとかそういうというのは、私はよくないと思います。子供たちにとっても、大人にとっても、職員さんにとっても。だからそういう意味で、もし示談になるか裁判の結果出るかわからないんですが、もしそういういじめて退職していった後で発覚した人の退職金とか、あとその損害賠償を求められたときの支出というのは行政がやっぱり支出するんですか。個人ですか。その辺だけ、ちょっと確認だけさせてください。というのは、退職した後に訴えられたからそれは知りませんというのか、やっぱり働いているときからの、ずっとやめてもそういった影響があるというのか、管轄されるんだよというのか、ちゃんと職員さんも、だから真剣に皆さん一生懸命仕事しているわけですね。それがいやあと退職したから関係ないということじゃなく、やっぱりその仕事のあり方というのを見るとどういうふうになっていくのか。万々が一、その職員さんがいじめたりなんだりして、その結果自殺されて今訴えられているわけですが、退職金をもらって、そしてあと万々が一その人がいじめを認定されて賠償なんかあった場合は行政が払わなくては、大切な税金を払うようになるので、そういう職員さんがいてももらっても困るので、だからそういうの退職金の取り扱いとかどうするのかだけ確認させてください。

○阿部（眞）副委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長兼政策調整監 今のは消防事務組合のちょっとお話ではございますが、一般論として、例えば塩竈市でそういうことが起こったような場合どうなのかということでのご回答とさせていただきたいと思っておりますけれども、やはり何らかのそういった仮にパワハラとか、それが重大な過失、あるいは故意に基づいて行ったということが明白なような場合には、一旦は行政が支払うことがあったにせよ、個人に求償するということは法的にございますので、そ

の辺は事実認定の上、そういった道があるというふうに認識しておるところでございます。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろ細かいこと言うと、今志賀さんも、払った退職金どうするんだべとかそういう心配していますけれども、そういうのもちゃんとやり逃げはだめだよと。いい意味で塩竈に功績を残すならいっぱい残してもらって結構なんですけれども、悪いやり逃げは徹底的にやっぱり市民の税金を使うことなく本人の責任にしていくというのが行政の責任でないかなと思いますので、そのことを強く申し上げておきたいと思います。

あと、資料No.10の95ページ、清掃費について、これまたお伺いしたいと思います。清掃費は6億405万円ほどということなのですが、いろいろ中倉埋立処分場にしろ、清掃工場の老朽化という問題がずっとずっと取り沙汰されてきているわけですが、いろいろ中倉の埋め立ての処理能力の問題、そして清掃工場の老朽化の問題ありますが、いろいろ減量化だ何だとやっているけれども、その施設そのものの状況、どういう状況になっているのか、お知らせください。

○阿部（眞）副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、清掃工場の老朽化ということでございます。確かに現在の清掃工場につきましては、完成してから四十数年たつような状況になっております。やはり毎年予算をかけながらその部分、老朽化した部分を補修していくというような形で、現在延命化に努めているところでございます。

それからあと、今回資料要求でもございました中倉埋立処分場の関係ですが、資料のほうでも示させていただきましたように、埋め立て想定年数は5年近くになっているというような形でございますので、埋め立てに要した、埋め立てする容量自体は年々減少傾向にあるとはいうものの、やはり限られた年数になってきておりますので、その辺、さらに今後の状況を見きわめながら、あり方について検討していきたいと考えているところでございます。以上です。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 5年くらいで満杯になる。またあと清掃工場自体もたしか平成19年あたりに建てかえたというのがもうそれから11年が過ぎようとしています。そんな意味で、そこで働く人たちの安全ということもありますので、清掃工場の場合、やっぱり老朽化して、あと古くなれば古くなったで処理能力も落ちてくると思うんです。そうすると処理能力が落ちてくるということは、無理をして処理をしていくということは、かなりよそに力がかかって大変な事態が起き得るケースもありますので、劣化して、ですからそういったことがないようにやっぱり住民の安

心・安全、職員さんの安心・安全というのを考えるのであれば、あの清掃工場の建てかえ云々というのもしか議論されているはずなので、それに邁進してほしいと思います。

それで、議会の中では、いわゆる宮城東部衛生処理組合と一緒にあったらいいでないですかとか、そうすると、いやあと向こうの一市三町から持参金持ってきてとかと言われてなかなか折り合いがつかないとかという話ですが、やっぱりこの二市三町、宮城東部衛生処理組合の清掃工場もかなりもう年月がたっていますので、そろそろ建てかえ時期だと。そうした意味で、この予算の中で、そういった新しいものに向けての予算があるのか。先ほど課長さんがいろいろこれから検討していくという中においても、市内だけでなく、やっぱり二市三町との協議とかそういったものに予算をかけて話し合いをして市民の清掃業務をスムーズにいけるような方策をしてほしいという意味でお伺いします。

それで、宮城東部衛生処理組合との話し合いとか、その辺は環境課長が、お答えづらいであれば市長のほうに答えてもらいますので、どういう状況なのか、流れを全体的にご説明賜りたいと存じます。

○阿部（眞）副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 このことについては、議会の皆様方からも再三ご質問いただいておりますが、その際に私のほうからご答弁させていただいておりますのは、将来、宮城東部衛生処理組合のほうと塩竈も一緒になって二市三町で処理をしていくということを基本にさせていただいているということについては、再三再四ご説明をさせていただいております。

その中で、1つは今菊地委員からお話いただきました焼却場であります。実は、宮城東部衛生処理組合の焼却場も、本市の焼却場も、かなり老朽化をしている。本市につきましては、ダイオキシン対策を講じるときに一部改築したのが唯一の改築工事ではないのかなと思っておりますが、そういったことを踏まえまして、今日まで、例えば宮城東部衛生処理組合で炉を点検するときは塩竈市のほうでその部分を受けさせていただく、また塩竈市が点検整備をする際には宮城東部衛生処理組合のほうにごみを引き取っていただくということで、お互いにそういったやりとりをしていることは事実であります。これから先も、そういったことを考えますと、炉を1つということではなかなか難しいのではないのかというようなことを今、宮城東部衛生処理組合として検討されているというふうにお伺いをいたしております。

もう一つであります。今ご質疑いただきました安定型の処分場も、塩竈でもあと5年ぐらいということでもあります。一方、宮城東部衛生処理組合の安定型の処分場につきましても、大分

容量が満杯に近づいているというようなことについては、各首長さん方からお伺いをいたしております。これから先、新たな安定型の処分場を整備しなければならないというような時期に塩竈市も一緒に負担をしていただいて、やるという方向が今、宮城東部衛生処理組合の皆様方の基本的な考え方のようにあります。我々も、そういった新たな施設整備に着手する時期に宮城東部衛生処理組合の一員として、例えば焼却処分でありますとか、安定型のごみ処理の処分といったようなことに参画をしていきたいというようなお話はさせていただいてまいったつもりでございます。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろご答弁ありがとうございます。それで、やっぱりごみ問題というのも大事で、今ちょっと気になったのは、焼却炉、1つでは物足りないのではというふうな話をされたんですが、1カ所じゃなく、1カ所という意味でなく1つで物足りないというふうに今市長さんの説明あったんですが、1つで物足りないということは、また塩竈につくりなさいということなのか、その辺どうなのかをちょっと確認したいと思います。

○阿部（眞）副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 言葉足らずで大変申しわけございませんでした。今回、宮城東部衛生処理組合で新たに建設する焼却炉については、2基を整備した上で、点検整備の際にはそれぞれ交代で焼却をするというようなことも検討していかなければならない課題だということで、今取り組んでおられるというふうにお伺いをいたしているところであります。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 わかりました。最初1つだけでは足りないというから、そうすると宮城東部衛生処理組合に1つ、あとまた従前どおり塩竈に1つでというふうな思いをした。そういうふうになると宮城東部衛生処理組合の意味合いがないのかなと心配したものですから、今確認をさせていただきました。時間も、いろいろいっぱい聞きたいことがあるんですけども、きょうは市長さんの施政方針に対する基本的な考え方、そしてそこに働く職員さんの環境の充実、そして市民が本当に住みよい塩竈の一員として生き生きと活気・元気に満ちた塩竈市の運営によって実感していただけると、そういうふうにご努力をさせていただくよう、強く求めて私の質問は終わります。ありがとうございます。

○阿部（眞）副委員長 土見大介委員。

○土見委員 では、続きまして、私のほうから質疑させていただきたいと思います。

資料としましては、13番、17番、あと実施計画、この3つを中心に質疑させていただきたいと思えます。

先ほど菊地委員のほうからもお話がありましたが、今回広域連携に関するものが幾つかありましたので、まずそこから、議会のほうで提案した広域行政の促進に関する条例というところの目的も踏まえながら質問させていただきたいと思えます。

まず初めに、歯科口腔保健センター整備事業についてです。資料No.13の51ページから始めたいと思えます。この口腔ケアというものは健康維持にとって非常に大切なものであるということは、私も認知しております。その上で、この今回のセンターの整備事業というのは、基本的には非常に重要な事業であるというふうに考えております。その中で、今回の事業というものが歯科医師会からの要望にお応えした形での補助金ということになっているというふうに思うんですけれども、歯科医師会さんのほうとしては広域的なさまざまな近隣市町村から補助金をいただいた上でつくるという話をお伺いしております。この広域的な行政間の協議というものが必要になってくると思うんですけれども、その部分に関しての経過というものをまずは簡潔にお教えいただきたいと思えます。

○阿部（眞）副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 広域的な立場というご質問でありましたので、塩釜地区広域行政連絡協議会の中で、こういった問題・課題解決に取り組んでまいりましたので、若干経過というご質疑でありましたので、ご答弁をさせていただきたいと思えます。

塩釜歯科医師会におきましては、今休日急患センターは輪番制で行っております。一方、医師会につきましては、休日急患センターを活用して急病患者様の診療行為を行っているわけがあります。そういったことを踏まえまして、塩釜歯科医師会におきましても、センター方式を当初検討されております。要は、この今歯科口腔保健センターへということの場所で、あわせて休日急患センター的なものを対応できないかということで検討されたというふうにお伺いいたしました。しかしながら、診療機器が歯科医師の皆様方はそれぞれ違った機器類を使っておられます。休日急患センターということになりますと、1種類だけの歯科治療に必要な機械類を備えるということはなかなか対応ができていくというようなことで、会員の皆様方の見解も何か大分分かれたというふうにお伺いをいたしております。そういった中で、会員全員が合意できましたのが、歯科口腔保健センターというものの必要性については、これは極めて広域的な課題ではないのかということで、今回新たに歯科口腔保健センターの整備についてというよ

うなお話を頂戴いたしまして、広域行政連絡協議会でもそのお話をいただき、各管理者、副管理者の皆様方がご了解をされたという経過がございました。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうですね、センター化というところは難しかったがという話なんですけれども、今回各市町村から補助金というものを出すわけなんですけれども、本市におきましては塩竈市補助金の交付の手續等に関する規則というものがあると思います。今回の補助事業というものは、やはりこの規則に従って進めていくのか、その点についてお伺いいたします。

○阿部（眞）副委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 予算をお認めいただいた暁の今度は実際の補助の交付についてのお尋ねかと思えます。基本的に二市三町の保健衛生の担当課長会議でその辺についてもまだ議論の途中ではございますが、基本二市三町のそれぞれが補助金を予算計上して歯科医師会さんのほうに交付するという形になります。例えば、塩竈市のほうで一旦補助金を集めて塩竈市が出すという形ではございませんので、方法論としましては、二市三町がそれぞれ補助要綱等、あと今土見委員指摘のありました市町の規則に基づいた補助要綱を設置して、それに基づいて補助金を支出する案、それと今回広域行政の取り組みでございますので、二市三町の広域行政連絡協議会の会長であります塩竈市長を代表として歯科医師会と一定の協定書を締結すると、その協定書に基づいて支出するというこの2つの案を今考えてございますが、いずれにしても、行政として既存、あります規則等は遵守していくという立場にあるということは認識してございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。今2つのパターンでの補助の仕方を検討しているというお答えでした。2つ目の方法だと非常に補助を受ける側としてはやりやすいものであるなというふうに感じるんですけれども、例えば1つ目のそれぞれの市町村がばらばらにやっていくというようなことになると、それぞれのところで補助要綱をつかって、それに該当するような形でやっていかなきゃいけないということになっています。塩竈市の先ほどご紹介した塩竈市補助金の交付の手續等に関する規則を見させていただきますと、第10条の中で、補助事業者の責務として善良な管理者の注意を持って補助事業を行わなければならないというふうにあります、入札も含めて公正かつ競争原理に従ってやっていくということが必要になるというふ

うに思っています。一方なんですけれども、同じ規則の第3条のほうでは、不当に補助事業者に対して干渉してはならないというふうなことを記してあるんですけれども、それとの反面、補助金にかかわる事務の執行に関しては、補助金が市税その他貴重な財源で賄われることに留意し、公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならないということで、この補助金を出す側の行政側の責務というのを明確にしているというふうなことがあります。

今回の状況で、先ほど2つのパターンでの補助の仕方というのがあるということだったんですけれども、1つ目のことを考えた場合、歯科医師会さんの側から見ると、さまざまな行政を相手にしなければいけなくて煩雑であるということがあるのと、あと行政側から見たときも、要するに監督行政がたくさんいる中で1つの対象者に対して補助するというので、ある意味無責任というか責任の所在が不明確になりそうなこともありますけれども、広域の中で、そのような協議というのとはされているのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 ただいま土見委員からご指摘ありましたようなものも含めまして、現在はやっぱり合理的な進め方としては、やはり二市三町と協定書を締結するというのが合理的ではないかという考えが支配的ですが、その中にこういったものを盛り込むかというのもこれから詰めていくという形になりますが、先ほど前段規則の記されているものについても委員触れられたと思いますが、例えば実際の建築工事の発注に当たっても、いわゆる客観性であるとか、公平性であるとか、そういったものを確保するようにといったような文言もあわせて協定書の中に入れるということも視野に入れて担当レベルで今検討を重ねているという状況でございます。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ぜひ横の連携を行政側もしっかりとっていただいて、補助事業者のほうに過大な負担がかからないように、補助事業をしっかりやっていただけるように協力していただければと思います。

また、私以前も質問させていただいたんですけれども、この補助事業の建設場所というものが東日本大震災の経験を考えると被災する可能性が否定はできない場所であるというふうに考えます。防潮堤ができたり、あとは下水管の機能の増強が図られたものもありますけれども、それでもやはり心配といいますか災害時に必ず被災しないという保証はない場所でありまして、ぜひもし万が一被災に遭ってしまったらということも踏まえて、ここが機能するようにマ

ニュアルづくりとか、もしくは指導、訓練というものをしっかりやっていていただきたいとお願いいたします。

続きまして、もう一つ広域関係についてなんですけれども、先ほど菊地委員のほうからもありました清掃工場改良事業についてお伺いしたいと思います。資料としましては、実施計画の54ページのほうを使わせていただきたいと思います。

今回、清掃工場改良事業といたしまして4,800万円の事業費が計上されています。平成28年、平成29年、平成30年と、ずっとこの4,800万円で続いているんですけれども、先ほど菊地委員に対するご答弁の中にもありましたけれども、今老朽化がかなり著しく進んでいて、やはり補修をしながらぎりぎり延命化をして動かしているというようなご回答があったと思います。この点について、市長のほうからも、広域で二市三町でという話がありました。このことから、この広域の観点も含めて話をしていきたいというふうに思うんですけれども、長期総合計画の中の第3編第3章3節には、広域行政の推進ということで、広域連携による共通課題の解消を積極的に取り組んでいくとか、あとは新たな時代に対応した広域連携の研究に取り組む、また本市とゆかりのある都市とのさらなる交流に努めるというふうに、広域連携の重要性をうたっております。

その中で、お伺いしたいんですけれども、先ほど菊地委員の質疑に対してご答弁いただいたので、清掃工場の状態というのは何となく認識しました。しかしながら、埋立処分場のこともありまして、今後延命化というのもやっぱり限度が出てくる可能性というのは否めないなというふうに感じておるんですけれども、今現在の状態では、現施設の使用というのはいつごろまでが限界なのか。埋め立てのほうはあと5年という話がありましたが、焼却炉なども含めた寿命というのはどのようにお考えなのか。その後、どのような環境が、先ほど宮城東部衛生処理組合との何を加盟という話がありましたが、どのような環境が整えば現施設の役目というのが終わるとお考えなのか、お答え願えればと思います。

○阿部（眞）副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、清掃工場の限界というご質問でございました。まず、清掃工場の部分につきましては、今回毎年のような感じで4,800万円の清掃工場改良事業費として計上させていただいております。こちらの部分については、不良箇所の部分についての改善というような形での事業費になっております。ですので、優先順位をつけながらその不良箇所を修繕しているというような部分がございますので、限界がどこなのかというのはなかなか

見えづらいというのはあるかと思えます。

それからあと、宮城東部衛生処理組合との進みぐあいですか、それによってどういった形でこの清掃工場のほうが終わるのかというようなことをございますけれども、まずどういった内容を検討すればいいのかという内容をございますけれども、やはり先ほどお話の中にもありましたように、負担金の問題が出てくるかと思えます。まずその辺の負担金がどのくらいになるのか。それからあと、処理の方法、それから収集の方法、そういった事業の内容の部分の組み合わせ、そういったことが必要になってくるのではないかと考えております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。今現存の施設が悪くなった部分から修繕してやっていくという話で、どこまで寿命がという、見通しがつきづらいという話だったんですけれども、修繕費をかけていくことによって1回改修するよりも大分コスト高になってしまうような気はするんです。毎年5,000万円近いお金をかけながらやっていかなきゃいけないので。宮城東部衛生処理組合との相談というか協議というものが今後重要になっていくというようなお話だったんですけれども、我々の会派で調査といいますか話し合いをしてきた中でちょっと得た情報としては、宮城東部衛生処理組合のほうで施設の延命化というのを今進めているという話をお伺いしました。この点について、延命化をされると結局大改修の時期が延びてしまうので、塩竈市としてもそこまで耐えななきゃいけないということも出てくるかと思うんですが、この点について当局としてどのように捉えているかお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、宮城東部衛生処理組合、現在の清掃工場のほう、今後3年くらいかけて延命化をしていきたいというような話は伺っております。その中で、やはりもし入ることができるのであれば塩竈市もそこに加わらせていただくという方法もございますし、あるいはやはり新しい施設ができるまでということであれば、現在使っている塩竈の工場のほうをどうしても修繕をしながら延命化させていくしかないだろうというような考えではないかと思えます。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。3年かけて延命化という、結構大規模な修繕になるのかなと思うんですけれども、3年かけて延命化したものに対して、その後新しい施設に切りかえるまでというのはどれくらいを宮城東部衛生処理組合のほうでは予定していると伺っていらっし

やるでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 新しい処理施設がいつをめどに検討されているというのはちょっと私も知らないところですので、今後確認していきたいと思っております。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。この新しい施設にかわるというのが一つ大きなターニングポイントにはなるのかなというふうに思っていて、その見通しが立たないとしたら、塩竈市としてどこまでごまかしごまかしやっていけばいいのかというところが非常に難しい判断になってくるのかなというふうに思います。

そこで、私たち会派で話していた中で出てきた案といいますか、必要ではないかという意見としましては、現在の施設、塩竈市のほうも宮城東部衛生処理組合の新しい施設への転換というものが先になるということを見越した上で、ある程度大規模な改修工事というのをしっかりやってしまわなきゃいけないんじゃないかというようなことが出てきております。その上で、ある程度こちらも余裕を持った段階でしっかり交渉していくということが必要なのではないかとこのように検討しております。そのための大規模改修の見通しをちゃんとしっかり出して、予算対策なんかもして、我々議会にも教えていただきたいなというふうに考えておるのですけれども、今現状としましては、塩竈市としては、どちらの方向、どちらの方向というのもあれなんです。どの段階で宮城東部衛生処理組合のほうに入れるものなのか、どういうふうな将来的な見通しを立てていらっしゃるのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 担当課長ご答弁いたしましたとおり、1つは焼却炉の問題であります。もう一つは、廃棄物の安定型の処分場の問題であります。再三答弁させていただいておりますが、この4,800万円の大半が実は焼却炉の耐火レンガの張りかえであります。これをローテーションを決めまして、たしか6年か7年に1回ずつ張りかえしながら回していくということを今までやってきたわけでありまして。機械的なものはバグフィルターというんですかね、要は排煙の電気集じん機というものぐらいでありまして、あとははっきり言えば燃やすための施設ということなので、機械的なものはさほどではないんですが、ただ今申し上げましたように、宮城東部衛生処理組合のほうとどういうふうに調整していくのかというのが焼却場であります。もう一つの安定型処分場については、少なくとも私も関係の首長にいつまで延ばせるのかというような

ことを聞いてきたつもりであります。既に何年か前から次期建設予定地のもう用地については借り上げをされているようであります。したがって、廃棄物処分場のほうについては、そんなに長い時間ではないのかなと思っておりますが、なお我々のほうもあと5年たちますと満杯の状況であります。なおかつ今の場所は利府町の行政区域の土地を我々活用させていただいておりますので、なかなかこちらをさらに延命化を図るということはかなり物理的に難しい問題がありますので、そういったことを考えますと、少なくとも焼却場じゃなくて処分場のほうについては一定程度の計画があるという理解をいたしておりますが、なお私もあともう一度確認をさせていただきまして、正確なご答弁をさせていただければと思います。よろしくお願ひします。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。特に、その埋め立てのほうが期限が迫っているということで、もうこちらとしても時間の余裕がないような状況での交渉にならないようにしっかりと調整をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、浦戸地区燃料輸送費助成事業についてお伺ひします。

実施計画の57ページのほうからお伺ひしたいと思ひます。この浦戸地区燃料輸送費助成事業なんですけれども、2016年の浦戸の島民の皆さんからのご要望に応じての事業ということで、浦戸の皆様も非常に感謝をしているという話をお伺ひしております。

その中で、浦戸の皆様からの要望の趣旨としましては、燃料の安定供給というところと、あとは燃料費の格差是正という2つが要望の大きな柱だったというふうに理解しております。現在、価格の格差のほうに関しては、この助成事業によってある程度低減されたということが考えられるんですけれども、燃料供給の安定化という部分に関しては改善が見られているのでしょうか、その点についてお答え願ひたいと思ひます。

○阿部（眞）副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 答えさせていただきます。

こちらの制度をつくり出すときに、こちらを運んでおるのは浦戸漁業協同組合と浦戸東部漁業協同組合が島民の皆様から委託を受けましてドラム缶で運んでおるということで、何回か協議をさせていただきまして制度をつくらせていただきました。その中で、前年度実績として、1年間、ドラム缶として308缶を運んでいるという実績ございましたので、我々としてはそれであれば月2回、1回で20缶でございますので、月2回で24回、それであれば今までの実績を

十分満たすことができる輸送回数になるのではないかとということでございました。それまでは補助がなかったものですので、1回に運べるドラム缶の数が20本。20本にならないと運べなかったと。つまりコストが余計にかかってしまいますので、1回の船賃で10本運べば20本運ぶ分の倍のコストがかかってしまいますので、そういう形で、20本になるまでは注文が集まるまで待ってもらおうという状態でしたが、我々が制度をつくりましたことによって308本の実績が、こちら済みません、資料No.17の172ページに書いてございますけれども、平成28年度につきましては42本と。1月、2月、3月で、42本。平成29年度に関しましては233本という形で、私どもが制度設計したときよりも大分低くはなっておりますけれども、満杯になってからの輸送ではなくて10本とか15本でも運搬しているということでございますので、安定供給にはつながっているのかなというふうに考えております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。資料のほうもご紹介いただいてありがとうございます。私もこの資料を見させていただいて感じていたんですけれども、燃料費の輸送に必要な量というのは年間で大分差が出てくるということがまず一つ挙げられます。夏場のほうはそんなに燃料費かからないんですけれども、冬場になるとやはり月に2回では若干足りなくなるのかなというもお伺いしています。あとは、輸送本数に関しても、毎回運ぶ量が大体二十数本、二十一本、二本というところで、結構フルに搭載した上での運搬なのかなというふうに感じています。

あと、もう一つ気になった点としましては、もともとの島の方々からのお話で、各業者、漁協も含め、あと運搬業者、それからこちら本土側の燃料の関係の業者さんも含めてスケジュールを合わせるのが難しいと。さらに、そこに潮位の関係が出てくると余計に難しく、なかなか合わないんだという話がありました。今回、この運搬日というのを見ていくと、夏場は潮が高いときは比較的ばらつきがあるんですけれども、冬場というものはやはり満月か新月か、その近辺に集中しているということが見て取れるんですけれども、冬場というものは月に何日程度運搬可能な日数というものはあるのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 まず、ちょっと言葉足らずの部分があったのでそこは訂正させていただきますけれども、月2回を平均として24回というのは、月2回までということではなくて1年のうちで24回まででしたらば月3回の月があってもいいですし、4回の月があっても

いいですと。年間で24回の中であれば我々としては補助を認めますということでございますので、そこはまずご理解いただきたいと思います。

それと、月に何回ぐらい輸送に適した日があるのかということに関しましては、確かに委員おっしゃるように満潮干潮の関係もございまして、詳しいことまでは我々としては業者には聞いておらないんですけれども、大体月二、三回が運べるんじゃないかというふうには聞いてございます。以上です。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。月二、三回ということなんですけれども、3回運んだ実績というのもあるので3回はいけるのかなと思うわけですが、フェリーで運ぶわけなんですけれども、フェリーというのはこれの、この燃料輸送のためだけにあるわけではないということもあって、例えば車を車検に持っていくときに運ぶというのも一つですし、今後じゃ浦戸で新しく産業をつくったときに物も一緒に運ぶということも可能性も出てくるわけです。そうすると、月二、三回の運搬稼働日というものを、ここだけでとってしまうことができないというふうにと考えると、比較的、比較的といいますか、結構シビアな運航状況なんじゃないかなというふうと考えております。

あと、この浦戸の方々からの要望を受ける際に下調べした部分としまして、ちょうどこの補助が出る前の年というのは灯油だけでも大体7万トンぐらいは年間輸送していたというふうに資料として漁協からいただいております。今回の平成28年1月から平成29年12月までを考えると、大体五万五千、六千ぐらいということで、もともと運んでいた量よりも少ない量になっているということなんですけれども、この輸送量が減ったというふうに私たち感じているんですけれども、この点についてはどうお考えでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 輸送量が減ったということに関しましては、我々ちょっとまだつかんでおりませんので、そこら辺は詳しく島民の皆様、業者の皆様とお話をさせていただいて確認をさせていただきます。以上です。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ぜひ、浦戸の人々としても、お金まで出してもらってさらに何か文句言うのも申しわけないなという気持ちもあるのかもしれないんですけれども、もしかしたら需要が減ったかもしれないんですが、輸送量というのは減っているというふうに感じ

ているので、ぜひそのあたりどういう状況なのかを把握していただきたいなと思います。

あと、今一番の問題になっているのが潮の満ち引きの潮位の部分というところなんですけれども、ほかの地域でいえば潮位の影響を緩和するためにスロープ式の栈橋といいますか岸壁にしたりとか浮き栈橋を利用したりというようなこともあるんですけども、塩竈としましては、運ぶことが可能な日数というのをふやす、もしくは必要なときに運ぶことができるようにするために先ほど言ったスロープだったり、浮き栈橋、もしくは島への備蓄というような潮位に対する影響の軽減というものに向けて何か今後動いていくということは検討されているのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 塩釜港というか塩釜側での栈橋ということでは、今県で防潮堤と栈橋の整備を進めておりますが、その船の運搬船と協議をしまして、スロープ等を設けて潮位に対応できるようにということで、現在話が進んで整備が進められるところでございます。

○阿部（眞）副委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 つけ加えさせていただきますと、島側としましても、例えば野々島、今回年末に発注いたしましたけれども、マイナス2メートルの物揚げ場、その部分も一部物揚げが楽になるようにということで、高さを低くするという部分をちょっとセットさせていただいております。寒風沢についてもそういう部分を設けておりますので、そのような形で潮が低いときでも揚げやすいようなことで地元からお話を伺わせていただいて取り組みをさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ぜひ、燃料だけじゃなくて利便性のいいような形で整備を進めていただきたいなと思います。

続きまして、商店活性化促進事業についてお伺いしたいと思います。

実施計画書の45ページのほうからお伺いしたいというふうに思っております。45ページです。

この商店活性化促進事業の中から、今回は商人塾についてお伺いしたいというふうに思っております。私も、この商人塾というところ、今回も今実施されている最中ということで、さまざまな勉強会やセミナーやらというものがあることもちらちら見させていただいているんですけども、その中で感じたこととして、商人塾としての実施すべき内容というのがもっと変化していかなきゃいけないんじゃないかなというようにところを一つ感じております。その検討

をしていく中で、まずちょっとおさらいなんですけれども、商人塾の目的とその評価指標というものは市としてどう設定されているのかというところをちょっと確認させていただきたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 商人塾についてですけれども、商人塾の目的といたしましては、市内の商店主とか塩竈での起業の希望者ということで、平成15年度から取り組んでおる事業でございます。繁盛店になるための個店力の向上を目指すとか、また実学実践的な勉強会で、さらに商店主同士のネットワークづくりというものを目指すものでございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 その評価はどのような形で行うのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 申しわけございません。評価というか効果といたしましては、これまで商人塾で受講していただいた方にはいろいろ意識の変化というかそういうものがアンケート結果からわかっております。さらに経営を学びたいということで、個別コンサルティングなどを受けたり、さらに創業される方というのもそこから出ているという状況で、効果はあるというふうに考えております。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。資料要求もさせていただきまして、商人塾に関する資料を出していただいております。資料No.17の135ページに資料を出していただいております。過去11年間の商人塾での事業費とあと講座の回数、そして受講者数ということで、資料が出ております。受講者数を見ますと、11年間で二百十数名の方が受講されているというふうに書いてありますが、その反面、これまでに個別コンサルティングが22名であったりとか、あとは新規事業が3件であったりということなので、イメージになってしまうんですけれども、ちょっと少ないのかなというふうに感じております。この受講者数二百十数名というものは延べ人数だというふうに考えているんですけれども、何年か継続して受講されている方とかもいらっしゃるのかなというふうに考えているんですが、延べ人数じゃなくてユニーク数というものは何人になるのか。重複を除いた数というものは何名ほどになるのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 年度ごとの重複というのはちょっと把握しておりませんが、ここに書いてある受講者数というのは、その年度ごとの実人数ということでございます。きょうも実は第3回目がありまして、毎回定員20名ということですが、毎回定員を超える方にいらっやっていたいて、結構人気な講座となっております。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。この講座を回数実施して、そこにたくさん人が来るというのはもちろんいいことだと私は思うんですけども、ぜひ皆様の税金を使ってやっているものなので、その効果というものでしっかり見ていただきたいなど。例えば、学校で勉強するにしても、授業をして私何十時間授業を受けましたというのではなくて、ちゃんと習熟度テストというのがありますよね。というのに、じゃ、ここで学んだ人たちがどういうことを実際にアクションとして動かす行動をしているのか。特に新しく新規事業を立ち上げる方ではなくて既存の自営業者さんたちがどういうふうに自分たちの中にここで学んだものを消化しているんだろうというところがちょっと見えづらいなというようなことを感じておりますが、その中で、今後、商人塾ということなので、商店の経営者、もしくはそこに準ずる方々が参加するものだと思うんですけども、商店の経営の一番大きな課題としまして、一つ後継者不足というのが挙げられると思います。この商人塾というところで授業をいろいろ見ていくと、例えば商品の見せ方であったり、ディスプレイであったり、経営指南も一つ今回は第5回目かなに入っているというふうには聞いているんですけども、この後継者不足というところを商人塾の成果をもってどう解消していくことができるのか。一つは自分の息子さん、娘さんに引き継がせるのもあるでしょうし、もしくは事業継承なんていうのを使うこともあると思うんですけども、この今経営している人たちのそういうディスプレイなどのスキルを高めるだけじゃなくて、やはりお店として存続していってもらおうということが市としては一つ重要なことなんじゃないかなと思うんですが、そこら辺についてはどうお考えでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 事業承継ということですが、商人塾で学んでいただいた方につきましては、やっぱりここに書いてありますとおり、売り方や商品を考える、データの整理とか、あと自分が何をしなければならないのか明確になったなど、そういう意識の改革というのですか、そういうのもありましたので、そういうものを今回新たに取り組みとして、小規模サポート事業というものもありますので、そういうものにつなげて、ハンズオン支援策と

いうんですかね、そういうもので取り組んでいきたいというふうに思っております。また、中小企業庁だったかだと思ったんですけれども、たしか事業承継補助金というのもございますので、そちらについてもぜひご活用いただければというふうに思っております。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ぜひ行政としてかかわるからには、一個人個人の話だけじゃなくて、やっぱりその町とかエリアとしてもどう残していくかとか、しっかり継続させていくかというところを視野に入れた事業をしていただきたいなと思います。

先ほどお話しいただいた小規模事業者サポート事業についてもちょっとお伺いしたいなというふうに思っております。資料No.13の58ページからお伺いしたいと思います。

今回、小規模事業者サポート事業ということで、600万円がついているわけなんですけれども、この小規模事業者の支援というのは、特に塩竈は中小企業の方が多いですから、非常に大切なものだなというふうに感じております。先ほどご答弁の中でも課長のほうから割増商品券のかわりにみたいな話もちよろっと出たんですけれども、私としては消費者側に訴えかける割増商品券よりも、こういう事業者側に訴える今回のサポート事業のほうの方が後の効果がちゃんと残っていくものになるんじゃないかなということで、非常にすばらしいものだなというふうに思っているんです。

そして、さらに、今回というのは国の補助金のところに漏れてしまった方々を、そのほかにもさまざまある補助メニューを使わずにわざわざ自主財源でサポートしていくということで、かなり塩竈市としててこ入れをしたい気持ちがあるのかなというふうに考えておるんですけれども、まず初めに市で補助金を出すことになった経緯と、あとはこの600万円という予算の見積りの根拠についてお教え願います。

○阿部（眞）副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 小規模事業者サポート事業ですが、まずそのもととなる国で行っております小規模事業者持続化補助金というものがございます。それが日本全国でも平均採択率が38%、塩竈においても約40%強ということで、非常に低いという状況でございます。今そのような中で、商工会議所様からもご要望があって、ぜひ塩竈独自のサポート事業をということで、今回実施したところでございます。

事業費の600万円というものの根拠ですが、1件当たり40万円ということで、限度額ということで、その15件分ということで、毎年度大体申請件数、平成29年度ですと25件のうちの採

択件数が11件で、不採択になった方が14件ということで、大体そのような状況を踏まえまして、事業費ということにしたものでございます。以上です。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。塩竈のほうでも、25件中11件が本当の国のほうで受かって、14件が残念ながら力及ばずというようなことだったというご説明です。この国のほうの補助金の話なんですけれども、毎年募集がかかる補助金なんですよね、ここ数年は。今年度のほうの予算というのは大分おくらせていたんですけれども、やっと運営事業者のほうも決まって、もしかして年度またぐかもしれないんですけれども、平成29年度の補助金というものが出てくることになりませんが、今度話は塩竈のサポート補助金に戻って、サポート補助金というのは、この平成29年度、もしくは平成30年度の国のほうの持続化補助金に漏れてしまった方々を対象とするという認識でよろしいでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 これは国のほうの持続化補助金につきましては、平成30年度に入ってからの実施になるのではないかとということで、平成30年度に応募していただいて、不採択になった方について、まず商工会議所さんで事業の見直しと、専門的な分野になりますと専門の先生に入っていて、さらに磨きをかけていただいた上で塩竈市のほうに申請をいただくと。そこで、塩竈市のほうでもより身近な立場で審査をさせていただいて、それで補助金の交付というか助成をしていくという流れになっております。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。もうこの第1回目の国に申請する段階で商工会議所というものがしっかりサポートした上で事業所の企画書をつくって出しているというふうなことなんですけれども、その上で漏れてしまったもの、ぎりぎり採択できなかったのか、全然箸にも棒にもかからなかったのかわかりませんが、そのような状況で不採択になったものに対して、また商工会議所のほうでブラッシュアップを図るというのが、そこがちょっと悩ましいところなのかなというふうに思っております。なので、どう考えても採択された方々よりは、外から見て魅力がちょっと薄いというような事業計画であったということは間違いのない話なので、市として、こういう事業者さんたちにサポートするとすれば、そのままお金を出すのではなくて、この事業者さんたちが競争力をつけられるような形でお金を出すというのが必要なことなんじゃないのかなというふうに考えておりますが、市のほうとして採択をする、補助金なので

不採択という場合もあるわけなんですけれども、市のほうとしての採択基準というのはどのように設定するおつもりでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 制度設計というのは、ちょっと予算いただいてから、今からということになりますけれども、商工会議所のブラッシュアップという中で、不採択になった理由というのが多分明確になってくるというか、そういうものもあると思うので、そこは専門の、例えば経営診断士の方とかそういう方に入っていただいて見直しをしていくということで、市としては市の活性化につながるようなそういう取り組みをしているのかということも見ながら審査をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ぜひ、事業者さんたちの競争力というのをしっかり強化して、普通の、わざわざ市で出さなくても、国や県やもしくはさまざまな財団、基金、そこら辺から出ている補助金もたくさんありますので、そちらのほうもばしばし取っていただけるような事業者さんたちになるように、市としてもしっかり応援していただきたいなというふうに思います。

じゃ、ちょっと最後、時間が大分なくなってきましたんですが、一番最後に質問したいと思えます。最後は、インバウンド資源発掘・プロモーション事業についてお伺いします。

資料13番の59ページになります。今回、資料要求のほうとしても、インバウンド資源発掘・プロモーション事業のニーズ調査ということで、資料17番の170ページのほうに資料を準備していただいております。いただいた資料のほうはグラフになっているんですけれども、ちょっとさまざまな要素がごちゃっと入ってしまったグラフになっているので、なかなかここから確実な情報というのを得るのが難しいんですけれども、まず一番最初にお伺いしたいのは、塩竈市、昨年度でも今年度でもいいんですが、外国人観光客は何人来ていると推定されていますか。

○阿部（眞）副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 外国人観光客が何人塩竈市に来ているかというご質問だと思います。先日の施政方針に対する質問の答弁の中でもちょっと触れさせていただいたんですけれども、正確な数字として把握するのがなかなか難しいところでございます。例えば、普通の観光客入り込み数とかというのであれば各施設で入った人数というのはわかるんですけれども、外国人に関しますと、宿泊者しかちょっとカウントできなくて、そののまず数といたしまして

は、平成29年といたしまして、277名が塩竈市に泊まっています。平成28年につきましては、ちょっとお待ちください。済みません。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 後で教えていただければいいかなと思うんですけども、今回Wi-Fiの整備事業ということなんですけれども、Wi-Fiをどのように使うのかというところもしっかり確認というか観察をしてやっていただきたいなと思います。というのも、Wi-Fiを多分このデータ、いただいたデータからだ、情報発信のほうに彼らよく利用しているのかなというふうに感じておりますので、その場合だったら、情報発信するならば、本当観光の名所があるところのほうにWi-Fiを設置しなきゃいけないし、もしくは情報収集ならば旅の起点のほうに置かなきゃいけないということで、そのあたりもしっかり観察をしながら整備のほうをよろしく願いいたします。あと、浦戸もよろしく願いいたします。以上です。

○阿部（眞）副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 大変申しわけありませんでした。平成28年の宿泊者数は219名、平成29年は277名、また観光案内所をご利用の方もいらっしゃって、そちらについては平成28年の322名から平成29年は392名と、大体20%から30%近く両方ともふえていると。あと、つける場所につきましても、今委員のおっしゃったようなところということで念頭に置いておりますので、その辺で詳細な設置場所についてはこれからまた詰めたいと思っております。よろしく願いします。

○阿部（眞）副委員長 西村勝男委員。

○西村委員 これから質疑させていただきます。今まで6名ですか、質疑させていただいた中でも重複している部分がありますので、省かせていただきながら質問させていただきます。

初めに、先ほど菊地委員、土見委員もお聞きしておりましたが、実施計画54ページの清掃工場改良事業ということで、4,800万円ということで上がっております。この清掃工場につきましては、6月の定例会で何かやろうかなと思っていましたけれども、宮城東部衛生処理組合に将来的には一緒になるというお話でした。どういうシミュレーションをしているのかちょっとお聞きしたいんですけども、今ある清掃工場、70億円ぐらいということで建てられたと聞いております。今後、建てる場合には、100億円、120億円、130億円という話も出ておりますが、そういう中で、どういう計画になっているのかお知らせください。

○阿部（眞）副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、現在の清掃工場の部分で、シミュレーションというところでございました。ちょっと今のところ、まだシミュレーションを立てているような状況ではございませんので、大変申しわけございませんでした。

○阿部（眞）副委員長 西村委員。

○西村委員 わかりました。今5万4,000人の人口の中で、現在でも大分ご苦労なされている中で、実際に二市三町が一緒になりまして130億円、140億円、また維持管理費を含めてさまざまな諸費がかかる中で、10年、20年、30年までにはやっぱりまた劣化が激しくなってきたりまた交換しなくてないという時期が来ます。その中で、人口が5万4,000人から3万5,000人になるという場合に、果たしてその維持費、最初建築費を支払っていき、また将来にわたってそれが継続できるのかということをご心配になるんですが、その辺、市長、何かどういうお考えになるのかお聞かせください。

○阿部（眞）副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 宮城東部衛生処理組合ということでよろしいのでしょうか。先ほど担当課長からご答弁申し上げましたように、本市としてはとりあえず延命策ということでの取り組みでありますので、本市としては新たな建設ということについては、まだ試算をしていないということがあります。また、宮城東部衛生処理組合については、私も全く入っておりませんので、前にいろいろ出向いてこういったことでよろしくお願ひしますというお話をしたときに向こうから出されました条件が、例えばごみの回収については、もう今の段階から宮城東部衛生処理組合と同じような回収方式にしていきたい。具体的に言えば、発泡スチロールとかそういったものを燃やすのか、あるいは燃やさないで資源ごみにするのかといったようなことであつたかと思いますが、焼却場については、そういったことで、もう今の段階から将来を意識してぜひ改良していただきたいということで、もう大分前から宮城東部衛生処理組合と同じような回収の仕組みにさせていただきました。

もう一点であります、処分場については、塩竈が満杯になったから宮城東部衛生処理組合に入れてくれということでは、なかなか我々も受けにくいというようなお話をいただきまして、まずは現有の塩竈市独自の処理場の改善策に取り組んでいただきたい。具体的に申し上げれば、コンクリートの大きな破砕がらなんかについても、ガラパゴスというんですかね、挟んでちっちゃく砕いて、要は処分場の延命化を図っていただくということでない、改めてそういう申し出についてはなかなか受けにくいというようなお話がございまして、これらについても議会

の皆様方にもご報告をさせていただいて、破砕機の導入でありますとか、あるいは延命策として一度埋め立てしたものを掘り返してまた細分化するといったようなことをやらせていただいた結果として、たしか当時七、八年延ばしたと記憶をいたしておりますが、今現在5年というような状況であります。したがって、今後の建設ということについては、基本的には宮城東部衛生処理組合の中でご検討されるものだと思っておりますが、できましたら我々も計画段階から参画をさせていただきたいということについては、かねてからお願いをさせていただいているところでございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 西村委員。

○西村委員 経過についてはわかりました。私たちオール塩竈の会で、昨年の一般質問の中で処理の方法についてももう少し考えてもいいんじゃないかと、固形燃料化ということで、燃やさない、炉をつくらないということで、工場をつくってごみの処理をしながら対応できないかということで質問させていただきました。これもまた6月定例会でやらせていただきますけれども、CO₂はフィルターを使っているんな、PM2.5を含めて全て除去するといいますけれども、そういうものを出さないごみ処理も一つあると。それで、工場をつくれれば、工場、人口が少なくなり3万5,000人になったという時点でも、今度は炉を維持するんじゃなくて工場を小さくすればいいという発想なものですから、これもまた改めて6月の定例会で質問させていただきながら、検討課題としていろいろ数字も集めさせていただきまして質問させていただきますので、どうぞよろしくをお願いします。

次に移ります。施政方針で、18ページ、特認校といいますか教育の問題でちょっとお話しさせていただきたいと思います。あと、小中一貫教育推進事業ということで、実施計画61ページも関連しますので、その辺を踏まえてちょっとお聞きしたいと思います。

今回、特認校である浦戸小中学校へ新たに23名の児童生徒が入学することになったということなんですけれども、果たして申し込みは何人ぐらいだったのか。そこから選抜されて23人とお聞きしたんですけれども、その辺、ちょっとお知らせください。

○阿部（眞）副委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 お答えします。

申し込みのほうですけれども、29名の申し込みがありまして、23名入学することになっております。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 西村委員。

○西村委員 各学校が新入生徒が減少する中、クラスも3クラスから2クラスという、一小的の場合1クラスと減っている現状の中で、浦戸の小中一貫校は特認校であり、浦戸小中一貫校はふえてきていると。今後の見通しとして、どこまで受け入れ体制を整えて準備を進めるのか、ちょっとその辺お聞かせください。

○阿部（眞）副委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 定員といたしましては、今現在60名を設定しておりますので、その辺を見通しながら考えていきたいと思っております。

○阿部（眞）副委員長 西村委員。

○西村委員 わかりました。先月、校長先生にお会いしましたら、三十何名から今度ふえましたと。また54名になるということなんですけれども、小中一貫校の中でも唯一タブレット端末を1人1台ずつお持ちになって勉強の中でスキルアップを図っていらっしゃるということなんですけれども、今後、この小中一貫教育推進ということをお話しになっていきますけれども、そういう部分については、島でない残っている学校についてはどういう考え方で進めていかれるのか、お聞かせください。

○阿部（眞）副委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 今ICTの関係のお話だったかと思えますけれども、現在、平成28年度の実績でも、それぞれの小中学校におきましてICTのほうのタブレット端末ですとか、それからデスクトップ、ノートパソコンですとか、まとまった数字で学校のほうには設置してございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 西村委員。

○西村委員 大分進んでいるということをお聞きしました。玉川中学校さんに行ってみましたら、5人に1台ということでタブレットを置いていらっしゃるということだったものですから、特認校と申しますか浦戸小中学校と市内にある小・中学校の部分での格差が出てくると。何か浦戸小中学校の方々は教育レベルも若干高くなって点数もよくなってきているというふうにお聞きしましたが、その辺も含めてやはりそういういいものを本土と申しますか市内の小・中学校に、一貫校の中で進めていくという手段としては何かお考えになっているのか、お聞かせください。

○阿部（眞）副委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 今申しましたとおり、各コンピュータールーム

等々につきましても、市内小学校6校、それから中学校4校につきましては、それぞれの学校の実人数に合わせまして、児童数に合わせまして、例えば小学校では、全体ですけれども、デスクトップのパソコンですと212台ほど、それからタブレット端末でも36台という形でまとまった数字で入れております。今回もそういったことで、こういった情報機器につきましては予算を計上させていただいておりますので、お認めいただいた上はこのように更新してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 西村委員。

○西村委員 わかりました。どうぞよろしく申し上げます。すぐに生徒1人に1台というわけにはいかないでしょうけれども、早目に進めていただきまして、同じ環境の中で同じスキルを持つような子供を育てていければ幸いですので、よろしく申し上げます。

次に、資料No.13の58ページ、先ほど土見委員も質疑しておりましたけれども、小規模事業者サポート補助金についてお伺いします。

初めに、塩竈ニコニコ2割増商品券が1月でたしか終わったんですかね。それで、小規模事業者といいますか加盟されている商店が何店あって、換金率が最終的に何%になったのか、ちょっとお知らせいただければ幸いです。

○阿部（眞）副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 ちょっとまだ最終的な数字は出ておりませんが、今の時点での換金率というのは99.2%ということになっております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 西村委員。

○西村委員 大分換金率もよく、ただ99.5……（「99.2です」の声あり）0.8%といいますと160万円ぐらい余っちゃったのかなという部分があります。それで、前にもこれをやる場合に各業界とか各飲食店業界とかと云々で、改めて中元セールなり歳末セールなりでチラシをまいたらどうだというお話を申し上げましたけれども、なかなかそれが実行されないまま終わらして、今回は予算には計上されていないと。この評価といいますか、経済的な波及効果というのはどのように捉えて、今の時点でどうお考えなのか、お知らせください。経済効果といいますか、よかったのか、悪かったのか。

○阿部（眞）副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 先ほどの99.2%の換金率ということでございますけれども、ちょっと今換金がおくれているものが少しあるということで、最終的な数字ではございません。

あと、消費喚起効果ということでございますけれども、ちょっと以前の話ですけれども、商品券の購入に合わせまして追加支出した現金、ふだんの買い物ではない追加現金支出ですかね、そういうものでした計算結果では、大体約6,500万円ほどの消費喚起効果があったのではという、計算上の話ですけれども、そういう結果でございます。

○阿部（眞）副委員長 西村委員。

○西村委員 6,500万円の経済効果があったというお話でした。それがよかったのか、波及効果としてあったのかという部分はちょっと判断できかねると思いますが、今回、小規模事業者サポート補助金ということで、40万円が15件、またその前の段階での商工会議所のほうで審査した分でも十五、六件、30件ということでした。今回、各加盟店、小規模の方々が、実際統計のほうでは454件ということで、市の統計には載っております、小売業者。そして、平成14年には839件。だから、400件余りが減少していると、12年余りで。結局小規模の事業者に対する支援体制というものが、不作為の格差じゃないんですけれども、策を弄しなければ何の結果も出ず、格差だけ広がってくるという、業界といっても水産業界、製造業界、いろんな業界がありますけれども、小売業界に対する支援というのがなかなかないというのが実情でございます。今回、ニコニコ商品券、予算を計上できなかったというお話ですけれども、今後、地域零細商業者に対する支援といいますか何か考えられているのか。地域商業に対する支援策というのは、これ以外に、例えば考えてやられているのか。シャッターオープン事業にしても何にしても、起業する方に対して、経営者に対する支援はあるんですけれども、現在営業している方々に対する支援というのは乏しいと。水産業界と言われる方々に対しては、いろんな補助金制度もあり、いろんな場合があるんですけれども、一般小売業界については大型店が大規模小売店舗法もなくなりましたので出る分には誰も束縛できないという中で、先ほど申しましたように平成14年度839件あった小売業、卸が416件、1,256件ありました。平成26年、今から4年前ですけれども、小売業が454件、卸売業が234件、計688件。総数でも半分に減っていると、12年間の間に。そうすると、35件ずつ10年で350件といいますと、あと12年過ぎると商業者いなくなるという実情があります。そういう部分で、何かしら方策を練っていただけるとありがたいんですが、その辺、商業振興という部分で、零細企業の手助けをする部分で何か方策がありましたら、お聞かせください。

○阿部（眞）副委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 お答えをさせていただきます。

今ご質疑いただきました資料No.13の58ページ、塩竈市小規模事業者サポート補助金ということでございますが、今委員からもおっしゃられましたように、やはり商業者に対する支援というのが少ないのではないかと。これはやっぱり実際指摘としては頂戴していたところですよ。それで、先ほどから申しまわっているとおり、2割増商品券、一定の役目を果たしたかなど。その次にじゃ我々何をしようかというのが、まさにこの事業でございます。それで、商工会議所さんともいろいろご相談させていただいて、どういう支援というのがまずあり得るのかなということもいろいろご相談させていただいたところですよ。そうしたところ、この小規模事業者のサポート補助金の前段としてあります国の助成、これが事業概要にはありますが、小規模事業者の方々が販路開拓や業務効率化を図ってとりあえず頑張ろうというところをやる気を持ってやろうと手を挙げても、なかなか国のほうの採択基準が厳しくて、そこで救ってあげられない。やっぱりそういったところをやる気のある人たちというのを少し後押しをする制度ということをつくってもらえないかというのが商工会議所さんからの意見でございました。それを一応酌み取らせていただきまして、ニコニコ2割増商品券よりは支援の額というのはちょっと小さくなるんですが、実際に国の助成としては、国の持続化補助金は補助率が3分の2、それから上限が50万円ということだと思います。そちらを通った方よりは、若干こちらのほう、市の独自の後押しのサポートということで、補助率2分の1の上限40万円というふうには設定はさせていただきましたが、まずこういったところで1回支援策ということで、小規模事業者様の後押しをさせていただければということで、ご提案をさせていただいたものでございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 西村委員。

○西村委員 小規模事業者サポート事業につきましては、評価する部分はありますので、それで進めていただければ幸いです。ただ、そうするという中では15件ということで、あと会議所のほうで認められる分についても15件、三十数件ぐらいしかそのサポートの補助金に当てはまる方がいらっしゃらないということだとすれば、何の手だてもなく後継者がいない業界が云々といういろんな事情がありますけれども、何かしらの支援といえますか、そういう部分を考えていただければ幸いですので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、関連しますけれども、実施計画の45ページ、みなと塩竈・ゆめ博についてお伺いします。昨年まで3年間、2,000万円で事業を進めてまいりましたが、今年度から1,500万円になりました。今までの評価としてどう考えているのか。また2,000万円が1,500万円になったという

ことについての何か経過なりありましたら、ご説明をお願いします。

○阿部（眞）副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 ゆめ博による3カ年の実績と効果と傾向というご質疑ですけれども、商工会議所でもいろいろとその効果というものを検証いたしまして、まず仙台と二市三町以外からの来訪者数が年々増加していると。特に、仙台市の交流人口の創出が実現されたということで、ゆめ博というシティセールスの有効性が確認されたというものがございます。

あとまた2つ目といたしまして、30代、40代の子育て世代の来訪比率が年々増加しているということで、将来的なまちの活用という点でも有効ということで、3年間のシティセールスにより新たな効果があったということで考えております。以上でございます。

申しわけございません。1,500万円ということですが、商工会議所とも来年度のゆめ博の協議というものをしております、来年度につきましてはメインイベントを短期集中というところと考えておるところでございます。以上です。

○阿部（眞）副委員長 西村委員。

○西村委員 3年もやられまして、それぞれの評価をされて、それからもう改善策といいますか次に向かってどうするべきなのか。今回は期間を短縮して1点集中といいますかそういう形でやるということなんですけれども、1,500万円の今回開催費用がかかりますが、どの程度人数を見込んでいらっしゃるのか。昨年は11万人というお話でした。11万2,106名ということでの結果が出ておりますが、継続している中で力がついた、あとはだんだんやらなくても大丈夫だという確信があつてだんだん少なくしていくのか、やはりこれは継続していくべきだという考えでいらっしゃるのか、その辺、ちょっとお伺いします。

○阿部（眞）副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 ゆめ博というのは、もうぜひ、ぜひというか継続していきたいというふうに考えておまして、この3年間はシティセールスということで進めておりましたが、来年度につきましてはシティプロモーションということでPRを実施するというふうに考えております。

ただ、セールスもプロモーションも自治体の認知度向上という点では共通しておりますので、引き続き塩竈の認知度を高めるために努力してまいりたいというふうに考えております。

○阿部（眞）副委員長 西村委員。

○西村委員 どうぞよろしくお願ひします。委員長席に座っている阿部眞喜委員も一般質問しま

したように、広報室とかPRをするための戦略室みたいなものをつくってやっていかれる、商工会議所に任せたからいいんじゃないかと市としてもやっぱり考えていただいて進めていただければ幸いですので、よろしく申し上げます。次に移らせていただきます。

予算特別委員会の資料No.17、133ページ、市内高齢者ひとり世帯、二人世帯の状況、これはオール塩竈の会のほうで資料請求した部分ですが、平成28年度で6,398世帯数が1年で400世帯ぐらいふえているという、6,747世帯。これが徐々にそのひとり世帯、65歳以上の高齢者がふえてくるという状況になります。12月定例会でも菅原議員もお話しになりましたけれども、空き家の予備軍ではないかと。今空き家の調査の中で、2016年度406軒だと。しかし、ここ1年でそのぐらいがふえていると。やはり老朽化で危険な建物が31件だったという資料が出ていますけれども、今後、こういう進める中で、空き家といいますか、こういう個人のひとり世帯、二人世帯の高齢者に対する見守り体制を含めて空き家に対する考え方みたいなものが何かありましたらお知らせください。

○阿部（眞）副委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長兼政策調整監 委員ご指摘のとおり、全国には2013年調査ですけれども、820万戸の空き家があると。そのうち430万戸ぐらいは賃貸用なので、実際に活用が難しいというふうに言われている空き家が272万戸あると。さらに、民間の調査機関の予測では、2030年には日本の住居の30%が空き家になるんじゃないかというような確かにお話ございます。私どもといたしましても、やはり空き家というのは流通に乗せる、あるいは管理を怠っているような空き家については行政としても所有者に対して働きかけるという必要があるというふうに考えております。そういった中で、平成26年に塩竈市として空き家の調査というものをさせていただきました。406軒の空き家がありまして、そのうち町内会さんとかとお諮りして実際にどのくらい危険な空き家があるのかということで、調査させていただいて、今現在51戸程度が危険な、あるいは不衛生な空き家ということで、カルテでもって管理させていただいております。それで、所有者のほうに対して適時管理のほうを徹底してくださいということでお願いをして、毎年1軒、2軒については解体いただいたりとかしておりますが、なかなか目に見えて進んでいないということも実態でございます。以上です。

○阿部（眞）副委員長 西村委員。

○西村委員 確実にふえる空き家ということで、前にも市長にお話ししました。空き家条例を塩竈市でおつくりになったらどうですかと。議員提案でもいいんでしょうけれども、どうしても

塩竈市は傾斜地が多いと。私、北浜に住んでおりますが、北浜の平地の部分は大丈夫なんですけれども、それが小松崎、梅の宮、あちらへ上っていく傾斜地の中では、道路が車で入れない部分もありまして、上り切れないというお年寄りがいます。もし空き家が出れば建てることはできないだろうと。

建設部のほうにちょっとお聞きしますが、住宅再建率というのは、塩竈市はどのぐらいになっているかわかりますか。

○阿部（眞）副委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 申しわけございません。建てかえの再建率というデータはつかんでございません。申しわけありません。

○阿部（眞）副委員長 西村委員。

○西村委員 何かの本で出ていましたけれども、全国平均で9%ということで、10軒に1軒しか再建しないというような数字が出ているそうです。まして塩竈市の場合は傾斜地が多く、道路も狭隘な道路が多くて、お年寄りにはなかなか住宅のほうから買い物に来るのも大変だと。一度空き家になったらどうしようもないという状態になっているようでございます。ですから、その辺も踏まえて、この高齢者の割合が6,747世帯といますと、本当に3軒に1軒が高齢者の割合という、世帯数でいきますとなりますので、これは15年後には75歳、80歳になれば、恐らく目に見えてその次は年間で400、500の世帯数がふえてくるのかなと思いますので、その辺を前もって察知しながら、長期的な展望に立って進めていただければありがたいので、よろしくをお願いします。

最後になりますが、議案第29号、資料No.13の51ページ、前も随分一般質問でも出ていました。確認です。歯科口腔保健センター整備補助金についてということで、先ほど説明がありました、市長のほうからも。それで、初め日曜日は営業するのかなと思っていたものですから、市長のご返答ではしないと。それで、その保有機能として、防災拠点であり、支援拠点であり、人材育成拠点であり、啓発拠点であって、その中で事務運営をしていくということでした。そうすると、事務運営ということは、その運営内容は歯科医師会で全て賄ってやられるということでよろしいですか。確認です、済みません。

○阿部（眞）副委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 基本的には歯科医師会さんの自主運営ということで行うという認識でよろしいかと思います。

○阿部（眞）副委員長 西村委員。

○西村委員 わかりました。休日診療しています医師会館のほうでは、その割り当てが何か二市三町で分担して赤字補填をしながらそれを運営しているというふうになんかちょっとお聞きをしたので、万が一それがないかなと思って確認で質疑させていただきました。

○阿部（眞）副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 歯科口腔保健センターについては、保健センターになるまでの経緯についてご説明させていただきました。歯科医師会としては、休日急患については、引き続き輪番制という形でやっていかれると。したがって、この歯科口腔保健センターとは全く別な運営で休日の急患センターを回していきますと。

それから、今の医師会館の中の休日急患センターにつきましては、例えば日曜日ですと医師2名、看護師2名ですかね、薬剤師1名という配置の中でやっております。当然基本的には二市三町の地域住民のための急患センターでありますので、医療費として負担していただく部分と、あと二市三町で別途負担する部分という形で運営をされているところであります。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 西村委員。

○西村委員 わかりました。最後になりますが、その医師会でやっている部分で、負担割合というのはここに書いてありますように補助金の枠のパーセンテージと大体同じということでしょうか。それはわかりませんか。結構です。

○阿部（眞）副委員長 阿部健康福祉部長

○阿部健康福祉部長 医師会のほうの負担割合、休日急患センターのほうは人口割、ここにあるような人口割と、それから均等割、それから受診者割、この3つで負担金を決めて算出して、それぞれ一市三町にご負担をいただいております。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 西村委員。

○西村委員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○阿部（眞）副委員長 暫時休憩いたします。再開は3時45分といたします。

午後3時26分 休憩

午後3時45分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

伊勢委員。

○伊勢委員 私の方から主に資料No.17のところを中心に行いたいと思います。関連して資料No.14のところも含めますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

最初にお聞きしたいのは、資料No.17の173ページのところです。ここでは、東日本大震災の特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業の交付決定額並びに基金の取崩し状況というのがここに記されております。これを見ますと、東日本大震災特別家賃低減事業で平成29年度までの見込みも含めるならば、合計額はざっと9,604万円でしょうかね、取り崩し額が59万6,000円とこういうふうになっています。②の災害公営住宅の家賃低廉化事業に関していいますと、決定額は13億1,497万円。うち790万円取り崩し、あと残りは13億何がしと、こういうことで残っております。

そこでお聞きしたいのは、過般、私の施政方針に対する質問でさまざま議論がございました。これを見ますと、かなり積み立てもあるし、それから実際、低廉化事業でも13億円の基金が残っていると、こういうことになっております。隣のページを開いていただきますと、その財源内訳です。災害公営住宅整備費の財源内訳を求めておりました。ここで、災害公営住宅の整備費、ざっとこれを見ますと、整備費で146億ですか、146億円の総事業費で、復興交付金はそのうち127億円、起債が18億円と。一般財源は9,568万円、こういうことになっています。下段が償還に当たります。これは10年刻みの償還で、トータル、償還は平成26年度から平成53年度ということで、ざっとここに償還額が書かれてあって、元利償還金は19億円ということになるんでしょうかね、大筋そんな感じの金額に18年間かかって償還するということになります。

そこで、実は各自治体とも、災害公営住宅、8万円以下ですね、つまり一般的に言われている年金で暮らしている方々の関係でいうと、8万円のいわば国のほうで認定しているところの関係で、5年間は家賃は軽減しますとこういうことですが、しかし一方で、6年目から上がっていくというようなことでの取り扱いになっているようです。そこで、まず事実関係だけお聞きしたいんですが、一つはそういった6年目を迎える住宅は今後どんな推移で進んでいくのか、そこからまず回答していただきたいと思います。

○小野委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 お答えいたします。

最初に整備した災害公営住宅は伊保石住宅となりまして、平成26年に完成してございます。平成26年に完成しておりますので、5年後といえますと平成31年になります。その後、錦町住宅や浦戸の住宅、錦町東、北浜住宅、済みません、清水沢東住宅と、三、四カ年の間に順次完成してきましたので、5年後というのも平成32年度から順次経過していくということになります。以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。家賃低廉化事業について、過般、市長の回答の中で、2つの交付金がいつまで適用になるのか、復旧集中期間ですか、平成32年度で完了で、20年以降はいわば交付金の確定が明確には至っていないというふうな答えだったと思いますが、それはどこでそういうことを踏まえて答弁なさったのか、確認させていただきたいと思います。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 復興交付金事業ということでお話をさせていただいたと思っておりますが、今ご案内のように10年間という期間の中で一区切りをつけるということが国・県の方針でありますので、その年度が平成32年度という意味でお話をさせていただいたと思っております。以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、一方で国のほうで示しているこの2つの交付金ですね、先ほどの資料でいいますと東日本大震災家賃低減事業、これは10年間と。もう一つは、災害公営住宅の家賃低廉化事業ですか、これ20年というふうになっているわけですが、それは事業としては引き続き継続をしていくというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○小野委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 現在のところ、復興庁等から確約をいただいておりますのは、市長お話ししましたように平成32年度の復興・創生期間まででございます。事業としては存続すると思われませんが、その平成33年度以降、どのような交付率でどのような支援がいただけるかというのは、まだはっきりしておりません。以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、それならば、そういった明確になっていないというところでご回答がございましたが、実は他市町村で結構沿岸部中心に復興交付金、この2つの交付金を使って家賃を

軽減するというのが結構この間、去年末あたりからですかね、進められております。そこで、そうしたことも含めて、この間、国のほうからはこれ11月21日でしょうか、災害公営住宅の家賃についてということで、被災3県災害公営住宅の家賃の担当ということで、通知が来ております。その中では、東日本大震災の災害特別家賃低廉化事業の対象者の家賃についてということで、本事業の期間は10年間で、6年目以降は段階的に補助が低減しますが、これについては地方公共団体が独自に家賃を減免することが可能ですということで、復興庁の担当の方からそういう通知が来ているということですが、それでよろしいのでしょうか。

○小野委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 そのように認識してございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、こういう通知をもって自治体としてそれぞれ可能だということでの捉え方になるのかなと思うんですが、そうすると、こういった家賃の軽減対策について塩竈市としてはどういう立場でこの案件について今臨んでいるのか。前段市長は復興交付金期間、集中期間が10年間ということで、国・県の方針だとこういうふうにはなっているものの、しかし一方で、実際に災害公営住宅に入居して5年目、伊保石からまず6年目を迎えるわけですね。そうすると、一つはことしの1月半ばごろにそれぞれ沿岸地域のこういった家賃を取り扱う部局の会議なんかも県段階で持たれたと思いますが、そこではどうだったのでしょうか。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 前段、伊勢委員のほうでも確認いただきましたが、「地方公共団体が独自に減免はできます」と書いてあるんですが、その財源等については一切触れていないわけでありますよね。どういった財源をどう使ってということが今の文章の中では明確に全くされていないということであります。この辺について、我々も非常に戸惑っているのが事実であります。今恐らく伊勢委員のご質問は、例えば今来ている13億円を使えばというようなご質問であったかと思えます。ただ、我々としては、この部分を本当に家賃減免に充てさせていただいてよろしいのかどうかという確認がなかなかできずにおります。したがって、まずはそういったものをしっかりと確認させていただいた上で、改めて検討させていただきたいということをお先日のご質問の際にもご答弁を申し上げさせていただいたことについては、そのような趣旨であることをご理解いただければと思います。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私もこの件について少し調べさせてもらいました。各自治体に直接お電話を差し上げて、きのうちちょっと幾つかの自治体からのお話を伺いました。そうしますと、おおよそ、例えば仙台市でも、大体今後入居の関係で10年間低減しますと。6年目以降、毎年20億円来るので、軽減策に対して9億何がし、3,000万円でしたかね、予算措置すれば可能ですということ、実はその都市整備局長というんですかね、その方が平成47年度までに338億円実は交付されます、2つの交付金の関係、それが1つです。それから、石巻市の災害公営住宅の管理課の方からお聞きしたのは、平成30年度、6年目以降から、そういった負担が生じるので、平成30年4月1日以降から適用させて、まずは平成25年当時つくったやつが149戸なので、それを対象にしているということが1点、それからもう一つは、財源をどうしているんですかというふうに聞いたら、2つの交付金を塩竈市のように東日本大震災復興交付金基金を一本化にしないで、実はそういった家賃低減について、別建ての基金として基金化して、その基金を、全部国から来た交付金を一般会計を1回通して歳入歳出分けて、そして基金をきちんと目的別に、家賃体系というんですかね、災害公営住宅関連の部分でそこを基金化して、その上で市営住宅の運営を見ながら基金を勘案して一つ一つ家賃の軽減策に充てているというようなお話も聞きました。東松島市も同様で、災害公営住宅の関係でいろいろお聞きをすると、特別家賃ですかね、減免にするという方々についても、2つの交付金を運用しますとはっきりおっしゃっていました。あと気仙沼のほうもきょうの朝方聞きまして、基金化しているんですよ。つまり、東日本大震災の交付金一本での基金ではなくて、やっぱり今後想定されて、入居されて家賃が上がるであろうという関係で、それは別に基金化して明確にして、そして6年目以降のさまざまな関係で、修繕に使うものは出てきますわね、当然70年耐用年数と言われてますから、災害公営住宅は。それはそれで構いませんが、いずれにしても、そういう修繕に充てるものをトータルで見ながら、いわばそれを引き算をして、その差額でちゃんと実は家賃の軽減策に充てようとしているというようなお話、回答が寄せられました。我が市としては、一つの提案なんです、確かに東日本大震災の復興集中期間は終わるものの、まだ明確ではないというようなところの話はありますが、せつかくこういう通知があつて、災害公営住宅家賃低廉化事業並びに東日本大震災特別家賃低減事業について、20年、10年という期間が一応示されているわけですから、そこも含めて独自に基金化して、そしていつでも家賃で負担を生じる方々も対象方に、システム上もしっかり構築していつて、平成32年度からですか、伊保石のほうは平成31年度からそうなっちゃうわけですから、平成32年度以降もずっと順次錦町、浦戸、北浜とこう続くわ

けですから、そこも含めて明確にして、このぐらいなら取り崩しできると、可能性はあるというところで、そうした改めて災害公営住宅の方々のさまざまな家賃体系への支援を明確にしていったほうがよりいいんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はいかがなものなんでしょうかね。

○小野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 基金の関係ですので、私のほうから答弁させていただきます。

現在、委員がご指摘のとおり、東日本大震災の復興交付金基金の中でこの家賃低廉・低減のいわゆる余剰分について管理しております。もちろんこれは書類上ではその元金はもとより、それで運用益の分、利子分についてもきちんと分けて管理はしております、表面上は見えませんが、基金化等々については、確かに公営住宅一つとるというよりは、例えば広く見て維持管理基金のような形で管理するというのも考え方としては十分あるかと思えます。一つとにかく問題なのは、先ほど市長からも答弁ございましたとおり、現在家賃低廉・低減が復興交付金として来ています。それが事実上余っていますと。これを、この余っているものが本当に国、このまま放っておくと思いませんか。私は、非常に恐怖感を感じます、はっきり言って。今、必要以上のものを交付されている状態になっているのは事実でございます。これが後ほど確実に余った状態が蓄積されていく状態に、今のままで考えればそのとおりでございます。これが、もし例えば百歩譲って国がオーケーだというふうになったとしても、今度会計検査院が多分問題視するかなというふうに思います。この辺のやはり危機感というのを我々は持っていて、ここを国のほうがはっきりとその家賃低廉・低減分、余計に渡しましたよと。それをもってどうぞ市町村の自由な裁量でもって家賃の減免をしてくださいというふうにはっきり言ってくれれば、喜んでやります。塩竈市としても、喜んでやる方向になるかと思えますが、現状としてそこがはっきりしていない以上、やはり他自治体と同じような形で使うということまでは踏み切れないというのが現在の考え方でございます。以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど財政課長おっしゃったように、会計検査院、チェックが入って返還するということ、そうしたらほかの自治体は返すことになっちゃいますよ。実施しようとする自治体は、やはり集中期間そのものは、国としていろんな形がありました。5年前は復旧・復興のため、5年以降は創造的復旧と、復興と、こういうふうに形は変えているものの、多くのところで被災者の方々、苦しんでいる現実から目を背けないでほしいと思うんです。そこがうんと私はこ

の問題の考えどころだと思うんです。だから、仙台、あるいは気仙沼、そういうところで、この震災7年、もう少しで7年たつものの、しかし現実には立ち直り切れていないと。入居している方々の関係でいうと、前にも資料出してもらいましたが、7割、8割かな、8割は年金暮らしですよ。年金暮らしの方々に家賃が上がっていったらどういう暮らし向きになるかというのは想像にかたくないと思います。それから、もう一つは、これは後半に譲りますけれども、貸付金の今回予算も計上されていて、実施計画にも載っているけれども、300万円限度で借りている方々が相当数いらっしゃる。これの元利償還の返還を求めるさまざまなことが起きますし、今現在もって医療費の免除ですか、これも我が市としては明らかではない。そうすると、被災者の方々にとっては全部財産失ったわけ、ある意味財産失って被災地の塩竈市の災害公営住宅に入居して、そして何とか暮らしのさまざまな立て直しを図りつつも、しかし残念なことにそういった返済も含めて、あるいは自治体の医療費の免除適用がもしできないとなるならば、3つの苦しみにあえいでいくと。中には、恐らくもう災害公営住宅に住まないですと。もっと安いところに移り住みますというふうに出てくる可能性も高いと思うんです。だから、私は、やっぱり国に、そういった会計検査院云々かんぬんというふうに言っていますが、基本的な立場を被災者の立場に置いているかどうかなんです。私はそこを言いたい。確かに、今から検討していただいて構いません。今予算の中には計上されていませんから。しかし、やはりそのところは被災者の生活が決して決して立て直ってはいないし、これからも手厚い支援というのかな、やっぱり暮らしを、この塩竈で住んでよかったと、7年目以降もそういう気持ちを持つ立場が自治体にとってはうんと必要なんじゃないかなと思うんですが、その辺、どうなんでしょうかね。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今伊勢委員のほうから被災者の方々の状況についていろいろつぶさにお話をいただいております。基本的には我々も同じ思いです。ただ、制度的にまだ明らかになっていないものでスタートするというのはいかがかと。幸い我々の災害公営住宅は平成31年度からどうするかということ判断しなければならないということなので、その間の時間をかけさせてまずいただきたいというご答弁をこの間も申し上げさせていただいたつもりであって、その中で、制度的にいいですよということになりますれば、当然我々もそういった思いで取り組ませていただきたい。ご案内のとおり、今伊勢委員がおっしゃられた手法でまいりますと、20年という長い時間になるわけですよ。ということですよ。今5年間の減免を10年間に延長し、さらに段

階的にやっていくということは、20年なんですよ。20年の期間というのを本当に我々担保できるのかどうかという責任を明らかにしないで、ほかがやっているからという話ではなくて、その辺をまず確認をさせていただきたいというご答弁を申し上げさせていただいているつもりでありますし、当然そういった中で、使えますよということであれば、我々も被災者の立場に立って取り組んでいくという思いは全ての職員が持っていると思いますので、よろしくお願いたします。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 その前段の同じ思いだというならば、私は、やはり例えば市長は宮城県市長会の会長代理ですよ、たしかね。やっぱり被災している自治体の首長さんの、そして宮城県市長会の会長代理として、ずばり代理として復興局、国関係に対して、我々はこの件に関して困っているんだと、我々は対処に困っているんだと。やっぱり20年の担保について明確にしてほしいというふうに働きかけをやったらどうでしょうか。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 全く話が食い違っていると思うんですけども、ですから我々はそういった制度をまず国から明らかにさせていただきたいということを再三再四申し上げているんですよ。だから、それが決まったら、当然のことながら、それを活用しながら、でき得る限り被災者の立場に寄り添った対応をさせていただきますということを申し上げさせていただいているつもりであります。これは、今市長会の会長云々というお話いただきましたが、これは被災地の首長がみんな同じ思いだと思いますので、そういったことをしっかり確認をいたしてまいります。以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ぜひ被災者、被災地の自治体の首長のいわば責任者かな、宮城県のやっぱり自治体の首長の責任者になっているわけですから、これはしっかり踏まえていただいて、ほかの自治体でも新年度からやろうとしているということについて、きちんと国の働きかけのやっぱりトップに立っていただきたい。さすれば、それぞれの自治体にとっても安心できるし、それから我が市にとっても、被災者のこういった家賃の軽減の対策についても自信と確信を持って、責任を持ってやれるんじゃないですか。やっぱりそこが私は勘どころだと思うんですよ。この問題での大事なところなんじゃないかなと。いろいろ聞いているけれども、結局のところは国が云々かんぬんとかは言うものの、だったら、ずばり切り込んで復興庁に働きかけて、関係機

関にも、国会議員いるんだから、自民党の伊藤さんもいる、あるいは東北比例ブロックの国会議員もいる、やっぱりそういう方々そこぞって、何も被災の問題については超党派でいいんですよ。やっぱりそういう立場で要請して、この事業が安定して継続できるということで大いに政治行動をやったらいいんじゃないですか。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 委員に申し上げますが、我々は、ですから今国がどういう意図で今回「各自治体の判断で結構です」ということを文書通達されたのかをまず確認をさせていただきたいということをお願いしているつもりなんです。その意図がそういったことであれば、当然我々は各市町の実情に応じた対応をさせていただくことになるかと思っています。そのまずはスタートを確認をさせていただきということをお願いしているんですよ。その結果として、大変厳しいものであれば、それは改めて被災地の首長が今申されたような行動をどのような形で起こしていくかということになるのではないのでしょうか。以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 だから、文書の通達の意図について、復興庁がよこしているものについて、私は首長の責任で、あるいはやっぱりこの宮城県内の首長の会長代行として、明確にこの問題についてはっきりさせていく立場が、責任が問われるんじゃないですか。でないと、我が市の市長のところこういうふうにごうごうに二の足を踏んでいたら、ほかの自治体は困惑すると思うんです。公式の議会でこういうふうにごうごうに議論しているわけですから、だからそれはやっぱりそこを踏まえた対応をしっかりと求めたいと思うんです。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 再三申し上げますが、その通達の中身については、各市でも問い合わせをしているはずでありますよ。だから、その回答がまだ来ていないから、こういう答弁をしなきゃいけないということをぜひご理解をいただきたいと思います。その結果を踏まえて、改めて被災地がどう対応するかということになるものだと思っております。以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 だって多くの自治体が通知を受け、そして1月の半ばにわざわざ担当者呼んで県段階で情報交換したというのは、まさにそういう点では、その11月21日の通知を踏まえた上で、さまざま、それは手探りもあったかもしれませんが、決断して今日ただいまなんです。だから、そこをやっぱり踏まえた上で、この問題をしっかりと考えていく必要があるし、先ほどいろ

いろいろ検討はしたいというものの考えは、それはそれで仮に一步譲ったにしても、私はやっぱり政治家として、地方政治の政治家として、こういった問題に本当に真摯に向き合うと、その先頭に立っていただきたいと、ここを言っているんです。あれこれの通知についてあれこれあれこれというふうに、もう既に来ているものは来ているんですから。あとは、それこそ復興局なり関係部局なり、国の関係機関とやっぱりそういうふうな点で、この問題・課題をぶつけ合いながら、安心できる、やっぱり2つの交付金制度について、これは必ずできるという確信をぜひ得ていただきたい。それがやっぱりこの議場での議論の私たちの今到達点だと思います。誰も委員さん、家賃の軽減ですか、政令月収8万円以下の軽減することについて反対だという委員さんはいないと思います。だって身近にいるんですもの、そういった災害公営住宅の方々との関係や近い関係。やっぱりそこを酌んでいただきたいということなんです。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 議論の飛躍なんだと思いますが、ですから、我々はまず確認をさせていただきますということを再三申し上げているわけですよ。やらないというのは一言も言っていないんですよ。今からそういったものを一步一步確実に確認をしながらやらせていただきたい。先ほど申し上げました。20年間ですよ。じゃ、もしそれがだめだとしたときに20年間誰が金を負担するんですかという大変な問題になりますから、そういった財政措置が本当にできるのかどうかを確認をさせていただきたいということを申し上げておりますので、ご理解をいただきます。以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 急いでそういった問題・課題について、鋭意取り組んでいただきたいというふうに思います。これはもうここで議論を1回終結したいと思います。そこも踏まえて対処方をよろしくをお願いをしたいと思います。

次に、資料No.17の138ページのところで、ちょっと触れさせていただきます。当初予算のところではNo.10の125ページに2,846万円のマリゲート周辺の利用推進……、ごめんなさい、別な事業ですね。マリゲート利用推進事業662万円とか、旅客ターミナル補修等工事660万円とか、126ページ、128ページに載っています。それはやっぱりそういうことでの必要な経費なんでしょう。

そこで、この資料に基づいて幾つか確認をさせていただきたいわけですが、マリゲートの関係で、この議事を読んでもらいますと、先ほど菅原委員がおっしゃったように、さまざま

138ページのところにいろいろ載っています。一つは大きな要因としては、店舗があいてしまった。それから、マリンゲート周辺の施設整備工事等での環境、館の使用がしづらい環境ができてしまったこと、主には、あともう一つは駐車場の問題があるというふうになっております。総じて、これを結論づけて、あと先ほどテナントありましたから、これ以上を論を避けますが、いずれにしても712万8,000円の単年度での赤字というのは、事は重大だと思えます。今まで黒字化、単年度でやってきて、事ここに至って712万8,000円の当期損失を生んだということになっております。

ページをめくっていただくと、141ページのところで、この事業報告の関係でいいますと、会社の体制及び方針というところで、3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制というところで「不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する危機管理体制を整えるものいたします。」と、こういうふうにうたわれているんです。七百十数万円というのは、まさしくこういった、いわば震災以降、初めてこういった損失を生んだわけですし、隣のページのところでその貸借対照表、損益計算書、損益計算書の中には先ほど言った712万円ですね、出ている。隣のページを見ると、144ページ、資本金が書いています。11億8,000万円。資本金の内訳として、たしかこれは塩竈市と関係で、半々ぐらいのたしか資本金の負担割合だったと思えます。139ページですね。塩竈市が、会社が発行する、139ページのところに会社で発行する株数が3万7,200株、発行済み株式総数が2万3,600株、株主が75人、うち塩竈市が6,720株、28.5%、宮城県が6,680株、28.3%と、こういうふうになっています。だから、塩竈市の責任は、県も含めて大きいのかなと。損失を生んだ関係で、やはりこれは看過できない問題ではないかというふうに思えます。翻って考えてみると、144ページのところで、資本金の変動計算書のところで11億8,000万円になっているけれども、9億何がしの利益剰余金、つまり赤字を打ったということになると、純資産の評価は2億7,000万円ですよ。こういうふうになっちゃうんですね。資本金の11億8,000万円が結局は9億何がしで純資産そのものの評価がぐっと下がって、それこそ先ほど菅原委員がおっしゃったように一部上場企業の株主だというふうに言っているものの、現実には、計算上はそういうことになっていて、私はある意味マリンゲートにとっては今後の存続も含めて重大な問題だと捉えているんです。

150ページに議事録載っています。そこで株主総会が過般開かれたわけです。監査結果も含めて述べられています。開いた日時は12月26日、株主にとってもやっぱり重大な問題というこ

とで、議事録に載っています。決算書の説明、700万円の赤字ということで、るる述べているわけですね。もともとは塩釜港を開発すると。目的と違う方向に行っているのではないかと。真剣に議論されたのかと、役員会で。下段の社長の回答のところを見ると、余りぴんとこないような答えになっているということがまず1点です。だから、言ってみれば、全体を読んできましたが、恐らく平成13年のときにマリゲート塩釜の累積赤字問題というのは政治問題化したわけですね。こういった課題をどう捉え、進めていくのか。今後、やはりこの株主総会の重みを踏まえて、今後どのような方向でやっていくのか。しかも、塩竈市は指定管理者制度の指定者になっていますから、市長自身もその指定管理の責任はやっぱり負わなきゃいけないですよ。だから、そこが今回の案件の一番のポイントではないかと思うんですが、そこはどうですか。

○小野委員長 内形副市長。

○内形副市長 伊勢委員より塩釜港開発株式会社の第24期の経営状況につきまして、るるご指摘いただきました。ご指摘のとおり、第24期はマイナス712万8,073円というような赤字の決算をしたところでございます。当会社につきましては、震災後、震災後といいますと第18期でございますが、1,752万3,793円のマイナス決算で、それ以降、第18期から第23期まで590万円、350万円、1,060万円、360万円、第23期に当たりましては約20万くらいの黒字決算で経営をしてきたところでございます。今委員おっしゃるとおり、この第24期につきましては、震災以降初めてのマイナスということで、緊急事態というような、会社といたしましても緊急事態ということで捉えておるところでございます。これを受けまして、会社といたしましては、3月、日にちは特定、今ここで申し上げられませんが、3月10日前後に緊急の取締役会を開きながら、今後の会社の経営、運営について取締役を参集の上で、いろいろるる協議していくというような方針でございます。以上であります。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 3月10日に取締役会を開いていくということで……（「前後です」の声あり）3月10日ですかね、わかりました。それで、副市長も会社の副社長という立場ですよ、はっきり言えば。そういう点からいって、先ほど危機管理、やっぱり損失を生んだときの対処というものについて、これは市立病院も同様な感じになってしまったんだけど、市立病院とは比べるすべはありませんが、やっぱり年度途中からの営業上のそういった減少傾向というのは察知していたんでしょうか。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 年度途中からということですが、済みません、私はちょっと株主総会の前段の取締役会に出席しまして、その段階で赤字になりそうだというのが大体9月末とかという段階で確認をいたしました。以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そのとき、9月末でしょうか、総会は12月の半ばごろですから、打つ手を打っていくということは、その時点で何らかの検討、これは役員会だから、会社のほうですから、塩竈市ということも指定管理としては入っているものの、そこら辺の打つ手を打つという点ではどうだったんですかね。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 塩釜港開発の決算期というものが10月から9月末ということでしたので、そのような結果になったということでございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ちょっとよくわかりませんね。決算期は、それはわかります。決算上の整理をしていけばこうなるというのはわかるんですが、問題は事業計画を立て、塩竈市も指定管理になっていて、年度当初から恐らく事業計画書を指定管理としては出したと思うんです。そこでは赤字、まさかなるといふことでの計画は立てないはずですよ、単年度で。そこはどうだったのか。年度当初の、つまり平成29年度の指定管理にかかわって、アバウトでいいんですけれども、あらあらでいいんですが、指定管理の上でどのようないわば収支計画、事業計画だったのか、ちょっと教えてください。

○小野委員長 内形副市長。

○内形副市長 もちろん年度計画につきましては、収支バランスとれるような事業計画をとっておるところでございます。それで、一番大きい欠損になる理由といたしましては、やはり3階の大型店舗の賃貸の不成立ということでございます。これ先ほど市長から答弁申し上げましたが、数店、95%くらいまで入居の話までまいりました。しかし、やはり実際来てみて、市場性を見ると、なかなか今ここに進出するのは難しいと。魅力はあるけれども、今はタイミングではないというようなことで、二、三のそういったような業者がございました。したがって、計画的にはそういったものが入ると、入るといふような年度、いわゆるその期の当初の計画では我々会社としては持って収支計画を整えているというような状態でございます。以上であります。

す。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 この問題は、平成28年度の施政方針で私触れているんです、たしか。そのときにもやっぱり昔の大型店のレストランのところの誘致に努めてまいりますと。繰り返しなんですよ。それはいいですよ。なかなかそれは相手のあることだから、誘致がうまくいくかどうかは、いろんな条件があるんでしょう。しかし、もう既にこの問題が発生してからかなり久しいわけですよ。もう三、四年たつのかな、空き店舗になって。だから、そういう点でも、やはりこの問題に関してしっかりと打つべき手を打たないと、こういうことになりますよということがまず1点。

それで、もう一つは、時間もさほどありませんので、平成13年の9月定例会での塩釜旅客ターミナル施設取得特別委員会の附帯決議というのは皆さんおわかりですか、皆さんは。何が附帯されたのか、議会として。わかりませんか。たしかそのとき報告された中で、経済性、効率性、有効性を基本に健全化のために危機感を持って取り組むと。それから、一番大事なことは、議会に絶えず明らかにしていくと。そこが大事なんです。いろんなことあるんでしょうけれども、手だてを打つというのはいろんな方策があるかもしれないけれども、初めてこの間の産業建設常任委員協議会で数字が出てきて、概要が出て、今ここに至っているわけです。だから、このときの決議というか附帯決議がいかにか重いものか。議会との関係で、やっぱり第三セクターとしてのさまざまな対処については、結構どこの自治体でも対応は苦慮しているんです。青森だってこの案件で今100条委員会がつくられて、調査事項になっているわけです。だから、そこまでは我が市は至っていないものの、やはりこういう問題が出たときにすかさず必要な議会に対して情報提供、こういう方向だということをやすべきではなかったのかというふうに思うんですが、その辺の判断はどうだったんですか。

○小野委員長 内形副市長。

○内形副市長 伊勢委員ご指摘のこととございます。我々、その塩釜港開発株式会社の経営状況につきましては、毎年度、今この時期に報告しておりますが、それでも情報として足りないというならば、我々定期的な部分で議会のほうに経営状況等について説明をさせていただきたいと思っております。以上であります。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 じゃ、それはひとつぜひ念のためにすかさず議会にも必要な情報提供、そして必要

な議論の場を設けていただくようによろしくお願いをしたいと思います。

資料No.17のところの175ページだけちょっと触れさせていただきたいと思います。

宮城住宅供給公社が行う市営住宅管理業務内容ということなのですが、これはこの間9月定例会で条例提案がされました。協定を結んで云々ということが進められているようですが、その中で、どうも聞くところによると仙塩管工事組合11社は、この仕事については例えば県の住宅供給公社から仕事が来ても、それは受けませんというお話を聞いているんですが、それは事実でしょうか。

○小野委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 管工事組合としては、公社の仕事に申し込んではないようでございます。以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ことし初めの時点でたしか説明会を、こういう流れになりますからということで説明会があったんですが、そこにはそういった管工事組合の皆さんなんかは一通り顔をそろえたんですか。

○小野委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 管工事組合の理事長、理事の方々、あと事務局長などが参加いただいております。以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 聞くところによると、単価面でなかなか採算ができないという問題がどうもあるようです。これは詳細は余り触れませんが、いずれにしても、県との関係で、管工事組合、11社なんですかね、13社が加入しているというところですので、私どもが懸念するのは、こういった管工事組合で長年水道関係の施設なんかの整備をやっていたところが仕事を受けられないとなると、特に冬場とか、それぞれ市民生活にとって凍結とかそのほかの対処方がやっぱり手が回らないということになるのかなと思うんですが、そこら辺どうなのか、ちょっと懸念するところもありますので、確認だけさせてください。

○小野委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 管工事組合の方が参加いただけないのは、私も残念に思っておりますけれども、既に市内にある県営住宅ですとか、多賀城市にある市営住宅ですとかも、管工事組合の方の協力がなければきちんと管理が行われておりますので、市内においても心配ない

ものと考えてございます。以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 この件については、東松島市が市が単独なのかな——で管理を行うというふうになって、つまりは仕事量が減ってしまうよというところでの最大のあれがあつて入らなかったようですし、多賀城市も何か入っていない、単独でやっているようなんです。だから、今後の推移を見なければなりません、いずれにしても地元の仕事量が減ってしまうと、建設業者にとっては大変手痛い、あるいはしっかりとこういった凍結時の対処方がきちんとやれる、市民生活にやっぱり支障がないようにしっかりとやっていただきたいということを一言申し添えて私の質問を終わらせていただきます。

○小野委員長 お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明3月2日午前10時より再開し、審査区分1、一般会計について質疑を続行したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議は、これで終了いたします。

午後4時35分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成30年3月1日

平成30年度予算特別委員会委員長 小野 幸 男

平成30年度予算特別委員会副委員長 阿部 眞 喜

平成30年3月2日（金曜日）

平成30年度予算特別委員会

（第3日目）

平成30年度予算特別委員会第3日目

平成30年3月2日（金曜日）午前10時開議

出席委員（18名）

小野幸男委員	菅原善幸委員
浅野敏江委員	西村勝男委員
阿部眞喜委員	阿部かほる委員
香取嗣雄委員	山本進委員
伊藤博章委員	志賀勝利委員
今野恭一委員	菊地進委員
鎌田礼二委員	志子田吉晃委員
土見大介委員	伊勢由典委員
小高洋委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤昭君	副市長 内形繁夫君
市民総務部長 兼政策調整監 小山浩幸君	健康福祉部長 阿部徳和君
産業環境部長 佐藤俊幸君	建設部長 佐藤達也君
震災復興推進局長 熊谷滋雄君	市民総務部次長 兼総務課長 兼市民安全課長 川村淳君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 小林正人君	産業環境部次長 兼環境課長 木村雅之君
建設部次長 兼都市計画課長 本多裕之君	市民総務部 危機管理監 安藤英治君
会計管理者 兼会計課長 菊池有司君	市民総務部 政策課長 相澤和広君
市民総務部 財政課長 末永量太君	市民総務部 税務課長 武田光由君

健康福祉部 子育て支援課長	小倉知美君	健康福祉部 長寿社会課長	鈴木宏徳君
健康福祉部 健康推進課長	草野弘一君	健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君
産業環境部 水産振興課長	並木新司君	産業環境部 商工港湾課長	高橋数馬君
産業環境部 観光交流課長	吉岡一浩君	産業環境部 浦戸振興課長	村上昭弘君
建設部 定住促進課長	佐々木誠君	建設部 土木課長	星潤一君
建設部 下水道課長	関陽一君	震災復興推進局 復興推進課長	鈴木良夫君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲君	教育委員会 教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	阿部光浩君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	本田幹枝君
教育委員会教育部 学校教育課長	遠山勝治君	教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	伊藤英史君
教育委員会教育部 市民交流センター館長	伊東英二君	選挙管理委員会 事務局長	相澤勝君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	菅原秀一君

事務局出席職員氏名

事務局次長 兼議事調査係長	鈴木康則君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主査	平山竜太君	議事調査係主事	片山太郎君

午前10時00分 開議

○小野委員長 ただいまから平成30年度予算特別委員会3日目の会議を開きます。

それでは、昨日の会議に引き続き審査区分1、一般会計の質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

志賀委員。

○志賀委員 おはようございます。

本日のトップバッターとして質疑させていただきます。

まず初めに、資料No.10、123ページです。道路維持費というところから質疑をさせていただきますと思います。

うちの会派の鎌田委員も道路ということについて常に質問されていますが、私も道路については自分であちこち歩いている、車で走っているものですから、何か見つける都度土木課に連絡させていただいて、その都度本当に比較的迅速に対応していただいているし、穴を埋められているということは理解はしておるわけですが、例えばこういった穴を補修する際、作業する際はやっぱり道路許可証というのは必ず取られるんですか、それとも取らないでやられるんですか。

○小野委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。まず、市内一円としまして、警察に1年間分許可いただいている状況でございます。それで作業を行っております。以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 もう一回。

○小野委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 道路使用としまして、市内一円1年間の許可をいただいているところでございます。以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 通年でもらっているわけですか。通年の許可というのも出るんですか。私がお願いしたら、警察には1カ月単位だと言われたんです。

○小野委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 通年でいただいております。以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ということは、役所がとっているということは、そうすると全庁に適用されて通年でとっているという理解でいいんですか。それとも、土木課だけそういうのをとっているとか、部署別にとっているとかということではないんですか。

○小野委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 失礼いたしました。まず、先ほど委員からのご質疑については、穴ぼこのお話ですので、緊急的に速やかに対応しなければならないものですので、緊急な工事について通年1年間で許可いただいているところでございます。以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 緊急工事については通年とっているということですね。そうすると、例えば塩竈市内にトンネルが幾つかあるかと思えます。というときに、照明の取りかえとかということも出てくるかと思えますけれども、そういう際はどうなるんですか。

○小野委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 先ほど申したように、緊急の場合はその中での対応となりますが、定期的な維持、メンテナンスの場合は、その都度許可いただきまして施工しているところでございます。以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、そういった定期的なものについてはその都度もらっていると。例えば土木課ではトンネルの清掃作業はされたことはありますか。要するにトンネルそのものの清掃ではなくて、トンネル部分の道路の清掃です。

○小野委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 トンネルの清掃は、側溝とか路面の汚れぐあいなどについての清掃活動は行っているところでございます。以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 その際は、やっぱり使用許可でやるんですか。

○小野委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 使用許可の中でやっております。以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。一応そういう緊急の場合以外のときは、道路許可をとって

作業をしているという理解でよろしいわけですね。ありがとうございます。

これからも、今は震災復興の事業で市内の道路が大分よくなって、穴ぼこも私が通るところは見かけなくなっているわけですが、またその都度、あちこち歩いているときにまたいろんなところで見かけるかもしれませんので、その節はぜひ迅速な対応をお願いしたいと思います。

それでは次に、資料No.13、62ページです。きのうも質疑が出ましたが、子育て・三世同居近居住宅取得支援事業のことでちょっと質疑させていただきます。

一応50万円で30戸分ですか、ということでご提案があったわけですが、実際にその50万円が多いか少ないかという、私の感じとしては50万円が欲しくて3世帯住宅を建てるかなと思うと、なかなかちょっと魅力に乏しいのかなという感じもするわけです。そしてテレビなんかでもこういった移住作戦ということでいろんな市町村が取り上げられていますけれども、そういう中には、空き家のリフォーム代200万円出します、それで200万円は、最初は貸与というか、自治体の貸し付けになるんですが、10年以上住むとそれが返済不要になるというような制度で、もう設けているところもありますし、だからこそ多分魅力があって、そういうところに移住する方がいらっしやると思います。要するに空き家だって、いい空き家もあればぼろぼろの空き家もありますけれども、塩竈市内も、何回も言いますけれども、結構ていどのいい空き家がいっぱいあります。この半年間、私、市内全域歩いていますけれども、いっぱいあります。そういったところをそういった補助金を出すことによって低廉な家賃で、やっぱり住む、そうすると空き家ですから、放っておくよりはいいよと。そうすると一軒家で3万、5万円で貸しますよということになれば、魅力を感じて来る方もいるんじゃないかなと私は思うわけです。だから、そういうところを考えた場合に、やはり金額的なものをもうちょっと考えていただきたいと。

それと、12月、今回と公務員給与の時間給のアップ、それからボーナスのアップということが提案されまして、それによって年間5,000万円の費用が多く発生するわけです。5,000万円の費用をこの200万円の空き家の補助に出したら25件分になる。私、だからそう考えちゃうわけです、どうしても。自分たちで、給料で税金を取っちゃって、残りかすで住民にサービスするのかと。もうちょっと自己犠牲を払って、こういうことを考えたらいかがなものかなという考え方も一つあるわけです。

それで、1つご紹介しますと、兵庫県の明石市で、今の市長さんが2011年に当選されてから、すぐに中学生までの医療費、第2子以降の保育料、市営施設の子供の利用料金などを全て所得制限なしで無料化したんです。それで、保育料等についても3万円から5万円かかっていたの

が、世帯年収で400万円から600万円の共働きの中間層の負担を一気に軽減したことによって30代、40代の方の移住がふえたと。4年間で6,000人の人口増だと。人口30万人足らずのまちなんです。神戸から30分ぐらいの距離です。そういったまちが、やっぱり2011年ですから7年前です。そのころだとそういう政策を打ち出すところなかったために、やはりそこに魅力を感じて移住する人がそれだけふえていると。それと、子供さんも30万人のまちで年間2,600人赤ちゃんが生まれているそうです。死亡者数を上回っているそうです。というのは何かというと、やはり子供を産める年代の方々がそこに移住しているから、そういう結果が出てくるということで、結局その原資を出すためには職員の数を2割、1割減らしたり、あと全職員の給与を4%カットしたり、そういった努力をして、補助金に頼らず自前でもってそういう努力をして政策を打ち出した結果が人口増に結びついているというところもあるわけです。

それで、私、たまたま平成25年に総務教育常任委員会の行政視察で行っているわけですが、そのときもそういう、ちょろっと聞いてきたんですが、民生じゃないものですから、こういった福祉関係のも直接そのときは細かくお聞きしませんでしたけれども、こういった記事が朝日新聞に載っているということもありまして、やっぱり政策を立てる場合はどうしても差別化というものが必要なわけですから、せつかくこういう考え方はいいわけです、2世帯を何とかしたいと。だからそのところをもう一度、清水の舞台から飛びおりるつもりでもうちょっと魅力のある政策に転換できないものなのかなと。だから3戸と欲張らずに、予算内で3戸でも4戸でも5戸でもいいです。5世帯でもいいです。できるような200万円を出して、そういうことができれば、また次の年にステップアップしてふやしていくということをやったり考えていかないと、その数と金額とのバランスもあるかと思えますけれども、なかなか魅力ある施策にはちょっと映ってこないのかなと。3世帯というと、建てるのにやっぱり3,000万円から4,000万円かかると思えます。そうすると、そこに50万円出しますといったって都市計画税で消えちゃいます。塩竈は都市計画税がありますが利府はないわけです。そういうこともあるわけです。ですから、そういうことも含めてトータル的に考えて、ぜひちょっと検討してみたらいかかなと思えますが、その辺についてはどうですか。

○小野委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 震災前から住宅の施策といたしまして、まず木造住宅の耐震化に取り組んでまいりました。あと被災後は住宅再建ということで、被災した方々に対する住宅再建に対する補助も行ってございました。そして今回は、まず平成30年度に移住者に対して、若

年層にターゲットを絞って今回の施策を提案させていただいております。委員ご指摘のとおり、その他さまざまな住宅関連の定住施策に対しましては先進的な都市の事例もございますので、今後検討課題として真摯に取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ぜひしっかりと情報を集めて、今ネットで検索すれば幾らでも情報をとれるわけですから、そういうところをやっぱり差別化を意識して政策を立てていただければと思います。よろしくをお願いします。

あと、答えは簡潔に、余分なことはいいですから、聞いたことだけ答えていただかないと時間がないので、ひとつこれから以降のちょっと質問、答え、お願いいたします。

次に、せっかく資料要求して出していただいたものですから、随意契約のことで質疑させていただきます。

まず、資料No.17、11ページ。越の浦溜池ポンプ操作業務委託というところで、3年間で267万円ということが契約されているわけですが、この随意契約の理由と、それから見積書は1件しか出ていないんですが……。

○小野委員長 特別会計です。

○志賀委員 では、あしたにします。

その次、同じ資料No.で17ページですか。塩竈市復興支援員設置事業業務委託ということで、これは平成29年3月の1年間の事業だと思いますが、これも随意契約で見積書1件だけなんです。この事業に対してほかからも見積もりをとっているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。それと、随意契約にした理由をお願いします。

○小野委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 見積もりにつきましては1者からということでございます。

あと随意契約の理由でございますが、この業務につきましては浦戸の復興ということでございます。地域おこし協力隊の受け入れ体制の整備、それから地元産業の6次化支援、それから観光モニターツアーといった取り組みについて地域の方々と細部に打ち合わせをしながら、きめ細やかな支援を行うということが特徴というか、必要な業務になってございます。こういったことから東日本大震災以降、浦戸地区の復興支援として活躍の実績があり、また、これも重要なんですが、地元の方々と信頼関係を築いているということが事業促進につながります。こういった業者というのは当時、今もそうですけれども、受託者1者ということになりますので、

事業効果を見据え、1者の随意契約の理由ということで業務を進めたということでございます。

よろしく申し上げます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ここしかできないという判断は、どうして判断されたんですか。

○小野委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 今、随意契約で申し上げましたとおり、震災の一日も早い浦戸の復興ということで、地元の方と協議を進めて、調整して合意して前に進むということが一日も早い復興につながります。そういった取り組みを行えるのは震災前から地元の復興を手がけてきたこの事業者、しかも信頼を勝ち得ているという事業者ということでございますので、この受託者と業務を進めたということでございます。以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 この事業はそれ以前から行われていたということなんですか。平成29年から行われていたのでございますか。

○小野委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 浦戸地区につきましては、震災後からさまざまな復興支援というのが行われていました。その中にこの受託者も入ってございます。そして、この業務としては平成28年度から本格的に業務をスタートさせたということでございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 要は震災後にここに関連した方が、団体に関連したから入ってきたので、そこに頼んだということですね。別にそこにその人、ここだけができるというんじゃないということの判断ですね。そうですね。ほかにだってあるわけでしょう、そういうところをやる団体が。たまたま浦戸にこの団体の方が乗り込んできた関連があるからそうやったということでしょう。そうじゃないんですか。

○小野委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 市としましては、その団体で最もこういった業務にまさに携わっていて、しかも地元の方々の信頼を得ているということが重要になりますので、そういったことでこの業者と業務を進めたということでございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 だから、信頼が構築できるかできないかというのは、ほかの団体だってできる可能

性だつてあるわけでしょうということ。そこが随意契約の判断になるのかというところをちょっと今聞いているわけですが、それと、見積書の金額が税込みで1,499万円になっていますね。ところが何か決算を見ると1,077万円というか、これは平成28年度の数字だからですか。平成28年度と平成29年度で金額が違っているわけですか。そここのところ、お願いします。

○小野委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 今、平成28年度の数値はちょっと手元にはないんですけれども、数字が、これは平成29年度の見積りの関係で資料を出しておりますので、まだ決算を迎えていないので前年度の数字かなと思います。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。それと、例えば平成28年度もやりました。平成28年度の、例えば経費内容のチェックはされていますか。

○小野委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 経費内容については確認をいたしております。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ということは、領収書もチェックしているということではないですか。

○小野委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 領収書をもってチェックをしております。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。何か随意契約は、塩竈市の場合は領収書をチェックしなくていいんだといつも私、聞いているものですから、やるところもあるんですね。それはその課の自由裁量で決まっているんですか。

○小野委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 こちらの業務につきましては、特に復興支援ということで、先ほども申し上げましたきめ細やかな業務ということで一定程度の設計をして入札をしておりますが、例えば想定では東京で6次化の……（「そういうことを聞いているんじゃない」の声あり）

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 そういうことを聞いているんじゃない。チェックする事業とチェックしない事業がありますよと。私はチェックしなくていいんだと聞いていますよということを言っているの。

市役所全体としてチェックしなくていいんだと言っているのにチェックする課があるから、その辺は自由裁量なんですかと聞いているんだから、自由裁量なんですと答えるのか、いや、そうじゃなくて独自にやっているんですと、それを答えればいい。いろんなことの説明は要らないから、時間がないから。

○小野委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 この業務に応じて対応させていただいてございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 理解しました。ということは、前の課長が言ったことがうそなんですな。

それから次は、資料No.17、同じ資料です。そして、27ページから31ページです。

それで、これは浦戸地区粗大ごみ収集運搬業務委託ということで、これも多分ずっと随意契約をされたんだと思いますけれども、この随意契約の理由と、それから、いつからここがずっと契約されているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○小野委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、この浦戸地区粗大ごみ収集運搬業務の委託につきましては、随意契約の理由としましては、当該業務につきましては離島から排出される生活系の一般廃棄物を収集し、海上運送、それから陸上運送により、本市の処分場へ搬入するものであります。理由としましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づきまして、一般廃棄物収集業務の許可を持ち、なおかつ船舶安全法、それから内航運送に基づく許可、そういったものが必要になることが一つの理由でございます。そういった一般廃棄物処理業の許可業者でその条件を満たすのが唯一こちらの会社ということで、随意契約をさせていただいております。

いつからかということでございますが、済みません。ちょっと資料がございませんので、申しわけございません。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 今の理由だとほかの事業者もありますよね。それで、これも1者しか見積書が出ていないですが、1者見積もりなんですか。それとも2者、3者で見積もりされているんですか。

○小野委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 こちらは1者の見積徴収になります。こちらの会社なんですけれども、船舶も所有しているということで、こちらの会社を選んでおります。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 船舶も所有していると。船舶所有していてもしていなくても代船とか、いろいろ借りてやることだって可能なわけだし、ずっとやっているからということでそれをやっているといつまでも競争入札という、例えば塩竈市の契約規則の中では130万円以上契約するものはやっぱり入札、随意契約にはそぐわないという規則の中でやっているわけだし、その中の理由づけとして、やっぱりどうしてもそこでなければできないものだとか、規定があるわけです。だから、今までやっていたから出しているんだということは理由にならないし、何があるからかがあるから、だからできないんだと。公募して、もし船を用意してでもやりたいという会社が出てくることだって考えられるわけでしょう。そういうところをやっぱり随意契約という形で全部済ませてしまう。確かに手間はかからないことはあるんでしょうけれども、塩竈の場合、平成28年度は133事業、11億円。これはたまたま正月に同級会がありまして、高校時代の同級生に市長、町長の経験者が2人いたものですから聞いたら、ちょっと多過ぎるんじゃないかというようなアドバイスもいただきました。そういったことから、やっぱりできるだけ公平、市長がおっしゃる公明正大ということ貫くということであれば、業務の煩わしさはあっても契約規則の中にうたってあるわけですから、きちんとそれに基づいて作業をしていくということが私は必要なのではないかなと思います。まずそれはそういうとで、一応次の質疑に移ります。

今度は、次に、同じく生活ごみ収集、これは多分同じ理由だと思います。だから2つのこういう事業が、年間できるところになればほかの事業者だって廃棄物処理業の許可を持っている人がいるわけですから、そういった方が自由に競争、参加ができるような仕組みをつくっていかないと、ごく限られた人の中で1件見積もりをとって、出来レースみたいにこんなふざけた見積もりを出してきて、だんだん段階的に値段を下げて、結局結果としては前年と同じ値段でやります、こんなおためごかしな見積もりをやって、それでとりましたということを行っていること自体、済ましていること自体、人をばかにしています。それで、今までこういうところが一切議会の目に触れていないわけです。先ほど言ったように、何で今度私、目をつけたかといえば、随意契約は一切領収書のチェックは必要ないんですという課長さんがいたから、「ええっ」と思ったんです。ところが今相澤課長は、いや、チェックしています。佐藤達也部長、どうですか、答え。あなたでしょう、私に言ったの。答えてください。

○小野委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 契約に際して、随意契約の業務、あるいは一般競争入札の業務とか、そういっ

たものがありますけれども、随意契約の業務だから、例えば業務内容の履行確認時に、例えば先ほどおっしゃるような領収書のチェックをすとか、しないとかというのは、業務においてはそういったもの確認をすることにはなっておりません。私、前段申し上げましたように、そういった形で通常履行確認をする場合には、業務を実施した仕様内容についてきちんと業務をやったかどうか、そういったもの確認していただく、担当課でそういったもの確認するということになります。それとは別に業務において、例えば補助金を申請する際に補助事業として申請する添付書類としてそういったもの確認が必要だというときには、領収書の確認をすることになります。そういった点で、先ほど相澤課長が、業務において補助金を利用する際にそういったことで領収書の確認が必要だったという説明になったかと思います。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 重点分野雇用創出事業で、あなたは私に対してずっと言い続けたんです、業務委託は領収書を出す必要がないから、領収書の提出はしませんと。1年間言っていたんです、あなたは私に。国、県は領収書を最終的にチェックしなさいということを行っているにもかかわらず、知りませんでした、ふざけないでください。あなた、舌、何枚持っているの。だから、結局今聞いたように、やっているところはちゃんとやっているわけでしょう。そういう人が塩竈市の部長になっているわけです。皆さん、よく認識してください。次に行きます。

同じく資料No.17、37ページから41ページ。

廃棄物埋立処分場施設管理委託業務ということで、ここも清掃センターで平成28年度1,512万円、平成29年度も同じ金額でやっています。これはなぜ随意契約なのか理由をお知らせ願います。それと、いつからこの契約が始まったのかも伺います。

○小野委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、廃棄物埋立処分場施設管理業務委託についての随意契約理由でございますけれども、こちらの業務につきましては、埋立処分場に収集、運搬されました不燃ごみを適正に処理するとともに、ごみ等に含まれる資源物を選別して指定場所へ仮置きする業務、それから大型ごみの破碎処理業務、それから処理料金の収受、計量、搬入等を行う業務でございます。

まず、こちらの廃棄物処理場の随意契約理由としましては、まず、一般廃棄物埋立処分場の管理に対する資格としまして、実務経験3年以上の技術管理者を必要としております。その関係で、場内の維持管理について十分な知識と技術があるということが1つでございます。それ

から、もともこの処理業者につきましては、し尿収集業務を行っていた業者でございますけれども、昭和61年に設立された業者でございます、当時し尿処理が、どんどん下水道が普及することによって縮小されていったということがございまして、そういった部分で、こういった廃棄物処分場の委託についてもこちらの業者をお願いをしたという経過がございます。それからもう一つの理由としましては、この場内の排水処理に関しまして、水処理技術、それから維持管理機材を有しているということで、こちらの業者を選定しているという状況でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 今、し尿の回収が水洗化によってなくなってこれをやったという、この業務を請け負ったということなんですけれども、既に30年経っているわけですよね。それで、結局この会社が経験者だからやったと。最初に受けたとき、3年間経験していたんですか。資格だってそうでしょう。誰にも参加できないようにしていれば、誰も資格なんてばかばかしいから取らないわけです。そんなの講習を受ければ簡単に取れるし、みんな資格なんでしょう、私、ちゃんと聞きましたけれども。だから、そういうところで競争を阻害していたのではいつまでもこういったところのコストダウンが図れないだろうし、果たしてその中身が正しい経費の支払いになっているのかどうか多分チェックしていないですよ、環境課は。していますか、ここ。経費明細を重点雇用のときにも一切チェックしていませんよね。領収書をチェックしていますか。

○小野委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、この契約につきましては、こちらでお願いする業務内容が履行されていれば、その履行内容を確認できればよしとしている事業でございます。ですので、そのかかった経費については特にこちらではチェックはしておりません。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ただ、チェックしていないと結局積算している経費内容が正しいか正しくないかチェックできないわけです。それで、長年ずっとやっているわけです。だから、果たしてそれでいいのかという、ただ問いかけをしています。そういう状態の中で我々は予算審査をして、決算審査をして賛成、反対とやっているわけです。だから私は決算に反対します。非常にここは不明確なんです。だからそのところをやっぱりきちんとしていかないと本当の意味での経費削減ということができてこないのかなと思います。

それと、同じ資料No.17で、42ページから49ページ、資源物選別回収委託業務、宮城リサイク

ルセンターです。

ここで年間約5,800万円の業務の請負金額になっているわけですが、この中で、前にお聞きしましたけれども、資源の段ボールとかスクラップとかの売り払う、売却はこの宮城リサイクルセンターに任せているんですか。それともほかの業者に任せているのか、ちょっとお聞きします。予算資料では資料No.10の30ページですか、資源物払下料ということで約657万円が計上されていますが、この払い下げ料というのはどこに委託しているのか、それから売り払っているのか、ちょっとお聞かせ願います。

○小野委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 資源物払下料ということで資料No.10の30ページのところで、委員ご指摘のように、資源物払下料というものがございまして、まず、この資源物払下料につきましては、瓶あるいは缶、それから段ボール、紙等の資源物についての払い下げ料、それから中倉で出ました金属等のスクラップ、そういったものの払い下げ料が含まれております。それと、その1つ上になりますけれども、有償入札拠出金というものがペットボトルの拠出金になりまして、これは公益財団法人日本容器包装リサイクル協会で売り払いしたものが市町村に入ってくるという形になります。それと、4つ上になりますが、再商品化合理化拠出金というものがございまして、こちらがプラスチック製容器包装の部分になりますが、これも同じく日本容器包装リサイクル協会が販売した部分の拠出金として市町村に入ってくるという内容になります。以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 それで、前に聞いたとき、段ボール、鉄をキロ2円で売却しているという話を聞いたんですが、キロ2円という単価は、結局通常瓦れき処理の復旧事業のときもそうでしたけれども、仙台市あたりはちゃんと入札しているんです。その売却単価を決めているわけですが、異常に2円という単価は安いんです。通常の5分の1、6分の1なんです。やっぱりそういう大事な財産ですから、売り払うのも随意契約でそういう単価で綿々とやっているのではなくて、ちゃんと入札をしてやれば、これが1,000万円なり2,000万円なりになってくるはずなんです。そうすると、そういう財源がほかの事業に使えてくるはずなんです。お金がない、お金がないと言っている市なんですから、それをみすみすそういう事業をこれに関連した事業者、ずっとそういった事業をやっているからそれにずっと任せているんだということをやっているのはいかがなものかなと思います。その辺、産業環境部長、どうでしょうか。

○小野委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 恐縮です。指名でございますのでお答えします。ちょっと私、恐縮ながら勉強不足で、入札で単価を設定しているかどうか、ちょっと私、わかりませんので、恐れ入りますが、担当課長がご答弁させていただいてよろしいでしょうか。もしそういったものが……。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 私の願いは、前に聞いたときに随意契約でやっている、入札しないで2円で固定して決めていると言っていたんです。だから、それを入札にしてくださいというお願い。検討しますか、しませんかという答えだけでいいです。

○小野委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 その辺、勉強させていただきまして、もしそういう入札とかが可能であれば、そういったことを検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ぜひ、ここで1,000万円、2,000万円の金が出てくるはずですから、大事な宝の山なんですから、そのところをしっかりとやっていただけたらと思います。

次に、資料No.17-2から、66ページから67ページということで、一番後ろのページです。

これは教育委員会が出されています。中学校教師用教科書及び中学校指導書370万円ということで随意契約でやっているわけですが、見積書も何もない中でどうやって、結局市の契約規則にのっとってやっているところの金額は、ちゃんと2社見積もり、入札しないとだめですよとあってあるんですが、教育委員会ではそういう契約規則というのはご存じないんですか。

○小野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 それでは、お答えさせていただきます。教科書またはこの指導書につきましては、原則学校または教師以外には販売できない特別な図書となっております。それで、本市が購入する場合には、それぞれの教科書発行所から委託を受けた宮城県教科書供給所という、県に1カ所しかないものですが、そこを通して、その供給所と教科書供給契約を結んでいる書店からのみ購入できとなっておりますので、競争入札に適さず、随意契約としておるところでございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ということは、市内の本屋さんにはその契約を結んでいるところはないんですね。

○小野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 ございません。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 あと私は本屋さんに確認してみます。大丈夫ですね。

それと、先ほどのリサイクルセンターの資源物選別回収、資料No.17の42から49ページ、ここもこれは会社がずっとやっているようなんですけれども、これも随意契約の理由というのは、どういう形で随意契約でずっと綿々とやられているのか、ちょっと教えてください。

○小野委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 この資源物選別回収業務委託についてでございますが、この事業につきましては新浜リサイクルセンター、それから伊保石リサイクルセンターの運営についての部分になります。平成2年から缶、瓶それから紙類の選別を伊保石リサイクルセンターで開始しているわけですけれども、事業開始に当たりまして作業場が旧じんかい焼却場の建屋を使って行っております。当初市内の古物商の共同体である随意契約希望業者所有のものを設置して、ベルトコンベヤー、それから重機等を使いまして作業しておりました。その後新浜リサイクルセンターもできまして、作業場、重機については本市所有のものではありますが、そういった選別、回収という技術を生かすことができる事業者であるということで、契約先を一本化することで作業の複雑化、それから経費削減を図るものとして委託しているものでございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 選別技術者だって、そんな廃プラとかなんとか云々、そんなリースなんか要らないです、人の目があればいいんですから。だからそういう入札でもできるような仕事をずっと同じ会社に委託し続けるということが、果たして妥当なことなのかどうかと。そして、こういった経費も、先ほども言いましたけれども、ずっと出ていますけれども、この経費にしたって、例えばこの資料の47ページを見てください。ここに③で積算書とあるんです。積算根拠というのが書いてあります。この積算書というのは誰がつくっているんですか。

○小野委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 積算書につきましては環境課の職員がつくっております。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ちょっと耳が遠くなっていますので、大きな声で言っていたかかないと聞き取れな

いものですから、済みません。

環境課でつくっていますね。そうすると、環境課でつくっている書類をこの積算根拠が本当に正しかったのかどうかという精査はしていますか。

○小野委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、積算書の確認ということでは、精査というのは必ず行っております。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 領収書はチェックしたんですか。しなくてチェックできるんですか。確認できるんですか。

○小野委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 この積算書につきましては、契約前段で作成するものでございますので、領収書確認とか、そういったものは行っておりません。以上です。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 だから、何を言わんとしているか、課長、わかりますか。経費の中身がきちんと捉えられていなければ積算書というのは意味がないんです。絵に描いた餅なんです。その実績をきっちりと把握していかないとコスト低減というのはできないんです。税金だから、そういうことをやらないでただおざなりにやっているというんじゃないんです。そこはちゃんと請け負っている業者に対してもちゃんとシビアにチェックして、そのかわり適正なマージンというのは必要です、これは。何でもかんでもたたいて会社を殺せという意味じゃないんです。そういった中できちんと管理をした上で、税金の使い道が、これは間違いございませんと我々に提示していただければいいんです。そうしないと、適当なことをやっていて領収書もチェックしないで、この積算数字が正しいかどうかもわからないものを我々に渡されて、認めてくださいと言われても私は認められません、残念ながら。会社でこんなことをやったら会社を潰しちゃいます。そういうことなんです。だから、黙って集まってくる税金ではあるんですけども、使い道はもっときっちりと管理してください。お願いします。もう時間もありませんので、そういうことで私の質疑を終わらせていただきます。

○小野委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 それでは、実施計画を中心にちょっとご質疑させていただきます。

まずは、15ページです。

小学校入学準備支援事業でちょっとお聞きしたいんですけども、こちら、きのうの質問にもありましたが、もう一度ちょっと確認させていただきたいんですが、何名の方がこちらの助成を受けて、それが全体の何%か、もう一度教えていただけますでしょうか。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 平成29年度の実績ですと、70名の保護者の方に支給をしています。ちょっと割合については算出していませんが、およそ大体新入学児童が400人程度とかと思いますので、そのうちの70人ということになります。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 第3子以降のご家族が全体的に何人いるかというのはわからないということで、パーセンテージがわからないということですか。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 こちらでお調べして70人程度いるということを確認して、ほぼ対象となる方に支給をしているという状況です。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 担当課さんから、こういうのがありますのでご活用くださいということでお知らせしているということで、全体のほぼほぼ全員の方が受けられているということなんですか。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 最初は学校を通しましてこういう制度ができました、申請をしてくださいということでご案内をしています。そして、こちらでも対象世帯を把握して、申請をしていない世帯につきましては個別にこういう制度がありますから申請をお願いしますということで、期限を区切っておりますのでここまでに申請をしてくださいというところのご案内をしまして、何件か申請がなかった世帯もございますが、ほぼ申請をいただいているという状況でした。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 期限を区切っているということでございましたけれども、例えば転校してきた方というのは受けられるものですか。それとも前のまちで受けているという認識なんですか。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 こちらの支援金は、5月1日現在で塩竈市にお住まいの方が

対象となります。その時点で転入をしてきた、5月1日時点で塩竈市民ということであれば対象となります。それ以降のご家庭については対象になりません。逆に言うと5月1日以前、ほかの市町村に住んでいたということであれば、そちらで受給していたと考えます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。この事業もですし、例えば下の私立幼稚園就園奨励事業とか、あとは塩竈アフタースクール事業もですけども、引っ越してくると50万円支給しますよのほかに、こういうのも実は移住定住政策の一つなんだと思います。なので、せっかくであれば連携をすると、50万円以上によりよいものが受けられますよということをお知らせすることが本当は移住定住につながると思いますので、こういうものもしっかりと活用してお伝えして、塩竈に来れば他に例えばアフタースクール事業等も受けられますということで連携をするとよりよい発信ができるんじゃないかなと思います。ご質問させていただきましたので、ぜひとも縦串じゃなくて横串を入れた連携をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、30ページで、このJアラートについてなんですけれども、これは事業内容を見ると受信機を更新するということがございましたが、更新頻度というのはどれぐらいになるのでしょうか。

○小野委員長 安藤危機管理監。

○安藤市民総務部危機管理監 今設置しているJアラートにつきましては、既に処理能力に限界があると。近年の地震、豪雨、ミサイルの発射事案等を勘案する中で、より処理能力の短縮できる新型受信機へ早急に移行することが必要であるということで、消防庁から通達が来ております。それで、来年度、平成30年度までが起債100%充当できますよということで、今回初めて更新するという形になります。以上であります。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 国の政策ということ、済みません、勉強不足であれですけども、国全体で自治体にやってくださいということになっているということですね。

○小野委員長 安藤危機管理監。

○安藤市民総務部危機管理監 おっしゃるとおりになります。以上であります。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。勉強不足で大変申しわけございませんでした。

では、45ページ、小規模事業者サポート事業についてちょっとお聞きしたいんですけども、今回こちら、2分の1の支援をするということでございましたが、昨年まで3分の2の補助がたしかおられていた助成だと思えますけれども、今回国が2分の1にしまして、それに伴って塩竈市も2分の1の半分を小規模事業所にサポートするという形だと思えますが、なぜ国が3分の2から2分の1になったかという理由はわかりますでしょうか。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。国の小規模事業者持続化補助金につきましては、補助率は3分の2ということで上限50万円ということで把握しております。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 昨年までは3分の2で、多分上限50万円かな。上限、ちょっと済みません。金額、正式なのは忘れてしまいましたが、3分の2の補助をしていたんですけども、ことしから2分の1に新しく変更になったんです。その理由がわかれば教えていただきたいんですけども。簡単に言うと、私から言うと、結局きのうお話がありましたけれども、三十何%の方が申請をして受けているということでしたけれども、この幅を広げましょうということなんですよね。結局より多くの方に許可を出せるように3分の2から2分の1に変えて、上限額は下がりますけれども、幅広い多くの業者に活用できるようにということで下げているんです。その中で、今回塩竈市で2分の1のサポートをされるということでよりよいカバーをしていくんでしょうけれども、国でもより多くの事業者に受けていただけるような状態にしているにもかかわらず、塩竈市ではまたさらにカバーするというので、逆に塩竈市でカバーするとなるともっとやってみようかなという人もふえると思えますけれども、果たしてこの予定している金額で本当に足りるのか、もう一度確認なんですけれども、お答えいただければと思います。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 補助率について、ちょっと確認させていただきたいと思います。

あと本市の小規模事業者サポート事業ですけども、例年、きのうもご答弁申し上げましたけれども、平成29年度ですと25件の申請があつて、不採択であった事業所が14件ということで、初年度ということでまずはその数字ということで把握して、今後その応募状況ということを見ながら今後も件数については検討していきたいと考えております。以上です。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。小規模の補助金はやはりすごく人気がありますけれ

ども、例えばこのほかにもITの事業とか、このときの大体補正で出るのがITのものだったり、ものづくり補助金とかも多分人気がある、商工会議所中心にやられている補助金だと思います。その中からまた分散していろいろな補助金がいっぱいあると思いますけれども、この小規模事業者持続化補助金にかかわらず、そこで漏れてしまった方を主にサポートする、もう少し広域の補助金にしてはどうかと私、考えるんですけれども、そういうことは可能なのか、不可能なのか教えていただけますか。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 先ほどのものづくり補助金ですけれども、確かに商工会議所さんで申請の際にサポートしているということと、あともう一つ、先ほどから申し上げております小規模事業者持続化補助金について商工会議所さんでサポートしているということで、今回商工会議所さんから小規模事業者のサポートとして塩竈でぜひそういう事業を立ち上げてほしいということでご要望がありましたので、今回新たに制度をつくったというものになります。以上でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 商工会議所さんからご要望があったということでございますけれども、小規模の事業者に、たしか補助金ですと5名以下の事業者の方たちへのご支援になるはずですので、多分5名以上の事業者さんはもちろん多く存在すると思います。なので、いろいろな補助金が漏れてしまった方をよりもう少しカバーできるように逆に当局側から商工会議所に、こちらやこちらの漏れてしまった方にも補助できるように制度の対象を少し広範にするということを提案してもらおうということとはできないんですか。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 5名以下というもので卸売業、小売業ということと、サービス業のうち、宿泊業とか製造業については20名以下のものが小規模ということで捉えられておりますが、今後商工会議所さんと協議をしてみたいと考えております。以上でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ぜひ、もちろん国が通れば問題ないことではございますけれども、よりカバーするということが自治体としても応援しているということをしつかりとお伝えして、よりよい、多くの方、事業者を活用して、なおかつそれをカバーできるような制度にブラッシュアップしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、47ページです。企業誘致活動推進事業なんですけれども、平成30年度の予算がぐっと下がって、あと平成31年、32年と、予定では少し多目についているんですけれども、なぜこの金額を予定しているのか。なぜこれだけ金額が下がっているのか教えていただけますでしょうか。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 こちらの企業誘致関係の予算ですけれども、市で独自に実施しておりますいきいき企業支援条例の助成金というものが入っております。助成金なんですけれども、設備を投資した翌年度に固定資産税の25%とか、雇用1人当たりにつき10万円というものを助成する内容になっておりますが、平成29年度につきましては設備投資がなかったということから、平成30年度についてはその分の予算がちょっと今のところ計上していないという状況でございます。以上でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 設備投資がなかったということは、企業誘致ができていないということの認識でよろしいんですか。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 申しわけございません。今現在、復興特区による企業の固定資産税の減免とかのほうが有利でございますので、そちらで設備投資がされているということでございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。復興特区のほうはもちろんよりよい制度なので今そちらを使っているということですね。わかりました。ありがとうございます。勉強になりました。

続いて、50ページ、観光物産協会助成事業の中の事業内容についてちょっとお聞きしたいんですけれども、クーポン事業というのはどのようなクーポンをお配りしているか教えていただけますか。

○小野委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 観光物産協会の助成事業の中のクーポンというお話だと思います。こちらにつきましては、平成29年までニコニコ2割増商品券の発売に合わせて市内の消費喚起を上げようということで取り組んだ事業となっております。内容としましては、その

店舗によって若干違うんですが、若干の割引ということでさせていただいております。以上です。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 事業者によつての割引などというのは、事業者が負担しているという認識でよろしいんですか。

○小野委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 そのとおりです。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 それはもちろん平成30年度もその協会さんはやる予定にしているという認識でよろしいですか。

○小野委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 平成30年度につきましては、同様のクーポンではなく、ちょっと形を変えて、まち歩きをした際にちょっとサービスが受けられるような仕組み、まち歩きにシフトした形で仕組みをちょっと組み立てたいなと考えております。以上です。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ちなみにそれは日本語だけなんですか。

○小野委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 今のところ日本語もなんですけども、インバウンドの関係で市内の若い方とかといろいろ意見交換させてもらっていますので、その辺の方々から意見をもらいながら、全て5カ国とか6カ国では無理だと思いますけれども、一番多く来ている国向けとかにできるような感じで検討したいなと思っています。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 予算が平成29年度の380万円から、平成30年度は260万円ですか、になっていますけれども、多言語化する際、多分1文字10円か20円ぐらいですか、かかると思います。その中で、やはりクーポンがあると、ちょっと行ってみようという方、非常に有効的だという話を私も聞いたことがあったので、塩竈に来ればクーポンをもらえるのではなくて、例えばJRさんの3日間でたしか3万円乗り放題チケットなどに例えば付随して、これを一緒に配ってもらうとかそういうことで、ああ、塩竈というところにクーポンがあるから行ってみようとかという形にも、来るけれどもまだ目的が決まっていなくても、ここには行くけれども、ここ

とこの時間があいているとかという方は多分いっぱいいらっしゃると思います。ツアー客よりは今個人客のほうが非常に多いので、そういうところのお客さんが寄ってもらえるためにやはりクーポンというのは一つの手段だと思います。なので、この260万円に減っているものを、私、多分20万円ぐらいプラスすればクーポンの多言語化は簡単にできると思います。それをするだけで20万円が、よりお客さんが来れば波及効果が生まれると思いますし、きのうインバウンドの質問をした阿部かほる議員ですか、お話ししたときに、宿泊でしか数値が見えないので何ともここが、数値が出てこないですけれども、神社に行くとやっぱり台湾の方とか、非常に多く来られていると思います。その時にやっぱりいろんなところに寄っていただける工夫というのがやはりこのクーポン事業だと思うので、ぜひ120万円下げるのではなく、逆にこれを少しでもカバーできるように、先ほども言いました横串を入れた支援、政策にして、より一層発展してもらいたいなと思いますけれども、そういうことは可能なんでしょうか。

○小野委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 このクーポンをつくるに当たっては行政だけではなく、観光に携わる方とか、その方たちにもお金が回る仕組みということにもなりますので、その方たちと一緒に協力して、負担割合をどうするかというのはまだ今からの議論になりますけれども、そういうことで一緒に取り組んでいきたいなと思っています。

あとは外に対してのクーポンの見せ方ですけれども、ことしも夏の7、8、9月の3カ月なんですけれども、JRグループさんで宮城県が夏の重点販売地域ということになったというのを先日お聞きしております、塩竈市にも直接アプローチがあって、そういったクーポンとかをつくりませんかという話も来ていますので、その辺と連動しながらやっていきたいと考えております。以上です。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 7、8、9月に多くの方が来られるという予定になっているのであれば、ぜひともこういうところのご支援を削減するのではなくてプラスにしていけるように地元の団体さんを応援をしてもらえればなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

7、8、9月に多く来られるということで、ちょっと質問を1つふやしたいんですけれども、49ページのみなと祭の関係で、JRさんでも強化をするということと、ことし新しく魚市場ができて、塩竈としては魚市場ができて初めてのみなと祭という形になると、より多くの方が来られる可能性が高まる中で、これは予算が800万円ほど、昨年、一昨年と、昨年は70回大会、

その前はディズニーというものがあって、ことし一旦通常の形に戻すのかなという金額になっているのかなと思います。実際魚市場が新しくできるという中で、また警備体制もいろいろ変わってくると思いますが、果たしてこの値段で、この助成金で大丈夫なのか教えてもらえますか。

○小野委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 みなと祭の助成のことでちょっとお答えします。平成28年度、平成29年度におきましては、今委員おっしゃったように、ディズニーパレード関係でのいろんな警備とか、音響設備の関係の費用ということで通常に100万円をプラスした金額で895万6,000円となっております。昨年につきましては70回ということで記念事業もありますので、それも同じ100万円をプラスして895万6,000円。ことしにつきましては通常795万6,000円なんですけれども、市場が完成して、今おっしゃったように警備体制とか、広がるとかというのも予想されますので、それで18万円通常よりふやしているというところになります。それで対応いたします。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 もちろんこの日、市役所の職員の皆様にも出てきていただいて警備にお手伝いいただいているのもありますし、もちろん地域の団体の皆様でこちらを運営ですか、している一大イベントになると思うのですけれども、やはりどうしても昔ほど事業者の数があるわけでもないということで、当日出てきて運営するスタッフもどこでも減ってきているという状況なので、ぜひとも僕はこれは日本一安全なお祭りを目指しながら、市民に楽しんでもらうということが大切なお祭りだと思うので、ぜひとも可能であるのであれば警備費をもう少しふやしていただけるようにならないのかなと思いますけれども、市長、いかがですか。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 観光というのが本市にとって大変大切な産業であるということについては重々承知をいたしております。ただ、先ほど担当課長から説明をいたさせましたインバウンドの実態が残念ながら全く把握ができていないということでもあります。こういったものについては、ぜひ旅行代理店等を通じていろいろデータ収集をさせていただければ、ある程度確度の高い情報というのは議会の皆様方にもご提供できるのではないのか。そういったところを今後努力をさせていただきたいと思っております。

また、JR東日本のイベントが3カ月間展開される。それにみなと祭をぜひ売り込んではい

かがかということでしたので、それらについても、まずは職員が総力戦で、新しくでき上がった魚市場をどのように活用できるか。これは当然保安当局ともしっかりと調整をしていかなければならないと思っておりますので、少なくとも新しい魚市場をどう活用して、このみなと祭に対応していくかということについては、今後しっかりと検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 市長、ありがとうございます。こともし活用されるという形になれば、むしろ何もミスなく活用できれば来年、再来年にも続いていけると思っていますので、一番最初が肝心なんだなと思います。なので、そこで例えば何か人がけがをしたとか、ないと思いますけれども食中毒があったとか、そういう形になると、やっぱり使わせることができませんとなれば今後に影響してくることになると思っておりますので、ぜひともこちら、1回目のスタートをうまく切れるようにぜひともご支援、ご協力いただければなと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

続いて、63ページなんですけれども、離島地区通学費補助事業ですか、こちら、ことし多くの、26名ほどですか、浦戸の学生がふえるということで大体54人ですか、にふえるという中で、予算はこちら221万8,000円に、多分去年より減っているんですけれども、学生数はふえているという認識で私はいたんですが、これは金額が減っていますけれども、大丈夫なのかどうか教えてもらえますか。

○小野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 この特認校に係る定期券の補助等につきましては、今年度予想以上に転入学の子供たちがふえました。実際54名入学予定ですが、1名のみ島の子供だということで、足りない分については今後の補正等で措置させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。学校の定員が60名でしたね、たしか。だと思っておりますので、もちろん60名マックスになることが一番いいのかなと思いますけれども、一人でも多くの、もちろん学生がいっぱい来られるように補正をかけてカバーしていただければなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。聞いて安心しました。

あと、資料No.17の167ページで、ちょっとマリゲートのことで聞きたいんですけれども、

済みません、いまいいところが見つからなくて、この167ページのところで質疑させていただきたいんですけども、業務内容の利用料金のところでちょっと質疑させていただきたいんですが、3階のテナントが埋まらないということで、きのうたしか家賃が80万円ということで、2社、3社ですか、副市長からも答弁ありましたが、来ていただいてということでしたが、80万円という家賃はもう変えることができないのかどうかというのは教えてもらえますか。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 3階の家賃ということでございますけれども、たしか前に入っていたところとは協議をして大体80万円ということでしたということで、条例上では飲食については7,500円ということで、あそこは200坪ありますので、たしか減免ということで3カ月間は少し減免されるというお話もありましたので、そういうものでされているということです。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。私、それを聞いて、きのうちょっと80万円の家賃でどれぐらい月に売り上げを上げたら黒字化できるのかなと考えたんですけども、なかなかやっぱり厳しいなというので、例えば団体客が毎日100人来て、そこで確実にランチを食べる人たちがいるというようなツアーを組んでというものがあるのであれば多分達成はできるんじゃないけれども、やはり例えば売り上げの20%分を家賃として支払うみたいなことはできないんですか。20%じゃないにしてもパーセンテージでというものにはできないんですか。

○小野委員長 内形副市長。

○内形副市長 条例上、使用料というのを規定しておりますので、その中で一定の標準となる基準は出てまいります。しかし、一方では減免という規定がございます、例えばその企業の安定的な運営を図るために一定期間の減免をして、例えば50%減免とか、そういった部分、そういう兼ね合いというのがあると思いますので、その辺はケース・バイ・ケースだろうかと思います。また、80万円といいますけれども、まだマイナス的な話になりますが、共益費というのがございまして、例えば通路の電気代とか、あるいはトイレだとか、そういった部分の別な経費もございまして、これは減免することはできませんので、これらを総合的に見てどの程度まで条例減免ができるのかという、そういう部分で支援をさせていただきたいと思っております。以上であります。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。テナントを埋めないことには、やっぱり赤字もですが、ほかの下のテナントも埋まっていけないですし、じゃないといつまでも共有スペースみたいな形になってしまっはまらずいなと思いますし、あと次の……（「いいから」の声あり）今、私やっているの、黙っててもらっていいですか、少し。私、しゃべっているんです。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 わかりますよ。でも私、しゃべっているの、そんなに意見があるなら、あなたが手を挙げて、あなたが名前を書いてちゃんとやってください。

○小野委員長 阿部委員。続行してください。

○阿部（眞）委員 済みません。マリンゲートも来年、再来年とまた維持費というか、直すところもふえてきているということもございますので、しっかりと運営できるように努めてもらえるように市からも、塩釜港開発にしっかりとアドバイスじゃないですけども、ご指摘しながら進めていっていただければと思います。以上でございます。ありがとうございました。

○小野委員長 小高 洋委員。

○小高委員 それでは、私からも質疑させていただきたいと思います。それと、ちょっと多数の項目にわたるもので、多少早口になるかもわかりませんが、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それで、まず初めに、前段施政方針に対する質問のところでもさせていただきましたが、引き続き保育所施策というところについて、まず前段伺ってまいりたいと思います。

それで、待機児童の関係についてお伺いをしたいのですが、資料No.17の131、132ページあたりになりますでしょうか。この資料を拝見いたしますと、平成29年度当初での待機児童が3名と、一方、先日の質問の中で、年度途中での待機児童が13名ということでお話があったかと思えます。保育のあり方を考えるに当たっては、当然お子さんがお生まれになる、これは年度末だけということは当然あり得ないわけで、あるいは育休、会社との関係、そういったところを含めまして、さまざま事情がある中で待機児童が発生をしてしまうということにつきましては、これは当初何名ということも考え方も大事だとは思いますが、最大何名と、あるいはトータル何名というところを発生させてしまったかということについても、これは一定目を向ける必要があるのではないかと思うわけでありまして。そしてまた、この下段の表を見させていただきますと、保留児童というところ、数を出していただきました。トータル68名から待機児童3名

を引きまして65名ということで、平成29年度記載があるわけでありましたが、果たして当局といたしまして、この待機児童、あるいは保留児童というこの数をどのように捉えて、今後どうしていくべきかというところが一つあるわけでありまして、そういったところでは、一つの目安となる予算といたしまして、資料№10、80ページのところでの待機児童ゼロ推進事業費517万2,000円と、保育士2名確保というところになっているわけでありまして、当然これで全てということではないのだと思いますが、この2名を確保されるというところについて、昨年度もたしか2名の確保ということになっていたかと思いますが、そのあたりの考え方について改めてお聞きをしたいと思います。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 事業として待機児童ゼロ推進事業の中で、臨時的任用職員を2名配置するための予算を計上しております。そのほかに保育所管理運営事業費で保育士、必要な部分ですとか、それから延長保育事業費ですとか、ほかの事業でも必要な保育士の予算を計上しております。そのほかにこの待機児童ゼロ推進事業というのは低年齢児の保育の確保が必要となってきますので、その部分でさらに保育士が確保できれば待機児童が減ることの対策のために2名の保育士の予算をつけているという内容になってございます。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 それでは、その2名というところが確保できるという前提にあるようではありますが、その低年齢児の部分、例えば130ページ、131ページを見ていただくと、ここに年齢別、認定区分ごとにその定員というものの記載をしていただきました。それで、この記載の関係で見ますと、ここにこのように定員という形では載ってはいませんが、今々の体制の中でこの定数そのものが、仮に全て申し込みがあった場合に保証できるということに現状なっているのかどうか確認をしたいと思います。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 定員と、それから申し込み数の比較をしていただきますと、必ずしも定員が申し込みに対応できてはいないということは数を見ていただくとわかるかと思えます。ただ、保育士の数、それから保育所の施設、部屋の面積、そういったことの関係もございまして、その限られた条件の中での定員となってしまいます。今のところ低年齢児の保育の確保が最優先となっています。申し込みに対してなかなか対応できない部分が低年齢児となりますので、そうなりますと部屋の改修だとか、そういったことが必要になってくるかと思

いますが、そういったことについては今後検討していきたいと考えております。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。ぜひそこは早急なご検討をお願いしたいとまずは思うわけ
であります。

それで、この保留児童というところ、65名ということではありますが、この定義を見ますと、
なかなか明確な定義といえますか、そういったのがわかりにくい言葉だなと思っております。
一つの解釈として、入所申し込みをされ、入所要件に該当していますが入所が保留になっている
子供であり、待機児童となる基準外の子供という解釈でよろしいでしょうか。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 国の基準で待機児童とみなさない児童というところが、この
保留児童数、4つの要件になっておりますこちらの条件になります。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 待機児童外というわけですが、入所要件、例えば保育の要件に欠けるというところ
については、これは明確に入所可能な子供という側面はあるわけですね。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 入所要件というのは、保育が必要なお子さんということにな
ります。保護者が働いている方、それも短時間ではいけません。一定程度の時間以上の仕事を
している方とか、そういった要件になります。例えば求職活動休止中の方ですと、その条件に
は当てはまらないということになります。あくまでも仕事を現在している方について保育が必
要ということを見るということになります。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 なかなかその考え方といえますか、そのあたりが国でも非常に整理がおくれてい
るといえますか、そういった部分があるようにこの間、非常に実感をしております。そういつ
た意味では、今年度以降その待機児童の定義といえますか、そういったものが多少変わったと
いうことで、実態を反映させやすくなったのかどうかはありますが、このさまざまな基準に当
てはまらないけれども、その保育の要件という部分で見たときに、例えば先ほどおっしゃった
求職活動、職を求める活動を今休止をなさっているということもあるわけではありますが、一方
で子供を預けられないのに職を探し続けて、いざ職が見つかったと、しかしながら子供を預け
られるかどうかの保証はないとなれば、もうこれは就職を取りやめざるを得ないということに

もなりかねないわけでありまして、あくまで国の考え方についてのことでありますが、そういった現実があるということは、恐らく当局でも一定受けとめてはいるのかなと思っております。そういった状況を踏まえて、昨年度65名、あと待機児童そのもので13名ということで、こうしたところを踏まえたと、年度当初ゼロ、あるいは3名だとか、そういったことでこの間あったわけではありますが、塩竈市の保育事情を見ますと、これは決して安心はできない状況にあるということは明らかかと思えます。その上で、例えば政府安倍首相も述べたようではありますが、例えば保育所を完全無償化するだとか、こういったことが仮に始まるとすればこの増加傾向にある保育需要がまた爆発的な増加を見せるということにもなりかねないのかなということでの懸念が一つあるわけでありまして。

そういった中で、この131ページ、132ページを見ますと、その全体の保育定数というんですか、合計で655名ということになっているわけではありますが、以前いただいた民生常任委員協議会の資料の中ではここが715名となっておりますが、その違いは、これは認可外を含めるか含めないかというところの考え方でよろしいでしょうか。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 定員ということでしょうか。平成29年度の……。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 単純にここに載っている定員のところ……。違います。ごめんなさい。715名ということで失礼いたしました。数字を間違えておりました。

それで、この715名という数をどう考えるのかと。今後どう考えていくのかというところで、ちょっと考えたいと思いますが、例えば先日の民生常任委員協議会資料の中で示されました新のびのび塩竈っ子プランの中間見直し案の中で考えますと、保育の提供量が小規模保育を含めて平成30年度では734名を予定すると。平成31年度は認定こども園への移行をひとつ見据えて812名ということになっているようであります。この数をちょっと見ていきたいなと思いますけれども、平成29年度利用者数という数字で723名ということでご報告がございました。この利用者とは何だろうということだと思ったわけなんです、用語の定義を見ますと、申し込み者数のうち、先ほどありました求職、職を求めている活動をしている方のうち、求職活動を休止している方を除くとございます。いわゆる保留児童の中でこの分類に当たる方を省いたものという考え方が、いわゆる利用者数だということよろしいでしょうか。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 済みません。協議会の際の数字ということで、保留児童のうちの求職活動休止中を除いた数が利用者数だったと、たしか記憶しております。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。なかなか申し込み者数だ、利用者数だということで、ちょっと難しかったもので、ちょっと整理をさせていただきました。

それで、一方、資料No.17にある申し込み数では750名ということで、入所者数682名、待機児童が3名、保留児童が65名、うち求職活動休止中が27名ということで、そこを足したり引いたりすると大体数字は合ってくるのかなということで整理をさせていただきました。

それで、考えなくてはならないのがこの認定区分の考え方というところでゼロ歳児、あるいは1、2歳児、3歳児以上というところであるわけでありますが、4月1日時点の基準で出していたわけでありまして、この保育需要を果たしてどのように見るかというところもなかなか難しいところがあるかなと思っております。特にゼロ歳児というところになりますと、誕生月といいますか、生まれた月がございますので、年度当初というよりは年度途中にだんだん申し込みが増加していくような、そういった形をイメージするわけですが、そこも踏まえての枠の設定というところについてはどうお考えでしょうか。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 確かにおっしゃるとおりです。4月1日時点での定員設定ということと、その年度中に申し込みがさらにふえてくるという状況になりますと、それを加味して申し込みの状況を見ながら定員を設定していくべきかとは思いますが、今のところは定員というのは4月1日現在の数ということで設定するやり方にはなるかと思えます。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 それで、ちょっと民生常任委員協議会の資料ばかりあれして申し訳ないんですが、利用者数見込みの推移というものがございました。750名から、大体770名ほどで利用者数が推移していると。それで、計画の中では平成30年度保育提供量を734名ということで、見込みより29名ほど不足をするということになっておりました。平成31年度では認定こども園、未確定であります78名ふえる見込みということで、合計すると812名と。今々の数字で見れば全体の利用者数に対しては十分な数が確保されているように見えます。未確定なものではありません。しかしながら、例えば保留児童というものを考えるに当たって、なぜか求職、職を求めることを中止をしている方を除いた利用者数という定義ではなくて、先ほど申し上げたとおり、実態

に合わない部分がありますので、まちづくり施策の一環として考えたところでも保留児童として全体を踏まえた数字でぜひこれは保育の提供量というものを議論していただきたいと思っているわけがあります。仕事を探すには保育の保証が必要だということがまさに現実だと思いますので、国の基準が逆立ちしているんだということで私は受けとめておりますが、こうした部分が抜け落ちることのないような議論をぜひ行っていただきたいとお願いをしたいと思います。

それで、そのほかにもさまざまな点がこの施策を考えるに当たっては必要なのではないかと考えるわけであります。例えば市全体で見た際の地域におけるバランスですとか、先ほど申し上げたとおり、塩竈市として子育て施策をどのように打ち出していくのか。移住定住を促進していく、この考え方も非常に大事なことになるだろうと。そういった中で、仮にどこかを廃止、集約となれば、移転しなくてはならないと、不利益をかぶる保護者とお子さんのみならず、例えばその地域にある産業ですとか、そういったところに与える影響、またその地域ごとの特性もさまざまあるかと思えます。例えば非常に住宅地で若い方が移住をして、今新築の建て売りがどんどん建っていると。建っているそばから売れていくと、そういったところがあれば、つまり一定の保育需要のある地域に対してどうするかといったところも踏まえて、こういった地域の特性というのはやはりこれは子育てを考えるに当たっては、その施策を考えるに当たっては考慮しなければいけない点ではないかと思うわけであります。そういった中で、さまざまな幅広い検討が必要かと思えますが、例えばそういったところで産業環境部、あるいは復興推進課、そういったところを交えて横の連携で、この間議論をされたということはあるのでしょうか。ぜひお聞きをしたいと思います。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 ほかの部門ですとか、横の連携というところでの話し合いというのは特に持っておりません。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 そこを、ぜひあるべきではないかなと思うわけであります。この間さまざまのところ、さまざまなほかの自治体を拝見させていただいて、例えば保育施策一つとってもそうですけれども、その打ち出しに当たってはさまざまなことを考慮なさっているというところを見てまいりました。全部しゃべっているとちょっと時間があれなんですけど、そういったところも含めて、ぜひ施政方針でもありましたように、安心して産み育てられるまちということもありますが、ぜひそのあたりも含めて議論していただきたいと思うわけであります。

それで、前段施政方針に対する質問でさまざま述べましたとおり、新のびのび塩竈っ子プランの中間見直し案の策定経過に当たり、新浜町保育所の廃止と移転というところに当たって、保護者、あるいは地域理解というところに対して説明、議論が大変不足をしていたということは、これははっきりと明らかになったのではないかと感じております。

そういった点で、今回また子ども・子育て会議における議論ということで、資料No.17の83ページ以降ですか、その議事録の概要というところがちょっと残念ではありますが、出させていただきました。この中身を見させていただきましたが、大変驚きました。その廃止がこの中で一定明確になったのが平成29年1月の会議であります。それで、最新のところで平成29年11月29日の会議ということになっておりますが、当該の保護者に廃止の説明会があったのが平成29年2月であります。廃止が子育て会議の中で議論をされたのが1月の会議、その後2月には保護者に説明会がされているということで、実際に子育て会議で一定このことが諮られて、そこで出された意見や懸念を踏まえて検討を重ねて、保護者に説明を行っていくというところがスタートのあり方なのではないのかなと思うわけですが、実はここがほぼ同時スタートになっているということで、ぱっと見てしまえば、これはもう結論ありきの会議の出し方だったのではないのかなと思うわけですが、なぜこうしたスケジュールになったのかお聞きをしたいと思います。

○小野委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 新浜町保育所の廃止を平成29年1月、子ども・子育て会議に諮っておるわけですがけれども、その前段、本当に廃止できるのかどうかということ、廃止できるのかどうかというのは、新浜町保育所を廃止したときの保育需要を満たすだけの入れ物とか、箱が準備できるのかという、それは東日本大震災復興交付金の可能性、復興庁から一定程度お認めいただけるという確度が高まった時点で出させていただいた一番直近の子ども・子育て会議が、その1月だったということでございます。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 そういう答弁でありましたけれども、ぜひ、果たして箱を確保できるのかというところの議論も含めて子ども・子育て会議等で諮られるべきではなかったかと思うわけがあります。それ以降の子ども・子育て会議の概要を見ますと、各委員の皆様から多くの懸念、ご意見が出されているわけですが、それを受けて、果たしてどこまで当局が出されたものに対して議論をしているのかと。どう解しているのかというところもわからないわけがあります。

そして、先ほど地域、あるいは産業の関係を述べさせていただきましたが、そういったところの保育のあり方の議論というものは、ここではほとんどされていないと。地域や業界から一切お話を聞いていないということも先日の答弁でございましたので、当然そこがこの中で議論にはなりようがないと思うわけであります。

そういった中で、この子育て会議というものの設置趣旨、先日も述べたわけでありますが、市町村の計画に地域の子育てに関するニーズを正確に反映していくことを初め、自治体における子育て支援施策が地域の子供及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保する重要な役割ということで国の文書にも確認をいたしました。この会議の持ち方では、こういった設置趣旨にちょっと合わないという上に、議論がされましたよということで、これはちょっとアリバイづくりに見えてしまうということでの意見も述べたわけであります。こういった一連の経過をもって、新しいプランの中間見直し案に関しましては、次回3月予定の子ども・子育て会議で承認ということになるのかと、それでよいという認識なのかどうか簡単にお伺いしたいと思います。

○小野委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 子ども・子育て会議の設置目的については、まさに今小高委員がおっしゃったところでございます。所掌事務というものが法律の中で定められておまして、その法律というのは子ども・子育て支援法、それから子ども・子育ての推進法でございます。この支援法第77条の第1項各号に掲げる事務の処理に関することというのが、この子ども・子育て会議の所掌をする事務ということになっておまして、その中身についてですけれども、特定教育保育施設の利用定員について、それから特定地域型保育事業の利用定員について、それから子ども・子育て支援計画、これはのびのび塩竈っ子プランになりますけれども、その策定または変更についてということでございますので、それに従ってご提案を申し上げて審議をいただくということで考えております。以上です。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 ということは、このあり方で何ら問題はないという捉え方をされているということでもよろしいですね。そうなった場合にといいますか、そういった中でこの会議、先日の中では公開制ですということのお答えがあったかと思いますが、これは果たして我々含め、あるいは一般の保護者の方を含めて傍聴することというのは可能でしょうか。

○小野委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 傍聴いただくことも可能と考えております。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 済みません。その3月のところで、正確な時間と場所はどちらになりますでしょうか。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 確認しまして後ほどお答えしたいと思います。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 ぜひ聞かせていただきたいと思います。

それで、議会との関係に移りますと、昨年2月の定例会で海岸通の子育て支援施設の関係で説明が多少あったかなと思っております。海岸通、定員40名ということで、定員が減る関係などについて多少の議論はあったかと思いますが、その後6月、9月、12月と経ていく中で、ここについての説明というのがちょっと見られないなと感じておりました。それで、ことし2月の民生常任委員協議会の中でプランの中間見直し等について説明があつて、その中で全体の数字はこうですよという説明はあつたわけではありますが、この廃止というところに関しては記載が1行あつたということで、なかなかその理由も明確にならなかつたかなと思っておりますが、これでその議会への説明は果たして尽くされたということなのかどうか確認をしたいと思ひます。

○小野委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 新浜町保育所の廃止ということについては、一定程度外形的にどうか、海岸通の保育施設の設計予算などをとる段階で、今年のちょうど2月定例会でも議論をしてきたところだと思います。ただ、私どもとしては、子ども・子育て会議の中での意見でもそうだったんですけども、定員60名の保育所、今48名とか43名とかの入所児童でございますが、それを40名の保育所にしていいのかというところがきちんと議会にはご説明できていなかったと認識しております。それを昨今の保育事情、それから将来の保育の供給、そういったものを勘案をいたしまして最新の数字で取りまとめて、40名の保育所でも大丈夫ですよというご報告を申し上げたのがこの前の2月の民生常任委員協議会だと認識しております。廃止しても大丈夫ですと、塩竈市の保育の総量としては大丈夫ですよということをご説明したつもりであります。以上です。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 となりますと、その廃止というところに当たってさまざま考えなくてはいけないところ、そういった中において、その側面の一つとして、その全体的な数を見たときのバランスだとか、申し込み数だとか、そういったところのバランスでの一つの側面についての説明がようやくされたということで受けとめたいと思います。

それで、塩竈市復興交付金事業計画との関係で、先ほどさまざまお話がありました、平成29年3月の段階で第17回採択事業、この中で、この実施設計等の部分で一つ計画があったわけであり、これはホームページにあったので拾ってまいりました。子育て支援施設整備事業、その実施設計等に関する部分、復興庁との関係でそのスケジュールの部分なんでしょうか、平成29年度内に新浜町保育所廃止との関係で、議会と保護者への説明が完了する、新のびのび塩竈っ子プランの変更手続後、平成29年度内に完了するという工程表になっておったと思います。復興庁との関係では、こういうことを平成29年3月になさっていたということで、間もなく実施設計の段階ではなくて今度は整備費の関係でさまざま復興庁との関係でやられてくるんだと思いますが、その中身については、出たらしっかりと教えていただきたいと思いますが、なぜこういったことを、担当課でもどこまで所管になるのかあれですが、工程表等含めて正式な資料としてアナウンスをして、きちんと説明をなさらないのか全くもってこれは疑問ではありますが、これはなぜなのでしょう。

○小野委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 東日本大震災復興交付金の手続を議会に報告していないという、そういうことでしょうか。済みません。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 手続そのものといいますか、復興交付金事業計画、さまざま当然あるかと思いますが、その中で、例えば工事を伴うものの事業等についてその工事概要はこうですよといった説明が、全てとは言いませんがさまざまあるだろうということは見ておりますが、そういった中で、この保育施策に大きくかかわる部分、復興事業の関連かもわかりませんが、保育施策に大きくかかわるところを、どこで説明するしないの線を引くかということはあると思いますが、ぜひこういったことに関しても、工程表はこうですよというところでの説明を適切なタイミングでぜひしていただきたいということでのお話であったんですが、そういったことでお伺いしたいと思います。

○小野委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 復興交付金事業で、この子ども・子育て関連の整備をするに当たりましては2種類の事業が入ります。1つは、基幹事業ということで保育所の複合化多機能化推進事業ということと、それから効果促進事業というので入りまして、昨年度の実施設計というのは、これらの事業費をはじくために実施設計を出して、それで整備費に幾ら、床を買い取るのに幾らだということになります。その手続をこれからやっていくということになります。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 その中身については今後お伺いしていきたいと思いますが、少なくともこのようにその復興交付金事業等の中身と、あるいは工程表という形で、例えばこれを見ますと、新浜町保育所の廃止手続、平成29年3月の時点でありますので正確なものかというところはあるんですが、議会・保護者説明というところ、工程表内では平成29年度内に完了するという予定にもなっているようでありまして、そういったところに基づいての事業ということであるならば、そういったところも含めて適切な形で説明をいただきたいというお願いであります。

それで、この17回部分なので、変更されているところがあるということもあるんだと思いますが、ちょっと新しいものがわかりませんので、その中身でちょっとお聞きをしたいわけなんです。東日本大震災の被害との関係で、新浜町保育所は地震で地盤沈下が生じ、施設の傾きが顕著となったと、震災による被害の影響が大きいと、これははっきりと明記をされているわけでありまして、この様式1-3、平成29年3月時点の個票に基づいて今お話をしているわけでありまして、この震災による被害の影響が大きいと明記される中で、しからば災害復旧との関係で当時どうしたのかということでも記載がございます。新浜町保育所では、震災時点では廃止を予定したことからということがまずありまして、この後の文章がちょっとよくわからないのですが、新浜町保育所では、震災時点では廃止を予定していたこと及び震災から2年を経過した後に廃止の当面延期を決定したこと、被災した施設等の速やかな機能回復を図るための災害対策基本法に基づく災害復旧事業を活用せず、平成25年度に機能回復を図る修繕を市の基金を活用して実施したという記載がございます。廃止を予定していたことから災害復旧事業を活用せずに市の基金で当面の改修をやったならちょっと理解はできるんですが、廃止を予定していたこと及び廃止の当面延期を決定をしたと。要は存続を一定ここで記載があるわけなんですけれども、存続をさせるということに当たって災害復旧事業を活用せずとつながるのが、ちょっとこれが文章としてよくわからないと。そこについてどうこうということをお伺いしませんが、廃止が当面延期をされたのであれば、その後しばらくそこを使われる子供たちがい

るのであれば、災害復旧事業をもってしっかりとこれは復旧に取り組むべきではなかったかと、今見ればそう思うわけであります。それで、そういった形で延期をして、今在籍をするお子さんたちは、副市長もこの間何度もおっしゃっていますが、斜めになってしまった床の上で日中の時間を過ごしているということになっております。そして今、震災以前から続く地盤沈下に加えて、この震災の大きな理由というものの影響に、かつて決定をしていたということで、議会あるいは当該地域、そこに立地する産業、そして保護者、何よりも子供たちを置き去りにして、言ってしまうと復興交付金ありきで計画が進められていると言わなくてはならないのかなと感じます。この点、違いますでしょうか。どのようにお考えになりますでしょうか。

○小野委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 復興交付金ありきでというご指摘でございますが、私どもとしては床の傾いた保育所、老朽化、雨漏り、さまざまな問題をはらんでいる保育の現場を1カ所でも良好な環境で、セキュリティーもちゃんとして温かい水で手がちゃんと洗えて、第三者の人が何か容易に入って来られないようなきちんとしたセキュリティーで保育環境を整えたいと。そのためにはやはり東日本大震災復興交付金の予算を活用するというのは、予算的にはやはり非常に大きい事情がございます。そしてその東日本大震災復興交付金というのは、平成32年3月まで完成することというのが大前提となっております。そういった条件の中で、一カ所でも良好な保育環境を整備したいという思いで、この復興交付金での保育所等の複合化多機能化推進事業というものが基幹事業として数少ないメニュー化されたものでございますので、この活用を検討したということでございます。そして、この保育所の複合化多機能化推進事業の大きな特徴としては、複合化多機能化推進事業という名前なんですけれども、複合化多機能化するから前のやつはそのままいいよとはなっていないんです、この交付金の組み立てとしては。何と何かを廃止して、複合化してあわせるから、この前のものについては廃止するんですねというのがこの補助制度のたてつけになっておりまして、そういうことから新浜町保育所の存続については、そういう面からも非常にできなかったということでございます。以上です。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 今、復興交付金を活用するに当たってのさまざまな諸条件をお話しになられたわけですが、その前段階において、先ほど述べましたとおり、震災によって被害があったということはこの資料を見ましても明確に記されているということで、当面その廃止を延期するということであるならば、まずそこで1つはしっかりと災害復旧事業を活用するなりなんなり

をして復旧をしておくべきであったろうと。このことについてはもう過ぎてしまったことでありますのであれなんです、先ほど述べられたさまざまな諸条件がある中で、言ってしまえば廃止が条件だということが一つのことになるんだと思いますが、その復興交付金を活用するというを前提にして、地域からも話を聞かなかったと、あるいは産業界からも話を聞かなかったということがまさにこれはありきだと私としては受けとめるわけでありまして。この点、あるいはその財源論の部分でお話をしてしまいますとまだまだ時間があっても足りませんので、今後引き続きそこについてはやっていきたいと思うわけでありまして、そういった中で、安易にちょっと進めてしまったのかなという感が拭えないということは申し上げておきたいと。安心して産み育てられるまちというものが、果たしてどこに行ってしまうんだろうとを感じるわけでありまして。

今、保護者と子供たちは、安心というところからはちょっとかけ離れたところにいるのかなと、不安の中で毎日を過ごしているということで、実は昨日も先日の施政方針に対する質問を見ていた中で、その答弁を聞いて不安が非常に募るんだということで連絡があったわけでありまして。このことに関してはまだまだ議論が深まっておりませんが、時間もございませんので、必要な議論も尽くされていないと、すべきところにすべきだけの説明もされていないと、こんなことで今のままでまかり通るものではないということはこの場ではっきりと申し上げて、次に移りたいと思います。

続きまして、道路の関係、あるいは側溝整備の関係でお伺いをしたいと思います。

資料No.10の124ページあたりになるのでしょうか。このあたり、その道路維持費というところで幾つか記載があるわけでありまして、一つちょっと具体的な話になります。

この間市民の方からの申し入れ等もあったようでありまして、以前からお願いをしておりました藤倉二丁目側の歩道の急勾配に関して、お花屋さん、あるいは歯医者さん付近のところがありますが、この間何度もあそこは非常に勾配がきつくて問題であると、転倒をした方もいらっしゃるということで、その早期の解消についてこの間取り上げてきたわけでありまして、ここについて、今後計画的な整備というところで議論の俎上には上がっているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○小野委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。お問い合わせの件につきましては、平成28年9月定例会の一般質問でも答弁させていただいているところがございますが、こちらの道路につきまし

ては以前もお話ししたとおり、車道の中に雨水のボックスカルバートが埋設されておるということで、それで道路の高さがこれ以上下げられない、また道路に比べて宅地が低いということでそのすりつけをした関係で急勾配になっているということでございます。それで、工事のときは、極力勾配がきつくなならないような工夫で民地の一部かさ上げとかもさせていただき、極力させていただいたところですが、今現状そういったことになっています。それで、今こちらの委員会で審査中の宅地防災支援事業が平成32年度まで延長されますので、そういったことの事業を活用し、民間の民地の宅地をかさ上げする時期と合わせて維持管理の中で勾配を緩やかにしていきたいなということを考えております。以上でございます。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 民間で行って、要はお金を出してかさ上げをやっていただく中で合わせてということで前回もご答弁いただいたわけでありましたが、この間例えば路面の凍結による転倒というところで、実はあそこは歩道も非常に狭くて、車道のすぐそばを歩かざるを得ないということで、転倒から大きな交通事故につながりかねないという懸念もございますので、改めてここは早急な検討をお願いいたします。

あと先日、ああ、これは危ないなということで改めて実感をしたわけでありましたが、楓町方向から松陽台に抜ける交差点手前ののり面工事を行ったあたりに坂道がございます、カーブになっているところ。あそこについて積雪がありましたときには除雪、あるいは融雪剤の散布ということは、バス通りでもありますので行っているわけでありましたが、あの勾配というものが非常にきつくて、追突事故がたびたび発生をしているということで住民の方からお話があったわけでありまして。先日警察にお伺いをして、この信号から信号の間の区間でどれぐらい事故が起きているのかというところで、この場でその数字を出して質問しようかと思ったんですが、調べるのに一定時間がかかりますということでちょっと数字は後からお知らせをしたいと思っておりますけれども、そういった中であそこは路面の滑りどめ加工が非常に途切れ途切れでなされているという状況にありますので、そこを一定連続して施すだとか、そういった施策について、市で可能なものなのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○小野委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 ご指摘のとおり、坂道での事故防止のために滑りどめの舗装等を行ってございます。今後そういった現状を十分に把握しながら、滑りどめ舗装というものは当然やれますので、その辺、検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 ぜひそこはよろしくお願いをしたいと思います。

それで、続きまして、いわゆる公園緑地等の管理というところでお伺いをしたいと思います。

同じ資料No.10の130ページのところの予算でいいのかどうかということがありますが、これは昨年の2月定例会でもお願いをいたしまして、単年度で1,000万円ほどと、5カ年計画での整備ということでご答弁をいただきました。その後1年間、どうなったのかなと思って見ていたわけなんです、例えば松陽台の北側ののり面と言えればいいんですか、あそこについて、樹木、例えば枝、あるいは樹木そのものの伐採等が行われまして、雨どいに葉っぱが詰まったんだよと、あるいは枝が家屋に接触をしているんだよというところが解消されて、非常に市民からも喜びの声が届いているということになっております。そういった点では、引き続き5カ年計画の2年目という位置づけになるのかどうか、その予算措置と取り組みについて、考え方を確認したいと思います。

○小野委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 塩竈市内では17のエリアの緑地がございます。それで、震災前は定期的に維持管理を行っておりましたが、震災発生に伴いましてその辺も少し中止しておりました。それで、伸び過ぎた樹木により大変生活に支障があるということで、平成29年度に5カ年計画を策定し、緊急性の高い緑地から支障木の伐採を行っております。今後も、平成30年におきましても緊急性の高い緑地を伐採していきたいと考えております。以上でございます。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。ぜひそこはよろしくお願いをしたいと思いますということで、次に移ってまいりたいと思います。

続きまして、テーマが大きくなりまして、災害援護資金の返済業務についてということでお伺いをしたいと思います。

資料No.17で見ますと、82ページのところになるのでしょうか。貸付金額、件数、そういったところがここに載っております。それで、実施計画の91ページのところを見ますと、この関係で一定業務委託といいますか、その債権管理業務のところでの予算がついているということになります。それで、この件数と総額を見ますと、この関係で塩竈市645件、9億2,740万円ほどということになります、まず確認だったんですけれども、6年間据え置き、7年間で返済ということの考え方に当たって、1回目の返済期限、早い方で何月ごろになりますでしょうか。

○小野委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 先ほど言われたように、6年間据え置き、返済7年ですので、最初の返済がことしの7月が初めということになります。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。ことしの7月に第1回目の返済期限を迎えるということで、単純に借りられた総額を7分割した際の、その7分割の1回目を7月までにまず返すという考え方になるわけでありまして。ただ、そのことを考えたときに、例えば上限額350万円まで借りられた方、これを単純に7分割すると1年間で50万円返済しなくていけない。この50万円を1回目返済する期限がことしの7月ということになるわけでありまして、果たして被災されて、こういった資金を借りざるを得なかった、そういった方が7月に50万円一括で返せるかと言われたら、それはなかなか難しいのではないかと思うわけでありまして。そういった中で、早期の段階でご相談をいただいて、例えば月ごと、月で分けても50万円を12分割すると4万何がしという額になりますから、非常に厳しい額になるかと思いますが、そういったところのこの間の取り組みといたしますか、そういったところについてお伺いしたいと思っております。

○小野委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 これまでの取り組み等について、ちょっとご説明させていただきます。まず、6年間据え置きですので、昨年度の7月が据え置き期間が終了いたします。それで、1年後に第1回目の償還という時期を迎えるんですが、私たちとしましては、償還猶予期間、据え置き期間が終わる3カ月前に、一度据え置き期間が終了しますといった通知を差し上げています。そのときにももちろん一括で納められない方等もいらっしゃると思いますので、その案内をしている中には、分けて納めたい、あるいは一括で納めたい等の方もいらっしゃると思いますので、そういった形で分割でも可能ですよという形を行ってまして、今現在68名の方が分割で納めているといった状況となっております。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 非常に時間がなくなって焦っておりますが、その返済というところにつきまして1つ気になったのは、ほかの市町村を見ますと、この間の返済がだいたい10%ぐらいずつ進んでいるようなんです。塩竈市がそこに対して5%未満ぐらいの数字の返済にしかなくなって、そういった中で返済が非常に厳しい事情というものがあるのかなということを心配をしているわけでありまして。そういった点では、返済が一度おくれれば延滞金10.75%ということで、非

常に高額な延滞金が課せられる。場合によっては被災者の方々の生活を再度追い込んでしまうということにもなりかねないわけで、その点についてぜひ留意をしていただきたいと思いますというわけであります。

それで、ではどういった対応があるべきかというところで、きめ細かい相談ということについては、この管理業務の中で650万円ほどの予算がつけられて、ここで窓口相談業務も含めてということになるんだと思いますが、例えば返済を猶予するという方法もあるかとは思いますが。しかしこれは基本的には先送りでしかない、時間が経ってしまえば、高齢化が進んで逆に返済にはつながりにくくなるっていくということがあるかと思えます。それで、返済を免除できる要件についていかがかというところでは、これは返済期限後10年ということで、借りてから23年たってようやくこの要件が出てくるということにもなります。そういった中で、県市長会でも、いわゆる少額ずつの返済、少額償還、これを認めて、その際に延滞金を課さない、そういったところについて、あるいは返済免除の要件を広げるということについて、この債権回収の経費等も含めて助成するように国に要望しているということもお聞きをいたしました。そういった点では、この少額償還等の寄り添った仕組みというところについて、ぜひ自治体として国あるいは県と相談しながら、ぜひこういったところを検討いただきたいと思います、一言でいかがでしょうか。

○小野委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 基本的には、貸し付けということなので納期限で納めてもらうというのはまず基本だと思っております。ただ、一方では、やはり生活状況等、いろいろご事情がありますので、そういった相談には乗りながら、あとはそういった少額償還とか、そういった部分につきましては県内の市町村の状況とかを把握しながら、とにかく相談に乗りながら努めてまいりたいとは考えております。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 ぜひお願いをしたいと思います。一部自治体でもうそういったところを打ち出したところもあるようですので、そういったところの考え方等もぜひ研究なさっていただいた上で、ぜひそこをよろしくお願いをしたいと思いますというわけであります。

それで、次、教育の関係で一言ずつ聞いていきたいと思うのですが、図書関係、資料No.10、148ページから150ページほどに図書整備予算ということで載っておりますが、請願がこの間採択となったと。文部科学省の5カ年計画等を踏まえて図書の整備、あるいは司書の配備という

ことで請願の採択もあったわけではありますが、そこについての今後の検討というところについて、あったのか、するのか、一言でお答えをいただきたいと思います。

○小野委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 それでは、学校図書の部分のだったかと思うので、お答えいたします。今回請願を受けまして、こちらとしましてももちろん前年度並みの予算、それから図書備品、そういった部分ですとか、それからあとは学校に関係する子供新聞ですとかの学校の配当予算につきましては、お認めいただきましたらその分はそのように設置してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 ぜひ請願等の趣旨も踏まえまして、その点についてはよろしくお願いをしたいと、後ほどまたさまざまなお伺いをしてまいりたいと思います。

それで、最後になりますが、9月定例会で取り上げさせていただきたいいわゆるみなし寡婦控除、寡夫控除、ここについてお伺いをしたいと思います。

時間もないので説明は避けますが、未婚のひとり親世帯というところについて、所得税法上の格差、あるいは所得税法上の所得算定を根拠にしたさまざまな事業についても格差が生じているということで、ここ塩竈市でもみなしの適用を一部どうですかということで求めたわけなんです、市長のお答えでは法律があるということで、一定、ああ、そうなのかと、残念だなと、何としても実現できないかなと思ひまして、我が党の国会議員と通じ、国ともやりとりをしておりましたが、先日厚生労働省所管の25事業ほどについて、保育料等を含め、みなし適用することが平成30年度から始まるということでニュースがあったわけでありまして。6月あたりからということのようではありますが、このことについての対応をお伺いして、質疑を終わりたいと思います。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 報道等でそのようなことがあったとこちらでも確認しておりますが、国ですとか県ですとかから詳細についてはまだ何も来ておりませんので、そういったことが来まして、はっきりとわかりましたら対応したいと考えております。

○小野委員長 先ほどの小高委員の質問に答弁漏れがありましたので、答弁を求めます。

小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 子ども・子育て会議の日時についてご質問いただきました。

3月16日、18時30分から、場所が壱番館の5階の会議室となります。よろしくお願いいたします。

○小野委員長 暫時休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時11分 休憩

午後1時15分 再開

○阿部（眞）副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には、資料番号、該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

志子田吉晃委員。

○志子田委員 市民クラブの志子田です。私からも何点か質疑させていただきます。

最初に平成30年度の予算全体のことについて聞きたいと思っておりますので、資料No.13の35ページに全体的な予算総括表が出ております。それからその次の36ページ、それから38ページに全体的な振り分けということで、平成30年度は昨年度と違ってこのような状況になりますよということが项目的に分けて書いてありますが、平成30年度の予算の最大の特徴というか、平成30年度はこうなります、いつもと、去年とかおととしとかと違ってこういう特色がありますよというところがありましたら、ぜひその辺のところをお示し願いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 答えいたします。平成30年度当初予算一般会計でございますが、250億6,000万円、前年度から33億円の減ということになっております。これは前段にも答弁はしたかと思いますが、震災復興関連の予算が大きく34億円の減というのが非常に大きな要因となっております。これは、平成24年度から震災関連予算というのが初めて当初予算に計上されたわけでございますけれども、そこから数えまして平成27年度がピークだったかと思いますが、最小規模の予算ということになっております。ただし、震災関連、非常に額は下がったんですけれども、きちんと予算を組むべきものは組んでおります。具体的には海岸通地区の再開発事業関係ですとか、あとは桂島、野々島、寒風沢地区の漁業集落防災機能強化事業等々についてもきちっと予算を確保しているというものでございます。

一方では、通常予算でございますけれども、震災関連は減になったんですが、むしろ1.7億円ほど増になっております。各種答弁等でも出てきておりますが、子育て関連、新しく認可保

育所がふえることによります計上ですとか、あとは扶助費関係でいいますと生活保護費なんかも増になっております。あとは各種施策として新規事業もたびたび事業が出ておりますが、子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業、新規事業等々を組んでおります。こういったところで、総額としては33億円減でございますけれども、我々政策経費としてもきちんと通常予算については確保しているというのが今年度の予算の特徴点ということになっております。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。そういうことで、復興が大分進んだので復興の關係の予算は減ってきたから33億円減ったけれども、一般の通常の予算はしっかりとってありますよ、だから心配ありませんという平成30年度予算だと、私もそのように理解させていただいたところでございます。

それで、それから今度は、市のその予算を使うための当局の体制でございますが、そちらも平成30年度、そういう考え方によって復興予算から切りかえて、今度は通常の最後の仕上げの平成30年度の予算のための体制ということでちょっとお聞きしたいんですが、そのことについては資料16の8ページですか、条例定数と配置数ということで、市の体制がどうなるかということで、ここを見ていただければわかるかなと思いますけれども、それで、体制がこうなりますが、市の事務部局とかはこういうことでございます。

それで、市長の事務部局の職員ということの中で、たしか平成30年度からは応援体制の方が大分少なくなって、そしてこちらの本庁舎の横にあるプレハブで来た今までの復興の中心的な場所も平成30年度からはなくなって、別なほうに移動する。それから水産振興課ですか、そちらも塩竈の魚市場に移動してということで、そういう体制とか、そういうこの業務をする、中心になる場所も変更になるのが平成30年度の予算じゃないかと思うので、それで、聞きたいのは資料13の42ページで、ここに大体いろいろ、これを見るとことしのやるやつの投資的経費の内訳書ということで、こういうふうに変わっていくなということで今課長が説明されたのも入っているんですけれども、その中では本庁舎施設設備改修工事が事業費6,467万5,000円ということで入っております。これが平成30年度の予算の中では、そういう体制が変わるために出てくるような事業ではないかと思っておりますけれども、この辺の中身のことについてお聞きしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○阿部（眞）副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。財政課の予算でございますので、私から回答させていただきます。これは普通建設事業の単独事業費ということで今回当初予算に計上させていただきました。この内容は、実は本庁舎の地下にございます高圧受変電設備が非常に老朽化している、これは役所と同じ年齢ぐらいの状況になっているということで、非常に老朽化して危険であるということから改修工事をするのがメインの事業になっています。これで改修費として、全体としては5,787万5,000円でございます。そのほかに、地下室にあります地下書庫を実はちょっと少し整備をしまして、印刷室にちょっとつくりかえたいなと考えておりました。これが600万円ほどということになっています。あわせまして施設解体工事ということで、委員ご承知のとおり、復興推進課が4月から建設部に移動するというので、裏のプレハブを解体しなければいけません。このプレハブの解体工事費を計上してございます。この辺がこの内容になってございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。そういうことで、予算の中でそういう体制が変わって、その根拠となる活動の場所も変わるんだというものが入っている予算ではないかと思って聞きました。

それから、今に関連してなんですが、水産振興課が魚市場に事務所を移転するということになる、それと、建設部に人員が震災復興推進局から行くという体制になると、その辺のところの壺番館庁舎の使い方というのをまだ聞いていないんですけれども、この辺はどのように平成30年度から変わっていくのかお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 私からお答えいたします。現状まずは、旧銀行の建物の2階に建設部がございすけれども、そちらに復興推進課が入る予定でございます。あと水産振興課は、旧家電量販店と言ったらいいか、2階の部分にございすけれども、その部分はすっぱりとあくような状態になります。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。私は、建設部が手狭になるからそこを活用して、そして移動するのかなと勝手に思っていたところですが、あくということの予定なわけですか。体制はわかりましたので、そのことを聞くのは終わりにします。

具体的な中身に入っていきたいんですけれども、市税の収入の関係でお聞きしたいと思います。

す。

資料17の78ページで、全体的な市税の推移が出ていましたので、そこからお聞きしたいと思えますけれども、平成29年度とか平成30年度のところは書いてはいないので平成28年度までということなんですけれども、それで、平成30年度なんですけど、予算的には市税収入は57億6,417万円で、4,810万円前年度より少なくなる予定だということなんですけども、それは別なところに書いてあるんだな。それで、この平成24年からは平成28年度までの表で、平成30年度までここがもう入ったとして仮定して聞いていますけれども、ずっとここ五、六年間の流れとしては、市税収入は、市民税は増加傾向にあると思いますが、どのように認識しているか。78ページの表でいうと、市民税の傾向とか、法人市民税の傾向とか、軽自動車税の傾向とか、固定資産税の傾向とか、都市計画税、このようになっているので塩竈市としては収入は大体上向きなんですとか、その辺のところ、あるいは納める市民にとっては景気動向がこうこういうことになっているので、結果的に市税の収入がこういう傾向ですというような分析があればその辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 予算特別委員会初日に財政課長からもご説明がありましたように、固定資産税と市たばこ税の減が大きな減の理由になっております。ただいまの委員おっしゃいました4,810万9,000円の減のうち、実は現年の分は1,000万円ちょっと、1,037万4,000円の減で、滞納繰越分が3,773万5,000円となっております。現年度で見れば予算額が大きいので、対前年費0.46%の減で、ほぼ前年並みと言えるのかなというところなんです。滞納繰越分については大きく36.8%減しております。この滞納繰越分の減少が大きいというのは、この収納対策を実施していることによりまして滞納額そのものが減っていると。実は喜ばしいことが理由でございます。現年度分の減少が、先ほど申し上げました固定資産税と市たばこ税、それから法人市民税のこの3税でございまして、ほかは増を見込んでおります。個人住民税も含めて増を見込んでおります。固定資産税に関しましては3年に1度の評価がえの年であるため、家屋の評価減があります。また、特に市たばこ税が2,000万円以上の減で、現年度で一番減額が大きいんです。これはもう健康志向の高まりによりまして減少傾向がとまらない、本市で本当に300万本、400万本毎年販売額が減っているような感じでございますので、ここはもう増税にならない限りは、もう減はとまらないと思っております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、個人住民税は増になっておりまして、こちらにつきましては納税義務者数も震災以降ずっとふ

えていておりますので、そこを切り取って見れば、市民の方の収入、そういうのはふえてい
るのではないのかなと。ただ、いつまで続くのかなというちょっと心配はあるんですけども、
そういう状況であると考えております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。全体的な傾向を課長から説明していただきました。
私はこの表を見て、毎年市民の人の市民税の負担割合が上がってきたのではないかなと逆に見
てしまうわけですけども、収入からすればいい傾向なんだろうが、年々年々個人市民税が、
人口が減ってきているのに個人市民税の総額は上がっているということは、税金を払える人が
いっぱいふえてきて収入増になったという、景気がよくなったという判断なのか、私は納める
ほうの立場からしたら何か毎年税金は上がってきているのではないかなとかという感じもする
んですけども、そういうことではなくて、確かに景気がよくなって皆さんの収入がふえたか
らなったんですよ。税率は変わっていませんというところを聞かせてもらえれば、どちな
のかなという考えがわかるので、税率は変わっていないんですよ。その辺のところの説明を
していただければ、確実に塩竈市の景気がよくなっているんですよということを個人市民税から
は言えると思いますが、いかがなものなんでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 個人住民税に関しましては所得に対してかかるもので、基本的に税
率は変わっていないんですけども、平成26年度から平成35年度までの10年間だけ均等割、復
興財源ということで県民税500円、市民税500円なのでその分の引き上げがございました。その
分が平成26年度分からです。ただ、1人当たりの所得割額ですとか、納税義務者数がふえてお
りますので、人口が減っている中、税金を納める方がふえているということですので、これは
間違いなく収入がふえていると解釈してよろしいかと考えております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもそれを聞いて安心しました。確実に個人個人ではよくなっていると。ただ
し、その次の法人市民税のところを見ると、これはどちらかというとも毎年毎年減少傾向にあっ
て、塩竈市内にあるやっぱりそういう法人、会社とか、個人企業とか、個人企業の場合は法人
市民税にはならないのかどうかわかりませんが、ずっと下がっているんじゃないかなと思いま
す。それで、だから景気がいいのか悪いのかちょっとわからないようなところがあるんです。
会社関係に立って見れば、塩竈全体ではここ20年間ぐらいつつと法人市民税が落ち続けている

んじゃないかなと思います。そこが私はまちの活気の一番の問題点ではないかなと思います。たまたま古い資料を持ってきました。そして平成11年ということなので、もう19年前の数字で申しわけないんですけども、20年ぐらい前はどうかだったかという、ちょうど個人市民税が23億8,596万7,000円ですから、この平成28年度の23億8,500万円、同じような個人市民税が、その当時は19年前だから人口も多かったんでしょうけれども、そのぐらいのときに法人市民税は6億1,700万円あったんです。そういうことで、今傾向として塩竈は法人市民税がだんだん減少しているというのが問題だから、その辺のところ、収入対策としては法人市民税が上がるような対策が必要んじゃないかと思いますが、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 法人市民税につきましては法人税割と、それから均等割というものがございまして、均等割につきましては、事業所があればもう一律もうけがあってもなくてもかかるものでございまして、法人税割の部分なんですけれども、こちらが、一般的にいう企業のもうけに対して国税が30%かかります。その30%に税率を掛けたもの。今本市ですと12.1%ですけども、それを掛けたものが法人市民税の法人税割になります。ただ、これは塩竈市内にある企業だけであれば、もうそこで12.1%分丸々完結するんですけども、事業所が複数ある場合は、その分人数の頭割りによって比例配分というんですか、その人数によって配分されるような形になります。ですので、全国企業的なところがありますと、そういった企業の業界にも左右される部分もありますし、市内企業の経営状況だけをはかるというのもなかなか難しい、これをもってはかるといのは難しいかなと思っております。

また、実は法人市民税というのは上位企業の割合というのが非常に大きくて、実は法人市民税の税割の平成28年度の徴定額は2億円ちょっとあったんですけども、多い企業ですともう1社で1,000万円以上抱えているような形になりまして、実際上位10社で全体の3割を超えるぐらい、3分の1ぐらいの金額を占めるような構成ですので、そういった企業の業績といたしますか、設備投資とか、そういったのも絡むと思いますけれども、そういったところで法人税額によって左右されますので、ふえればうれしいんですけども、減ったイコール、ふえたイコール、市内の景気動向と直接とはちょっとなかなか言いにくいのかなというところでございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもいろいろありがとうございます。国全体のこともありますから、塩竈だけということでもなかなか対策は出ないところかもしれません。説明はお聞きしましたので、個別な質問に入らせていただきたいと思います。それで気になったところを平成30年度の予算の中から何点かお聞きしたいと思います。

ちょっと勝画楼の件で、資料No.13の72ページですか、隣の鎌田委員も聞いたんですが、予算をつけていただきました。それで、いろいろこれから活動なさるということなんだけれども、鎌田委員の質疑を聞いていて1つだけ、そういうことをするのはいいんだけど、やってもらわなければならないんですけれども、そういう活動をするに当たっても、勝画楼の建物のところまで行くまでの引き込み道路がないと何も作業ができないし、今の道路のままでやられるのか、あるいは道路を引き込みするものの予算も含めて、このように2,993万7,000円予算化されているのか、その辺のところ、引き込み道路の伺いがあるのかどうかを、そこだけちょっと確認したいと思いますのでよろしくお願いします。

○阿部（眞）副委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 今のご質疑にお答えします。今回の3,000万円ほどのお金につきましては、保存活用のための調査並びに応急復旧という部分での予算でございます。引き込み道路については今回入っていませんが、今後の保存活用を検討する中で、どの分が必要なのかという部分は今後いろいろ検討しなければいけないんですが、うちで無償譲渡を受けたものは建物だけですので、今後そういった部分の検討に入っていくのではないかと考えています。以上です。

○阿部（眞）副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。ことしの分はことしの分ということで、実際にやられるときはそのような活動になると思いますので、これが早く重要文化財なり文化財なりに認めてもらえるように活動をお願いしたいと思います。

次のことを聞きます。道路全体のことで聞きたいので、実施計画の30ページに市道整備事業、それから側溝の整備が書いてあります。それから、全体的に見るのには資料No.13の42ページの表で見たほうがいいのでしょうか。投資的経費内訳書ということで表になっておりまして、土木課で市道整備で3,000万円、それから市道の側溝整備で800万円、それから緊急防災減災事業で6,300万円、狭隘道路で957万円、いろいろ道路関係全体のことで、平成30年度はこのように、ですから、復興は大体終わったので予算がこうなりましたけれども、そうすると通常事業に戻

ったので、いつもの年よりも余計に通常の道路の保守がおくれているからこれだけいっぱい予算をつけていただいたと思います。それで、重点的にこの平成30年度はどの辺のところからやるかということをお尋ねします。

○阿部（眞）副委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。まず道路の予算のことなんですけれども、まず平成26年度に市道の路面性状調査という調査を行いました。こちらの調査につきましてはわだち掘れやひび割れ率、そういったものを数値的に評価する調査を行った結果、劣化の激しい工区につきまして優先的に舗装の打ちかえなどをやっていきたいと思いますということで、今回社会資本整備総合交付金で3,000万円を計上しております。また、これまでも継続してやっておったんですけれども、例えばふたのない側溝のある地区、もしくは築30年以上経過した団地の側溝が老朽化しておりますので、そういった地区の側溝の更新事業、または先ほど復興事業が終わりつつあるということなんですけれども、緊急防災減災事業としましては6,300万円計上しておりますが、こちらにつきましては浸水地区から、今回こちらは第三中学校のほうに向かう市道新富町笠神線ののり面が震災により不安定な状況になっておりますので、そちらののり面の施工を行っていくという、のり面の整備工事を行っていくという形で計上しているところでございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。いろいろ対策を立てられています。私も道路の補修がおくれているよというのをここ三、四年ずっと言い続けてまいりましたが、やっとここに来て市内全体の道路補修も落ちついてきたのかなと感じておりましたので、大分進んだなということで、ことしもしっかり多目に道路補修の予算をつけていただいてやられるので、よろしくお願ひしたいと思って聞きました。よろしくお願ひします。

道路といえば、資料No.13の42ページを開いてもらったままだったので、先ほど財政課長からことしの特徴ということで言われた浦戸の3地区の漁業集落防災機能強化事業、これが今年度の金額が結構大きいんです。桂島で3億3,800万円、野々島で3億8,700万円、寒風沢で1億8,500万円というので、この浦戸の島々の生活道路というか、全面的にこれが強化されるのが平成30年度のちょっと特徴ある事業かなと思って聞いたので、これは詳しい資料も写真つきでいただきましたけれども、全体的に道路だけなのか、この事業全体に、それに関連して何かあるのか、その辺のところの事業の全体像を3つまとめてお聞かせ願えればと思います。よろし

くお願いします。

○阿部（眞）副委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局復興推進課長 浦戸地区、桂島、野々島、寒風島地区におけます漁業集落防災機能強化事業に關しましてのお尋ねでございました。工事の内容といたしましては、桂島につきましては集落道及び避難路、こちらは実際には土工事といえますか、側溝整備等々は進んでおりますが、平成29年度その契約が不調になりまして舗装ができなかった部分、その辺をまずメンにしていきたいという内容等々が含まれてございます。

続いて野々地区でございますけれども、野々地区につきましては集落道の部分、避難路の部分のほかに現在建物の除却をしていただいでかさ上げ工事を進めております。そちらの現在第1ブロックが進んでおりますけれども、第2ブロックに入ってまいりますので、引き続き取り組ませていただくという内容が含まれてございます。

寒風沢地区につきましては、集落道、ポンプ場の外構等々の工事費がやはり入っておりますけれども、こちらの災害復旧事業との兼ね合いでなかなか進まなかった部分、不調の影響を受けた部分につきまして今年度予算を計上させていただいておるものでございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。そういうことで、やっと浦戸も道路が整備されて、そうすると満遍なく塩竈市内、大体全域的に皆道路関係が、この平成30年度予算をうまく消化すれば皆よくなるというイメージが湧いてきたので、聞きました。

それからあと、いろいろ平成30年度には、予算でいろんな項目をいっぱい上げていただいでいますので、ちょっと個別にまた実施計画からお聞きしたいと思いますが、実施計画の20ページと24ページにあるんですが、浦戸の介護対策です。

20ページの真ん中のところには、浦戸地区介護保険サービス確保対策事業ということで介護サービス事業者の誘致等を行い、ということ、予算が平成30年度から計上されています。そういうことで、この辺のところ、平成29年度まではなくて平成30年度から平成31年度、平成32年度と書いてあるということは、どのように今年度から浦戸の介護サービス対策が、これは一般会計と書いてあるから大丈夫だと思いますけれども、どうなるのかお聞かせ願いたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 浦戸地区の介護保険サービス確保対策事業についてご質問いただきました。この事業は、今委員おっしゃるように、平成30年度から新規事業として取り組ませていただくものでございます。浦戸地区は離島ということもありまして、これまで地区内に事業所がございませんでした。それから、船などの利用で通う必要があるということで、訪問サービスも参入事業者さんが少ないというところがございます。この事業では2つの内容を今後やっていこうと考えておりまして、1つは、地区内に事業所、デイサービスなどをやっていただく方がいらっしゃるか、そういう誘致をしていこうと考えてございます。平成30年度には、浦戸地区といいましても新しい建物を建てられない地区でもございますので、既存の施設を利用した、そういった事業化ができないかということで現地を見ていただくことから誘致を進めていきたい、これが1つでございます。それからもう一つは、地区内に訪問系の介護のサービスが来ていただけないか。今も来ていただいて、船賃の助成はしているところがございますが、訪問看護などがまだ来ていただくところが少なくございます。そういったところふやしていきたいということで、この訪問では介護報酬に15%ほど助成金を上乘せさせていただくことで進めていきたいと、このように考えてございます。

○阿部（眞）副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもわかりました。ありがとうございます。新規の事業なので、質問させていただきました。そういうことで、浦戸の介護サービスにも平成30年度からは新しく予算をつけていただいたということでございます。

それから、実施計画の、ちょっと個別にまた別な視点で聞きたいと思っておりますけれども、これでちょっと気になったところで、毎年出ていることなんですけれども、あえて聞きたいと思っております。

46ページの真ん中に中小企業振興資金等預託事業ということがありまして、これは毎年4億3,000万円をずっとやられている事業だという説明でございます。それで、これを毎年4億3,000万円ずつこれかもずっと、今までもずっと予算化されていると。そうすると、それはよろしいんですが、こういう中小企業の資金繰りを円滑にしながら経営の安定を図るための融資原資ですから、それは必要なことだと思いますけれども、これをずっと長年やられて、これからもやる予定でございますが、塩竈市から預託したお金というのは結局どのようになるのか、あるいは今までずっと十何年前からやっているものの原資というものは回収されながら4億3,000万円ずつずっとやられている事業なのか、予算だけして、ずっとため続ける制度なのか。この事業の成り立ちというか、あるいは終わった後の検証というか、そういうものについては

資金的な流れとか、その辺のところを、毎年のことなんですけれども、私もちょっと聞いたことがなかったので、どのようになっているのか中身をお聞かせ願いたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 預託についてご質問いただきました。こちらの預託なんですけれども、年度当初に市内の各銀行さんにその年の融資残高に応じて各銀行に預託をするものということになっております。その預託を元にいたしまして、中小企業の振興資金の融資制度というものを活用して、通常の銀行の融資よりもより低い利率でお貸しできるというものになっております。その預託につきましては、年度末に市に戻していただくということで毎年度行っておるものでございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 志子田委員。

○志子田委員 年度末にお返ししていただくことになっているということになると、そうすると予算書にも、どこのところを見たら平成30年度は返ってくるというところを書いてあるか。

○阿部（眞）副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。資料No.10の29ページ、30ページをお開きいただきたいんですけども、一番上の商工費貸付金管理収入4億3,000万6,000円、こちらのところで当初予算の段階で歳入と歳出を同額で計上しているというのが予算構造になっておりますので、収支差には出ていないという状況になっております。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 志子田委員。

○志子田委員 そうすると、ちょっと私、聞きたいのは、ちょっと愚問かもしれませんが、毎年4億円ずつやって4億円が返ります。そうするとまた予算計上して4億円が入りますという、ずっと4億円なら4億円、ずっとその金融機関に預けていたら何も毎年預けたり戻してもらったりする必要もないと思いますけれども、あえてそのように予算計上しているということはどういうことなんですか。

○阿部（眞）副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 これはやはり単年度単年度ごとの扱いにすべきものかと思います。長期的に銀行に預託する、預けるというのはまた別な話になってきて、役所の資金を運用する形と同じような形になってしまうのかなと思います。あくまで年度末に返ってくるということは、1年を超えないで、ちょうど1年以内で終わらせるというもの、そういった形で予算組みになっているということです。以上です。

○阿部（眞）副委員長 志子田委員。

○志子田委員 そうすると、会計上は1年で区切らなければならないからそのように区切られていると、預けては返してもらって、また預けて返してもらってという区切りをしている予算だけであって、実際ここは毎年4億円ずつ予算計上して、どんどんどんどん積み足ししていくわけではないんですよ。だから4億円ずっと同じなんです。そのことはわかりましたし、1年ごとに、そうするとあくまでもこの原資になるのは返してもらったのが原資で、それをただまた同じく4億円預けるということなんですか。どうしてこのような予算計上をされているかお聞きしたいんです。

○阿部（眞）副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 各銀行さんには各年度末の残高に応じて割り振りが行われるということで、年度ごとに預託をしているということでございます。もちろん毎年度のその預託金につきましては利率の軽減につながっているものもありますので、中小企業の皆様にはぜひ振興資金を使っていただいて、より低い利率でお借りいただければということで考えております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 志子田委員。

○志子田委員 わかりました。そういうことで毎年毎年やらなければならないということがわかったの。同じように、そうすると、24ページに書いてある……。24ページではないですね。

○阿部（眞）副委員長 46ページですか。

○志子田委員 47ページの6,500万円というのも同じような制度だと思いますが、そのようなことでよろしいか確認したいと思います。よろしくお願いします。

○阿部（眞）副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 こちらにつきましても同様の考え方でございまして、こちらにつきましても個人向けの生活安定資金というものに使われておるものでございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 志子田委員。

○志子田委員 わかりました。そういうことで、銀行よりも市でこういうふうに予算計上したほうが借り手に、市民にとっては利率が安いので、このような予算措置を毎年毎年切りかえながらやっているということが理解できましたので、市民のためにはなっているということはわかった予算だと理解しました。

それから、実施計画の個別の話であれなんですけれども、74ページの一番上に壱番館昇降機改修事業というのが載っていました。おとしでしたか、5階の遊ホールの全面的な改修もありまして、今改修段階に入っているのかなと思います。それで、エレベーターもそういう時期に来たのかなと見て、平成30年度新しくなるんだなというのはわかりました。それで、すっかりだめになって、もう買いかえという状態と私は理解しているんですけれども、結局この工事については今あるエレベーターを委託して見てもらっているから、そうすると、その交換も今ある会社に随意契約という形で申し込むことになるんでしょうか。その辺のところを確認したいと思います。

○阿部（眞）副委員長 伊東市民交流センター館長。

○伊東教育委員会教育部市民交流センター館長 それでは、お答えいたします。エレベーターに関しましては壊れたということではないんですが、耐用年数を迎えておりましたので更新をするというものでございます。また、あわせて現在の耐震基準というものがありますので、そちらに合わせた改修工事を行うという内容になっています。

それから、契約の方法に関しては今後ということになります、指名競争入札を予定はしているところです。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。だから、今あるエレベーターだから今のところに頼まなくてもいいのかなとは思いますが、今あるところがいいから随意契約なのかなと聞いて聞いたんですけれども、入札ということで確認しました。やはり買いかえ状態ですから、別なところになっても別に差し支えないのではないかなと思ったので、入札の制度にするということを知ったので、この質疑はこれで終わりにします。

それと、同じようにちょっと何点か聞いたかったんですけれども、実施計画の80ページに、金額は少ないんですが新規事業かなと思って。80ページの真ん中のところに人材確保推進事業というのが新たに予算化されましたし、平成31年度、32年度も書いてあるので、この辺、どうして今までなくて、平成30年度の事業になったのか、その辺のいきさつをお願いします。

○阿部（眞）副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長兼市民安全課長 人材確保推進事業でございますが、今年度78万7,000円の予算を計上させていただきました。現在雇用情勢等から、いわゆる売り手市場と言われる中で、本市の職員採用の応募数、こちらが減少しているような傾向にございます。ま

た、仙台圏、仙台は政令指定都市でございますが、あるいはその周辺の名取、多賀城、そういったところが伸びているという状況等もございまして、優秀な職員の確保という観点から今年度予算計上をさせていただきました。

内容でございますが、まずは採用を希望される方々に募集案内、リーフレットを作成しながら本市のまちづくりの魅力、あるいは市職員としての仕事の魅力を伝えられるようなパンフレットをつくってまいりたいと。その上で、就職セミナーというんでしょうか、採用前にセミナー等を開催させていただきながら、就職を希望される方々、公務員を希望される方々に本市の仕事を十分にアピールしてまいりたいということでの予算計上でございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。そういうふう在世の中が売り手市場になってきたという影響が塩竈市役所にもあらわれているという。それで、ことしからと理解しましたので、ありがとうございます。

あと5分しかないので、ちょっと気になっていたことで、先ほど小高委員が質疑された新浜町保育所のことについて、私からもちょっとお聞きしたいんですが、資料17の83ページからの子ども・子育て会議の議事概要がここに書いてあって、小高委員も心配されて質疑されてきました。私もやはり新しく保育所ができるということについてはうまくやっていただきたいなという思いから、運用面で当局はどのようにお考えになっていて、今のところはまだ予算計上のところまでは行かないかもしれませんが、どのような考えで平成30年度の活動に結びつけていくのかお聞きしたいと思ひまして、方向性。それで、新浜町保育所がなくなって海岸通に移転だということになりますと、利用者の方にとってはそこまでどうやって送り迎えしたらいいのかというのが出てくると思ひます。それで、日本全国至るところ、そういう少子高齢化によって合併したり保育所同士が一緒になったり閉鎖されたりということになってきますと、傾向としてはやはり少子化ですから、サービス事業としてそのお子様のところにやっぱり迎えに行つて、スクールバス的な運用にだんだんっていかないと後々運用できなくなるのではないかとこの方向性に来ていると思ひます。こちらの新浜町保育所のその後の対策として、新浜町保育所のあたりのところからスクールバスを出すとか、あるいは今実際に行っている方のところに回つてスクールバスで送り迎えするという、まだそこまでは具体的にはまだ予算化されていないからでしょうけれども、そういう方向まで打ち出してもらつて安心して保育所も移転

できるのではないかなと思います。その辺のところは対策としてお考えになっていると思いますが、どのような考えで送り迎えされるのか、あるいは全然ないから各自来なさいという体制なのか、その辺のところだけをお聞かせ願いたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 私どもといたしましては、入所決定してから新浜町保育所の廃止をしたということで、話を聞いていないという方が、平成32年4月には20人弱の子供が新浜町保育所にいるということになると思います。そういう不利益をこうむる方に関しまして、今まさに志子田委員がおっしゃったようなことも含めて、それから同じ学区にある藤倉保育所の容量アップのための人材確保なども含めて検討していきたいと考えているところでございます。以上です。

○阿部（眞）副委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 それでは、私からも予算についてお聞きいたします。まず初めに、資料No.10の74ページ、障害者総合支援費からお聞きいたします。

この障害者総合支援費10億3,054万7,000円という大変大きな金額であります。その中で、74ページの中ごろに委託料という項目がございます。その中身を見ますと、障がい者（児）地域生活支援拠点施設運営事業委託737万1,000円、または自立支援サービス事業促進事業業務委託1,680万5,000円と。まず、この中身についてお聞かせください。

○阿部（眞）副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ただいまご質問いただきました74ページ目の生活拠点運営費の委託内容ですが、まず737万1,000円につきましては、今利府にある拠点センターと言われている親亡き後ということで、これまで進めてきた事業、これの委託費ということで計上しているような状況となっております。

あと、あわせまして自立支援サービス事業の運営費につきましては、これは相談支援事業ということで、計画づくりを行うための相談事業の委託費ということになると思います。障がいの計画づくりの委託費ということになります。以上です。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 気分をちょっと落ちつかせて質疑させていただきます。

それでは、今お聞きいたしましたこの2点なんですが、障がいのある方、例えば養護学校を出た後にさまざまな就労支援とかがありますけれども、なかなかこの相談支援とか、あとは先ほど言った親亡き後のそういったセンターと申しますか、施設に直接結びつくということはない

かなか難しいと思います。この間も小林課長に私もちょっとご相談に行った件もありまして、そういったことを踏まえて考えますと、今市内にお住まいであるいわば知的障がい、または精神障がい、さまざまな障がいを抱えていらっしゃる方たちがスムーズにその流れに沿った支援を受けていくためには、最初にどういった手順から行ったらいいのか、その辺からちょっとお聞かせください。

○阿部（眞）副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 就労支援といった形になるかと思いますが、今現在どのような流れかといいますと、まず、例えば利府支援学校の方が今後卒業した後どのようにしていくかということで、まず卒業してからどこに就職するかといった形ではなく、就学時、結局今高校3年ですか、3年のときにもう既に計画をつくるような流れとなっております。在学中にその方の障がいの状況によりまして、例えば就労支援でもA型、B型があったり、その障がい程度に応じて体験就職ですか、就職して、何日かやってみて、ここでやっていける、やっていけない、あるいはここではだめなので別なところでやっていけるのか、そういった形で、そういった体験をしていきながら最終的な計画づくり、あるいは就労の計画づくりをしていくというのが現状ということになっております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。学校に在学中はそれで済むわけですがけれども、そこを卒業して最初に入ったところがなかなかうまくいかなかったと。その後学校に相談もできずとなってきたところから糸が外れてしまったこのようになってしまって、もうその辺でどこに支援を求めていったらいいのかというのが、まず大体相談者の悩みだと思います。先ほど自立支援サービス利用促進事業というのがありまして、この委託がどちらも委託事業になっていますが、まずどこに委託されているのかということからお聞かせください。

○阿部（眞）副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちらは市内にある嶋福祉会の「しお一も」というところに委託しているような状況となっております。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ここにたどり着くまでのその手順、これも本当に、まず大体悩むと市の生活福祉課に行くと思います。そこからこの場所を案内していただくというか、どういう手順でご案内しているのか、その辺、お聞かせください。

○阿部（眞）副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 今現状をお話ししますと、例えばそういう事例でいうと、卒業したとき、こちらに一回就職したんだけど、なかなか今の環境が合わない等の相談を受けた場合は、そういった相談事業所、あるいは私たちがその利用状況を、施設を利用するための準備、あるいはそういった部分につきましてはこういった相談支援事業所とか、そういったところをご紹介するような形になりますので、ぜひこちらの窓口に来ていただいてご相談いただければ、随時適切な、あと障がいの程度によってもいろいろ差がございますので、その方に合ったような事業所を、あるいはそういったご相談に応じるような形で対応しているような状況です。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 済みません。少しちょっと細かいことをお聞きいたしますが、療育手帳というのがございます。重度のAとその他のBと2種類に分かれていて、これは国の基準に合っていて、本市もそれを使われているわけですが、その療育手帳の段階、先ほど言ったように、卒業して大分日が経ったと。今のその方の状況がどうなのかということをもう一度かかりつけのお医者さんというか、専門医に診ていただかなければならないということもございませうか。

○阿部（眞）副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 具体的に言いますと、市でそういったご相談をいただいて、その障がい者の状況によりまして、例えば施設等の利用のサービスが必要だといった場合につきましては、介護認定調査と同じように実は障がいでも調査というのがあります。うちの職員がお伺いして、区分は7区分になっておりまして、1から6と、あと非該当という7区分に分かれますけれども、そういった調査を行いまして、その調査のその区分に応じたサービスの提供という形になると思います。以上です。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 今調査というお話がありましたが、これはあくまでもこちらの保健師がご家庭をお訪ねして調査をするということで理解してよろしいでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 そのとおりでございます。職員がお伺いして調査、結局介護認定調査と同じようなものですので、職員が具体的な動作確認等を行

いながらその区分を決めていくといったような形となります。以上です。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今回国の新事業として平成30年4月1日施行の自立生活援助事業というのが設けられております。これは精神障がいのある方とか、またグループホームから出てこられてひとりで生活をするということになったときに、なかなかそれがちょっと難しいという方に対する支援だそうではけれども、本市ではこのことについてはどのように取り扱っていくでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 実はただいま第3期の障がい者プランを策定しております。その中にこういった新たな就労支援、定着支援の創設といった形で平成30年度からスタートする事業につきましても明記しておりますので、その辺につきましても支援していくという内容で、ただ、具体的に数値目標等につきましては今のところ計画の中では、今後その具体的な支援事業等が決まり次第、数値目標等を含めて進めていくといった内容で記載しているような内容となっております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。同じ塩竈市に住んでいて、グループホームを出たとか、病院を出たという方もいらっしゃいますけれども、またよそからいろんな事情によって本市に移り住まわれてくる、そういった障がいのある方もなきにしもあらずだと思いますので、こういった方たちが困ることのないような、わかりやすい支援をぜひ心がけていただきたいと思います。

あわせて、本市においてひきこもり支援、これはどのようになっていますでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ひきこもり支援ということなのですが、具体的には、実は現状を言いますと、ご家族の方、あるいは近しい親戚の方等が市にご相談いただいた場合、もちろん市としても障がい者の方であれば生活福祉課で、あるいは保健センター等と協力し、何度か訪問しながらお話を聞きながら今後の対策というのをやっているのが現状ということになります。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 やっぱアウトリーチといいますか、訪問支援が一番だと思いますが、そういった

方たちのカルテじゃないですけども、そういった部分で今後どうしていったらいいとか、月どのぐらいの訪問をしているとか、その個人個人について一応カルテ的なものはおつくりになっているんでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 具体的に、いわゆるひきこもり支援の対策にかかわっております保健センターの取り組み状況をお話し申し上げたいと思います。私どもの、いわゆる精神保健、心の健康づくりというんでしょうか、そういったものの一環としてそういったひきこもりがちな方のご家族からのご相談を受けたりして、私どもの保健師がその都度訪問して、家族に寄り添いながら、例えば今後医療を含めましてどういった診療が必要なのかとか、あるいは本人を取り巻く家庭環境やさまざまな要因がございます。そういったものをどうひも解いて、一歩前に進むためにどういったアプローチをしていこうかといったものも保健センターでそのケース検討会議という形で随時多職種の職員が検討を重ねます。そういったものをケース記録として私どもでずっと管理しておきますので、そのご本人にマンツーマンといえますか、寄り添うような形でのフォローはしているという状況になります。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 どうぞ今後ともよろしく願いいたします。本人はもちろんですけども、家族もなかなか話ができないという方たちもたくさんいらっしゃって、そういったケースの中に入れていいんですけども、それすらもできないという方たちもたくさんいらっしゃいますので、民生委員の方たちも地域の実情もなかなかわかっている方もたくさんいらっしゃいますので、何らかのそういった懇談的な中から拾い上げていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、80ページの母子福祉費についてお伺いいたします。

80ページの第20節扶助費についてお伺いいたします。ここでは母子父子家庭医療費助成金として1,350万3,000円が計上されておりますが、この中身についてお聞かせください。

○阿部（眞）副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 今ご質疑がありました母子福祉費につきまして、こちらはひとり親、いわゆる従来母子家庭と申しておりました母子父子家庭に対して医療費を助成するというものでございます。具体的には、入院につきましては2,000円を超えるごと、入院以外には1,000円を超えた場合にはその窓口負担分を助成するという制度のものでございます。以上で

ございます。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今課長から詳しく対象と概要をお聞きいたしましたので、この窓口支払いなんですけど、これは現物給付といいますか、その場で、例えば子供の外来医療費の場合は窓口負担がゼロということがありますけれども、この場合はどのようになっていますでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 この母子父子家庭医療費助成につきましては、一旦窓口でお支払いしてから後日保護者の方の口座に振り込まれるというシステムをとっております。よろしくお願いたします。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 一旦窓口で支払うと。償還払いということで理解してよろしいでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 おっしゃるとおり、償還払いという手続となります。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 それでは、その手続なんですけれども、一旦申請をどこに出して、そしてそれが何カ月後に口座に振り込まれるのか、その流れを教えてください。

○阿部（眞）副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 まず、申請を保険年金課医療系の窓口でさせていただきますと、条件が整えば対象ということになります。さらにその助成申請書というのを窓口で10枚程度くるくる巻きにしておりますので、これを1月申請ごとに医療機関にお出しするということになります。ただ、その際に償還払いというお話がありましたが、窓口払いは一旦医療機関で申請書と一緒に支払いいただくということになります。申請書なんですけれども、医療機関を中継しまして国保連で一旦集約をいたします。国保連でその申請書を集約しまして、ほぼ1月ごとに本市の保険年金課、当課に回送されてきます。当課で内容を確認しまして、親御さんの口座に振り込まれるということになりますので、流れとしては3カ月前後程度を踏まえて自己負担分については最終的に戻すということになっております。よろしくお願いたします。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ひとり親家庭で、しかもなかなかいろんな困難を抱えている方が多いと思います。

当然ひとり親ということは離婚だったり、またシングルだったりということでさまざまな要因はあると思いますが、中には生活的にも厳しい、また文字を書いたり、またいろんな申請をするにもふなれだという方もたくさんいて、それが入院で本当に年に1回とかというような中身ではなくて、病気を、これは親もそうですので、自分自身も病院にかかっているという意味では、ひとり親家庭ということで医療の助成はされますが、そういったことでさまざまな困難を抱えている方たちがこういったシステムの中で、それをやはり1回の支払いが治療費だけではなくて薬代とかもかかってくるとなれば結構な金額なわけです。そうなってくると、やはり食費とか、さまざまなものを削って医療費に回さなければならないと。これは大変ありがたい制度ではあるけれども、何かもう少し優しい制度になれないかなと。やはり現物給付ということで、窓口負担がまずない、安心して病院にかかると、そういったことができればと思っていますけれども、課長にこれを求めてもすぐにやりますとはならないと思いますが、こういったような流れがあるということをまず知っていただきたいと思っております。

あと、これは実は今宮城県でもさまざまところでこういった動きがありまして、県内の市町村長会でもこの話が出て、全体的には賛成だと。ただ、各自治体の窓口になってくるとそういった事務手続の関係があって、宮城県の中においてはなかなか「うん」と言ってくるところが少ないと。ただ、東北においては秋田と山形がこれを今もう実行されていて、全国でもこの自治体がふえているという情報もお聞きしていますが、市長、何かお聞きになっていましたらお聞かせください。

○阿部（眞）副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 さまざまな福祉制度の中で、問題、課題がそれぞれあるということについては、重々認識をいたしております。受け手の立場といたしますか、国保連でもそういったことを真摯に議論を始めながら、今申しあげました3カ月間の期間をもっと短縮できないかという取り組みは既にスタートさせていただいているところであります。抜本的にその3カ月間ということじゃなくて、行政で立てかえ払いという形を採用すべきではないのかというのが今浅野委員のご提案の趣旨かと思いますが、今課長が申しあげましたように、そういったことに踏み切る上での課題、問題といったようなことをまずは整理をさせていただきながら、今後の対応を市が決定いたしてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひ前向きにご検討願えればと思っております。

次に、88ページで、衛生費でお聞きしたいと思います。

今回事業の内訳、88ページの中の段にありますように、歯科口腔保健センター整備費助成事業として612万4,000円計上されております。さまざまな資料も見させていただきましたが、今回ここでお聞きしたいのは、例えば二市三町の歯科に関する保健センター的な役割を果たすという中で、であれば、まず障がい者、または高齢者に対する歯科検診の治療とか、それからこの保健センターの役割をお聞かせ願いたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 それでは、私からご答弁申し上げます。まず後段にございました歯科口腔保健センターの役割につきましては、議案資料に掲載させていただきましたとおり、例えば大規模災害時用に機能するような防災拠点でありますとか、あるいは地域包括ケアを見据えた在宅訪問歯科診療の支援拠点、それに人材育成等を担うというイメージの役割を担うということです。

前段にお話がありました、いわゆる高齢者でありますとか、障がい者でありますとかに対する歯科口腔ケアについての貢献度のようなお話でしたけれども、現状歯医者さんに自分から行ってかかることができない、例えば在宅の障がい者、高齢者の方々は歯科訪問診療というサービスを利用しているようでございます。これは宮城県歯科医師会が窓口を開設しておりまして、そちらに相談して電話でリクエストしますと、その所轄の地元の歯科医師さんからその条件に見合う歯科医師さんが訪問されるというサービスを使っているそうです。また、歯科医師会さんの情報によりますと、それを今県医師会単位一つでやっておるんですが、将来的には、例えば県南、県北であったり、仙塩地区に独立させていくとニーズもふえるでありましょうし、きめ細やかな対応をするために地区ごとに独立するということも視野に入れているようでございます。その暁にはこの歯科口腔保健センターが、この二市三町地区の直接的な訪問診療をもう差配するというコントロールタワーになるということになりますので、そういった意味でも在宅歯科診療の分野においては圏域住民の皆さんに非常にメリットがあるのではないかと考えておるところでございます。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 大変ありがたいお話だと思います。ぜひそういったいろんな方々に、いろんな世代の方々に利用される、ここに保健センターができてよかったと思えるような、そういった保健センターになっていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

ちょっとページ数が戻ってしまっていて申しわけないんですが、78ページに認定こども園整備助成事業があります。これにちょっと関連してお聞きしたいんですが、まず今回の認定こども園整備助成事業が、こういったことがなったらばというのは変ですけども、そのときの助成金ですよというのはいたい文句なんですけど、当然そういったことが、今目指しているところがあるということの認識で予算が計上されたと思います。

それで、具体的にこの認定こども園になったとき、本市における利用度といいますか、今まさに3歳未満のお子さんがなかなか入れない、また、ますますそういったところが必要だけでも、そういうことを先ほどからお話があるように、新浜町保育所が廃止になって、海岸通のほうに子育て支援センターと一緒にあった保育所ができるらしいとかという、そういった部分で部長からも廃止しなければ新しい部分の事業費というのはいらないんだといういろんなお話があって、この関連性、認定こども園を今回整備しようというご希望があったのに対する市の助成だと思いますけれども、その辺の市に係る影響をどの程度見ているのかお聞かせください。

○阿部（眞）副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 今回平成30年度に幼稚園から認定こども園に移行するための改修に係る補助金を予算計上しています。それで、これまでもご説明していますとおり、定員が決まっています、それに対して保育所を利用したいという申し込みの数は上回っているというか、利用したいという声が多分あって、特に低年齢児の部分がもう少し必要だという状況にあります。それで、幼稚園から今回移行したいという要望があつての対応になりますが、市としてはそういう低年齢児の保育の部分をさらに拡充していきたい、定員をふやしていきたいという考えもございましたので、今回認定こども園に移行されて保育の提供量がふえるということで、今後保育所などを利用したいという要望に対して対応できるものということでは考えます。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。とにかくあらゆる手段を使っただいて、本当にこれからの子供の子育ての環境をどのようにしていくかということは今この時期でしっかりと考えていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

では、次に116ページに移らせていただきます。

116ページのインバウンド資源発掘・プロモーション事業なんですけど、これはWi-Fiの設置箇所、資料No.13を見ますと、市内各所にございますけど、島の取り扱いはどのようになっ

いますか。

○阿部（眞）副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 Wi-Fiの設置場所ということで、浦戸の関係というご質問だと思います。私どもで今想定しているのは、まず前提としまして、一番外国人の歩く割合の高い鹽竈神社の表坂下から本塩釜駅を通過してマリゲートというのがまずベースにあります。それに合わせて浦戸地区、もしくは市営汽船の中での景色ということも想定されるので、そちらで想定はしていますが、こちらの財源が実は防災にも使えるということで、総務省の防災の点でも使える補助金ということで活用を今検討していますので、そちらのことも考えますと、場所についてはちょっと今から申請をする段階なんですけれども、船につけられるのか、浦戸の棧橋付近とか、要所要所につけられるのかというのはちょっと今から詰めていかなければならないところですので、いずれどちらかですつきたいなと思っております。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。いずれは島にもそういったWi-Fi機能ができるということで理解してよろしいですね。わかりました。

もう一点、観光案内所、あと観光ボランティアガイドについてちょっとお聞きしたいんですが、実は先日新聞に観光ボランティアの方たちの記事が出ておりました。それは伊達な旅というか、伊達なガイドということで、大変仙台とか塩竈、松島に関心のある観光ボランティアの方たちがガイドの研修をこの2月になさったそうです。約70名の方が集まって、本当に熱心に講習会というか、ずっと去年の暮れから研修会を続けているらしいんですが、中には外国人向けのボランティアガイドの方がいらっちゃって、この方も塩竈市の地元のボランティアの方からまち歩きのことを聞いて大変興味を持たれて、いずれ塩竈の外国人向けのガイドもしたいといううれしいコメントが新聞に掲載されておりました。

今塩竈市でもボランティアの方たち、インバウンドの担当が間に、それにいろいろ多言語の表示とかとありますけれども、実際観光案内所にも多言語とは言いません、せめて英語が話せる方がいらっしゃるのか、またはそういったボランティアの中にそういった堪能な方がいらっしゃるのか、また、外国の方が来たときにそういったガイドを求めるときはどうしたらいいのか、お聞かせください。

○阿部（眞）副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 外国人向けのガイドということのご質問だと思います。まず案

内所につきましては、すらすら英語をしゃべることができる職員は、済みません、そこまでの職員はいません。ただ、当然外国人の方はいらっしゃいますので、指差しで案内ができるような形でさせていただいております。

あと、町なかを歩くガイドさんでの外国人の対応ですけれども、残念ながら今の段階では十分な体制と言える段階にはなっておりません。ただ、必要性というのは、いろいろアンケートとかモニターツアーを行った中から結果としてでていきますので、その辺は平成30年度におきましてもインバウンドの事業という中でいろいろなつながりとか、例えば留学生の方にモニターツアーとかもやっていただいたこともありますので、その辺のつながりなんかを大事にしながら、できる体制を整えていきたいなとは考えております。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 以前私たち公明党で小樽に行ったときに、小樽の小樽っ子何とかという、うちで言えばいろいろな子育て支援の一環として小樽の子供たちが、高校生がやはり授業の一環として、あそこはもう観光の名所ですので、そこに何人かでグループで行って外国の方とお話をする。道案内だったり名所とか何かおいしいものとかを聞かれたときに教えられるようなということで、その学校教育の課外授業みたいな、必須科目ではないので希望者だと思います。

でも、うちの塩竈の子供たち、高校生たちがこういったことで本当に10代から外国の方に触れ合う機会がたくさんあれば、本当にそういった意味で今パスポートも宮城県の取得率が悪いということのデータも出ていまして、何とか若い人たちがパスポートを取得して海外に出ていかなければ海外からもお客さんも来ないというデータも出ておりますので、まず外国の方に触れ合う、そういった機会を多く見つけていただければなど。高校生ではなくても、それこそ中学3年生とか、高学の子供たちがそういうふうに関係の方と触れ合う機会をまず持たれたら、そういったことができるならどうかなと思いますので、お考えを聞かせてください。

○阿部（眞）副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 学生さんたちも参加しながらのガイドということだったと思います。実際うちではまだ学生さんたちを使ってということはやっていませんけれども、課外活動の一つとしてできるかどうかというのは、学校生活との時間とかもあると思いますので、その辺は関係機関とちょっと話を進めて、協議をしながらできるかどうかも含めて考えていきたいと思います。

また、先ほど申しましたモニターツアーも留学生の方とか、ちょっと塩竈市ではないですけ

れども、そういった方たちも使っていますので、その辺のネットワークなんかもまた活用していきたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。それでは、資料No.13の71ページ、肯山公遠忌300年記念事業についてお聞きしたいと思います。

これは伊達政宗のひ孫に当たる伊達綱村公の功績を後世に語り継ぐ記念行事として300万円という予算ですが、ちょっと資料の中を見ますと顕彰碑の建立とか、それからシンポジウムの開催、美術品の展示とあるんですが、どこに設置をするのか。それから、そのシンポジウムとか、美術品の展示というのは一過性のものなのかどうか、その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 肯山公遠忌300年記念事業の具体的な内容、今の段階での案ということでお聞きいただきたいんですが、まずシンポジウムにつきましては伊達家にゆかりのある方をお招きして基調講演をしていただきたいということを考えております。なお、またパネルディスカッションというものも考えております。

あと顕彰碑の建立という部分なんですが、それにつきましてはここに書いてあるとおり、功績を後世に語り継ぐための顕彰の碑を港と神社という部分の中の、北浜沢乙線のどこかに歌碑がいろいろ建っているんですが、どこかそういった部分に、あくまでこれは案なんですが、そういった部分に建てたいという部分を考えております。

また、美術品の展示というものにつきましては、東園寺とか神社、博物館等にゆかりのある松島、塩竈の絵図とかがございますし、あと当時の太刀、刀、そういったものもございますので、そういったものをできれば展示したいなという部分です。ただ、これからその部分についてはどれを借りるかというのは、この後交渉という部分に予算を認めていただいた後に改めて交渉という形になってきますので、具体的に決まりましたらご報告申し上げたいと思っております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。これはなかなかない機会だと思います。ぜひこのことをきっかけに、先ほどから観光のことでお話ししていますが、伊達な旅といいますか、この伊達家ゆかりのことというのは、昨年が伊達政宗生誕450年ですか。それで、宮城県全体でいろんな

イベントがあったようです。隣の松島でも五郎八姫の関係で2日間そういったイベントがあったようなんですが、なかなかこちらにアナウンスがなかったというか、知らないうちに過ぎてしまったと。ことしになって塩竈でも伊達政宗に関連したこういった行事があるということはもっともっと大きくアピールしていただいて、これをきっかけに、本当に市内の方たちにもなかなか綱村公の功績というのはまだまだ知られていないと思いますけれども、それをやっぱり後世につなげるということと、広くこの観光の誘致に利用するといったら語弊がありますが、本当に塩竈市を知っていただく、そういった大きなきっかけになっていただければいいかなと思いますので、ぜひ観光交流課とも一緒に連携をとっていただきながら、これを大きく、10月というのがやはり塩竈市でも夏のイベントが終わってちょうど秋のイベントが始まるというところですので、このことでお客さんも塩竈に多く来ていただけるような、市内だけではなくて市外にも大きく広げていただけるようなイベントにしていいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

では、次に行きます。実施計画の資料の44ページをお願いいたします。

きのう菅原委員も質疑したんですが、旅客ターミナルアメニティ向上事業ということでことは200万円、これは和式から様式にするんだというようなトイレの改修だとお聞きしたんですが、実は塩竈市の観光客の方の多くは大変若い方とか、今個人で旅行している方が多いんですが、中にはやっぱり障がいをお持ちだったりする方も旅行を楽しんでいただける、そのためにもぜひトイレにオストメイト、多機能式トイレ、赤ちゃんのおむつを取りかえるのはもちろんなんですが、そういったオストメイトの設置をしていただいて、安心してやはりトイレに入って、その後また遊覧船で島をめぐっていただくとかということにつながっていけば一番いいのではないかなと思いますので、ぜひこの、和式から洋式にかえるだけではなくて、その辺、検討していただけないでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 マリンゲートのトイレということでご質問いただきました。オストメイトにつきましてはちょっと今のところは考えてはおりませんでしたが、予算の範囲内でできることはしていきたいと考えております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。やはり安心して多くの、今JRでも飛行場でもそうですけれども、車椅子対応だったり、私もアキレス腱を切って実は北海道に行ったことがあったんで

すが、飛行場から本当にJRから全て車椅子対応で安心して旅行ができるようにしていただいています。ですから、多くの方も来ていただけると思いますので、塩竈の一つの顔であるそのマリゲートに、やはり高齢者の方でも障がいがある方でも安心して来られる、また赤ちゃん連れでも安心してそこで子供の世話ができるという状況をつくっていかないと、なかなか健康な方だけ、足腰が丈夫な方だけ来てくださいというわけにもいかないと思いますので、その辺、ぜひご検討願いたいと思います。

ちょっとトイレに関連してなんですが、予算化しているのか、どこに書いているかちょっとわからないので、この場でお聞きしたいんですが、それで、もう一点は、保健センターのトイレ、ここも大変狭くて妊婦さんとかが使い勝手が悪いという声が前々からありまして、車椅子もできたらそこに対応してもらえないかと思っているんですが、いかがでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 それでは、お答えします。資料No.10予算説明書の90ページをごらんいただきたいと思いますが、この90ページの上から2番目にあります15節工事請負費386万6,000円、保健センター補修工事という内訳が書いてございますが、実はこちら、保健センターの1階にございます男子トイレ、女子トイレの洋式化及び身体障がい者用の多目的トイレがありますので、こちらを改修するのに活用させていただきたいと考えてございます。ただ、躯体そのものを広げることはなかなか難しいんですけれども、有効に使える範囲内で快適に使えるようなトイレ整備を目指してまいりたいと考えてございます。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。こんなに早くお答えがいただけると思っていませんでした。この保健センターには、ちなみにオストメイトはありますか。

○阿部（眞）副委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 先ほど申し上げました1階にある障がい者トイレには、ちょっと旧式なんですけれども、後から追加するようなオストメイト対応はしてございます。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 結局保健センターというのは、本当に妊婦さんとか、そういった方でもたくさん訪れる場所ですので、使いやすいようにお願いいたします。

それでは、資料No.17、私たちが資料請求しましたので、資料No.17からお聞きしたいと思います。資料No.17の179ページです。最後から1枚目です。

二市三町における小中学校別の不登校児童生徒の推移を調べていただきました。残念ながら多賀城さんは非公開ということで比べることができませんが、やはりざっと見ても塩竈市の不登校児童がほかから比べて多いというのは一目瞭然だと思います。大分ご努力していただきまして、児童についても昨年は8名と少なくはなっておりますが、やはり中学生を見てもまだまだ多いと。こういった、よそと比べるとはあれなんですけれども、やはり塩竈市だけを見ていたのではなかなか全体像が見えないと。なぜ本市がこのように不登校の児童生徒が多いのか、そして、なぜよそではこの数で済んでいるのかという部分をごらんになってどのような感想を持たれるでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 それでは、お答えしたいと思います。まず不登校の要因についてですけれども、本人の問題であるとか、家族、家庭の問題、または学級集団の問題であるとか、または地域コミュニティーの状態とか、さまざまな要因が複合的に関係して不登校は発生すると言われております。一人の児童生徒の要因を見つけるのも大変難しい状況となっております。これを見るとさまざまなところが見えそうではありますけれども、これを見てこのまちはこういうことだから少ないとか、こういうことで多いとか、そういうことはちょっと言えない状況であると考えております。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。今まで小中一貫校ということで効果が徐々に見えているというお話もございました。ぜひ一人一人の子供たちに寄り添っていただきながら、その子供たちが学校に行きづらい要因が何なのかということをご丁寧に対応していただければなと思っております。

それでは、済みません。資料No.10に戻っていただきまして、124ページの土木費について伺いたします。

今回、大雪が2日ほどあったんですが、市内の大雪の日の除雪車の出動というのはどうなっていますか。

○阿部（眞）副委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。まず、除雪の基準でございますが、我々土木課としましては、塩竈市役所及び伊保石公園の記念館、こちらで積雪が5センチ確認できたとき、除雪車を出動させるということで進めております。

なお、除雪車の入るルートとしましては、主要幹線やバス路線を回らせていただいております。

す。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 前の晩から雪が降っていれば当然早朝から出勤すると思いますけれども、大体何時ぐらいに出ているのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。基本的に朝の通勤時間まで除雪を間に合わせるような形で進めてまいりたいと思っております、基本的に市内を回りますと6時間から8時間ぐらいかかりますので、逆算しますと、夜の10時ごろ、その辺から回るようにするのがベストかなと思っております。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。特に清水沢とか、何か松陽台の坂道がいつも雪が大変で車がぶつかりそうになったとか、先ほどもどのたかのお話にありましたけれども、そういうふうに坂道の多いところでありまして、市民からも時々塩竈市は除雪をしているのかという声をお聞きするものですから、今度しっかりとお答えしておきたいと思っておりますので、ぜひご努力よろしく願いいたします。

それではもう一点、130ページの公園街路維持管理費についてお聞きしたいと思っております。

この6,351万2,000円ですが、伊保石公園、特に子供の森の街路樹だけではないので、公園の管理、そこにある遊具など、大変厳しい状況になっていて、子供を連れて行って遊ばせることができなかつたとの間も市民の方からけんまくで私、叱られたものですから、この公園の維持費はどうなっているのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。公園の維持費につきましては、こちらに記載させていただいております公園街路維持管理費、こちら6,300万円ほどが公園の維持管理に使わせていただいている金額となっております。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 その中で、伊保石公園の特に子供の森、子供たちが行くところ、何か一度行ったら、仙台かどこかから来た方がそこでドッグランをさせていましたので、犬を。犬が走る前に子供が走ってもらいたいので、その辺の管理がどうなっているか、お聞きしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 伊保石公園に関する管理としましては、一応人件費を込みまして1,100万円ほど計上されていますが、委員ご指摘の子供の森区につきましては今現在大雨等により園路が安全に歩けるような状況になっていないことから、立ち入りをちょっと制限させていただいている状況でございます。それで、管理等につきましては、うちの職員が定期的に回りまして倒木等がございました場合にはそれなりの処理をさせていただいております。

今後の再開に向けましては、今後国で定めている公園施設の長寿命化計画の策定に伴いまして、その策定により補助金の活用が可能となりますので、そういったちょっと計画を策定し、園路の再整備に係る資金を確保して再整備してまいりたいと考えています。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 大分我々の求めてきた資料も含めていろいろ審議されてきているので、大体了としたところは省いて質疑をしていきたいと思えます。

1つは、まずマイナンバーの関係でございます。資料No.10の15ページから16ページ、これは国庫補助金でマイナンバーの関係が出ておりますし、支出では57、58ページで個人番号カード交付事務事業費ということで出ています。

それで、この間、ちょっと新聞を見ましたら、このマイナンバーが2016年4月から発行を開始されて、全国では2018年1月22日まで1,000万枚程度発行されて、人口の約1割だとメモされておりました。それで、具体的に塩竈市でもこのことに取り組んできたわけですが、現在実際に何枚発行対象がいて、通知されているのは何枚なのか、未通知者がいるのかどうか、そして写真つき個人番号カードをつくられた方は何人になっているのか、そして全体の何%なのかについてお伺いします。

○阿部（眞）副委員長 川村市民安全課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長兼市民安全課長 マイナンバーカードの発行等の状況というお尋ねでございます。平成30年1月末日現在の状況でお話をさせていただきます。まず本市のマイナンバーカードの申請件数でございますけれども、7,818件の申請がございました。人口に対する申請率にいたしますと14.15%という状況でございます。実際の交付件数でございます。6,464件ということで、申請してまだ受け取っていない方もいらっしゃる状況もございますが、交付処理の率としましては82.7%という状況になってございます。参考までではございますが、

平成30年1月末日での全国での申請率は13.15%ということでございますので、若干本市では上回っているというのが現状と捉えてございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。でも実際にはまだ14.14%程度だということですね。わかりました。

○阿部（眞）副委員長 14.15%です。

○曾我委員 14.15%ですね。済みません。

もう一つ聞きたいのは、従業員が居住する自治体が毎年5月に事業所に郵送する特別徴収税額決定通知書にマイナンバーの記載の義務を許容してきたわけですが、今全国で自治体の誤配送による番号の漏えいなどのことから、総務省が当面このマイナンバーを記載することを外すように通達してきているはずでございます。それで、平成30年度は塩竈市はどのように対応されるのか、その点についてお伺いします。

○阿部（眞）副委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 その正式通知が昨年末県を通じてありました。内容としましては、地方税法の施行令改正によりまして、マイナンバーを当分の間記載しないものとするということが明記されておりました。これを受けまして本市でも5月の通知の際にはマイナンバーの記載は行わないものとしたします。以上です。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 安心いたしました。ぜひ番号などを記載しないように今後ともよろしく願いしたいと思います。

続きまして伺いたいと思っておりますのは、総務費の中で39、40ページの関係なんですけど、ここに平和首長会議関係業務ということで2,000円だけ予算が示されております。この平和首長会議、塩竈市は核兵器廃絶平和都市宣言をしているまちでございますが、この予算、あるいはこれまで平和首長会議に出席したことがあるのかどうか、そして首長会議に加わっている自治体というのはどのくらいいらっしゃるのか、お伺いします。

○阿部（眞）副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長兼市民安全課長 総務費一般管理費にございます平和首長会議関係業務ということで2,000円計上させていただいてございます。こちらにつきましてはこの会議の負担金という形での予算計上となっております。

これまで会議等に出席した実績があるかどうかということでございますが、具体的にはない

と捉えてございます。

また、この会議の構成メンバーにつきましては、大変申しわけございませんが、今手元に資料がございませんので、確認の上でご答弁させていただきたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 今世界的に核兵器を廃絶するという取り組み、また批准をするという取り組みが非常に高まっています。ぜひ我が塩竈市もこういった負担金を出している以上は、この状況がどうなっているかをちゃんとつかんでいただきたいと思います。

それから、もう一つ気にしているのが、核兵器廃絶平和都市宣言をしてからこの屋上に核兵器廃絶平和都市宣言という横断幕をつけていたはずですが、それは今見えないと思っているんですが、それは私の勘違いなのかどうか、その後どうなっていくのかお伺いします。

○阿部（眞）副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 では、私から最初お答えいたします。ご指摘のとおり、前こちらの反対側の屋上上のフェンスに木の板で一文字ずつでの看板を掲示しておりました。昨年冬、年明け後か、強風でもって実はそのフェンスが斜めになってしまっただけでそのフェンス自体を取っ払ったところで、その看板の板も今ちょっと外させていただいたところではございます。ただ、もちろん本市、その平和都市宣言を掲げているのを下げたわけではございませんので、これはきちんと今度重さのかからないちょっとぺらぺらとした軽い素材のものを準備して、いや、内容が軽いというわけではございません。きちんとその平和都市宣言という文字をつくって、この議場側の屋上にかける予定ではおりました。早急にかける予定でおりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 風化させないように、軽くてもいいですからきちんとしたものをぜひお願いしたいと思います。

続きまして、155ページ、156ページについてお伺いします。

東玉川町にある公民館でございます。この間、石炭火力発電に関して、大学教授を呼んで勉強会をいたしました。非常に寒いし、今どこもいい施設を使っているからなのか、余計そう感じたんですが、あそこの公民館についての維持管理、あるいは今後の整備計画などがあるのであればお伺いしたいと思います。空調も悪いなと私は思ったのですが、その辺、お伺いした

いと思います。

○阿部（眞）副委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 公民館につきましては、昭和50年代にたしかできたものだと認識し、非常に老朽化も確かに進んでいます。空調も非常になかなか十分機能していない部分がある中で、小規模な修繕で対応させていただいているというところなんです。公民館の隣にはその後エスプが、ちょうど20年になるんですが、20年前に併設されておりますので、そういった機能をいろいろ今後お互いの機能とそれぞれの機能というものを考えながら、やっぱりちょっと見直していかなくてはいけないなという部分ですので、その辺でちょっとお時間いただきたいと思っております。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 もっと詰めたところだけでも、お時間いただきたいということだから、わかりました。ぜひそういった計画がきちんとできた段階でまたお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、交付金事業についてお伺いします。復興交付金事業です。

平成30年度の計画が出ています。これは資料No.16の11ページに平成30年度復旧・復興事業予算の状況について、13ページのところの合計金額を見ますと53億5,273万3,000円、これは平成30年度でやる事業だということ受けたわけですが、そして全体の計画については後段の31ページのところに書いてございます。31ページから35ページまでということなんですが、34ページのところの採択事業費合計、この金額を見ますと592億2,927万1,000円ということになるわけですが、この平成30年度の事業が滞りなく終わったとすれば大体どれぐらいのパーセンテージまで行くのでしょうか、お伺いします。

○阿部（眞）副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 では、私からお答えいたします。13ページ側の合計は、ご承知のとおり、復旧事業、復興事業、あと災害関連事業ということで、平成30年度の全ての震災関連事業の一覧という形になっております。その次にごらんになった34ページ側は、あくまで過去から現在までの復興交付金事業の採択状況ということで、単純に数字として比較するものではないというのを前段まずお知らせしたいと思います。

戻って、13ページの合計の災害関連事業、この辺の事業は、実際に進捗をしますと平成29年度末がおおよそ85%から86%の進捗率となっておりますので、おおよそそこから進んで90%前後ぐ

らいまで全体の進捗率としては達成するのではないかと考えております。ただ、各種繰越事業等々もございます。そちら側の進捗によってはパーセンテージは当然増減しますので、確定したパーセンテージを今ここで言うことはご容赦いただければと思います。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 いろんなことで今までも繰越明許費ということでやられたこともあるわけですが、平成32年度までということですから、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

同時に私、気にしていることが3つございます。それはこの間もどなたかの質疑でありましたように、特に桂島の宅地、つまり危険区域のエリアをどうするかとか、それからもう一つは寒風の住宅が、もともとあったところが建てられないでいて、もうあちこち虫食い状態だと。市長はそのことについてはいろいろ答弁されていましたが、実はこの問題は私ども党市議団も復興庁と国土交通省に平成26年度は2回目だったと思いますが、6月8日、これは平成26年度の記事ですが、こういったところが残されたのではもうその自治体は大変なことになるということ要望書の中に加えて、そしてやっぱりその地域の再生にとってもきちんとまちづくりが進むように対応していただきたいということを求めてきたんです。だから、話を聞いていて、市長が今さらのようにああいうふうに説明しているんだけど、もうとっくに、ここで記事で私たちが要望した2014年、つまり平成26年度の段階でもそのことが問題で、当時、震災復興推進局からそのためのこういう資料をいただいて、復興庁にも私ども、出してきたんです。だから、そういう点では、平成30年度の予算には余り出ていないんだけど、この残り2年間でそこをどうするかということが復興庁の予算では認められないとすれば、あの地域をどう描いて、どうするかということをしつかりと議論していかなければならないだろうと。もちろん地権者もいますから、だからそれだけうんと時間がかかると思います。そういう点で道筋をつけるとかということを行っていますけれども、このことについて本当にきのうきょうの問題ではないと。もう4年も経っているという状況の中で、どうするのかということが私の率直な気持ちなんです。だから、いろんなことを、バスケットとかなんかいろんなスポーツのことも言っていますけれども、その道筋、手だて、このことをどのように考えているのかお伺いしたいと思えます。

○阿部（眞）副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 曾我委員から、1つは桂島地区の防災集団移転跡地の今後の利活用であります。も

う一点は寒風沢の、同様に防災集団移転跡地の利活用についてというご質疑でありました。背景にありますのは、復興交付金事業で買収できるものについては基本的には住宅地並びに住宅関連用地だけしか買収は認めません。したがって農地とか谷地とか山林といったようなものについては今回の対象から残念ながら外されてまいりました。ただ、これは塩竈だけではなくて、例えば県内15被災地全てが防災集団移転の跡地が活用できない状況でいると。なぜかといえ、虫食い式の土地しかない。それらを面的にどう活用するかということはどうだいな不可能なわけでありまして、4年もかかってというご質問であったかと思いますが、我々はぜひそういった窮状を考えていただきながら、やはり被災地としてぜひこういうものを買収できるような制度を復興交付金事業の中で考えていただけないかということの活動をしてきたということでありまして。これはだめだと言われましたからということで引き下がるということではなくて、我々きのうも同様の議論をさせていただいたかと思いますが、被災地にとって必要なものについては、できる限り復興交付金事業化していただけないかということで取り組んでまいったわけでありまして。今でも機会があるたびにこのお話はさせていただいておりますが、残念ながら門前払いの状況であります。

これから先ということでありまして、例えば、既に防災集団移転跡地として買収した土地の残りの土地をまずどういった制度で買えるかということを一歩端的に考えやすいのが、離島振興法ではないのかなと思っております。ご案内のとおり、離島振興法の中では公園緑地整備というのも離島振興計画の中に位置づけをすれば可能性はあるわけでありまして。まず、一番可能性があるとしたらこういった制度ではないのかなということは、我々は戦略としては考えております。ただし、残念ながら今全国の離島振興事業の内訳を見ますと、公園緑地整備費というのが全国でわずか1億円ちょっとぐらいいを超える予算しか計上されていないという現実も我々つきつけられているわけでありまして。そういったところをどのようにして切り開いていくのかということは今内部ではさまざま議論させていただいております。このほかにも、端的に申し上げれば、公園整備事業といったようなものも可能性としてはあるかと思いますが、やはり我々は高い補助率をいただきながら、あわせてこういった跡地利用が離島の皆様方の活性化につながるものであっていただきたいという思いがございますので、これからもそういった努力を続けてまいりたいと思っております。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。我々今回の予算特別委員会の中でも、こういった地域の要望をぜひ

取り上げて、議会としても声を上げていくべきなのかなと考えていますが、予算特別委員長でその辺、どう取りまとめるか、ぜひお願いしたいものだけ述べておきます。たしか2年しかないという思いから、何とか道筋をつけなければだめなのだという思いからでございます。よろしく申し上げます。

もう一つは、これまで災害公営住宅を建設してまいりましたが、同時にその被災された人たちが入る公営住宅の近くに集会所をコミュニティーも含めたことで検討されてきたんだらうと思います。それで、それぞれのところへ集会所が建設されておりますが、今ちょっと問題だったなと思っているのは、錦町の東地区の公営住宅70世帯の部分でございます。そもそもあそこの錦町の南側に3棟、東に1棟建てる計画で進んできたわけでございますが、コミュニティーの集会施設をどのように当初計画されてきたのか、その辺についてお伺いします。

○阿部（眞）副委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 お答えいたします。最初に錦町住宅を建設いたしまして、あと最寄りといいますか、近くに錦町東住宅を建設しておりますので、お互いの住宅間で集会所を共用いたしましてコミュニティー形成をしていただきたいということで計画しております。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 もともとそういう70戸と40世帯をあそこの1号棟のところにつくられた集会施設を一緒に使おうという計画だったということですね。あそこに3棟が最初につくられた中で、錦町町内会の全部ではないですね、錦町囀南会というものもあるから、手前のほうの町内会があって、そこと一緒に自治会をつくるということになってきたと。それは、塩竈市は全然そのことは視野にない中で、流れの中でそうなったと受けとめればいいのかと思います。この間、自治会長さんに聞きましたら、南側3棟の自治会も含めて230世帯になりますと。それで、何とかお願いしてイベントもやっておりますが、もう70戸が入りますと300戸近くになってしまって、もうあそこの建てられた集会施設ではいろんなことができないと、手狭なんですということをおっしゃってまいりました。東地区にもう入居されてから数カ月経ってきていると思いますが、それらのところを誰がどのようにコミュニティー形成の糸口をつける。自治会というのは行政からやるものではないことは重々わかっていますが、その辺のところの見通しが今の会長さんもつけられないし、70世帯の人たちも誰もまとめようがない、こういう事態ですので、その辺についてはどのように考えたらいいか、もし考えていることがあればお伺いしたいと思

います。

○阿部（眞）副委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 災害公営住宅の管理をしておりますのは定住促進課でございますので、当然お住みになっている方々のコミュニティー形成についても支援をしていきたいと考えてございます。

昨年の秋口から、70戸全ての方をお招きするというのはなかなか難しい会合になりますので、フロアごとにお声がけをいたしまして錦町の集会所を利用いたしまして、まずフロアごとの話し合いをさせていただいておる状況でございます。今後の予定といたしましては、まず、フロアごとの班長といえますか、代表者みたいな方をまず選定させていただいて、今度は代表者さんの間で代表者の会議みたいなものをやりまして、できますればその棟の代表の方を二、三名選出いただきまして、そしてその方々と錦町住宅の方々とのお話し合いもさせていただきながら、清水沢東にも同じことが言えるんですけども、自分たちで自治会を形成するのか、近隣に既にある自治会と一緒にやらせていただくのか、そして仮に入居者の方々が回りに入りたいと言いましても、今度は受け手側のご意向もございまして、その辺、定住促進課といたしましても間に入りながら、場合によっては定期的にこういう会議を開いたらどうですかというようなご提案をさせていただきながら、近々に良好なコミュニティーが形成され、町内会活動等が良好に育成されますように頑張っていきたいと考えてございます。以上です。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 よろしくお願いいたします。

続きまして、復興交付金事業の中の問題だと思っているというか、これはどうするのかという事を思っていることは、西塩釜駅へのエレベーター設置についてです。

これまで効果促進事業ということで言われてきた経過もあると私は思っているのですが、この平成30年……。

○阿部（眞）副委員長 済みません、曾我委員。資料No.とページをお示しお願いします。

○曾我委員 この復興交付金事業の中で、質疑しています。

○阿部（眞）副委員長 資料No.とページをもう一度よろしいですか。

○曾我委員 資料No.16です。

○阿部（眞）副委員長 資料No.16。

○曾我委員 資料No.16の11ページとか、31ページとかなんですが。

- 阿部（眞）副委員長 関連してということですね。
- 曾我委員 復興交付金事業の中に入れて効果促進事業でやると言っていた課題ですので、それがもうないものですから、その辺をどう考えていらっしゃるのかお伺いします。
- 阿部（眞）副委員長 相澤政策課長。
- 相澤市民総務部政策課長 これまでも定例会のたびにご質問いただいております。お答えしておりますとおり、引き続き効果促進事業、災害公営住宅は復興交付金の基幹事業で整備しておりますので、その方々の生活圏から佐浦町にお買い物をされるというご不便があるということに関連づけまして、効果促進事業でぜひ整備させていただきたいということをこれまでずっと復興庁と協議をさせていただいております。今後も粘り強く協議させていただきたいということでございます。よろしくお祈いします。
- 阿部（眞）副委員長 曾我委員。
- 曾我委員 何がネックになっているんでしょうね。お伺いします。
- 阿部（眞）副委員長 相澤政策課長。
- 相澤市民総務部政策課長 今申し上げたとおり、災害公営住宅にお住まいの方が、お買い物とか、生活圏が佐浦町側にあるんですよということを丁寧にご説明しているんですが、なかなかそれが理解いただけていないということでございます。
- 阿部（眞）副委員長 曾我委員。
- 曾我委員 そうすると、今回はもうこれ以上言いませんけれども、もう少し精査して、どこにこの突破できる糸口があるのかをよく検討していただいて、頑張ってくださいたいと。私達も頑張っていきたいです。お祈いします。
- 阿部（眞）副委員長 相澤政策課長。
- 相澤市民総務部政策課長 我々もただ単に話し合いをしているということではなくて、災害公営住宅の方々のところに足を運びまして、実際にアンケートなんかを一軒一軒回って聞き取りをしまして、そういった資料をもとに協議をさせていただいて、なお認められていないということですので、ただ、必要性については市として、委員がおっしゃるとおり、災害に伴って余儀なく住宅にお住まいされているということになりますので、引き続き協議していきたいということでございます。
- 阿部（眞）副委員長 曾我委員。
- 曾我委員 わかりました。引き続き私達も一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろし

くお願いします。

続きまして、資料№10の167、168ページの中に負担金補助及び交付金ということで中の島公園野球施設整備費負担金4,000万円が計上されて、これは予算の説明のときにも説明されたものだとは思っていますが、結局東部地域にしますと、あそこに野球場ではなくてテニスコートではなかったかと思えますけれども、佐藤光樹県議に聞きますと、あのエリアは復旧だから、その範囲でしか予算が出ないんだという話もちよっと一部聞いていたんですが、ここだけの負担金だけではちよっと図面も何もないし、負担金だからないのかわかりませんが、私たちの身近にある公園ですので、ぜひその時期というか、そういったものがあれば示していただいて、どんな公園、野球場になって計画されているのか、その辺を教えていただければなと思っておりますが、何かわかれば伺います。

○阿部（眞）副委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 中の島公園につきましては、東日本大震災で被災したということとなりまして、県では災害復旧事業という形で取り組んでいるところでございます。委員おっしゃるとおり、もともとテニスコートもございまして、テニスコートは復旧の範囲の中で整備されるという形でございます。野球場につきましてももともと震災直前まで5メートルから7メートルのフェンスがあった部分があるんですが、本来であればやはりその範囲の中での災害復旧という部分での対応になってきたんですが、やはり野球をするとすると、あの位置ですと国道に隣接しているということもあって、やっぱり5メートルから7メートルは足りないということで、我々太田球場が災害公営住宅にかわったということがあって、野球場施設が不足しているということで県に説明に市長が足を運んだところ、その5メートル、7メートルの差のいわゆる高さ、差額分、また差分、またマウンドを野球場施設として十分機能できるような部分として整備するという部分を市で一部負担するという形で今のところ4,000万円という形で負担金を出せば、何とか県が全体的な10メートルの囲むネットフェンス、あと野球に耐え得る路面等の工事をしてくれるという話で進んでいるところでございます。以上です。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 簡潔に伺いたいんですが、全体のポンプ場以外のこちらの空き地のところの整備計画というのはもうきちんと決まったのですか。

○阿部（眞）副委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 今手元に詳細な資料とかはないんですが、先ほど申したように、テニスコート、あと駐車場、あと野球場の面、そういった部分を整備するという、基本的に震災前の形には戻るといっていい形にはなっております。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。あと具体的にになったらまた教えていただきたいと思います。

続きまして、資料No.16の臨時的任用職員、非常勤職員の関係で伺いたいと思います。3ページです。

非常勤職員に、平成30年度は354名、市長部局、教育委員会、市立病院、水道含めて非常勤の職員は354名いらっしゃる。下のほうは臨時的任用職員が平成30年度は111名と、いずれも前年度より若干ふえているとこの数字を見て思いました。それで、同時にこの人数と現職員の関係で比較した場合にどうなのかということになるわけですが、現職員の関係では、その後ろの8ページの表です。条例定数と配置数、平成29年度、配置数見込みが平成30年度ということで、合計のところを見まして比較をするわけですが、大体正職員に対して臨時的任用職員、非常勤職員のあわせた割合というのは約4割強かなと見ているんですが、この辺についてはどのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長兼市民安全課長 臨時的任用職員と非常勤職員の関係でのご質問でございます。平成29年度の実績で申し上げさせていただきますが、常勤の一般職、市職員全体では626名、それに対しまして非常勤、臨時的任用職員全体では431名という状況でございます。大体4割程度が非常勤、あるいは臨時的任用職員という状況になってございます。

本市は、これまで行財政改革推進計画に基づきまして職員定数の削減に取り組みをさせていただいております。その中では、業務の効率化を含めまして多様な任用形態の活用というところで事務的な補助、あるいは定型的な業務、あるいは施設管理的な部分、こういったものに非常勤職員、あるいは臨時的な任用職員を充てるという形で取り組みを進めてさせていただいております。今後も行革の方針等に基づきましてこういったものの活用を考えてまいりたいとは考えてございますが、反面非常勤職員が多くなっているという状況もございまして、この辺を職員定数との関係では整理をしてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 4割程度だということですが、今課長さんの答弁を聞いて、まずは一層努力していただきたいということを申し上げておきたいと思います。1つは、2013年4月から改正労働契約法が施行されて、施行からことし5年を迎えるということになります。今いろいろ無期転換が始まるということで、あるところでは、大学などでは今まで事務職で勤めてきた人がこれを契機に急に解雇されるという問題が起きたりとか、いろいろさまざま全国で起きているようですが、つまりこの無期転換の関係をいろいろと読んでみますと、労働契約法第22条1項がどうのこうのとかいろいろあって、これに当てはまらない形で塩竈市の場合は非常勤職員とか臨時的任用で取り組んでいるのかなとは思いますが、だけれども、やっぱり非正規雇用をこのままにしておくという事態はやっぱり社会問題になっているわけで、その点ではここにいらっしゃる市役所で働いているパートさんの中にも、いや、あと6カ月休まなければならないんだとか、そういった方もいらっしゃるように私は思っています。特に保育士さんとか、看護師さんとか、保健師さんとか、そういったやっぱり資格を持っていらしても、やっぱり塩竈市から正職員はこれだけにして、あと4割はパートなんだということの中で、仕方なく、中には本当は正規雇用で働きたいと思っている方もいらっしゃるのではないかと考えます。そういう点で、ずっとこういう事態を続けることが、逆にもう保育士になることを諦めてしまって、もうほかに行ってしまうという事態で、探しても探しても保育士が集まらない。これは私、何度も議場でも言ってきましたけれども、そういったことをやっぱり変えていく上でもこれからも丁寧な話し合い、あなたはどうかと一人一人に丁寧な対応が必要だと思いますが、その辺はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長兼市民安全課長 非常勤の任用関係についてのお尋ねでございます。まずはお話にございました労働契約法の関係の適用でございますが、労働契約法第22条の中で、地方公務員には適用しないという形の定めがございますので、お話の労働契約法は適用がないという状況になってございます。その中で、本市が非常勤職員、あるいは臨時的任用職員を雇用している法的な整備でございますが、地方公務員法の第17条及び第22条等の規定で雇用しているというのが実態でございます。非常勤職員につきましては、3年から5年という期間を定めまして、特に専門的な経験、技能を有する方々を中心に雇用している状況でございます。雇用するに当たりましては、その雇用条件としてまずは地方公務員法等に基づいて3年

ないし5年の期間で契約期間が終了しますということをお伝えしながら、雇用の当初段階のおいてご了解いただいた上で雇用しているという状況でございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 今回の第22条の関係だと、当てはまらないんだなというのはわかるんですが、要するにこの非正規雇用が日本中に多く送り出されている実態から見たってやっぱり異常なことだと思うし、それからやっぱり長期にわたってそのことが繰り返されると。今非正規の保育士さんが全部やめられたら保育所は運営できなくなります。そういった事態を繰り返していると。そして、子供に触れるとかいろんなことの経験を積んでいけばこそ、やっぱり磨きがかかっていい保育士になるわけです。看護師さんもそうです。経験なんです。それが一年間一年間繰り返されて放り出されたらば質もよくならないし、先ほど言ったように市の職員にもなかなか手を挙げてこない。こんな事態になっているという、もう裏返せばそういうことなんだろうと思います。ここで言っているのは、やっぱりそういうことが繰り返されているけれども、現実の問題として再度の任用が繰り返されることをやっぱりこのままに放っておけないだろうと。今後やっぱり総務省の解釈でそうはなっているけれども、司法の判断も入ってこざる得なくなるのではないかと、こういうことも予見しているんです。だから、これはやっぱり非正規労働者の皆さんの雇用を守るという点でのさらなる運動や押し上げを私たちも含めて、自分さえよければいいんだではなくて、そういう人たちも一緒に引き上げていく、そういった取り組みが必要なんだろうと思っていますので、それも引き続き頑張りたいと思います。そこだけ申し上げておきます。

それから、具体的に資料No.16の26ページなんですが、公立保育所の職員の年齢構成などを書いていただいたのを出示しています。それで、ここで基本保育士だけでも正規職員のところを見ますと全体で34名で、20代が21名、30代が6名、40代が6名、50代が1名という中で、平成29年度といいますか、香津町保育所の、要するに規定違反をしたわけですが、副所長を置けなかったということなんですが、この年齢を見ても5つの保育所に1人ずつ配置して、副所長も含めれば10人は必要になると。そういう中で、50代1人、40代が6人、30代が6人。この人たちが、50代が1人、例えばもう少し頑張っても次の世代、5年先、10年先のことが心配になるわけですが、この辺の見通しはちゃんとできるんでしょうか。お伺いします。

○阿部（眞）副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 公立保育所職員の年齢構成で、正規職員の部分、年代別に表

にされている数をごらんいただいて、50代が1人、40代が6人ということで、今後副所長が不在という状態でしたので、そこはきちんと規定どおりとすべきだという話で、こちらとしましても所長、副所長をきちんと置きたいということを考えております。それで、保育所に配置している以外にも事務の仕事をしている保育士がございますので、そういった職員が保育所で仕事をしたりということを今後やっていくようにして、規定どおり所長、副所長を配置できるようということとは考えております。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 事務をしている人がいらっしゃると。それは個人でそこを願ってそこに行っているのかどうか、その辺まではいろいろ言いませんけれども、そうであるなら、本来だったら資格を持っていて事務をやられるのではなくて、臨時的任用職員とかえていくという、つまり正規職員の比重を上げていくということにもっと努力すれば、副所長が置けないなんてことにならないのではないかと思います、その辺はどうですか。

○阿部（眞）副委員長 川村市民安全課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長兼市民安全課長 正規職員の任用関係でございますが、基本は退職者は完全補充ということで対応させていただいております。本年度は、平成29年度採用試験におきましてもこういった年齢構成ですとか、昨年度諸事情により副所長の配置が難しかったという状況を踏まえまして、経験者の採用を2名行ってございます。その年齢ですが、39歳までという年齢制限、通常新規採用職員ですと29歳までという年齢になりますけれども、その辺で中堅層、厚みを増していくような対応をさせていただきながら、今後の副所長人材、あるいは所長人材を育てていくというような観点で努めてございます。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 あと、時間がないのですが、るる努力していただきたいと思ひますし、もう一言言いたいのは中倉埋め立てと焼却場のことです。これは私どもが心配して資料を求めたわけですが、やっぱり時間があるようでないわけで、これも浦戸と同様に、西塩釜エレベーターと同様にもっと引き寄せて積極的な対応、広域で取り組んでいただくことをお願いして私の質疑を終わります。以上です。

○阿部（眞）副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長兼市民安全課長 済みません。先ほど答弁漏れがございました件で報告をさせていただきます。平和首長の関係でございますが、全国で1,718自治体都市が

加入しているということでございます。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 暫時休憩いたします。再開は16時とさせていただきます。

午後3時44分 休憩

午後4時00分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等お示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

山本 進委員。

○山本委員 一般会計最後の質疑ということで、部課長さん方にはもう少しの間我慢していただきたいと思えます。

それでは、私から、まず、資料No.13の35ページ以降、平成30年度の予算の特徴ということからまず考えていきたいと考えます。

平成30年度は、市長任期のいわゆる通年予算の最後の年ということで、復興事業を初め、もろもろの懸案事項というものに対してまさに耕不尽、耕せど尽きずの気持ちで平成30年度を臨まれるということでございますので、大いに期待しているところでございます。

そこで、一般会計の予算規模が震災前の水準の250億円台になったわけではありますが、財源構成を見ますと、いわゆる自主財源は約109億円と前年度比で減、地方交付税を初めとした依存財源も約140億円と。これはもちろん復興関連予算の減による影響と理解はしておりますが、その中で普通建設事業の中のいわゆる単独事業、これが約4億1,000万円ということで対前年度比76.7%の増となっておりますが、まずその特徴的な事業と、それから財源対策についてお尋ねいたします。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 山本委員から250億6,000万円の本年度予算についてまずご質疑いただきました。ご案内のとおり、一般会計の予算規模としては概略200億円であります。したがって、残余の部分につきましては復興交付金事業、災害復旧事業、その他関連事業というものになるものと思っております。特に財源についてであります。残念ながら、1つは、復興交付金の減額によりましてその他の関連予算も減額になってきているというのは事実であります。地方交付税もしかりであります。特に地方交付税につきましては、総務省におきまして地方財政計画の

見直し等によりまして、これから先、トップランナー方式等を導入しながら、地方の本来は自主財源であります交付税を今から削減するという事に切り込んでこられるものということを想定をいたしております。したがって、1つは、地方交付税が減額になったときに、しからば本市ではどういう対応をするかということの一つの新たな試みということになるかと思えます。例えば税の収納率の向上であります。あるいは一般会計でありますので余り触れることは避けませんが、その他市民にご負担をいただきますその他の、例えば保険料とか、そういったものについてもでき得る限り収納率をアップさせて、一般会計からの繰り出しを縮減をしていくという思いで予算編成をさせていただいたところでもあります。

なお、ご質問の一般会計の中での普通建設事業費等につきましては、後ほど担当の部長からご説明いたさせます。よろしくお願いたします。

○小野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 私からお答えさせていただきます。ご質疑にありました普通建設事業の単独事業の主なものと、あとその財源構成というご質問でございました。

恐れ入りますが、資料No.13の42ページ、43ページの見開きのページをごらんいただきたいと思います。

こちらに一般会計当初予算の投資的経費の内訳書ということで各事業とその財源内訳を記載しておりますので、ごらんになっていただくとご質問の回答になるかと思えます。具体的に申し上げます。単独事業でございますので、42ページの一番上から行きますと、例えば先ほどちょっと説明しました本庁舎施設整備改修事業、事業費が6,467万5,000円で、これは75%の一般単独事業債という起債を発行します。4,850万円の地方債、残りの1,617万5,000円が一般財源ということになります。あとは、ずっとこれを見ていきますと、国庫支出金が入っていないものが基本的に単独事業と捉えていただいて結構でございます。ごらんのとおり、起債が充てられるものについては起債を充当すると。あとその他、使用料等とはございますけれども、そういったことでの普通建設事業の単独を計上しております。以上でございます。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 それで、昨年3月にいわゆる公共施設白書が公表されまして、今後40年間の更新費用は実に1,074億円、1年当たり約26億8,000万円ということで試算され、公表されました。国も平成30年度の地方財政計画の中でこの問題を取り上げまして、やっぱりその充当可能な財源として地方債とか、あるいはその基金などを的確に見込んで計画的に活用することで適時適

切な対策に努められたいという内容の方針が出されておりますが、今後の予算、実施計画の中では一応平成32年まで出ていますけれども、この辺の公共施設白書で示された一つの内容というものが今後の予算編成の中にどのように生かされていくのかお尋ねします。

○小野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。委員にも以前常任委員協議会でご説明したかと思えますけれども、現在公共施設総合管理計画をベースとした再配置計画の素案、市作成の素案を作成中でございます。それを作成しましたらもちろんご説明させていただきたいと思えますが、その中での施設の今後のあり方、言ってしまうと総量を減らしていくという方向でのまず一つの方策として捉えておりますけれども、そういったものを明示させていただきたいと思えます。もちろんそれでもって今後の予算編成においてそのストック分、総量分をどうやって減らしていくか、それを予算上の中では表現していかなければならないだろうとは考えております。以上でございます。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 国でも、それは維持管理だから国が面倒見ませんよというのではなくて、一定程度財政的に努力されている自治体に対しては地方交付税措置を30%から50%の範囲の中で段階的に認めていきたいということを示しておりますので、その辺のところを早目に実際の計画というものを出していただければなと考えています。特に本市の場合、公共施設が建って30年、40年という施設が大変多ございます。その中で廃止するものは何なのか、統合するものは何なのか、あるいは学校のように長寿命化してこれからも利用していくのかと。そういったような区分けというものをやっぱり早急にやっつかないと財政的にも大変な問題なんじゃないかということを考えています。それで、一つ意見としては述べさせていただきます。回答は結構です。

それで、よく経営の3要素、最近は4要素ですけども、人、物、金、情報、物がなくて、金がないとき、やっぱり人は、人材なんです。人材の大切さがやっぱり経営を行う場合に物すごく大事だということで、先ほど質問の中で、なかなか募集しても応じてくれないということで、今度は委託費をかけてわかりやすい、また魅力あるパンフレットをつくってと言いますけれども、どうですか。定例的な職員採用は採用としておきながらも、やはり今この市役所に、この行政を進めていく中でどういう能力を持った人材が必要なのか。最近はヘッドハンティングしたかな。民間に結構ありますから。人材紹介所というのがたくさんあります。そういったような考えはあるかないかだけ、まず一つお尋ねします。

○小野委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長兼市民安全課長 本市が求める人材、職員というお尋ねでございます。本市におきましては平成18年8月に塩竈市人材育成基本方針というものを策定してございます。その中にはいろいろな人材像を規定してございますが、大きく4点で、職員に求められる4つの意識というものを定めてございます。1つといたしましては市民満足の向上に対する意識を持っている職員、2番目といたしましては仕事に対する熱意、意識のある職員、また、3番目といたしましては改革、改善に対する意識を持つ職員、4番目といたしまして自己啓発に対する意識を持つ職員、また、総合的な人材としましては、市民のニーズに応えるためにみずから考え、みずから行動できる職員という基本像を示してございます。以上でございます。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 今次長が話された4つの求められる職員像、それに基づいて採用されているので、今市役所にいらっしゃる方は、それぞれの4つの能力を備えた職員だと私は受けとめてはおりますけれども、ただ、最近やはりその動きを見ますと、例えばやっぱりクラウドファンディングとか、あるいはアドプトとか、いわゆる日進月歩で情報化というのはどんどんどんどん、どんどん今進んで、そういう中でそれに対応できるような職員というのを、プラスアルファ5つ目の条件として、私、必要だと思います。そういう意味で、これは今ここでどうこうできませんので回答はいいですけども、例えば不動産の証券化の問題とか、あるいは市民持ち株会社、特に今やっている海岸通のまちづくり会社とかだと思います。そういったことで、やっぱり今の時代に合った職員、今次長がおっしゃったことは5年、10年かかります。今すぐ必要なこと、今すぐ必要な人材とかがあるわけです。それはやっぱり随時採用というものが私は必要だと思うので、一応ご提案させていただきます。

次に、資料No.16、26ページ。

きのうから何人かの委員さんが質疑されておりますが、いわゆる保育所の保育配置と安全管理、今も曾我委員おっしゃっていますけれども、先ほどの保育士の年齢構成、偏りがあるのではないかなど。そういう意味で定数管理計画との間に、はっきり言ってそごがあったんじゃないかなど。なぜ50代が1人。50代といえば所長クラスの年齢層です。これは1人しかいないということをどう考えているのかということ。それから、先ほど曾我委員も述べていましたけれども、64名中30名が臨時的任用、それから非常勤職員となっておりますが、その具体的な所掌

業務はどうなっていますか。

○小野委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長兼市民安全課長 まず、年齢構成の部分でございます。50代が1人ということでございますが、諸事情により、定年前早期退職という状況も一つにはございます。また、本市の保育所が、さかのぼって多く公立保育所があった時代に大量に採用したというバランス的なものもございまして、高年齢層の方々の退職が続いたという状況の中で、現在では逆に20代、本当に若い職員が多くなっているという年齢構成上のひずみも出ていると捉えているところでございます。以上でございます。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。聞こえないので、委員長と声をかけてください。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 済みません。臨時的任用職員と、それから非常勤職員の所掌業務ということで、臨時的任用職員は主にクラスを担当する職員となっています。ただ、正職員が担任としてクラスに1人いて、そのほかに副担当ということで臨時的任用職員の保育士の方がクラスの運営に携わっているということになります。

それから、非常勤職員の方については、主に延長保育などに携わるということで、朝夕の保育にかかわる職員の方ですとか、それから土曜日の保育にかかわる職員ということになります。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 今課長おっしゃるように、非常勤の職員、あるいは臨時的な任用の場合は、いわゆるサービス部門である延長保育とか、あるいは早朝保育とか、それからあと産休による病休代替えとかという場合なのであって、その保育の根幹はやっぱり正規職員が担うべきだと。なぜかといえば、単純に子供の命を預かっているわけですから、やっぱり責任ある体制をとるべきだと私はそう考えます。

それから、資料No.17です。124ページ。

これも昨日いろいろ問題になっておりますけれども、小高委員が言っていましたけれども、それは会議録を私も拝見させていただきまして驚いたのは、新浜町保育所から新しい海岸通の施設に移るに当たって最初にしなければならないことというのは、親御さんへの配慮だと思いますという委員さんの発言。まさにこれは当を得た発言だと思います。これに対して担当課長さん、担当部長でもいいですけども、どのようにお考えですか。

○小野委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 全く本当に委員さんから指摘されるまでもなく、的を射るご指摘だったと

思っております。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 確かに復興事業として採択されるかされないか、非常に微妙なところで震災復興推進局が復興庁といろいろやり合っている。その間、やっぱり情報は当然入っていないわけですから、まだ不確定な情報を得て、流して逆にご父兄の方に混乱させてはいけないという配慮もあったのかと思いますけれども、やはりその辺の内容についてはやっぱり逐一出せる範囲の中でやっていって、理解を得ていくというのが私は行政だと思います。

そこで、私、施政方針に対する質問でもお聞きしましたけれども、平成29年度当初予算で1,100万円の委託費、調整委託を出しましたけれども、まずこの成果品出てきたのか、まだ出ていないというならいつ出るのか。出た段階でどういった形でその内容についていろいろ関係者なり、もちろん議会にも報告をされるでしょうけれども、議論されるか、そのスケジュールを教えてください。

○小野委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 成果物については、間もなくまとまるものになっております。それで、2月28日付で、復興庁から海岸通の保育所を工事する基幹事業に係る部分についての内示は頂戴をいたしたところでございます。ですから、今、震災復興推進局で議員さんにこういう内示が来ましたよというものを取りまとめているかと聞いておりますので、間もなくそれについてはご報告がされるかと考えております。ただ、今度はそれは工事の部分でございまして、床を取得した上で今度工事をしなければならぬわけですから、床を取得するという部分の効果促進事業については、復興庁とのやりとりの中で、予算を消化する年度に申請しなさいというご指導がございまして、それを組合の事業の進捗の中でタイミングを見て交付金の申請手続きをしていくということになるかと思っております。ですから、その両方の予算、床も取得していないのに工事費を議会に出すというもおかしな話になってくるかと考えておりますので、両方の交付金と基幹事業とを見定めた上で、議会には適宜、平成30度中のどこかの補正予算になると思っておりますが、そこで提案をさせていただきたいと考えております。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 ぜひ、所管の民生常任委員会だけではなくて、できれば全員協議会を開いて全議員に周知していただきたいということをお願いします。これで保育所問題を終わります。ただ、小倉課長さん、市役所で2人目の女性課長でありますので大変でしょうけれども、頑張ってく

ださい。

続いて、もう一人の女性課長がいる教育委員会にまいります。

資料No.16の2ページ。

○小野委員長 資料No.をもう一回お願いします。

○山本委員 資料No.16です。2ページ、学校給食等民間委託についてです。よろしいですか。学校の調理師さんとかの構成がありました。ごめんなさい。36ページ。

○小野委員長 資料No.16の36ページですね。

○山本委員 資料No.16の36ページ、そうです。済みませんでした。

ここで、まず現在学校給食を民間委託している学校はどこですか。

○小野委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 現在民間委託しているところは第一中学校、第二中学校、そしてあと玉川中学校でございます。以上です。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 平成27年の決算特別委員会、そして昨日の予算特別委員会におきましても学校給食の民間委託について質問された際に、将来の給食センター化を検討しているが、当面退職者不補充という行財政改革の基本的な考えがあるので、退職者不補充ということでその2校については民間委託しているという答弁があったわけですが、それにまずその方針に間違いはなし、これからもそういう方針で行こうとされていますか。

○小野委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 今おっしゃるとおり、経過措置として今アウトソースを、不補充ということで民間委託にしている状況でございます、目指しているところはきのう答弁したとおりで、あるべき姿としてはセンターを目指していくというところに変わりございません。以上でございます。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 あくまでも臨時的な対応ということですが、これから退職者不補充というのが、一応今のところはなくなったということでもありますので、今60代以上の方が2名、55歳から59歳が3名ですが、この方についてはこの分が退職者不補充でカウントされる考え方ですか。

○小野委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 済みません。50代の部分でのご質問だったでしょうか。済みません、ちょっと59歳というところですか。今後のことというか、原則的に60歳をもって定年退職という形になりますので、今の状態でいきましたらば退職者が出た時点では不補充という形になるんですが、この時点では50代の方についてはまだいらっしゃっているという状態でございます、今のところは。

○小野委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長兼市民安全課長 学校給食調理員、いわゆる技能労務職でございますが、市全体の定員管理計画の中では、退職者については不補充というのが原則でございます。ですから、お尋ねの60歳以上55歳、今後退職される方についても基本は退職者不補充という考え方でございます。以上でございます。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 いわゆる技能職の方については退職者不補充というのはこれからも続くということになれば、その都度ですか、学校給食を民間委託するという考え方を踏襲されるわけですね。

○小野委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 踏襲といいますか、今のところはそれでもって経過措置を講じるしかないかなと思っているところでございます。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 ちなみに平成28年度の決算額1,803万円だったんですけども、今年度の委託費は幾ら計上していますか、学校給食。また、業者はどこですか。

○小野委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 恐れ入ります。3カ年の委託という形になっておりまして、債務負担行為でもっての予算という形になります。業者の名前は……（「業者は市内か市外かということ」の声あり）市外です。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 やむを得ざる措置という表現は、やむを得ざる措置と。学校給食センター化が具体的になるまではやむを得ざる措置という表現と捉えますけれども、私から言えばなし崩し的に民間委託を進めていると言わざるを得ないです。学校給食というのは塩竈の場合、昭和50年代からいわゆる地元の産品を使って、学校給食を通じて食育を一つの基本的な方針としてきたんです。私、そう理解しています。でしょう。今市外と言いましたね。その業者の食材とか、そ

ういったようなもの、その塩竈市の教育方針である食育というものをどの程度理解されていますか。

○小野委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 先ほどの契約額につきましては、1カ年につきまして、失礼しました、900万円ちょっととなっております。

それから、今委員がおっしゃったことにつきましては業者に委託している部分につきましては調理と、それからあと食器の洗浄、そして片づけという形になっておりまして、いわゆるおっしゃったような、例えば食育ですとか、それから地元の食材をたくさん使って地産地消ですとか、そういった部分については各学校に学校栄養士が、それぞれ市の職員であったり県の職員であったりが配置されておりまして、そこについてはきちんと学校給食を教育活動の一環として捉えておりますので、ご心配は要らないと思います。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 心配は要らないと言われれば、はい、わかりましたと言いたいですけれども、やっぱり心配なの。私、心配症なもので、性格が。何を心配しているかという、今おっしゃったように、委託した場合に一番気をつけなければならないのは、知ってのとおり、労働契約なんです。業務に関しての指揮命令がどうなっているかという。もし仮に委託発注者側である市が当該民間会社に対して、受託会社に対して指揮命令した、これは労働契約違反ですからね。ですので、ただ、今課長答弁されたように、塩竈の教育はこうなんだよと。こうだからこういう人たちを使うんだよというものが指示命令の範囲に入らない、あとは業者の皆さんが、今言ったように、調理なり配膳をやっている、あるいは清掃をやってもらうということ。その辺の区分けを認識してされているかどうかだけ、まず確認します。

○小野委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 今のご指摘のように、我々そういった調理の部分については、調理と、それから食器洗浄、それから後片付けの部分についてはもちろん委託契約ですので、仕様書に基づいてこちらは民間業者が指揮命令をするような中身になっております。また、栄養食育の部分についての食材の発注ですとか、それから最後の調理の味見ですとか、そういったものについては栄養士がきちんとやっておるということになっております。以上のような分担でもってきちんと責任の所在ははっきりしておりますし、それを時々意見交換をしてコミュニケーションを図っておるという状況でございます。以上でございます。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 頑張ってください。

次に、資料No.16の35ページ。

学校施設長寿命化。修繕関係です。あと第三中学校が長寿命です。

長寿命化策につきまして、これはもちろん今ある施設を新しくして子供たちによい教育環境をつくりたいという思いでやる。これも国の制度で新しく出てきた、先ほどの公共施設の延命化です。延命化策としてこの制度はあるんですけども、ただ、あえて問題提起させてもらいます。出生数が昨年300人、それから市内5小学校で割ると6年後の新生児は各学校60人。これは現在30名で2クラスです。12年後には全校生徒が300人程度と。現在のままの施設が必要かどうか。きのうも鎌田委員でしたか、学校の統廃合という問題を提起されましたけれども、統廃合というと父兄がいろいろ不安になるので、安易に統廃合は持ち出せないと教育長さんが答弁されました。そのとおりだと思います。ただ、現実問題として、そういう事態が早晚来るということであるならば、この問題も考えておかなければならないし、ただ、生徒数が減ったから一緒にしますではなくて、今まさに進めている小中一貫教育、これはまた分離型、その逆に施設一体型の小中一貫でこういう教育をしますよと、魅力ある教育の方針を出せば、父兄の方は、だったら統廃合をさせようとなるのではないかと思います、いかがですか。

○小野委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 小中一貫教育、分離型、一体型ということではありますが、他の地区のモデルなども見ておりますと、中学校、小学校の校庭が担保されていると。同じ時間に中学生と小学生が狭い校庭で遊ぶようなことになると、これは非常に危険であるということから考えたときに本市の小中学校の現状を見たときに、統合してということになると非常に難しい課題があるだろうなと考えておるところであります。

第三中学校の長寿命化についてでありますけれども、これからのことではあります、全ての校舎を全て大規模改修のようにするというのではなくて、要らないものについては削りながら現状に合ったような形をつくっていくということもできるやに聞いておりますので、今後そういったことで対処していきたいと思っております。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 ただ、現実問題として、そういう少子化というのが顕著になってくれば、今の学校の施設の有効利用、例えば地域のコミュニティー、あるいは健康サークルの場として活用する

とかという形で、教育委員会でもってその資産として抱え込むのではなくて、やっぱり地域にオープンにしてやっていくというのも大事ではないかと思しますので、これからご検討いただければと思います。本田課長は頑張ってください。

次に、質問をかわります。資料No.17の136ページ以降、塩釜港開発の決算についてです。

その前に資料No.10の126ページ、マリゲート利用推進事業というのは662万8,000円、これは何でしょうか。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 マリゲート利用推進事業の中身でございますが、大きなものが、先ほどご説明いたしましたトイレ改修工事、あと現在マリゲート塩釜は20年を経過しまして老朽化しておりますので、既存ストック枠として老朽化の緊急工事分としての工事費です。あと今市営汽船の倉庫が建っております部分につきましてかさ上げ工事がまだ終わっておりませんので、そこに伴う建物等の工事分ということで、大きなもので660万円ということになっております。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 確認しますけれども、この126ページにあるマリゲート利用推進事業662万8,000円が、これはトイレ改修ですか。128ページにある600万円の補修工事は、これは何ですか。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。それで、マリゲートの指定管理者である塩釜港開発株式会社、24期決算、きのうも多くの委員から問題提起されましたけれども、当期純損失額712万8,000円になっています。その原因について株主総会における議事録を見ましたら、社長は、テナントが入らないと収入がない。これは当たり前だ、こんなものは。問題は、いかなる出店、入居のためのいかなる努力をしたか。その際の条件なり、そういったようなものを明確にしなければ、それは赤字の原因、そして対策にならないじゃないですか。副市長、どのように受けとめていますか。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 前段でもご答弁させていただいております。やはり塩釜港開発の経営というものを考えますときに、マリゲート塩釜の空きスペースを一時も早く埋めていく。結果としてそれがにぎわいの創出でありますとか、既に立地いただいているテナントの方々の振興につながっていくということを考えまして、私もその最大の今空きスペースであります3階にぜひ立地を

いただきたいということで、東京に出張の折、そういった方々のところもご訪問させていただきましたということについては前段申し上げさせていただいたとおりであります。大変反響がいい方もあったわけではありますが、やはり現地に来てということになりますとなかなか初期投資分が重いというお話もございまして今日に至っているという状況ではありますが、私もなおこういったテナントが早期に決まりますようにさらなる努力をいたしてまいりたいと思っています。以上でございます。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 それで、決算内容を見ますと、資料No.17の143ページの損益計算書の中で、販売費及び一般管理費、通常、販管費といいますけれども、要するに事業をするに当たってかかった必要経費です。8,520万3,000円となっていますが、これに給与も入るんです。取締役の役員報酬1人180万円となっていますけれども、これは一般の職員はもちろんいいんですけれども、社長の報酬は払われていますか。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 決算の中に役員報酬として180万円ということで入っております。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 赤字を出した場合にまずやらなければならないのは役員報酬の返上です。次は何かといいましたら、債権放棄、そして減資です。これが通常経営が赤字の場合やるべきことなんです。その辺がされていないことは私は極めて残念だなと。私、以前言ったでしょう。武士の商法になりはしませんかと。私は、役員報酬を返上すべきです。職員にはきちんと払う、出して。そうしなければやっぱり次の改革にはつながらないと思います。

次に、会議録によれば、こういう言い方をされた株主さんがいました。「不動産の賃貸をやっていたが、その他の塩釜港の開発調査研究とあり、そのことから皆さんが出資したと思うが、現在はそのような業務は行われていなく、不動産収入だけに特化した会社となっているので、どうか役員の方には収入がふえるような議論をしてください。」これは切実です。極めて当を射たご発言です。私、これを見てぐっときました、本当に。それに対する社長の回答が、事業内容が平成5年の設立当初と現在では時代も変化しており、検討して整理させていただく。当たり前だ、こんなもの。25年前と今は時代が変わるのは当たり前でしょう。変わったのをやっていくのが経営じゃないですか。だから武士の商法ですと私は言いたい。この塩釜

港開発について最後に、平成30年度の地方財政計画で国は何と言っているかということ、第三セクター等の経営健全化の推進等について、これは平成26年8月に総務大臣通知です。踏まえて各地方公共団体において関係する第三セクター及び地方公社について抜本的改革を含む効率化、健全化と地域の元気を創造するための活用の両立の推進を図ること。これは平成30年度中に全国自治体、抱えている自治体を全部調査し、公表するそうです。これは財政課長、わかっていましたか。

○小野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 わかっております。以上です。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 であるならば、既に累積として残っている9億円の累積欠損も含めながら、やはり今後のこの第三セクター塩釜港開発のあるべき姿というのを真剣に考える必要が私はあると思います。続いては、産業建設常任委員会でも閉会中の調査等を踏まえながらやっていただくと私は強く要望します。

最後に、実は私、2月に浦戸を回ってまいりました。各区長さんにお会いしていろいろ実情、そしておくれたけれども復興についてはいろいろやっていただいているということで、皆さん、感謝されていまして。ただ、若干石浜と朴島では避難道の舗装の要望がありました。その中で各区長さんが異口同音におっしゃることは何かといいますと、確かに風光明媚で交流人口もいんだけれども、私たち、ぐあいが悪くなったら、介護状態になったらやっぱり出ていかなければならないんだということを訴えていました。できれば、市内にあるように、例えばいろいろなサービスを受けられればいんだけれどもなというのが皆さんの切実なる思いでした。

先ほど、鈴木課長から説明ありましたように、浦戸で民間事業者が参入しやすいような一つのインセンティブというか、出したということですので、具体的に内容は先ほど聞きましたが、私、提案しますけれども、例えば事業者にしてみればコスト、つまり往復するコストが一番大きな問題だと思うし、滞在する場合の場所、スペース確保です。例えば現在あるブルセンターとか、あるいはステイションがあるがどうかわかりませんが、そういったちょっとしたスペースを開放ということはできないんですか。

○小野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 今ご質問いただきました。事業者の訪問系の介護サービス事業者、島内に来ていただくということで、インセンティブといいますか、介護報酬に15%上乘

せをしていこうというのが今回の事業内容でございます。その際の滞在スペース、このあたりは各島のところでまたご相談をさせていただきながら検討させていただきたいと思います。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 二、三年ほど前に、現在も野々島のブルーセンターに保健センターから職員が、保健師さんですか、行っているケアをしていますけれども、あの方々から聞いた話では、そういったような民間が参入してくれれば、私たちと連携してできるんだけれどもなど言っていましたし、だから数年か前に一度ちょっと見たようですけれども、なかなかやっぱり離島ということで、どうしても時間とコスト、ですからその時は船便を無料にしてもらおうとか、そして来てもらう。やっぱり生まれ育った浦戸でずっと暮らせるような環境をつくってやるのも私は大事なのかなと考えていますので、よろしくをお願いします。

最後に、先ほど随意契約の議論がありましたけれども、私がちょっと見ていてあれと思ったのは、随意契約理由、当然地方自治法、それから市の契約条例規則等と照らして随意契約理由はもちろん合っていると思うんでしょうけれども、見積書と仕様書、仕様書は当然これは国土交通省、あるいは建設省、あるいは宮城県の歩掛表を参考にやっているわけですから、これは一通りマニュアルに基づいた内容だと。ただ、随意契約の場合、これは1つは、2者の見積もりは要らないという特命随意契約ですよね。1者だけのやつですね。その場合に、業者が見積書を出した場合にはその段階で契約は成立しているという解釈なんですけれども、これは市民総務部長ですね。つまりこれを見ましたら、見積書を2回も3回も出しています。これはないんですね、本当は。それをどう考えているんですか。

○小野委員長 小山市市民総務部長。

○小山市市民総務部長兼政策調整監 この資料で、見積書を1回目で落札されなかったときに2回目出して、3回目出して、3回目に例えば予定価格を下回ったというときに3回目で落札したという意味で3枚つけているということでございます。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 随意契約ですから、落札という概念はないんです。（「失礼しました」の声あり）ですから、市ではじいた積算書よりも高くてもその内容を詰めなくてはいけない。なぜ高いんですかと。どういったようなものが特徴で付加されているんですかということをしなければならない。2回も3回も、これだから下げる下げるではないの。それは随意契約ではないと私は理解しているんです。どうですか。

○小野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 おっしゃるとおり、随意契約というのは見積もりを合わせということになりますので、必ずしもその予定価格より下回っていなければいけないという話ではないと思います。ただ、国のどの通知文かはちょっと失念しておりますけれども、基本的にやはりその予定価格、市側でつくっている見積価格よりも下回る方向での進め方をしなさいというのは私、ちょっと見たことはございます。済みません。以上です。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 最後に、会計検査院も一定の見解を示してあります。これはもう一本化していますけれども、契約は基本的には競争入札だと。随意契約は例外中の例外であると。それを極力地方自治法に定められている内容に厳格に解釈して執行すべきだというのが会計検査院の見解ですので、参考までに申し上げて終わります。ありがとうございました。

○小野委員長 お諮りいたします。

これまで審査を行ってまいりました審査区分1一般会計については、これで質疑を一応終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、審査区分1一般会計についての質疑は一応終了いたしました。

さらに、お諮りいたします。本日は、これで会議を閉じ、3月5日午前10時より再開し、審査区分2特別・企業会計についての質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、3月5日の審査区分2特別・企業会計の審査については、所管の部課長の出席をお願いいたします。

本日の会議は、これで終了いたします。

お疲れさまでした。

午後4時51分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成30年3月2日

平成30年度予算特別委員会委員長 小野 幸 男

平成30年度予算特別委員会副委員長 阿部 眞 喜

平成30年3月5日（月曜日）

平成30年度予算特別委員会

（第4日目）

平成30年度予算特別委員会第4日目

平成30年3月5日（月曜日）午前10時開議

出席委員（18名）

小野幸男委員	菅原善幸委員
浅野敏江委員	西村勝男委員
阿部眞喜委員	阿部かほる委員
香取嗣雄委員	山本進委員
伊藤博章委員	志賀勝利委員
今野恭一委員	菊地進委員
鎌田礼二委員	志子田吉晃委員
土見大介委員	伊勢由典委員
小高洋委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（なし）

（特別会計・企業会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤昭君	副市長 内形繁夫君
市立病院事業管理者 伊藤喜和君	市民総務部長 兼政策調整監 小山浩幸君
健康福祉部長 阿部徳和君	産業環境部長 佐藤俊幸君
建設部長 佐藤達也君	震災復興推進局長 熊谷滋雄君
市立病院事務部長 兼医事課長 荒井敏明君	水道部長 高橋敏也君
市民総務部次長 兼総務課長 兼市民安全課長 川村淳君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 小林正人君
産業環境部次長 兼環境課長 木村雅之君	建設部次長 兼都市計画課長 本多裕之君
水道部次長 兼業務課長 大友伸一君	市民総務部 危機管理監 安藤英治君

會計管理者 兼會計課長	菊池有司君	市民総務部 市政策課長	相澤和広君
市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	武田光由君
健康福祉部 長寿社会課長	鈴木宏徳君	健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君
産業環境部 水産振興課長	並木新司君	産業環境部 浦戸振興課長	村上昭弘君
建設部 下水道課長	関陽一君	震災復興推進局 復興推進課長	鈴木良夫君
市立病院事務部 業務課長 兼経営改革室長	鈴木康弘君	水道部 工務課長	佐藤寛之君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	菅原秀一君		

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木康則君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主査	平山竜太君	議事調査係主事	片山太郎君

午前10時00分 開議

○小野委員長 ただいまから平成30年度予算特別委員会4日目の会議を開きます。

これより、審査区分2、特別会計、企業会計の審査を行います。

発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

質疑に入ります。なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。鎌田礼二委員。

○鎌田委員 皆さん、おはようございます。予算特別委員会も早いもので4日目、特別会計に入ります。トップバッターで質疑させていただきます。

まず、資料No.13の35ページに一般会計と特別会計の総括表が載っております。この特別会計には市立病院と水道関係は記載されていないものの、他の特別会計が記載されていますので、ここで国民健康保険税がかなり下がると。それから漁業集落排水事業特別会計で大幅にアップと。小計で192億円というような形で8.3%のマイナスということですが、このいわゆる概要といたしますか、特徴をまずお聞きしたいと思います。

○小野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 それでは私のほうから、企業会計、特別会計の予算の概要について説明させていただきます。

今、委員ご紹介いただきました資料No.13の35ページでございます。

まず、特別会計でございます。

交通事業特別会計は、予算が1億8,780万円で前年度からマイナス1億5,490万円、マイナス45.2%ということで、大幅な減となっております。これは前年度、平成29年度に船舶の建造費を計上していたことから、予算規模としては大幅な減というふうになっているものでございます。

次が国民健康保険事業特別会計でございます。

予算規模が60億4,960万円で前年度からマイナス12億2,430万円、マイナス16.8%となっております。これは、平成30年度からの運営主体の県単位化によりまして、まず予算規模が大幅な減となっております。国保税自体は平成30年度当初からご承知のとおりマイナス11.04%ペースで計上しておるところでございまして、被保険者数の減によりまして歳出の保険給付費も減を見込んでおるものでございます。

魚市場事業特別会計でございます。

魚市場事業特別会計予算が1億6,900万円でございます。前年度からマイナス1,240万円、マイナス6.8%でございます。こちらは南棟の完全供用開始によりまして、水揚高120億円ベースでの予算組みとなっております。予算規模、前年度の市場の建設費、具体的には駐車場ゲートの整備費とか、あと施設用備品費を組んでいまして、その分マイナス3,260万円ということで減要因がございます。一方で、光熱水費や施設設備点検委託料、下水道使用料等の維持管理経費が増というふうになっている特徴となっております。全体としては減の予算でございます。

4番目の下水道事業特別会計でございます。

予算が59億2,670万円、前年度からマイナス3億5,050万円ということで、マイナス5.6%でございます。こちらは災害復旧費自体はプラス2億3,000万円ということで増要因にはなっているんですが、復興交付金事業、平成29年度に大型事業を組んでおりまして、中央第二ポンプ場ですとかそういったものの事業の完了によりまして大きくマイナス5億5,000万円ほどの影響が出ております。こういったことから予算全体としては減の要因となっております。

漁業集落排水事業特別会計でございます。

委員からもご指摘ございました。予算額が2億860万円の前年度からプラス1億7,970万円、621.8%のプラスということになります。これは災害復旧費です。災害復旧費がマイナス1億8,067万4,000円を計上したことによりまして、予算規模が前年度から大きく増となっているものでございます。野々島、寒風沢ともに管路の復旧工事を計上するものでございます。

次に、公共用地先行取得事業特別会計につきましては、1億4,230万円の前年度から30万円の減でございます、マイナス0.2%。この会計は、過去に土地を取得した際に発行した地方債の償還額を計上しているものでございますけれども、元金均等償還で償還しておりまして、公債費の利子の減により前年度から30万円の微減ということになっております。

介護保険事業特別会計は、54億7,070万円の前年度からプラス1億4,630万円のプラス2.7%になっております。新年度につきましては第7期の介護保険事業計画のスタートの年でございます。計画に基づきまして、介護給付費、地域支援事業費ともにサービス量の増を見込んで予算規模が増となっております。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、7億1,620万円の前年度からマイナス2,270万円、3.1%の減となっております。これは後期高齢者医療の広域連合から示された保険料及び

納付金の減による予算規模の減となっております。具体には広域のほうでの保険料を引き下げることにしましたことにより保険料及び納付金が減となっておりますのでございます。

北浜地区復興土地区画整理事業に関しましては、2億2,110万円、前年度からマイナス2億4,260万円でございます。あわせまして、藤倉地区の復興土地区画整理事業に関しましても1億5,910万円の前年度からマイナス5,470万円でございます。いずれも事業の進捗に伴います予算規模の減というふうに捉えていただいて結構です。

最後、この表にはございませんが、企業会計につきましては、まず塩竈市立病院事業会計、繰出金としてマイナス4億8,200万5,000円でございます。前年度から5,500万5,000円の増となっております。市立病院事業会計につきましては、前年度と同じように新改革プランに基づいた予算となっております。繰出金については、前段議論もございました市立病院建設基礎調査事業に対する2,000万円の繰り出しを計上しておりますほか、救急医療確保対策分に対する繰り出し、それと不採算医療に要する経費に対する繰出金の増、あとは企業債の元金の増に伴います繰出金の増が要因となっております。

最後に、塩竈市水道事業会計に関しましては、繰出金は2,397万8,000円で前年度からマイナス880万円となっております。前年度に引き続きまして第6次の配水管整備事業、老朽管更新事業、災害復旧事業を予算化しております。繰出金については、主に老朽管事業の減に伴います一般会計からの繰り出しが減となっておりますのでございます。以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。このほかに市立病院と水道関係についても説明いただきまして、ありがとうございます。

今説明いただいた、この表に載っている特別会計については、ちょっと時間があればこの中から何点か質問をさせていただきます。

主に、資料No.8、それから資料No.11、実施計画を使って市立病院の質疑に移らせていただきます。

まず施政方針の中で、資料No.8の26ページになりますけれども、今説明あったものについてもちよっとかかわり合いがあるわけですが、市立病院、26ページの一番上の行、「市立病院事業会計予算といたしまして、支出の合計が32億6,229万4,000円、前年度から7.8%の増となりました。」と記載されています。そして、行が変わりまして6行目ですか、「市立病院事業会計につきましては、新改革プランに基づいた予算といたしまして、」云々と書いてあつ

て、「平成30年度診療報酬改定をしっかりと見定め、さまざまな増患対策を講じることによって収益の増加を図り、経常収支の黒字を確保した予算となっております。」と書いてあるんですね。そうすると、今説明もありましたが、この中でちょっと説明をいただきたいのは、「さまざまな増患対策を講じることによって収益の増加を図り、経常収支の黒字を確保」と、そのさまざまな対策、それから収益の確保をどうされていくのか具体的に、これから1年間進んでいくわけですから、どういった計画でおられるのか、ここをちょっと説明いただきたいというふうに思います。

○小野委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 増患対策のお尋ねでしたので、今までの取り組みなどをまずご紹介したいと思いますが、これまでやってきた増患対策の取り組みで一番大きいものはやはり当院の回復期の病棟、地域包括ケア病棟のほうに入れます大病院からの転入院というものに大きく力を入れております。そのほかにも、これは先生方のご協力をいただいておりますが、例えばCT、MRIの予約でありますとかあるいはCT、MRIの定期フォロー、それから胃カメラ、大腸カメラの定期フォロー、こういったことで入院、外来ともに収益を上げるというふうな取り組みを継続して行うということと、さらには、間もなくですけれども頸部エコーというものの定期フォローなども実施していきながらというところで外来患者も多く獲得したいというふうな考えでいるという内容が大きな中身になります。以上です。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 今説明あったのは継続してということで、前年度、平成29年度もその前の年も同じようにやってきていると思うんですよ。特別今回の対策がプラスしてないと、今までの状態がマイナスですから、黒字を確保というのは難しいことかなというふうに思うんですよ。ですから、これは施政方針に対する質問でも話させていただきましたが、これはいわゆるハードルの高い計画ではないのかなと、最初からね、そう思うわけですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○小野委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 私のほうからお答えいたします。

新たなこともやっていますけれども、やはり医療はずっと継続しながらそのレベルをさらに上げていくことも必要でありまして、今事務部長がお話ししましたように、やはり新患で来る患者さんをふやしていくということが第一になっています。

そういうことにおきまして、やはり救急患者さん、これも非常に大事なところで、昨年はちょっとなかなか厳しいところであったんですが、ようやくことしは12月から1月ぐらいからかなり患者さんがふえてまいりました。それと、これは先生方初め職員がしっかり協力してもらわないとできないことなんです、そういう意識を高めたということと、それから7対1病院からの転院、これは40人ぐらいを目標に掲げていますけれども、今はまだ二十三、四名ぐらいのところ、これは病院のベッドの状況も定期的にファクスで送る、それから私も含めてしょっちゅう訪問して、こっちの取り組んでいる状況をお話しする、その2つのところが大きいところです。

それから、あとは診療単価を上げるということも大きなものでありますので、MRIの前からあるいい機械がありますので、それを有効に利用してもらおうということ、それからいわゆる生活習慣病、そういうものも含めて、頸動脈とかそういうのを含めて単価を上げていくということ、それからもう1点大きいところがありまして、在宅の医療も非常にこれは大きいところです。今100名を超えてきたんです。前は80名ぐらいで低迷していたんですけれども、今100名を超えてきたというのが非常に大きくて、そういう患者さんはぐあいが悪ければ次は入院して診ると。そこは今後もふえていくのではないかとということがありまして、従来からの分をさらに上げていくこと、そして新しい取り組みでもって患者さんをふやしていきたいと思っております。以上です。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 今の説明をお聞きしましたけれども、基本的にはやはりかなり難しいプランなんだろうなというふうに私は捉えているわけです。ですから、それでやはり収益増を図ってなおかつ黒字化を図るのは大変なのかなというふうに思っています。

それで、ちょっと話は若干戻りますけれども、この資料No.8の26ページの2行目ですか、7.8%の増となりましたというふうに、支出がですね、支出の合計が32億6,229万4,000円で7.8%の増と。これで黒字化を図るわけですから、予算のほうも計上して高くしているわけですね。先ほどの財政課長の説明で4億何千万の繰り出しが最初から予算に入っているんですね、これは。

○小野委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 繰入金について私のほうからお答えいたします。

平成30年度、4億8,000万5,000円かと思えます。大きな増の要因については、先ほど財政課

長から答弁がございましたが、救急医療に係る不採算の部門で1,500万円の増、それから新病院の基礎調査事業の分で2,000万円の増、合わせて3,500万円がプラスになってございます。それから、資本的収支のほう、こちらの収入のほうで起債の元金償還が始まった部分、これについて2,000万円ほどの増ということで、合わせまして7,000万円ほどが昨年度からふえた要因と考えてございます。以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 最初から繰り出しをちゃんと計算に入っているのあれですからね。いや私ならそれを入れずに算定をして、そこでやってみて、どうしてもというのであれば繰り出しかなというふうに私は考えるんですけども、普通の考え方として。なぜそうならないんだろうなというところが私は不思議に思うわけですけども。こればかりで話をしていると次のあれが進まないの。

資料No.11や実施計画とのかかわり合いがある市立病院建設基礎調査事業、これも施政方針の中で言わせてもらったんですが、あの中でいろいろ説明があったんですが、私は、いわゆる建設はもちろんのこと、売却やらそれから民営化とかそういったことも含めて検討すべきではないかという話をさせてもらって、やりとりで時間も来ちゃったので飛ばしちゃったんですが、その辺についてはいかがでしょうか。私は並行してやるべきだと思うんですよ、全部ね。

○小野委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 平成30年度の予算化してございます市立病院建設基礎調査事業の概要になりますが、まず鎌田委員からお話しされていたというのは平成30年度で今のところ予定としてはまずございません。というのは、まず大事な話としまして、やはり基礎調査ですので、当院のほうの経営の分析をまずしましょうということです。それは入院、外来ともというようなところが大きなところ。それから、今後変わりつつある医療環境というのがどういうふうに変化していくか、それに伴って公立病院としての当院の役割というのはどうあるべきなのかというようなところをまずベースにして考えていきたいというのが今回の基礎調査の大きな中身にしてございます。あとは具体的に出てきます、それらに伴って施設の規模感でありますとか、そういった事業費がどうあるべきなのかとか、そういった流れの中で経営のあり方でありますとかそういったところが次のステップのほうで出てくるのではないかとこのように、平成30年度では基礎調査というところで今整理をさせ

ていただいているという内容です。以上です。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どっちにしろ、売却にしろ、移転やら、移転というか、再建設にしろ、今のことはどっちにも使えるデータだと思うんですよ。ですから、私は何も並行して話を進めて、進めるというか、調査を進めていけば、いろいろな要素を取り入れる可能性が出てくるのかなというふうに私は思うんですけれども、その辺そういうふうにしたほうがいいのではないかとということで申し上げて、次に移らせていただきます。

次は、水道関係ですけれども、この施政方針、資料No.8の26ページの3行、4行、ここにも水道事業会計予算について書いてあるんですね。前年度から11.4%の増となっておりますということで、先ほど繰り出しでも2,900万円ほどの繰り出しがあるということでお聞きをしました。

そんな中で、資料No.17の178ページ、これに水道料金の特例措置による軽減件数と軽減額ということで整理をされております。先ほどの増加の要因は何なのか、それからなおかつここではどういった軽減なのか説明いただきたい。増加の要因と、この軽減についての簡単な説明をいただきたいと思います。

○小野委員長 大友水道部業務課長。

○大友水道部次長兼業務課長 お答えをいたします。

水道事業会計のマイナス要因、こちらに記載しました11.4%という部分については、主に前年度排水処理等工事というのをやっておりましたので、そういった工事が減になっているということで、大きくその工事関係が減になって11.4%の減に、大きくくりで言いますとそういった形になっております。

水道料金特例措置の軽減の資料のほうでございます。こちらについては平成27年度から特例措置として大口水道需要者に対しての軽減を実施してきてございます。この表についてちょっと説明をさせていただきますと、3年間で1億2,200万円ほどのトータルの金額になってございます。平成29年度は見込みでございますので、3年間で約1億2,200万円の軽減をすることになります。

それで、下の水道の使用水量上位100者というふうな分類に合わせますと主に製造業、これは水産加工業者も含みますが、38%の業者が該当しておりまして、5段階と言われております50円値引きをしておりますところが金額で示す部分で約85%以上を金額軽減をしているという状況の表になってございます。以上です。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。軽減、大口使用者ということですかね、それに対する軽減措置があるということですね、簡単に言えば。

この間の誰かの施政方針に対する質問か何かの中で水道料について、水道料については私もちょっと変だなということはないんですけれども、普通だったら大口利用者が安く使えるのではないのかなと、使う量が相当量使いますので、そういった措置が本来の算定方法かなというふうに思うんですが、何かこれは大口で使うほど高くなるという、そういう料金体系なんですよね。そういう説明だったかと思うんですが、それが何か70%ぐらいはそうだよという回答だったような気がするんですね、記憶上は。全国的な残りの30%というのはどういう形態なのか、それに塩竈は移れないのというところをちょっと質問したんですが。

○小野委員長 大友水道部業務課長。

○大友水道部次長兼業務課長 水道料金の体系の多分お話だと思います。今、鎌田委員がおっしゃったように、我々が採用している水道料金は逦増型料金、これは先ほど言った使う人がどんどん高くなるという体系になっています。これが全国で約7割の方たち、あとその残りの3割といいますと定額制、1トンから10トン、あと10トンから20トン、各自治体でさまざま別になっておりますが、そういった定額制なりそういった料金がその他の30%という形になってございます。以上です。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 説明ありがとうございます。

今の30%の体系はそれなりのメリットがあると思うんですよ。そうするとちょっと一般の家庭の水道料が若干上がって、いわゆる大口利用者が軽減化されるということになるかと思うんですが、そういう審議は今までされたことがあるんでしょうか、ないんでしょうか。そして今後、できれば、ないのであれば検討していただきたいなと私は思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○小野委員長 大友水道部業務課長。

○大友水道部次長兼業務課長 料金改定の具体的な話になりますので、検討はしてございます。いろいろな各種の会議等々でも、大きく使っているところが少し安くないかという問題提起のような、いろいろ会議の中でされておりますので、次期の料金改定の際にやはりこういった部分を検討材料というふうなことにさせていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。ちょっと一般については少し上がるかもしれませんけれども、本来はそうじゃないのかなというふうには思ひますね。塩竈は水道料金が今までの説明ですと安いほうなんですよね。下水道料金と一緒に徴収されるのでちょっと高く感じているだけのことであつて、本来の形にそういうふうになれば多分ちょうどいいぐあいになるのかなと私は思ひますが、次に移らせていただきます。

資料No.17の77ページを質疑させていただきます。

この中で各種基金の残高見込みなんですけど、ここでちょっとお聞きをしたいのは庁舎建設基金なんです。ここで約9億9,720万円ですか、約10億円の基金があるということですが、一般会計にそして貸し出しをしているということでありませんけれども、いつまで貸し出しなのか、庁舎建設についてはどう考へているのか、この基金についてはここ数年の変化はどうなのか、多分私はずっとこの金額でずっと来たような気がするんですけど。

○小野委員長 これは一般会計ですね。

○鎌田委員 一般会計なのか、これ。そうですね。では次のほうに移らせていただきます。資料No.16。

国民健康保険税の滞納関係のことです。この一覧表ですけれども、資料No.16の18ページ、この中の不明というんです、申告者、申告不明、所得金額が不明という、この不明というのは全部高額所得じゃないかなというふうには思ひますね。どういふふうには捉へているのか、この内容をですね。

それから、次の右側のページですか、資料No.16の19ページ、資格証明書の関係ですけれども、毎年質問させていただいているんですけども、塩竈市はやはり依然としてほかの市や町と比べれば資格証明証の発行者数が多いんです。これはどうしてなのか。時間もないので質疑だけして終わりになっちゃうのかもしれませんが、次の前のページ、不明者が高額所得ではないかと思ひますけれども、どうして申告者の所得を聞けないのか。それから、もしかするとそれは高いんだらうということと先ほどの資格証明書についてお聞きをして終わりなんでしょうか、よろしくお願ひします。

○小野委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 それでは、まず資料No.16の18ページのほうの滞納世帯の未申告者の

点からご説明いたします。

まず、こちらは高額所得者ではないかというお話でしたけれども、うちのほうで捉えているのは、ほとんどが収入の少ない、収入のない方であると捉えております。そちらの方につきましては収入がないゆえに申告をしない、ただ申告がなければ我々としては収入がないということを確認できないということで未申告というところになっております。

なお、この申告のない方に関しましては、税務課のほうの市民税側としましても申告の促しはしておりますし、同じ税務課なんですけれども国保側でも算定の際に、あなた方は申告がありませんので、申告がなければ軽減等は受けられませんよという通知のほうは出しております。また、その申告時期が終わってからなんですけれども、10月ごろにも申告のない世帯とか回ったりして職員が確認したりはしております。ただ、その後申告する世帯に関しましてはほとんどゼロだったので、申告する必要がないと思っていたというような世帯が多いような状況でございます。

それから、もう1点が資格証明書の数のお話でした。こちらにつきまして、19ページ、ほかの市や町に比べて多いのではないかというお話でした。確かに多賀城市と比べますと同じような被保険者数ですけれども多くなっております。一番の多賀城市との違いは収納率の違いでございます、やはり多賀城市と塩竈市で収納率に3ポイント近く差がございます。そうするとそれだけ滞納者は多いという形になりますので、やはりその資格証明書はどうしても多くなってしまうのかなと。ただ、見ていただきますとおり年々減ってきてはおりますので、今後もその収納対策を進めまして、未納者の減、資格証明書も減になっていくのかなと思っております。以上です。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 それでは、私からも特別会計の予算を質疑させていただきます。

資料でございますけれども、実施計画の22ページ、市立病院建設基礎調査事業についてお伺いしたいと思います。

皆さんからも総括質疑、また、施政方針に対する質問でも多分この問題に対して質問があったと思うんですけれども、再度確認させていただきますけれども、市立病院の平成30年度予算の2,000万円の調査費ですが、改めてどのような調査に主として使用されるのか、具体的な取り組みについて調査の内容を教えてくださいたいと思います。

○小野委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 ある程度具体的なところをお話し申し上げさせていただきます。

2,000万円のまず大きな中身としまして、市立病院の基礎調査そのものはまず経営分析等を行うというのが1点。それで、できますればというところなんです、どういったところの用地が可能なかどうかというようなどころも調査できればなというふうに考えています。

基礎調査のほうは、大きく7点ほどきちんと調査をいたしたいと考えています。1点目は、経営状況の現状、それから経営の分析をまずしっかり行う。2つ目としまして、先ほどもお話ししましたが、当院を取り巻く医療環境がどのように変化しているかという現状を確認する。3つ目は、当院が果たすべき医療はどういうものが今後必要なのかと。4つ目としまして、当院のそういったものを含めました機能はどういうふうにあるべきなのか、病棟でありますとか外来診療科目、もちろん救急体制、それから在宅医療、介護保険事業のあり方もここで考えていきたいと。それから5つ目としまして、それを踏まえました施設規模はどうあるべきなのか。そうしますと、6つ目ですけれども、概算事業費が大体予想がつくのではないかと。そして7つ目として、それらの資金収支というものはどうあるべきなのかというようなどころをまず基礎としてきちんと調査をいたしたいという考えでございます。以上です。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。今、調査の内容を説明いただきましたけれども、その中で移転先というのがちょっと出たと思います。その中で移転も視野に入れてこの調査に入るわけでございますけれども、例えば移転先でございますけれども、そういった場合にやはり見通し、それから中間報告、それから調査の最終期日などが多分設定されていると思いますけれども、どのような形で最終期日を考えておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○小野委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 病院の建設となりますと、一般的な話ですとやはり現地につくるとなりますとかなり大きなリスクを背負うのではないかと、患者さんをどのようにして確保するか、仮病棟をどうするか、そういった用地もなかなか今の当院の現状に合わないという現状がありますので、やはりほかのところに病院を建てるとすれば、移転をして一気に患者さんを移送するという形ですと経営に大きな穴があかないで済むのではないかとというのが一般的かなというふうに考えます。

こういった調査の期間というところですが、単年度事業でありますので、まずは平成30年度

中には一定の調査の結果を出したいというところを考えております。

それから、各院内でありますとかそれから全庁、それから議会の皆様へのご報告というのが当然ながら必要かと考えております。これまで民生常任委員協議会で四半期の収益の報告をさせていただいておりますけれども、そうではなくて、この調査事業に関しては一定程度の期間、ある程度中間地点でありますとか、あと最終地点というふうなところで大きな2つの時期を迎えるという考えがありますので、そういった時期をとらまえて全議員の皆様のほうに、議会の皆様に報告できる機会が必要ではないかというふうに考えておりますので、そういった機会もきちんととらまえていきたいというふうに思っております。以上です。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 今、平成30年度中ということはこの1年間で調査を、結果を出していくということでございます。

そこで、実施計画の22ページの事業内容についてちょっと書かれておりましたけれども、「建設から相当数の年月が経過し老朽化が著しい市立病院の現状を踏まえ、施設の更新に係る調査・検討を行う」と書いてございました。今回調査次第では、方向性といいますと4つ方向性が多分上げられると思うんですけれども、1つは現状のまま続ける、この続ける場合、昭和20年に開設されまして、昭和48年に改築されました、現在59年がたったわけでございますけれども。あとはほかの建設地に計画を立てる。また、現状の民間のほうに売却する。また、指定管理をしていくという多分4つ上げられると思うんですけれども、ほかに建設予定を考えているならば、市内のどの辺に予定されているのか、計画があれば教えていただきたいと思えます。

○小野委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 まず、どういった場所かというところはまだ白紙の状態でございます。先ほどちょっとご説明いたしました。適地としてどういった候補が何点か上げられるのではないかと思います。少なくとも病院の敷地となりますと1万平米は確保しないと駐車場の確保がとれなくなるというのがわかっております。現状で約9,000平米ほどしかございませんので、少なくとも1万平米を超えるような用地が必要であると。そうしますと市有地だけではなくて民有地という形になりますので、そういったところがどういったところにあるのか。それだけではなくて、適地となりますと交通アクセスの問題、それから形状の問題、立地の条件もあるかと思えますので、そういったところをやはり今回調査の中で何点

かを抽出していきたいなというふうに考えております。以上です。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。未定ということでございますけれども、やはり市立病院でございますので、地域で利便性を考えたところを多分計画されるかなと思います。

あとはここから、今新しく建設という形で質疑させていただきましたけれども、今度は今の現状のままで続ける場合にどういったことがあったのかということで、質疑させていただきます。

今回調査の中でもしくは建てかえを検討していたならば、なぜ昨年エレベーター1基、約1億円で整備されたのか、必ずしもこれは必要だったのかお聞きしたいと思います。

○小野委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 それでは、私からエレベーターについてお答えさせていただきます。

まずエレベーターでございますが、病棟側、こちらは1973年に、今委員おっしゃられたとおり、東の病棟を改築した際に設置したものでございます。それから、外来棟につきましては1985年、外来棟整備のときに設置したものでございます。いずれのエレベーターにつきましても、まず設置からかなり経過が過ぎまして、メーカーのほうから部品の供給がもうできないということで、今、年間メンテナンスを業者のほうにお願いをしましてやっはきたんですが、まずメーカー側からこれ以上部品の供給ができないというところが大きな要因でございました。

それからもう一つ、病棟側に新規のエレベーターを設置したところですが、病棟側の寝台用のエレベーターが1基とそれから乗用の1基ということで2基ございましたが、このどちらかがとまってしまいますとベッドでの患者さんの移動ができないということで、今回乗用のものを廃止いたしまして、新たに寝台用の1基を設置したというところでございます。市立病院につきましては2階に検査機器がございますので、こちらのエレベーターがとまってしまいますと全ての診療がストップということにもなりかねませんので、そういった事情で今回新規のほうと、それから外来棟については改修を行ったという状況でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。これは昨年もお聞きしまして、やはり必要だったということでございました。

そこで、市立病院は築59年がたっているわけでございますけれども、その市立病院が大分古くなっているというのは現状的にわかります。そういった中で、患者さんはこの市立病院に病気になった場合に通院なりそれから診療を受けるわけでございますけれども、その中で先般、伊藤市立病院事業管理者から外来者は現在患者の競争になっているということでちょっとお聞きいたしました。やはり患者は命を預けるわけでございますから、病院とか医者を選ぶのは当然だと思います。そこで、患者さんの声はやはり大事であると私も思っておりますけれども、そういった中で、駐車場が不便とか、また交通の便が悪いとか、それから建物が古いために患者さんから見て不快感があるとか、それからほかの病院と比べて待ち時間が多いたか、その他問題がさまざまあると思いますけれども、そういった問題でアンケートなどをとられているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○小野委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 今、委員おっしゃられました患者さんからの意見というところがやはり患者さんの獲得には非常に重要になっておりますということで、実は平成28年9月から患者満足度調査というのを職員の聞き取りによりまして、外来に1週間、患者さんからの聞き取りを行ってございます。平成29年度も行ってということで、経年変化を今見ているというふうな状況になってございます。以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。アンケートをとっているということでございましたけれども、また市内の開業医からどれだけの紹介状が今現在市立病院にあるのか、わかる範囲で結構でございますので、教えていただきたいと思います。

○小野委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 紹介の件数ということで、診療所だけではなくて、病院も含めて統計をとってございます。こちらにつきましては平成28年度で1,456件でございます。約半数ぐらいが診療所ですので、700件ぐらいが診療所かなというふうに考えてございます。それから、平成29年1月現在で1,310件ということでありますので、こちらはそのまま推移いたしますと年間で約1,500件ぐらいの紹介があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 やはり紹介状というのが多分病院の中ではいろいろさまざま市内の開業医から、ま

たやはりいい先生が市民病院にいるということを私も聞いておりますので、宮城県以外の遠くからも紹介状が来ているというのも私もお伺いしておりました。

その中で、今回資料No.7の2の3ページ、(1)のところに書かれている表がございますけれども、救急患者の受け入れ数が年間722件、目標に対して111件下回っていたということでございますけれども、また手術の件数も、資料No.7の2の3ページですね、手術件数も年間186件と、ほぼ毎日のように先生方が悪戦苦闘しているわけでございます、本当に頭の下がることでございますけれども、そういった中で、やはり先生方、医師が休める休憩所も必要になってくるのではないかなと。大分古くなって、多分スペースもあるのかわかりませんが、管理体制も十分考慮していただきたいと思っておりますけれども、その辺いかがでしょうか。

○小野委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 医師の福利厚生施設、休憩所ということなんですが、残念ながら今の施設で、当院では先生方の休憩できる場所というスペースは確保できておりません。実際医局の中の会議室が休憩室と同じように兼ねているという現状でありますので、そういった今の現有施設の中ではちょっと厳しい環境にあるのかなというのは当院でも認識しております。以上です。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 本当に市立病院のあり方というのは、やはり市民が安心して納得いく医療、患者中心の医療、また安全な医療を提供することが大事だと私も思っています。ぜひとも市民のための病院を目指していただきたいと思います。

続きまして、違う質問をさせていただきます。資料No.13の47ページでございます。

魚市場イベントスペース企業展示事業についてお伺いします。

この魚市場の南棟の2階に魚市場イベントスペースが、展示スペースがいよいよスタートするわけでございますけれども、事業概要を拝見しますと子どもとその家族を対象に企画展示とイベント開催とありますが、また季節ごとに水産物を展示、紹介とありますが、そして3月24日にはオープンを迎えるわけでございます。魚市場の観光スポットとして考えていくと思いますが、もし考えていれば、その目標を考えておりましたらお伺いしたいと思います。

○小野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 魚市場イベントスペース、展示スペースのイベント企画展示のことでご質問いただきました。

イベントの企画展示に関しましては、一般会計と魚市場事業特別会計、両方の会計でそれぞれ予算をあわせて計上してございます。それで、今回イベントスペース、こういった企画展示、あとは常設展、そのほかもっと大規模なイベント等も加味した中で、実際には月に7,000人から8,000人ぐらいの来場があればということで考えております。全体的には年間を通してそれでいくと9万人程度になるんですが、やはりここは切りのいいところで10万人を目指していきたいというふうに考えております。また、ここはイベントスペースということで、展示スペースということで限定にはなっているんですが、魚市場全体を使って、子供、小学生とか学習できるような形で、遠足でありますとか、あとは産業の現場での学習というような機会に使っていただけるようにPRをやっていきたいと思っております。以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 観光スポットとしてオープンするわけでございますから、9万人という目標を掲げて、10万人ということでございます。主に対象が子供とその家族ということで来ていただくわけでございますけれども、どのように集客していくのか、また観光バスも多分受け入れられるのか、その辺はいかがでしょうか。

○小野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 大きくは一般の個人のお客様と、あともう一つは観光バスとかマイクロバスとかそういうバスを利用して団体でいらっしゃるお客様ということになるかと思っております。一般のお客様は一般用駐車場ということで用意しております。観光バスの方は、事前にできれば本当は連絡をいただければスムーズに観光用、大型用の駐車場をご案内できますけれども、突発で来ても大型用の駐車場というのがありますので、そちらのほうにご案内するような形で積極的に受け入れていきたいと思っております。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 観光バスも受け入れますよということでございますけれども、この2階の展示スペースの利用時間、広報紙でちょっと見させていただいたんですけども、たしか食堂の売店ですね、営業時間が7時から午後2時半までということになっております。また、その展示場につきましては同じ7時から5時までということになってはいますが、その2時半以後に来たお客さん、一般客でも構いませんけれども、その買い物というか、お土産、また飲み物等も買うことができなくなるのではないかなと思われましても、その時間帯を合わせることはできないのか、ちょっとお伺いします。

○小野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 現在の魚市場は、一般の方たちが自由に入っただけの2階であるとかデッキの開放時間も午前7時から夕方17時までということでやっております。食堂に関してはちょっと営業時間が異なっておりますけれども、食堂の場合、食堂の企業さんが人件費がまたかかる問題も出てまいりますので、今後そこは全体の運営の中でデッキですかそういうものの運用の中も見ても今後協議をしていって、どういう形がいいか検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 できれば売店はやってほしいなとは思っていますけれども、お子さんが家族で来るわけですので、ちょっと喉が乾いたとか軽食等を食べたいとか、お土産も何か市場で買ってうちに帰りたいとかという方がいると思いますので、ぜひともその辺を検討していただきたいなと思います。

それでは、この展示場ですけれども、3つブースがございまして、職員の対応等はどのようになっているのか、また何名ぐらいで対応されていくのか、その辺をお聞きします。

○小野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 基本的に常設の展示については案内解説の人間がつかなくてもいいようなつくりにはしてございます。ただ、やはりそういったお客様がいらっしゃる量がふえるだろうということもございます。そのためもありまして、魚市場全体の機能強化、それとあと水産振興課として全体の運営管理のあり方を見直すということもございまして、水産振興課全体が魚市場のほうに4月1日から完全に移って、その辺を魚市場水産係、浅海農政係、互いにフォローしながらやっていこうということで今考えてございます。

以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。それで、3月24日にオープンされて一般開放されるわけですが、このイベント展示場は平成29年度になるわけですかね、予算の中で今現在の展示場が完成しているわけですが、今度の平成30年度の予算ですと57万8,000円の予算を計上しております。この予算で季節ごとに水産の展示、またイベントなどを行っていただけるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○小野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長　今回は長期の休みにかけてですとか季節ごとということでの事業計上させていただきました。これで十分やっていけるという考え方であるのが一つ、もう一つは、いろいろな漁業者でありますとか水産加工の団体、企業さん、そういうところにもいろいろとご協力をいただきながらやらせていただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○小野委員長　菅原委員。

○菅原委員　わかりました。季節ごとに模様を変えるというのは本当に大変なことだと思いますので、みんなが、一般の方が来られた場合、思い出になるような展示スペース、またイベントでやってほしいと思います。

最後になりますけれども、この展示場のちょうど右側になりますけれども、デッキがございます。せっかく海と塩竈の風景が見えるすてきなところだと思うんですけれども、このデッキ等を何か有効利用ができないものかな、またベンチとか休むスペースから海を眺めるような感じは計画されているのか、ちょっとお伺いします。

○小野委員長　並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長　大変申しわけございませんでした。展望デッキの使い方ということで、今開放しているだけで、なかなかどういった具体的にどういうことができるかという部分がおくれている、検討がおくれているというのが現状でございます。

ただ、そこに何かテーブルであるとか椅子とかそういうものを置くのかということに関しましては、とても風の強い場所でもございますし、あと実はカモメの関係でかなり汚されるというのが今現状でございます。そういったこともちょっと検討しながら、いらっしゃったお客様に対してどういったものが提供できるのかということは検討させていただきたいと思っております。早急に検討してまいります。

○小野委員長　菅原委員。

○菅原委員　ぜひとも、あれだけのスペースのデッキがございまして、開放感も本当に素晴らしいところがございますので、何か有効利用ができるものがありましたらぜひとも検討していただきたいと思います。

それでは私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○小野委員長　小高　洋委員。

○小高委員　それでは、私のほうからも特別会計の部分につきまして何点かお伺いしてまいりた

いと思います。

1点目は、国民健康保険の事業の関係でさまざまお伺いをしたいと思います。

まず初めに、資料No.10の209ページのところに、いわゆる大枠のところで予算というものが載っております。それで、先ほど鎌田委員のほうからもございましたとおり、この国保の関係では額そのものを見れば非常に大きな前年度と比較しての変動があるということでございますが、そういった意味では、始まってくるいわゆる県単位化というもののの中で、例えばこれまで市に来ていたもの、国庫支出金の関係ですとか県の支出金もございましたけれども、そういったものの関係が直接県に行くだとか、あるいはさまざま終了していく大きな額の部分があって、額というところで見れば大きな変動があるわけでありましてけれども、その一方でいわゆる被保険者の負担と申しますか、そういった部分にかかわってこの部分がどうなってくるのかというところが、その県単位化というものを一つ考えましてもこの間非常に心配をしてきたところでございます。

そういった中で、その県単位化を考えるに当たって、さまざまここにも書いてありますとおり、いわゆる支出金の関係ですとかそういった部分がさまざま大きく変わるわけでありまして、その中で被保険者に対して直接の影響が大きいのではないかと申すところでもさまざま懸念をしてきた一つが、いわゆる県に対する納付金というものの考え方が一つあったかと思えます。

そこで、この間何度かその納付金に関して試算というものの、仮試算、本算定、そういったものがさまざま出てくる中で、一時的には、新聞報道にもございましたとおり、その試算結果によっては非常に自治体によっては上がる場所あるいは非常に下がる場所というような報道もあつたりなんかして、なかなか市民の皆様と申しますか、被保険者の方々からこれで一体どうなるのかというような懸念がこの間ずっと私も直接聞かれたりなんかして、なかなか回答に苦労してきた、そういった部分があるわけでありまして。

そういった中で、その納付金の考え方についてちょっと整理をしたいなというふうに思ったんですが、これまでその納付金算定が何度か示されてきた中で、いわゆる一つの本算定の部分に当たっての算定結果の推移と申しますか、そういった部分がどのようになってきたのか、まずはお伺いしたいと思います。

○小野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 ご質問にありました新年度からの都道府県単位化に伴います納

付金の動きについてというご質問をいただきました。

本算定の数字につきましては、常任委員協議会等でもお示しさせていただきましたとおりの金額で、今お手元にあります、資料No.10の210ページにあります予算のとおり15億3,505万2,000円ということで、この金額なんですけれども、本算定の額は本日、実際には県は2日付で発送しておりますが、本日県のほうから連絡という形で、正式な形ではありませんが、連絡という形でこの金額で連絡がありました。したがって、12月定例会で減税をする際にお示ししておりました納付金の額よりは約二、三十万円ほど少し多い状況になっております。ただ、この件につきましては、各市町村ごとの前期高齢者の交付金の精算分というものがやはり各市町村で負担するということがありましたことから若干ふえますけれども、これは恒久的にふえるというものではなかったもので、ほぼこの想定どおりという金額で示されているという状況でございます。よろしく願いいたします。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 若干多い額でということではありましたが、その最終的な部分といいますか、いつ確定するのかといいますか、そういった部分でさまざまこの間示していただいた部分ではあるんですが、その点について心配があったので少しお聞きをしたということでございます。

それで、国保の県単位化に当たっては、これまでさまざまところでいろいろな懸念が出されてきたと。仕組みそのものについてもそうですし、その金額の部分がなかなか見えてこないということで、この間さまざまございまして、果たして、一つは、言ってしまえば被保険者との関係で自治体によっては大きく上がってしまうのではないかというようなことがありまして、我々も心配をしてきたという中で、さまざま資料もいただいてきたんですが、県全体の納付金総額としては5.8%減少していると、ちょっと古い算定の部分になるかもわかりませんが。

それで、主な減少の要因として、保険給付費の推計額の減少による歳出減ですとか国の交付金の増加、歳入増あるいは激変緩和措置ということで、自治体によってはやはり激変につながるような自治体があるというようなこともあったようでありまして、そういった点で14市町村に総額約17億円を措置見込みということで資料のほうではいただいていたわけですが、本市との関係ではこのあたりは何か関係はあるのでしょうか。

○小野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 激変緩和措置についてお答えいたします。

この激変緩和措置につきましては、国保の県単位化に伴いまして、納付金あるいは示されま
す標準税が、現行、今現在市町村が示しております保険税率あるいは額よりも急激に負担が
上昇する市町村に対して県が一定期間交付する、補填するという内容になっています。

本市につきましてでございますが、本市につきましては協議会でもお示しさせていただきました
したとおり激変緩和前でありまして県単位化に伴いまして約1.77%の減、逆に減るという
対応になりますので、激変緩和措置の対象の市町村とはなっていないという状況になります。

なお、今申し上げました1.77%でございますけれども、本市につきましては県単位化及び基
金を投入しまして、本市が保有しております基金を投入しまして11.04%の減税を平成30年度
から実施することとしております。よろしくお願いいたします。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

この間、先ほど申し上げた新聞報道でもございましたとおり、一部といいますか、観測的な
部分では示された部分で本市は一定引き下げの方向になるのではないかとというようなことがさ
まざまなところで言われておりましたので、そういった点ではそういったことなのかなとい
うふうに思っております。

そういった中で、資料を見させていただきますと、これは県の関係なんです、県内市町村
で引き上げ検討中が2市町村、5%程度ということだそうではありますが、それで現状維持ま
たは引き下げを検討中というところで31市町村と。引き下げを議決済みということで、これ
は1月31日時点ではありますが2市町村ということで、平成29年度の課税総額に対して最大で
10%程度の引き下げを議決、本市のことかなというふうに思っております。

そういった中で、一つお聞きをしたかったのは、そういった財政的な部分でさまざま県に移
管をしていくということが一つございますが、そのもう一方で、例えば資料No.13、20ページ
以降のところさまざま載っておりますが、この県単位化にかかわってさまざま条例上の整
理ということも行われております。なかなかこれ全部読んで、こういうふうになりますよと
いうことでのあれはなかなか難しい、難しいといいますか、そういった部分ありますが、こ
の県単位化というものについて市の役割あるいは県の役割というものが被保険者の視点から
見たときにどのように変わるのか、市民生活との関係で何か変わる場所があるのかどうか。
例えば納税相談ですとかさまざまな諸手続等について、県のほうに行かなきゃいけないんですか
とかそういったこともこの間聞かれましたので、そういったところを一つ整理

の上お伺いしたいと思います。

○小野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 単位化に伴います県と市町村の役割及び被保険者がどのような影響をこうむるかというご質問かと思われます。

まず、県と市の役割でございますけれども、県は今申し上げさせていただきましたとおり財政運営の責任主体として市町村ごとに、今ご質問いただいております納付金あるいは標準保険税を算定、公表、あと都道府県単位化に伴います事務の効率化、標準化を進めるということがあります。並びに市町村の事業に対する助言、指導というものもございます。

一方、市町村でございまして、今ご心配いただいております窓口がいわゆる県単位化に伴いまして県税事務所あるいはそういった機関だけに限定されるのかというご質問かと思っておりますけれども、この件につきましては引き続き市町村のほうで受け付け等もさせていただきます。保険税関係の賦課徴収及び被保険者証の受領関係、取得、喪失関係も含めてこれまでどおり全く変わらないということになります。

加えまして、保健事業、いわゆる健康保険の保健事業でございまして、本市ですとドック事業及びインフルエンザ助成事業等々実施しておりますが、これも変わらず引き続き市町村が実施主体となって、来年度につきましても本市もこれまでどおり実施するという内容になっておりますので、被保険者は何ら変わることはないということをご報告させていただきます。よろしくお願いたします。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 しっかりとした結論を今頂戴をいたしました。市民生活との関係で、その諸手続等変わるところはないということで今はっきりおっしゃっていただきましたので、一つの心配というものはなくなったといえますか、そういったことなのかなというふうに思います。

それで、この国保の関係で一つお伺いをしたかったのは、この間被災者の方々からもいわゆる継続というところで大変求める声が多い部分ではありますが、いわゆる被災者の医療費減免、これを来年度以降どうしていくのかというところについて、一つさまざまな点からお伺いをしてまいりたいというふうに思います。

それで、少し財政構造といいますか、この間の部分のところでは少しお伺いしたいのですが、例えば平成29年の1月から12月分といったところで見えた場合に、この免除額並びに市町村の実際の負担額はお幾らほどになるのかお聞きをしたいと思っております。

○小野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 免除の状況についてご説明させていただきます。

まず国民健康保険につきましても、全体世帯数のうちの約5%程度、12月末現在で392世帯が対象となっております。予算規模でございますけれども、現在も予算は動いておりますけれども、おおむね8,736万円を6月補正で計上させていただいております。うち8割分につきましては国の特別調整交付金で、2割につきましては本市の財政調整基金で対応させていただいているという現状でございます。よろしくお願いたします。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。実施すれば8割については国でその交付金の部分で出てくると。実際の負担2割、今ちょっと電卓持っていないのであれですが、大体千七、八百万円ぐらいになるのかなというふうに思っております。

そういった部分に加えてもう1点お伺いをしたいのは、昨年12月14日付の平成29年度特別調整交付金、その他特別の事情がある場合ということの交付基準等についてというところで資料が出ておりましたけれども、このいわゆる医療費の増に対する、負担増に対する財政支援額ということもあるかと思いますが、その部分についてはお幾らほどになったのか、なりそうなのかお聞きをしたいと思います。

○小野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 ご質問いただきましたのは厚生労働省から12月14日付で交付基準に示された内容かと思われま。この金額についてですけれども、財政支援につきましては平成27年度に交付された額の10分の6以内の額とするということで、現在県のほうにこの調整交付金については申請中でございます。よろしくお願いたします。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 その試算額といいますか、そういったところをお聞きをしたいなというふうに思ったんですが、一つには、先ほど課長おっしゃられましたとおりその6割分ということで、平成28年度の関係からだと若干引き下げられてしまったような関係があるようではありますが、そういった部分を差し引きましても、いわゆるその2割負担分をカバーするという視点から見た際には比較的それなりの額なのかなというふうに思っております。

そういった中で、例えば昨年度のこの免除の継続に当たって、本市でどういった予算措置を行って継続にしたのか、改めてお聞きをしたいと思います。

○小野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 昨年度といたしますか、平成29年度の実施状況についてでございますけれども、免除につきましては平成29年度国の通知等を踏まえまして検討させていただきました。これは平成30年3月までということで決定をさせていただきましたが、ただ本件につきましては平成29年度当初予算、去年の今ごろでございますけれども、この当初予算の議会のほうにお示ししております当初予算では間に合いませんでしたので、6月補正で計上のほうをさせていただいていると。先ほど金額を申し上げましたとおり8,700万円余りの補正予算計上をさせていただきました。財源につきましては、国の通知を踏まえまして国8割、塩竈市の財政調整基金を2割という財源で、継ぎ目なく現在3月までということで実施をさせていただいている状況でございます。よろしくお願いたします。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

それでは、先ほど課長のほうでおっしゃっていただきました国からのいわゆる特別調整の部分、先ほど3%の医療費の伸びへの部分と、あとは実際やった部分の8割ということで、それを全てここでどうこうという話ではありませんが、先ほどおっしゃっていただいたところ、今年度、今々の部分で考えますと、いわゆる国からの通達の関係で現時点では今どのようなことになっているのかお聞きをしたいと思います。

○小野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 まず国の通知につきましては、2月5日付で国から県のほうへ通知がありまして、本市につきましてはその翌週には連絡が来ておるところでございます。

なお、今ご質疑の中でございました特別調整交付金の交付基準のところでございますけれども、こちらにつきましては3%基準というものがございしますが、その交付の基準としてですけれども、本市はこれに該当しておりませんが、その該当しない団体につきましては10分の6以内での額ということで交付の基準というものがございます。これは国民健康保険の全被保険者を対象とするということでしたので、これを踏まえまして全被保険者対象の減税を実施しているという状況でございます。よろしくお願いたします。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 一言でおっしゃっていただきますと、いわゆる通達というところは来ているという

ふうなことで今おっしゃられたのかなというふうに思っております。

そういった部分を含めまして、先ほどいわゆる全被保険者対象ということもございましたが、さまざまなそういった財政支援、財政措置の部分、こういったことを踏まえて、いわゆるこの減免の継続というところについて、今の検討経過といたしますか、そういった部分をお聞きしたいと思います。

○小野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 現状につきましてですけれども、国保の収支見通し、これは12月定例会で減税の際に示しております収支見通し並びに国保の運営協議会等々につきまして平成30年3月までを実施期限とするということで見通し並びに実施をしているという状況がございます。予算につきましても同様でございます。よろしくお願いいたします。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 となりますと今回の当初予算の中に当然この部分の予算というのは入っておりませんので、昨年の考え方と変わりました、平成30年度分に関してはいわゆる打ち切りということで捉えていいのかどうかお聞きをしたいと思います。

○小野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 これは表現の問題かと思えますけれども、この免除措置につきましては毎年毎年を期限として延長してきている現状がございます。延長期限につきましては、現在、表現上の問題、やりとりはございますが、平成30年3月までというふうにしております。よろしくお願いいたします。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 そうですね、文言の関係さまざまあるのかもわかりませんが、いわゆる継続をするのか、しないのかというところでは、継続はしないということなのかなというふうにただいまお聞きをしたわけでありませう。

そういった点につきまして、いわゆる予算に反映をされない、継続をしないということになった、その直接的な理由といたしますか、そういった部分をお聞きをしたいと思います。

○小野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 現状の延長、延長といたしますか、国の通知を踏まえた期間というのが平成30年3月までだったということから今年度末までということで予算編成を実施している、予算を提示させていただいているという状況でございます。

よろしく願いいたします。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 この間ずっと継続継続と延長延長という中で来ている中で、今年度、これまでずっと同じような、このタイミングではそういった状況だったわけではありますが、今回に当たってはこれまでと違う言い方といたしますか、まさに文言の関係になってしまうんですが、そういった中でさまざまほかの自治体ではいち早く気仙沼ですとか名取ですとかそういったところでは継続を表明したところもあるということで伺ってございます。

そういった中では、仮にこの予算措置、国からの通達の関係でということでもさまざま言われておりましたけれども、予算措置があればやるということなのか、それとも実際に終わりですよという決断というか、そういった部分になるのか、そこをはっきりとお聞きをしたいというふうに思います。

○小野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 現状といたしましては昨年度の通知を踏まえまして今年度までとしておりまして、次年度以降については、今のところといたしますか、現状では今年度末まで、平成30年3月までということとしております。よろしく願いいたします。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 現状としましてというふうにおっしゃいますけれども、もはや当初予算の議会ということになっているわけでありまして、そういった中で「現状では」という言い方をされるのは、これはなかなかどのように捉えていいのかという部分がございまして。

そういった中で、じゃ一つ今々の現状といたしますか、被災者の方々の生活という側面からもこれは見なければいけないであろうというふうに思っておりますが、被災から間もなく7年ということで、災害公営住宅も完成いたしました。ご入居いただいた中で、被災された皆さんの暮らしの第一歩がこれはようやく踏み出されたのかなというふうに思っております。

ただ、その一方で、市長ご自身も施政方針の結びの中で震災復興への険しい道のりがこれからも続くと、塩竈のまちづくりも発展途上であると、そのように述べられたわけでありまして。さらに言うならば、先日お伺いをいたしました、いわゆる災害援護資金の貸し付けに対する償還というものもことし本格化をしていくということもございまして、そうした中でこの減免を継続する、このように表明をすることそのものが被災者の方々に希望を与えることではないかというふうに思うわけでありまして。そういった意味では、ハードの復興は進んできた

と申しましても、ソフトの復興という部分にまだまだ課題があると。そういった点で、心の復興といいますか、そういった部分でぜひこれは継続をしていただきたいというふうに思うわけではありますが、その部分について改めて市長に直接お伺いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 この特別委員会につきましては、現在我々が置かれた状況の中で当初予算としてこういったものをお認めいただきたいという形でご提案させていただいているわけでありまして、今、小高委員からご質問いただいております部分については、今後の取り扱いということになることについては重々ご理解いただきたいということです。

したがいまして、私どもは今回国民健康保険事業につきましてはかつてなかった11.04%という引き下げをさせていただきました。これらについては加入者の方々全てにこういった効果が活用いただけるということでありまして、被災者減免につきましても、これまではそういった客観情勢の中で被保険者の方々にご理解をいただけるのではないのかということでも本市として取り組んできたことは事実であります。ただ、今回は11.04%の引き下げのために大幅に基金を活用させていただいたということについては、委員の方々になるご説明をさせていただきましたほか、国民健康保険運営協議会にもこういった形で引き下げをさせていただくということをご説明させていただいたわけでありまして。

今回、国から2月初めによく、もしこういった減免制度を活用するとすれば、国は8割、基金の中から2割ということになるものかと思っております。こういったことにつきましては、国保の加入者の方々のご意見でありますし、もう一つは国民健康保険運営協議会にも新たな取り組みとしてご説明をさせていただかなければならないことでもありますので、まずはそういったことが今の見通しの中でできるかどうかということについてしっかり検証させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 お聞きをいたしました。そうですね、できればそうだねということはあったわけではありますが、昨年さまざま国の通達の関係もありまして、補正という部分で昨年は継続をいただいたということになったわけでありまして。この点について、この場でやるやらないの議論ばかりということでは水かけ論にもなりかねないのでこのあたりにはしておきたいと思っておりますが、先ほど市長おっしゃいましたとおり、さまざまな検証、検討の中で、ぜひ被災者の方

に希望を与える、心の復興に進んでいただきたいということを踏まえて、今後の検討、早期の検討をお願いしたいというふうに思います。

先ほど鎌田委員のほうから資料No.16の19ページでいわゆる短期被保険者証、資格証明書の発行についてということをございましたけれども、私どもといたしましては、この短期被保険者証あるいは資格証明書の発行というところについて、いわゆる生活が非常に苦しいという中でこういった事情になってしまった方も当然おられるということで、この間寄り添った対応というものを求め続けてまいりました。その中で、税務課長もさまざまの間おっしゃっていただいた中で、基本的には懲罰的な意味合いというよりはあくまで納税相談につなげるような狙いということで、仮に命にかかわるようなことが絶対にあってはならないということをお願いをしてまいりました。

そういった中で、年々保険料の納入率がだんだん上がってきたという中で、発行世帯が全体的に減少してきているということもございましたが、いわゆる18歳未満といえますか、子供の保険証にあってどういった対応をとられているのかお聞きをしたいと思います。

○小野委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 資格証明書、短期被保険者証該当世帯の18歳未満のお子さんに対する対応のご質疑でした。資格証明書、短期被保険者証、どちらの該当世帯であっても、そちらのお子さんに関しましては、6カ月有効の短期被保険者証ですけれども、そちらをその都度ごとに期限切れる前に郵送で交付させていただいております。以上でございます。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 特に子供たちといえますか、そういった部分に関しましてはぜひ寄り添った対応をお願いしたいということと、命にかかわるようなことがあってはならないということで、再度強くお願いをしておきたいというふうに思います。

それで、一つは、実施計画の98ページに藤倉二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業が載っております。それと関連いたしまして新浜町杉の下線道路事業（区画整理関連）の部分ということで、毎回ここをお聞きすると一般会計ということで怒られるまでいかないですが、そういった形で言われてきたんですが、市民の方から見ると、どこまでが一般会計で、どこまでが土地区画整理事業会計だとかそういったこともなかなかわかりづらい部分もございますので、このあたり一連の区画整理についての関連ということで、進捗と平成30年度について簡単にお伺いしたいと思います。

○小野委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局復興推進課長 区画整理事業特別会計でやります部分と、あと一般会計の新浜町杉の下線道路事業ということでご質疑をいただきました。

前段ご説明しておりますとおり、あの道路につきましては契約不調が何度も発生したという状況の中で、今、表層部分だけの工事が残ってしまっているという状況でございます。つきましては、まずは施工者さんにとっていただいた上で、まずは工事を平成30年度早期に進めていきたいというふうに考えておまして、初日に債務負担行為をお認めいただきましたので、まず契約手続を進めてございます。昨年よりもさらに1カ月早く契約手続を進めておりますので、それをもちまして、地元の皆さんお待ちでございますので、工事の完了につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 市民の方から我々も聞かれるわけです。そういった中で、どうなっているんですかということで、契約が不調でということでお話をしても、なかなか難しいもんだねということで、さまざまご心配いただいておりますので、ぜひ平成30年度はよろしくお願いをしたいと思うわけでありまして。さまざま個別の部分についてはまた後ほどご相談させていただきます。

それで、一つ、道路が一定拡幅をされるあるいはきれいにされることで、例えば新浜町の方向から大型の運搬車両が通過をするだとか、あるいは一定速度を出して通行するような車両の増加というものの心配も一つは出されております。そういった中で、歩道を一定高くするとかそういった対策をとられるようではありますが、特に通学路でありますので、そのあたり対策をしっかりとお願いをしたいということもあります。これ、いいですかね、一般会計になっちゃうのかしら、現時点での検討があればというふうにお聞きをしたいと思っております。

○小野委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局復興推進課長 道路の安全対策ということでございました。区画整理含めまして歩車道の分離をしっかりと図った中で安全対策を警察とも協議しながら進めてございますので、まずはその形で仕上げたいと思っております。

以上でございます。

○小野委員長 小高委員。

○小高委員 ぜひよろしくお願いをしたいと思っております。せっかくきれいな町並みといいますが、

道路もせっかくきれいになって、そこで仮に小学生の事故ですとかそういったことが起きてしまうと問題だなと思ってお聞きをいたしました。

それで、最後に1点だけお聞きしたいと思います。

実施計画の101ページの部分、下水道事業会計の中で越の浦地区下水道整備事業について1点お伺いしたいと思います。

越の浦ポンプ場も完成をいたしまして、治水状況の改善というものに大きな期待がかかる一方、「ダブル踏み切り」、JRとの関係もございまして、いわゆる流入渠の整備というところに大きな課題が残ってしまったということでございます。最後に平成30年度流入渠の整備がどうなるのかというところについてお聞きをして、私からの質疑を終わりたいと思います。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 越の浦ポンプ場の流入渠についてのご質問です。

こちらにつきましては、現在JR等の関係機関と設計のほうを行っております。平成30年度につきましては、この予算をお認めいただければ、事業の着工、完成に向けて速やかに工事の発注のほうを進めてまいりたいと思います。

なお、今後も事業の進捗状況につきましては協議会等で報告させていただきたいと思います。

以上です。

○小野委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 それでは質疑をさせていただきます。

平成30年度特別会計、資料No.10、282ページです。建設事業費というところでご質疑いたします。ここに公共下水道築造費として載っております。事業内容のほうをちょっと見ていただきます。下水道ストックマネジメント事業というのがございます。2,300万円ということで載っておりますけれども、この内容をお知らせください。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 下水道ストックマネジメント事業についてお答えいたします。

これは、いわゆる長寿命化計画、施設の延命化を図るような計画と同じような内容になっておりまして、平成30年度につきましては汚水の幹線、雨水の幹線の管渠の調査、それと対策の設計を含めた計画まで行いたいと思っております。以上です。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 そうしますと調査ということでよろしいですか。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 こちらは既存の既にある管渠の中をテレビカメラ調査ですとか、大きい管であれば人が入って内容の調査をしまして、損傷ぐあいのチェックというか、確認をして、対策が必要かどうか、そのような計画になっております。以上です。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

これは計画的にこれからも地域ごとに順次やっていくということなんでしょうか。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 そのとおりでございます、平成30年度は雨水幹線、汚水幹線、あとはその他防災拠点とか枝線ですとか、あとは雨水、汚水のポンプ場も平成31年度以降進めてまいりたいと思っております。その計画策定後につきましては、国の社会資本整備総合交付金等の事業を活用して適切な更新であるとか補修のほうを行っていくというふうになっております。

以上です。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 震災を通して、下水道関係、本当に一生懸命やっていただきました。大きな工事が、市民の皆さんは地下のほうで仕事をしているもんですからなかなか目には見えない、本当に私たちがびっくりするような大きな事業を抱えて一生懸命やっていただきました。本当にありがとうございます。

もう最終段階に来ているかというふうに思います。それにつけて、これからの補修、点検ということも大事であるということはよく理解をしております。ただ、塩竈市の財政にとりましてはこの下水道事業全般の財政は非常に重いものがあると思います。これは、塩竈市はいろいろこれまでもやってきまして、地方債における割合も非常に重いと。そういったことをぜひ私はもう少し軽減できるような方向で持っていただければというふうに、なかなか下水道事業は重いなというふうにいつも感じております。基盤整備、これは非常に大事ですし、インフラの整備は大事ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に移ります。

それでは、私のほうからは、いろいろ皆さんのほうからも質問が出ておりますので、私は魚市場事業についてお尋ねをしたいと思ひます。

資料No.10の252ページ、ちょっとお戻りいただきます。よろしくお願ひいたします。

ここで歳入歳出予算の項目が出ておりますが、歳入のほうで第4款繰入金というのがあります。5,803万8,000円ということで、この金額はよろしいんですけども、これが一般会計から繰り入れているということで、これは何か毎年このぐらいの5,000万円ぐらいの金額で入っているようです。このちょっと内容を教えてください。

○小野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 こちらの繰入金につきましては、委員おっしゃいますとおり一般会計の繰入金となっております。

こちらの内訳についてでございます。この10番の資料ですとちょっと細かい内訳の数字は出ておりませんので、まずは繰入金につきましては魚市場の営業費用、いわゆる管理運営に係る費用でございますが、そちらの費用については30%分というのが法定で認められている繰入金、ルール内の繰入金というようなことで私たち申し上げておるものでございます。こちらが約4,200万円、法定の内訳になります。資料No.16の17ページです。内訳がこちらに載っております。こちらは平成29年度、平成30年度ということで、基準内、基準外ということで繰入金の状況を載せております。

魚市場につきましては、平成30年度ですと基準内の繰入金、こちらが今申し上げました営業費用の30%とかそういった、あとは地方債の元利償還金の50%、そういったものを合わせまして5,383万5,000円。基準外といたしまして、こちらは市の独自ルールで入れているものでございます。例えば政策経費にかかってきます遠洋底びき網漁船の奨励金というか、そちらの交付金、補助金でありますとか、今回ですとイベントスペース、そういったものに係る費用、そういったものについての市の独自の繰入金というものを合わせて全体で5,803万8,000円となっております。以上でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 丁寧なご答弁ありがとうございました。

それで、この予算の中なんですけれども、次に資料No.10の260ページをお開きいただきたいと思います。

ここで漁船対策費ということで今回653万5,000円というのが一応マイナスになっております、今年度予算から。この辺は水揚げ奨励金の廃止ということをちょっとお聞きしました。この廃止の経緯と理由、もしおありであればお聞かせください。

○小野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 このたび廃止、完了しましたものにつきましては、平成27年度から平成29年度、今年度いっぱいまで実施いたしておるものでございます。こちらの事業の根本といたしましては、塩竈市の魚市場建設中に水揚げする荷さばきの面積でございますとか、あと係留する岸壁、そういったものが著しく少なくなってしまうということで、そちらに対して漁船で水揚げをしてくださる、そういった漁船に対してご不便をおかけしているという部分での補助金ということで交付をさせていただいておったものでございます。終わりになったものにつきましては、魚市場が完成したということで、今回、事業としては完了したというふうに考えてございます。以上でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

この水揚げ奨励金につきましては、たしか今から9年ぐらい前になるんですが、平成21年度、その辺に記憶しておりますけれども、燃油高騰のときに塩竈市の漁港というものを顧みたときに、やはり狭い航路が入ってきて、そして奥のほうにあるということで、太平洋から直接入れる港ではないと、天然の良港ではあるんですが燃油がかかると、その分ということで奨励金をつけていただいた経緯があります。そして、そのときにたしか水揚げが80億円ぐらいに下がっていましたので、それを何とかやはり是正したいというか、呼び水にという意味もありました。奨励金を出していただきまして、たしか百何十億ぐらいまで3年間で取り返した部分がありました。それから廃止になって3年ぐらい間がありました。実はその3年間のうちに水揚げが下がってきました。

今回は、魚市場の工事も含めて、私も思いますけれども、岸壁も使えないというような状況で補助金というお話でしたけれども、3年で、正直申し上げてこの後がちょっと何か心配だなという部分があります。これはそういった補助金ももちろん含めていますが、私たちが考えるところは、やはり塩釜港という港の条件、船主さんが入ってくるにはやはり非常に、太平洋からすぐ入る石巻とかそういうところがどンドンドンドン整備されていくとどうしてもそこに入りやすい港ということになってしまっていて、やはり格差をつけなければならない部分もあるんじゃないかと。この奨励金は、できれば呼び水にしたいと、一隻でも多く入ってほしいということを思っているんですが、その辺のお考えはありますでしょうか。

○小野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 最初に委員おっしゃっていただいた燃油高騰の関係の奨励金、こちらについては国のセーフティネットの中で今後対応できるということで、平成24年いっぱいでしょうか、そこで廃止になったものと考えてございます。

やはりこういった奨励金というものは、本来ですと水揚げに係るそういった口銭とかそういうものの取り決め、全体での取り決めとちょっと違うところでの、特に塩竈の場合は魚市場をお使いいただきながら順次つくり直していったというような、とても特殊なやり方をやっていたために漁船の皆さんに迷惑をおかけしたと。そのおわびの気持ちもあつての奨励金でしたので、やはりそういった一定の整備ができた段階で、また新たな手としましてはさらに今後どういう形が適正なのかという検討をさせていただいた上で考えてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。いろいろと政策を打たなければならない時期に来ているのかなど。すばらしい魚市場をつくりました。一隻でも多く入っていただきたい、その呼び水となるもの、それはどういうものなのかということもやはり政策の中で考えてまいりたいというふうには思っておりますけれども、やはり船が入らなければ港とは呼ばないんですね。本当に利用していただく、そして一隻でも入っていただければこの地域経済にとって大きな収益になるということも事実でございます。船が入っていただければ、お水を積んでいただいた、油を積んでいただく、食料を積んでいただく、さまざまな形で地域経済が動き出します。これは本当にある意味では投資であるということなので、その辺のことをしっかりと検討していただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、魚市場の運営に関しましては、今さまざまに一生懸命頑張っておられます。そういった施設をどう使うかというのはこれからの課題でございます、活性化あるいは収益につなげられるか。特にデッキの活用、これは私たちも何度も何度もお伺いして、デッキに立たせていただいて、あの景観のすばらしさはないですね。特に私が急いでいるのは、ことしのみなと祭でぜひあのデッキを皆さんに喜ばれるように、棧敷席というような形で活用していただけたらかえって喜ばれると。それから、さまざまなイベントに使ってもらったり、花火だけではなくて、いろいろな企業の記念イベントとかそういったことにもオープンに貸していただいて、そして収益を上げていただければというふうに、政策的には横断的にやっていただければというふうに思うんですが、その辺のお考えがあればお聞かせください。

○小野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 デッキの使い方ということで、我々も今早急に検討、中身の検討をしなければいけないというふうに考えておるところでございます。

みなと祭に関しましては、そのみなと祭で今まで魚市場のほうでいろいろと花火のときの運営管理とかそういったことをやっていただいております塩釜市水産青年連合会さん、また対岸のほうとかでいろいろやっていただいていた塩釜青年会議所さん、塩竈市でも水産、観光というふうな、そういった関係した方たちが集まって、このところ2回ぐらいことしに入ってから協議をさせていただいております。まず魚市場を使っていたお客様に楽しんでいただけるような、そういった方向を皆で確認をとった上で、じゃどういことができるのかという部分、その団体さんの役割もありますし、やはり人の手というものもありますので、自分たちそれぞれでどういことができるかというところを十分話し合いをさせていただいた上で費用とかそういうことも考えて、今後よりよい形で活用していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。ぜひこの施設の活用、本当に私たちも塩竈にとって大きな目玉になるのではないかとこのように見ております。どうぞよろしく願いいたします。以上をもって質疑を終わります。ありがとうございます。

○小野委員長 暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午前 11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

○阿部（真）副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には、資料番号、該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。菊地 進委員。

○菊地委員 質疑を行う前に一言申し上げます。

私は議選により選出された塩竈市監査委員でありますので、よって地方自治法第198条の3第2項の規定に抵触しないよう質疑をさせていただきます。

質疑に入る前にまた一言、長い間、塩竈市で働いて、3月いっぱい定年退職を迎えられる職員の方、そして復興の関係で派遣されてきた職員の方々には心より御礼と感謝を申し上げます。

たいと思います。これからの人生、有意義にしてください。また、古巣に戻られる方は、古巣で、塩竈市で得た体験を生かしていただければなと思います。ありがとうございました。

それでは質疑に入りたいと思います。

まず、基本的なことと言えば10の特別会計が192億5,110万円、そして企業会計、水道が25億4,362万円、そして市立病院が32億6,229万円となっております。この大事な予算を我々議員、そして委員が、この予算が本当に住民のために無駄のない、そして住民にとって有益に予算消化されるよう慎重審査してまいりたいと存じます。

それで、病院関係から行きたいと思います。今回資料No.11です。

予算が先ほども言いましたとおり32億6,229万円、前年より2億3,542万円アップになっているんですが、その2億3,542万円の金額に値する事業、主な事業を簡単に説明願いたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 菊地委員にお答えいたします。

まず32億円の事業ということですが、企業会計市立病院につきましては32億円全てが病院事業のほうになっているのかなというふうに考えてございます。細かくは、一般会計、特別会計のようにこういった事業というのではなくて、全てが病院の運営に係る経費というふうに捉えておりますが、そういう回答でよろしいでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 32億円に今回なったよと。しかし、その中で昨年より2億3,542万円アップになっているから、その2億何がしが病院事業としてそんなに歳入歳出がなぜそこが大きくなったのか、その部分だけで結構なんです。

○阿部（眞）副委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 大変失礼いたしました。

まず、大きくふえた要因でございます。大きく給与費、人件費が大きく伸びてございます。こちらが1億1,000万円ほどふえてございます。中身につきましては、昨年度、賞与の引当金が当初予算で計上できなかったものを5,000万円ほど今年度まず大きく上乘せして計上してございます。もう一つは、人事院勧告等によります人件費の増、こちらが3,000万円ほどやはり大きく伸びているというところでございます。

それからもう一つ、大きく伸びておりますのは、非常勤、臨時のパートの職員、この部分に

かかります費用が、やはり最近の高齢化によりまして、大分入院患者さんにつきまして自立で入院していただいて、それから退院いただける方が減ってきております。入院におきまして全て、例えばですが、食事の介助ですとかあるいは検査の際にも看護職員がついて歩くとか、そういったことで人手のほうがかかっておりますので、そういったところの人件費が大きく伸びたのが要因かと思っています。

それからもう一つ、費用のほうの委託費でございます。こちらにつきましても、例えば給食の委託ですとか清掃の委託につきまして、なかなか今人件費が高騰しております、今何とか1社のほうに委託のほうを継続はしていただいておりますが、同じような金額ではなかなか落札いただけないということで、こちらのほうが2,000万円ほど昨年度よりふえているというところが大きな要因かというふうに考えてございます。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 2億何がしの大部分が人件費に充用されるんだと。この2億何がしの予算がアップしたということで、私は逆に事業を拡大して収益が上がるものかなと思っていますが、大半この2億何がしが人件費だというのであれば、その人件費相当収益が上がるような事業をしてほしい、これは言っておきたいと思います。

それで、今回、菅原委員も質疑していましたが、2,000万円の調査費を出すんだと、そして7項目ぐらいのことを言う。この調査を頼むに当たって、それなりにこういったもの、こういうこと、経営上から医療の関係、施設とかいろいろ先ほど説明されました、資金収支のことから。それで、まず場所、数カ所あるんだとお伺いしたんですが、もし移転するなりの場合、数カ所というのは塩竈のどの辺に見に行っているのか、わかるのかどうか、ちょっとその辺教えてください。

○阿部（眞）副委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 数カ所というのは候補地が決まっているということではございません。今回、適地を探すに当たって、やはりケース・スタディーは絶対に必要になるという考えのもとに何カ所か選んでいただくということが必要かと思っています。そういう意味での数カ所ということで、こちらでここがいいとか、あそこがいいとかという場所、候補地を探して目指しているというものではなくて、どういうところが適切な場所があるかということ調査したいという考えでおります。以上です。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 ある程度、部長もこことこことこがあるなというくらいはそういう思いがあるのかなと思うんですよ。ただ、私は市内歩いたり何だりしてそんなに広い土地があるかなとかそういう思いしますので、例えば東部地区ですよとか、そんなこと言ったって現在地も含めてですよというんだか、その辺をある程度発表できるだけしてもらえれば、そういった調査が起きた調査になるのかなと。まるっきりこれもお願い、これもお願いというような調査ではちょっと情けないものになるのかなと思いますので、答えられる範囲で、場所を限定はしないと思うんだけど、東部地区に2カ所ですよとか西部地区に1カ所ですよぐらい答えられるのか答えられないのか、まずその辺お願いします。

○阿部（眞）副委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 正直ちょっとお答えするのが難しいんですが、広さがやはり確保というのが大きな条件になるかと思っています。もともとその広さが確保されている土地があるかどうか、あるいはその広さを確保するために一定の用地を購入したりあるいは造成が必要であるという場所もあるかもしれないという考え方もございます。したがって、あくまでも用地をかけないとなれば市有地とかこちらの病院のほうの財産で活用するというのが一番費用的にはかからないという考えもございますので、そういったところがどういったところが適地があるかとか、あるいは広さが確保できないときには私有地はどういったところが可能かとか、そういったところを適宜調査したいという考えでございます。

以上です。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 病院の建設関係で2,000万円も調査費を出すというのであれば、やはりそれなりの成果、今年度中に出るといことなので期待したいと思います。

それで、昨年のことを言って申しわけないんですが、資料No.17の75ページに塩竈市立病院経営改善アドバイザー業務等委託というので950万円ほど使っていますよね。だから、こういうものを使っても、私的に考えるとどういうふうに改善したのかなと、そういうのが見えないのね。調査します、何しますと言ったって、皆さんが一生懸命努力して毎日毎日の積み重ねで病院経営が上向いたり何だりしているんじゃないかなと、そういう思いがあるから言うんだよ。そして、これを掘り出して言うのもあれなんですけれども、950万円出すにしたって東京の調査会社なんだよね、有限会社。そうすると東京の人が塩竈の市立病院の経営というのをわがんのすかと、そういう問題を私は思うのね。せつかく900万円も使って東京の人が何

をするのかなと、そういう思いがありますので、やはり塩竈の現状、地理やら風土やら人口やらそういう知っている人に頼むんだったらわかるけれども、何かどういう流れかわからないけれども、去年は1,000万円近く使っている。それで結果が、努力されたんだけれどもいろいろな要因があって赤字を出してしまったということなので、調査するんだったら徹底的にしてもらわないと困るなと思いますので、その辺を注意していただきたいと思います。

それで、自分なりに頭で、病院と交通事業と魚市場、3つで大体10分ずつぐらい質疑しようかなと思っていましたんですが、まず病院のほうは今後経営努力をなされて、今回の2億何ぼは人件費が主だというのであれば、その人件費が倍にも3倍にもなるような収益を上げてほしいということを強く望んでおきたいと思います。

次に、交通事業特別会計に移りたいと思います。資料No.10の195から198ページ。

それで、定例会初日の説明に債務負担行為がありました。それで交通事業の中で債務負担行為されている、簡単に言えば旅客ターミナル施設利用料が141万円だよと、そしてあと船舶関係保険料が274万2,000円だよと、そしてあと施設管理等委託料が44万3,000円だよと、自動券売機等借上料が194万4,000円と言うけれども、この198ページでどこの欄にその債務負担行為がなされているのかなと見ました。機械賃貸料の194万4,000円は自動券売機だからわかるんですが、あとの施設利用料141万円というのはどこの欄にあるのかなと。あと保険料もありました、275万9,000円と書いてあるんだけど。ほかの施設利用料141万円とか施設管理等委託料44万3,000円というのは、この198ページ、200ページの節とか説明欄でどこに金額が書いてあるのか、ちょっと私は探しかねたのね。教えてください。

○阿部（眞）副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 ご説明をさせていただきます。

まず旅客ターミナル施設使用料、まさに委員おっしゃったように198ページの第19節負担金補助及び交付金の中の旅客ターミナル管理共用負担金159万8,000円の中に事務所利用料といたしまして140万9,000円ほどが入っております。

それから、施設管理等業務委託につきましては、この第13節委託料でございまして、浮標灯設置委託料、我々航路の中に16カ所ほど浮標灯を設置しておりまして、そこの管理委託でございまして。

それと保険料でございましたでしょうか。（「そいつは入っていたからいい」の声あり）
では以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 資料No.3の10ページで見ると、今、村上課長からいろいろここがこうですよと言われたんですけども、施設管理というのがその浮標灯の管理に当たるのすかや。私は違うと思うよ。その辺の認識、何でもかんでも債務負担行為をやったから、こういうのって目的があってやっているはずなので、金額44万3,000円だからそいつですよと言われても私は合点がいかない、債務負担行為の。だったら別な、それが施設というのすかや、ああいうの。施設ではないと思うんだけど、答えをお願いします。

○阿部（眞）副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 我々の側として、航路を維持するための施設という認識でおったがゆえの名称でございますが、今委員ご指摘いただきましたように、なかなかわかりづらいうということであれば、我々として次年度以降、わかりやすい名前、何かふさわしい名前があるのかも含めて検討させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 浮標灯、目印の浮きというのはわかるんだけど、やはり説明欄にちゃんと債務負担行為の行き先が示されているんだったらこれがこうだなとわかるんだけど、何かに含まれているのかなという思いするとちょっと目的外使用になるんじゃないかなと心配したもんですから、確認の上、今聞きました。ぜひ浦戸の交通も、住民が減少する中、何か離島定期運航費が下がっていくような努力をするんだなというふうに思いますので、島民の足ですから、ぜひいい運営をしてほしいなと強く望んでおきます。お願いしたいと思います。

次に、魚市場関係です。これも資料No.10の261ページ、説明の欄の上から3行目、塩釜漁港漁獲物陸揚場利用料、これはどこに支払うのか教えてください。

○阿部（眞）副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 こちらは宮城県に支払っているものでございます。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 この陸揚場利用料にしても、これはトラックで来た分の使用料ということなんですか。

○阿部（眞）副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 こちらは漁船で水揚げした場合に係るものというふうになってございます。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 そうすると私の勘違いか、漁船で塩竈市魚市場に揚げたものの手数料を払うということなんですね。

○阿部（眞）副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 こちらは、漁港の管理者である宮城県に対してその分のお支払いをするというものでございます。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 わかりました。下のほうには、底曳のは仙台港からの輸送代だなというふうに、400万円ね、わかったんだけど、何で県に払うのかなと、塩竈市がね。

例えばこの財源というのはどこから来るんですか。例えば水揚げする漁船からもらって、それを立てかえて払うということなんですか。塩竈市が魚市場を持っていて、岸壁を使用している人のために払うということなんですか、そのもととなるところ。

○阿部（眞）副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 こちらは、今は市と卸売機関のほうで折半をして、市で半分、卸売機関で半分という形で負担して、それを合わせて県のほうに支払っております。その歳入は、済みません、あと調べてそこはお答えします。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 あと、ここに400万円というのが輸送代だよというふうになっています。そうすると仙台港から、大型船で箱を仙台港に陸揚げして、そこから持ってくるものの多額なお金、そればかりでないと思うんですけども、400万円というと大体水揚げにしてどのくらいになるんですか。

○阿部（眞）副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 261ページの遠洋底曳網漁業漁船誘致促進事業補助金の場合ですと取り扱いの金額の1000分の1になっておりますので、400万円の予算なので40億円の取り扱いを想定しての計上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 これは私的に考えれば、ある程度の予算を積んでおくというのも必要だけれども、船が入るか入らないかわからないっちゃね。毎年このくらい来ているからこのくらいだよとしているものなのか。私はそういう自分なりに予算というのはある程度使用目的が決まって

の予算だけれども、船が入らなかつたらこれは全然使い物にならない予算になるわけでしょう、と思うのね。そうすると、その400万円の根拠というのはどういうところにあるのかなとかいろいろ考えますと、近年ずっと何年も、ツボダイというんですか、ああいうものがなかなか入ってこないと、そして水揚げも落ちた時期もありますよね。そうすると、そういうものを期待しての予算だと言うんだつたらああそうですかと言いたいんだけど、そういった物流というか、漁船の人の仕事を見たり何だりするとなかなか厳しいのに何で400万円と上げているのかなと思ったから今確認したわけなので、ぜひ400万円使い切るように、そして補正で、もっともっといっぱい水揚げしてもらって塩竈に運んでもらうように期待をして納得したいと思います。そういうことでいいっちゃね。それとも何かありますか。

○阿部（眞）副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 こちらの400万円は、ツボダイ等の、平成24、25年ぐらいのときの金額で考えるとこれをはるかに超える金額になります。そういうときは改めまして補正予算のお願いをすることになるかと思います。

あと先ほど塩釜漁港漁獲物陸揚場利用料のところ、済みませんでした、抜けておったものですが、歳入としましては256ページ、257ページの第5款諸収入の雑入の欄に、257ページの説明欄のほうで漁港施設利用料として金額226万8,000円を計上してございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございます。

あと、済みません、一つだけ確認するのを忘れていた、また戻ってしまうんですけども、市立病院です。2,000万円出すに当たって、それはどういうふうなやり方で業者を決めていくんですか。例えば随意契約みたいなのでやっちゃうのか、それとも競争入札みたいなのをするのか、まずそこから説明願いたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 今回の調査というのは全く当院にとっても初めてののがかりな話になるかと思うので、基本的には業者選定はプロポーザルで行いたいという考え方を持っています。プロポーザルを行って数者に、できるだけ多くの業者に参画いただきまして、そこから選び抜きたいと。ただ、適地調査とかそういったものになりますと当院の専門外というところがありますが、市のほうの協議をした上で業者さんを選定していけれ

ばなというふうに考えております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。なぜ確認したかというのと、やはり先ほどの950万円ほどの経営健全化のアドバイザーだかというの、落札と書いてあるんだけど、これは何者かあったんですか、それとも随意契約だったんですか。

○阿部（眞）副委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 塩竈市立病院経営改善アドバイザー業務等委託契約のほうは、平成29年度は随意契約という形になっております。ですが、前年度の平成28年度はプロポーザルで業者さんを選定させていただくという手法をとりまして、経営のいろいろなアドバイザーということもありましたので、次年度ではそういった連続性、継続性というものが要だという考えで、平成29年度にあつては随意契約と。当初、平成28年度のスタートの時点ではプロポーザルで業者さんを選定したという経緯のもので。以上です。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 内容を見ると、お医者さんがいるから金額が高額だと。もちろん資格を持っている方がやると思うんですね。ただ、そいつは終わったものだからそんなのを言われても困るんだと言われるとあれなんですけれども、ただ内容を精査すると、資料作成代がどうのこうのといっぱい細々と書いてあるんですけれども、なかなかちょっと、そんなにも、8回、そして予備に11回で、1回に十何万円、8回で百何十万円とあって、ちょっとこうそんなにも。調査ができて九百何十万円払ったのはいいんだけど、それで塩竈市立病院にとってそのアドバイザーがどのように生かされたのかなという思いなんですよ、簡単に言えば。例えば最新鋭の機器を導入しなさいとかそういうアドバイザーさんがいたのか、それとも今の経営分析をして、慢性期だ、あと介護関係のほうが多いとか何か、あと訪問医療が大事だとか、そういうものをやられたのか。最終的なアドバイザーの目的、市立病院が得たいとするデータというのはどういうものだったのか、教えてください。

○阿部（眞）副委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 もちろん当院が求めたいデータというのは、データといいますが、完全に収支の改善というところになります。いかに収益を上げていって、いかにその反面、費用を削減するかという点であります。そういう点からして今回ご診断をいただいた中身として、実績として上げられるものが何点かございまして、一つは医業収益を上げる

という形になりますと大きくは大病院からの転入院、これは当院を取り巻く医療環境でありますとか例えば各病院の設置の状況、そういったところも調査をいただいた上で、当院としてやはりこれからあるいは地域動向に基づきます地域包括ケアシステムというふうなものを評価していくためにも、当院のほうでは回復期の病棟にいかにも多くの患者を集めるかということをおアドバイスをいただいたというところもあります。

それから、具体的に、お医者さんがその業者さんの中にいらっしゃいますので、当院のお医者さんに対して例えば検査項目でありますとか加算をいかに取るかというようなところのアドバイスもいただいております。その一部としましてですが、一つは入院患者に対して55歳以上であれば新薬の完全実施でありますとかあるいは放射線の予約の開始でありますとか、それから支出の面においては、例えばですが、さまざまな委託料の支出の改善ができないかとか、例えば物流、SPD業者の切りかえでありますとか検査体制の見直しでありますとか、そういった費用面についてもいろいろアドバイスいただきまして、今年度から実施してきたものがたくさんあるというふうな成果がございます。以上です。

○阿部（眞）副委員長 菊地委員。

○菊地委員 時間ももうないんですけれども、これだけ言っておきたいと思います。

まず病院のそういったアドバイザリーをやって、私は、成果が上がって収支均衡が図られたというんだったら、ああ使ってよかったなと、今回の2,000万円も使って調査していいなと。そういういい結果を出すようにしてください。あと議会だって皆さんが医師確保とかやってくさいと言っているんだから、そういうものもしっかりと実行に、大変でしょうけれども、ちゃんとしてください、お願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 山本 進委員。

○山本委員 それでは、私から何点か質疑させていただきますが、その前に、この3月末をもちまして定年退職を迎える職員の皆さん、大変ご苦労さまでございました。また、第二の人生ということですが、一時期市職員であったこともありますので、今後とも塩竈のまちづくりのために常に真剣に見守っていただきたいというふうに考えています。

また、復興関係では県のほうから熊谷局長がいらっしゃいまして、3年間ですか、大変な仕事をしていただきました。県、そして宮城復興局の常に窓口となって実に650億円の復興予算を、19回までですか、いただきました。そういう意味で、大分復興もほぼ完了に近づいた、最終形に近づいたということでもありますので、今後県にお帰りになりますけれども、どうか

塩竈のことは忘れないで、これからも残された事業については大所高所からご指導いただきますようよろしくお願いいたします。大変ご苦労さまでございました。

それでは具体的に質問させていただきます。

まず下水道会計についてですけれども、資料No.17の176ページに下水道使用料改定時の計画と実績ということでありまして、この資本費割合が平成29年度見込み86.5%が平成30年度では72.1%というふうに見ておるわけですが、国はご案内のとおり「汚水私費の原則」、これは汚濁原因した負担の原則を適用した結果でありますけれども、本市における下水道使用料の算定に当たっては、使用料で回収すべき費用のうち資本費については最大75%までを算入するという一つの基本として進めてきたというふうに記憶してございます。こうしていきますと平成28年度は54.1%とかなり低くなって、平成30年度は72.1%と大分ガイドラインに近くはなっておるんですが、使用料算入の最大費用では資本費、それから起債償還費の算入については最低でも75%上限を県にすべきと考えておりますが、この考えは今でも変わってないですね。

○阿部（眞）副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 資本費割合のご質問でございます。75%というのは今も変わっておりません。ただし、料金設定の際に議会のほうで71.7%という数字のほうが決めておられて、それに近づけるような形で今のところ運営のほうを行っております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 山本委員。

○山本委員 今、課長おっしゃるとおり、当時議会でも下水道の料金算定に当たって、市民、それから議会からも入って検討委員会をつくって、その提言を受けて一定のルールをつくったというふうに記憶しておりますので、今後ともその基本でやっていただきたいと。

次に、雨水事業ですけれども、下水道事業の公営企業会計制度への移行というものが今迫られておまして、何か移行の記載もあるようなんですけれども、その際「雨水の公費負担の原則」というものは、これは堅持されているのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 委員おっしゃられるとおり、汚水私費、雨水公費というのは守られるものと思っております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 山本委員。

○山本委員 そうした場合に、越の浦ポンプ場、それから牛生ポンプ場、それぞれ竣工して稼働

していると思うんですけども、この年間の維持管理費は幾らになりますか。

○阿部（眞）副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

東日本大震災以降に完成しました、今おっしゃられました牛生ポンプ場、それから藤倉ポンプ場の増設した部分、中央第二ポンプ場、それと越の浦ポンプ場、合わせまして、人件費は入っておりませんが、年間4,200万円ほどの維持管理を見込んでおります。以上です。

○阿部（眞）副委員長 山本委員。

○山本委員 この予算書を見ますと確かにその金額が掲載されておりますけれども、素人的な発想でそれで間に合うのかなという感じがまず第1点しているんです。やはり機械ですから、日々のメンテナンスというものが非常に大事であって、そうでないと有事の際に本来の機械設備が持っている機能が発揮できないという理由がありますので。

それで、日々のメンテナンスということは今言いましたけれども、今、技能労務職の方は現在5名ですね。それで、5名の方々の年齢内訳を見ますと大体50代、60歳近い方ということなんですけれども、この5名の方で今言ったような下水関連の施設の日々のパトロールなりメンテができるのかということが一つと、それから先週の一般会計の議論でありましたけれども、いわゆる技能労務職の職員の退職は補充しませんよと。下水の場合も補充しないんですか。あと5年先、10年先には、なくなったらまた民間委託というふうな考え方なんですか。

○阿部（眞）副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 現在の労務職5名でパトロールできるのかということが1点と、退職者補充するのかという2点のご質問をいただきました。

前段のパトロールできるのかというのにつきましては、実際のところ5名で、うち1名は壱番館の事務所で業務を行っておりまして、実質4名でパトロールを行っておりますが、なかなか、パトロールは行っておりますけれども、100%できているかと言われますとそこまでは至っていないというふうな状況です。

あと退職者の補充につきましてはちょっと私のほうからは……。以上です。

○阿部（眞）副委員長 山本委員。

○山本委員 これは先週の議論と同じですけども、国土交通省も、下水道設備の将来的なメンテナンス、維持管理、それをきちんとしなければならないということで、計画をつくるよう

に、たしか指示というか、通達があったと思うんですけども、本市ではその施設に関する将来的にわたる維持管理の計画はつくっているんですか。

○阿部（眞）副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 メンテナンスのご質問でございました。午前中、阿部委員のほうからのご質疑のありましたストックマネジメント計画、そちらのほうにしっかりと調査をして計画を立てて位置づけをすれば、国の社会資本整備総合交付金等を利用してメンテナンスは行っていくというふうに考えております。

○阿部（眞）副委員長 山本委員。

○山本委員 国土交通省の通達の背景には結局公営企業全部適用ということが前提にあると思うんですよ。ですから資本の管理、減価償却を含めてどうするかということをごきちんとしておきなさいよと。そうでないと、公営企業になったときに、先ほど言ったように汚水私費の原則というものが崩れるあるいは「雨水公費負担の原則」も崩れる可能性があるわけですよ。そうすれば、前段私が言ったいわゆる下水道使用料金の算定根拠と基礎というものが崩れる可能性があるからそれをきちんやりなさいということの指示だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それはいいです。

次に、先ほど菊地委員がかなり詳しく質疑されましたので、私から重複は避けませんが、資料No.11の19ページ、病院建設基礎調査委託料2,000万円について、重複を避けながら質疑させていただきます。

資料No.8の7ページ、施設方針の中でも「今後のあるべき診療体制も含め、施設の改修や更新について調査・検討してまいります。」というふうに述べられております。そこで「診療体制も含め」というふうな表現を使っておりますが、診療体制というのは例えば高度急性期医療から回復期、慢性期、そして在宅訪問診療まで全部、その診療全体の中での診療体制のあり方という意味ですか、「診療体制も含め」と。

○阿部（眞）副委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 診療体制というと確かにそういうふうにとられますけれども、恐らく診療科、必要な科も含めてのそういう体制という意味で私は捉えております。

○阿部（眞）副委員長 山本委員。

○山本委員 必要だったら何をもって必要か……。

○阿部（眞）副委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 それは病院のいろいろな環境とか周囲を調査する、患者さんの動向とか、保険のほうからも調査することはできますが、この地区はどういう疾患が多い、それからどういった患者さんの流れになっているとか、必要とされるものを見ていく。それから、地域医療構想も県のがありますので、その中でベッドの動向、どこをどのような配分で体制を組むか、そこが大事なところになってくると思うんですね。その2点であります。

○阿部（眞）副委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。今、事業管理者のほうから県で策定された地域医療構想が紹介されましたけれども、これを見ましても、高度急性期では今の病床数から大体1,000床、平成47年までには1,000床足りない。それから急性期でも2,000床足りない、仙台圏ですね。回復期では逆に2,900床足りないということで、2025年問題ではありませんけれども、団塊の世代が75歳になるに当たって、むしろ回復期、慢性期、そちらのほうのベッドが足りなくなるというふうな状況に陥るのかなと。ですから、将来的な医療環境、需要、それに見合った形の診療体制のあり方というふうに私は理解します。

ただ、前の施設方針、どなたかの質問のときに市長は、現在の診療科目というか、診療を基本とするというふうなことをおっしゃられたので、結局は高度急性期から在宅診療も皆全部、今のままでやっちゃうのかなと。そうした場合に、今のような将来ベッドが足りなかったとかあるいは必要なくなったとかというふうなことになるんですけども、市長、その辺どういったふうにご理解すればいいのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 市立病院事業管理者がいる前で私がお話しするのもいかがかと思いますが、私が申し上げましたのは、例えば診療科目であります。そういったものをこれから先どういったふうにご整理していくのか。当然急性期をなくすということはこれはあり得ないと思います。一方で慢性期をなくしていいのかという議論、これもあります。それらを中間的な形で包括ケア病床というのも今やっけていただいている、内科、外科両方あります。そういった中で、さらにそういった入院患者さんをサポートするためには、例えば泌尿器科も必要であります、あるいは皮膚科も必要であります、眼科も必要でありますというふうな体制を構築していくとしたときに、しからば全て今までどおりかというふうなお話も当然あり得るわけありますので、そういったところをもう一回点検をさせていただきたいということで私は申し上げさせていただきます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 山本委員。

○山本委員 理解いたしました。医師不足、それからあと2月23日の新聞にも載っていましたが、病棟ベッド、39道県で過剰だというふうな試算に対してコメントを送られて、将来的にやはり社会保障、特に医療費を縮小していかなければならないというふうな国の政策もありますし、病院をつくる、ベッドをつくる、だけれども患者を受け入れられないとかというふうな事態が非常に多くなってきている。また、ドクターも少ない。そういったことで、やはり時代に合った病院の診療体制というものをやはり構築していかなければならないのかなというふうに考えています。ですから今のままそれを引き継ぐというわけではないと。

それで、先ほど菊地委員もだったんですけども、アドバイザー事業、私は平成21年度の総務省で指示した、いわゆる病院経営改革ガイドラインに基づく病院経営改革委員会、本郷先生を委員長とした改革委員会、2回にわたって答申が出されましたよね。私も傍聴させていただきました。皆さん真剣にご議論されていた。本当に大変ありがたく思っております。

それと、なんとかアドバイザーから出されている提案と、それから今度2,000万円をかけてやる基礎調査、どこのコンサルタントかわかりませんが、その整合性はどうかといこうとされるのでしょうかね。

○阿部（眞）副委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 アドバイザー、現契約というのは、当院は今厳しい財務環境に置かれていますので、いち早く、少しでも早くその収益を上げ、収支の改善を図るのが現在の今の契約というふうになっています。

一方、平成30年度の調査事業というのは、全く新しい視点でもって病院の今の経営というのをもう一回見直していきましょと、現況をまず押さえるということ、それから先ほどお話ありました県の地域包括ケアシステムでありますとか、あとは県のほうの地域医療構想、今後の医療がどういうふうに変化していくのか先読みをしながら当院の果たすべき役割は一体どうなのかというものを純粹に調査をすると。それらの調査の結果については、院内でなくて外部組織として今ございます病院事業調査審議会、これは条例事項の組織というのがありますので、本郷先生が会長でいらっしゃる、そういったところにお諮りをしてご意見を伺うというスタイルにしようかと思っています。ただ、今回につきましては、さまざまな多くの方の視点が必要だろうというふうに思っておりますので、現在の構成員で本当に足りるかというふうなところの見直しも含めましてこういった外部組織のほうにもいろいろご意見を伺

っていこうという考え方でおります。以上です。

○阿部（眞）副委員長 山本委員。

○山本委員 外部組織に頼んでいろいろ客観的に調査研究してもらうのもいいんですけども、A案、B案、C案それぞれ錯綜する中で、じゃどれを選択するかというのが非常に私は困るんじゃないかという気がするんですね。ですから、発注する側、つまり市として、病院として、ある程度仕様というか、コンセプトをきちんと定めながら発注しないと、何か出たんだけれども、いやこれは現実的にできないとかという可能性もあるんじゃないかという気がするんですね。

実際、今、ドクター、看護師、事務職を入れて158名の職員がいると思うんですね、資料を見ましたら。事業管理者、改革の前に、今一番大事なのは危機感をどのような形で共有するかということが一番大事だと思うんですね。病院というのは国家ライセンスですね。それは労働集約産業というか、物すごく大変、組織として全体をガバナンスというか、守って進めるのは非常に難しい組織なんですね。そういう意味ではやはり伊藤管理者が中心となって現場のほうにも声がけし、改革というものをやっていらっしゃると思うんですけども、特に病床に働く現場の看護師さんの意識というか、現状というのか、これからやろうという改革に対してどのような思いでいらっしゃるか、その辺のところをもし感じているところがあれば教えてください。

○阿部（眞）副委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 山本委員おっしゃるとおり、病院というのはいろいろな職種の方がいらっしゃって、それが協働して医療するという形でございます。病院におきまして特に看護師さんは主要な部分を占めています。非常に今私思うには、以前より非常に患者さんに手がかかることが非常に多いということで、従来はこれぐらいの人数でいいだろうと我々も考えているところで、保健所もそれでいいと。それでもなかなか間に合わないというところが現実にはございます。我々も回診してしましても非常に以前の状況とは変わってきて、それでかつ収益がそう上がるわけでもないんですけども、それぞれの一人一人に多くの看護師さんがかかるあるいは助手さんがかかると。そうやって医療をやっていますので、やはり病院としてもそこらをきちっと、これからの医療というのはそういうこともちゃんと手当てしながらできるような体制をつくっていかねばいけないなと私も個人的に思います。

○阿部（眞）副委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。私からこんなことを言うのも口はばったいようですけども、塩竈市にとりましては市立病院というのはどうしても市民にとって大事な医療施設であります。ですから、いつでも安心して通院されるあるいは入院できるような環境をぜひ病院がつくっていただければというふうに考えるところであります。

以上、病院についてはこれで終わります。

続きまして、最後に、時間もありますので1つだけ、水道についてお尋ねします。

水道の場合、大変それぞれ努力されて、いろいろ経営努力されて成果が出ておるわけですけども、今一番大きな問題はやはり県が今進めているコンセッション方式というものです、参画という問題でしょうけれども。まだ決まったわけではなくて、今県議会をやっていますけれども、県議会のほうでもいろいろ議論はされておるようですが、基本的に塩竈市として現段階で、今まだコンセッションとは何かということの勉強会だと思うんですけども、どういふふうなスタンスで臨んでいるか、また将来、今後どういふふうなことでやろうとしているのか、答えられる範囲で結構ですからお答えください。

○阿部（眞）副委員長 大友水道部業務課長。

○大友水道部次長兼業務課長 今、山本委員から宮城県が進めているコンセッションのご質問をいただきました。

まず、コンセッションはこの間議会のほうでもたびたびご質問いただいて、3事業を統合するというふうな内容になってございます、下水、水道、工業用水と。事業実施者は宮城県でございますので、まだ具体的な部分は、スケジュール等々はお話をいただいております。県の統合については平成32年にこのコンセッション方式を始めるといふふうに言われておって、塩竈の場合はすぐにこのコンセッションに参画をするかということには多分ならないだろうと、現段階では。料金関係はスケールメリットを生かして委託の経費を削減するという形になりますので、今塩竈では仙南・仙塩、受水しておりますので、そういった部分の料金が抑えられるメリットはあるというのは今現段階で考えております。将来的にこの部分に参画するかどうかというのは、将来的に県が具体化された段階で、いろいろな各自治体の事情がございますので、そういった部分を勘案しながら検討するべきものだというふうに思っております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 山本委員。

○山本委員 今、下水も一緒と、下水も含めてということは大代のあれも入るんですかね。

○阿部（眞）副委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 下水のほうについては、宮城県のほうは流域下水道というふうなことになりますので、私どもの場合ですと大代にある処理場というふうな形になります。

○阿部（眞）副委員長 山本委員。

○山本委員 ご承知かどうかわかりませんが、大代の施設をつくる際に塩竈市がかなり一定程度の負担をしているというふうなことがありますので、水道も同じで、塩竈市が独自で負担したものがコンセッションになって一体となったときにその部分が考慮されるかということについてはきちんと主張すべきだなというふうに考えております。

いずれにしても、今それぞれの事業会計が公営企業法の適用になったりあるいは全体の会計が公会計の適用ということで、非常に今変わりつつあります。それは何かといえば、やはり国の財政が大変厳しくなってきたよという状況の中で何とか地方財政の健全化を維持しようというための手法だなというふうに私は受けとめておりますので、大変でしょうけれども頑張ってくださいと思います。同時に、また議会のほうにも適宜やはり情報等を出していただきたいなど、それを要望して終わります。ありがとうございました。

○阿部（眞）副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 党市議団で求めましたNo.17の予算特別委員会資料その2の25番、下水道使用料改定時の計画と実績及び平成30年度の計画について出していただきました。今、前段で山本委員も触れておりますが、予算特別委員会ですので、余り額のことには触れてもしようがないのかなと思っているのですが、この資料を出した背景には、党議員団は塩竈市の下水道料金が近隣の市町村に比べて高いほうだということを言ってまいりました。値上げのときには先ほども言われましたように資本費の割合だとか平準化債の状況だとかいろいろのことを言って議論してきたわけですが、その後一定落ちついてきているんだと思いますけれども、下水道の計画期間、その計画期間が10年なのか15年なのかちょっと忘れてしまいましたが一定あって、今現在やられている期間がいつまで、そしてこれからどのように見直しをしていくという、そういう計画があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 計画の期間についてのご質問でした。事業認可計画というものを宮城県からいただくんですけども、今ちょうどその計画の変更の申請をしているところなんですけど、本来であれば今年度で切れるものを今回3年間ほど延長して平成34年3月まで、今のと

ころは延伸しております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 値上げするときだけはいろいろな委員会を開いたり説明したりするんだけど、今またさらに先延ばしするというふうな話でしたけれども、もうそろそろ、やはりこういう今現状にあると。もちろんポンプ場をつくったりいろいろなことを、下水道管を入れかえたりとかいろいろなことがあります。でもそれは復興交付金事業でありまして、そんなに大幅な変化はないと思いますので、そういう時期であつてもきちんとした計画をやはり早くに示すべきではないかと思うんですが、そういう考えはないですか。

○阿部（眞）副委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 前段申し上げましたように、計画期間は平成30年から平成32年度までというふうなことで事務を進めているところでありますが、一方で、前段に水道のほうのコンセッションの話がありましたけれども、宮城県のほうで、公営企業会計部分になりますけれども、まずは宮城県の流域下水道について平成31年度中に公営企業会計に移行したいと、その際に少し値上げを予定しているというふうな話が来ております。

我々のほうは、そういったちょっと不確定要素がありますので、料金の見直しも含めた内容につきましては単年度ごとに精査をしていきたいというふうに思っております。幸いにも今回、平成27年度から平成29年度までの3カ年につきましては当初予定しました71.3%について決算ベースで72%程度に終わることができる。それとあわせて、平成30年度についても同じぐらいの一般会計からの繰出金をもらって事業運営をやった場合72.1%で運営できるというふうな見込みになりましたので、今年度はまずこういった形で現状の料金で事業を運営させていただきたいと。来年度につきましては、前段申し上げましたように、宮城県のほうで流域のほうの負担金がどの程度上がるかというふうなこともありますので、そういったことを踏まえて設定を改めてしていきたいというふうに思っております。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。事情はわかりましたが、いずれにしても市民の使用料も高い、それから今の水産関係業者も下水道を使わせていただいているわけですがけれども、それらの負担も一定あるという中で、やはり産業振興上も含めてそういった見直しをきちんといろいろな形での議論がされることが望ましいと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、管の関係なんですけれども、先ほども言いましたように東日本大震災で土砂が埋

まったくいろいろなことは全部点検されたと思うんですけども、北浜の関係では一部ポンプを使って流した、あと自然流下で、あそこも低いところもありますから、途中なんか、その辺の関係はきちんと維持管理、点検などはきちんと予算の中に入っているのでしょうか、伺います。

○阿部（眞）副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 今、北浜のお話だったと思うんですが、北浜は震災で被災しました管渠等の復旧工事を行っているところでありまして、今おっしゃった北浜の管が傷んでいる部分が具体的にどこかわからないで話をするのもなんですけれども、その辺も含めまして災害復旧工事、維持管理のほうを計上しております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 北浜の工事も実際にやられてきております。それはそうなんです。だから、全体のエリアのところをちょっと私も確認しなければならなかったんですが、そういったところも含めてぜひきちんとやっていくべきだと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

下水道については、あとまた決算のときにも取り上げていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

続きまして、介護保険事業についてお伺ひしたいと思ひておりました。

一つは、当局が出した資料No.13の5ページ、今回は介護保険制度にかかわって6つの条例と、あと予算も出ているんです。私もいろいろ介護保険はやってきたわけだけども、こんなに6つもの条例改正と予算があるというのは、こんななかったんじゃないかと思うぐらい、それだけ目まぐるしい制度改正が入っているのではないかというふうに危惧するわけです。それで、まずこの全体の6つの条例について、総括的に一体どういうことが考えられているんだということを市民にわかりやすくお話しただければと思ひますが。

○阿部（眞）副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 ただいま資料番号13番の5ページでご質疑いただきました。

今回、6つの条例議案ということでございます。この議案を説明させていただくには介護保険法、介護保険制度の改正のほうを若干触れさせていただきます。

今回の介護保険法の改正につきましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法などの一部を改正する法律としまして昨年6月2日に公布されておりますが、その2つの柱

が示されておりまして、地域包括ケア構築の強化、それから制度の持続可能性の確保という2つの柱がまずございます。目的とするところは、団塊の世代の方たちが75歳以上となる2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を進めていこうということでございます。

このあたりに関連しまして、地域包括ケアの深化の関係では保険者機能の強化というふうなものなどが一つ上げられてございます。それから医療・介護の連携の推進というふうなところ、この関係では介護医療院という新しい施設の創設などがあります。それから地域共生社会の実現に向けた取り組みということで、高齢者のみならず、地域のお住まいの方、子供さんなども含めて新たに共生サービスを、障がい者のための共生サービスなども位置づけながらというふうなことなどもございます。

また、2つ目の柱で制度の持続可能性を高めるためにというふうなことで、介護保険制度の持続可能性の確保のために、現役世代の方のための所得の利用者負担の見直しなどもございます。それから介護保険納付金の総報酬制の導入などもございます。このようなところが盛られているところでございます。こちらの関係で市の条例で規定しているところに影響する部分を今回改正なり整備をさせていただこうとするものでございます。

5ページのほうに戻らせていただきますが、まず1番目の議案第17号の介護保険条例の一部改正でございますが、こちらは過般総括質疑などでも説明をさせていただきましたとおり、介護保険料3年間の設定などが主な内容でございます。2番目の地域包括支援センター事業の人員及び運営にというふうなこちらは主任介護支援専門員、この主任ケアマネジャーの方の研修制度が平成27年から改正になってございますが、その表現が変更になったという改正でございます。3番目から4番目につきましては、先ほど来の法改正の影響でございまして、議案第21号の指定地域密着型サービスの人員、それから議案第22号の指定地域密着介護予防サービスの人員の関係、それから議案第23号の指定介護予防支援の人員の運営並びにというふうな条例でございますが、それぞれ共生型サービスの創成や創設に伴う法令改正に整合をとるもの、それから介護医療院の関係での整合をとるもの、そのようなことなどが法令のほうの改正がございましたので、言葉の関係、それから条ずれなどの関係なども含めて改正を行うというふうなものでございます。

それから、6番目の議案第24号の塩竈市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例でございますが、こちらは新設でございます。かつての介護保険法の改正によりまして、指定居宅介護支援事業につきまして、これはケアマネジャーさんの事業所

でございますが、平成30年度から、これまで都道府県の事務でしたが、市町村の事務に置いていくということで、新たな基準を市として設ける必要があるということでの新設でございます。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 まず第1点、介護保険料について伺うわけですが、総括質疑でもありました資料No.13の9ページに書いてございますように、今回第7期目の保険料改正で年間6万8,544円になり、月額5,712円ということに、平均ですけれども、なるということであります。9.93%の値上げということになるのかなと思いますが、第1期から第6期までずっと保険料が上がってきているのではないかと思います、3年ごとに、1期は初年度としても6期まで上がってきているのかどうか、ここの認識を伺いたいのと、それから65歳以上の介護保険料ということになるわけですが、現在の年金、例えば物価や賃金の変動に応じて年金が改正される仕組みだと。私もまず年金がありますのでちょっと見ましたら、平成29年4月に0.1%の引き下げが行われるというふうに書いてございました。そうすると年金が減った中での介護保険料の値上げになるのかなとも考えますが、その辺の認識をまず伺いたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 前段、第1期から第6期までの介護保険料の関係でございますが、全体を通しましては、第1期が2,980円からスタートしてございまして、第6期の5,196円まで上がってきてございます。ただ、その中で3期、4期は同じ額で、4,065円の3期が引き続き4期でも4,065円という時期がございました。だんだん上がってきているというふうな状況がございまして、これは高齢者の方がふえていくに従って介護を利用する方がふえていらっしゃるしまして、その関係で、保険でございますので、負担の割合のほうでふえているという状況がございまして。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 それでは、資料No.13の11ページの議案第18号ですが、先ほど言われました包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例で、これは改正案と現行というふうに対峙して見ますと研修を修了した者を除かれていると、今回。現在どんな研修が位置づけられているものを今回この主任介護支援専門員の研修を外しているのか、この辺について説明してください。

○阿部（眞）副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 今、議案第18号でのご質疑がございました。この包括支援センターのほうの主任介護支援専門員でございますが、資質向上の一環としまして更新制が導入されまして、5年ごとに更新時における新たな研修が創設されてございます。これは平成27年度からでございますが、この内容は変わらずに、今回表現が法令のほうで整理がされまして規定をされてきたということで、条ずれなどの関係で整理をさせていただいた、言葉のほうもこれに合わさせていただいたという内容でございます。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 私の別な情報でいきますと、これまでそういった主任介護支援専門員については130時間の主任研修をやっていたと。この研修を除かれているということは、今まで位置づけてきた研修を大幅に外して資格要件を緩和していくというふうに私は読み取ったのですが、変わらないという今のお答えでしたが、そうなんですか、もう一度お聞きします。

○阿部（眞）副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 初任時の研修は従前からございまして、その制度はそのままに、平成27年から5年ごとに更新時の研修が新たにつけ加わったところでございます。今回の改正はこの表現のほうの改正が法令にあったもので、平成27年からの制度の枠組みは同じでございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 その辺も非常にわかりにくいものですから、介護福祉士のやはり訓練された資格をちゃんと取っていくということは、それはとりもなおさず介護を受ける方たちへのいろいろな影響もあると思っていますので、やはりそういった研修は丁寧に行っていくべきだと思います。

同時に、これとの関係かどうかわかりませんが、身体介護と生活介護とを振り分けられるというふうに、1人の人が生活援助も見ながら身体も場合によっては介護の関係でやらなければならないこともあるかもしれませんが、それがすみ分けされるということになるのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 今回、平成30年度の介護報酬の改定の関係もございまして、今回は生活介護なり身体介護のところそれぞれ介護報酬の中で見直しをございまして、その組み合わせとかあるいはそれでの時間のとり方、それから介護報酬の改定では介護の重度化の防

止とか介護予防を重視されている面がありますので、そういったところでの取り組みのところ報酬のほうに反映されている部分がございます。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 ちょっと言葉だけでわからないので、資料No.10の333ページかな、包括的支援事業費のところを書いてある、そうですね、333ページの下のほうですね、包括的支援事業費に総合相談事業費が書かれて、非常勤職員の報酬などが掲載されています。塩竈の場合の包括支援センターというのは5カ所になっていると、これも別な資料に載っていますけれども。ここにはどういった方々が配置されているのですか。先ほど言った専門員などが配置されているのではないかと思うんですが、どうなのでしょう。

○阿部（眞）副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 包括支援センターですが、まず基本的に3職種の方、先ほどの主任介護支援専門員、それから保健師、社会福祉士の方が配置されてございます。ただ、委託の関係ではその兼務の方もいらっしゃるんですが、認知症の地域支援専門員の方などを委託として発注しておりまして、市内では塩竈市としましては平成30年度4名ずつの体制を組みたいというふうなことでの委託費を先ほどの経費、そのほかの経費を合わせて行っているところがございます。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 もう一つ気になるのが、この単位が下がるのではないかと。要するに支援単位のほうは変わらないけれども、生活支援のほうの単位が下がるというふうに読み取っているんですが、そういう変化はないんですか。2単位ほど下がるというふうに聞いています。

○阿部（眞）副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 介護報酬のほうではいろいろな部分での改正が行われてございまして、介護士の改定でございまして、先ほどから申し上げます地域包括ケアシステムの推進とか自立支援、重度化防止、人材の確保などのところで4つの柱で組み立てられておりまして、個別にはリハビリによって高齢者の自立支援や重度化防止を進める事業所に配分、重度化をされている部分、そのようなところなどがございまして、個別にはそれぞれのところで設定されているところがございます。

○阿部（眞）副委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 今お問い合わせの部分ですけれども、介護報酬は全体で改定率としては

0.54%プラスになるわけでございます。今、曾我委員お問い合わせいただいたのは生活援助中心の介護報酬のところかと思えます。所要時間が20分以上45分未満の方、今まで183単位だった方の介護報酬が181単位、それから所要時間45分以上というのが225単位だったのが223単位ということで、家事の手伝い的な部分についての訪問介護の生活援助が中心である介護報酬については今申し上げたとおり減額になるというところでございます。以上です。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 それで、そういう単位になったとしても、その一人一人の係る時間とか、なかなか自立に向かわない、あるいはもっとサービスが必要だというのを一定整理しながら地域ケア会議にかけて、そしていろいろと方向性を探りながら、できるだけ自立に向かわせるような取り組みにしていくという流れがあるというふうに考えているんですが、その辺ではどうなんですか。毎回地域ケア会議にその都度3カ月に一遍とかそれを出すということになるのではないですか。

○阿部（眞）副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 地域ケア会議は、必要に応じましてその方の個別の対応などを多職種が集まって検討するような場合などに行われるものでございます。今回の報酬改定では3カ月ごとに状態の確認などというようなことが盛られてございますので、一方ではそういったところと並行して、必要な方に必要な介護を行っていただけるように、あるいは皆さんに健康でいていただく、あるいは介護度が下がる、あるいは介護予防が進むというようなことなどであればよりよいことになるのではないかなということにとらまえてございます。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 それでは、これは今そう言っていますけれども、結局は自立支援のほうに、要するに病院から介護施設、介護施設から自宅へという流れをつくる一つの手だてなんですよ。もちろん一人一人に寄り添ったということは言うのかもしれませんが、そういった大きな流れの中での制度改正だと思うわけです。

それで、地域密着型サービス、資料No.13の16、17ページ、これが今度また改正になって、17ページに細かく書いています。これもなかなかわかりにくいんですよ。資料No.10の予算説明書の327ページに地域密着型介護サービス給付費というのが載っています。ここの事業に当てはまる条例改正だと思うんです。ここに共生型地域密着型というのを新設されたと、それから3カ月に1回以上の対象を検討する委員会が開催されるんだと、それから認知症と通所の

利用について、各サービスを利用する場合、1日10人以下にしていくんだと、それから障がい者と介護保険のサービスの関係で密接な連携をしながらも、できるだけそういった人の、その方のケアプランを位置づけとは言っていますけれども、これもやはり考え方によって、見方によってはやはり3カ月に一遍のそういう会議にかけられて判断されると、それから(3)のほうも、担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼することを義務づけると、こういったことをやって要するに病院と介護の関係を連携しながらやっていると、それから主治医の医師に対してはケアプランを交付して、そのことも義務づけなさいよと。非常に細々なことがこの基準改正の中でやられるようなのですが、条例はこの17ページに書いてあることだけなんですか。今回の改正はこの中に全部網羅されていると考えていいんですか。

○阿部（眞）副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 資料No.13の17ページでのご質疑をいただきました。条例の改正は、今回こちらにお示ししたのは国の基準の改正概要をお示しさせていただいておまして、条例のほうでは、この議案第21号から第23号までの条例につきましては基本的には国の基準のところを今後その規定を準用していこうと、独自の規定のところを明らかにして定めていこうというふうなスタイルをとらせていただこうと思っております。

○阿部（眞）副委員長 曾我委員。

○曾我委員 それで、自立支援、自立していくことは人間にとっていいことだとは思いますが、今でさえも自宅に帰れないんだと、帰ったらとても生活できないから病院とか中間施設とかそういうところに頼んでいるわけだけれども、これがどんどん在宅ばかりにかけられたら大変な状況になるのではないかとということを心配しています。

それからもう一つ、資料No.16の27ページに市内特別養護老人ホームの入所待機者数が書いてありますが、平成30年度は要介護3以上の在宅者が60名というふうな状況のようですが、これらに応える施設整備はされるのでしょうか、お伺いします。

○阿部（眞）副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 まず高齢化に伴いまして高齢者の方が多くなりまして、後期高齢者の方が多くなりますといろいろ介護の必要な方も多くなってまいります。全体としましては高齢者の方がふえてまいりますので、お元気な方もすくいながら、必要な方には必要なサービスをとというふうなことを進めていきたいと考えてございます。

あと特別養護老人ホームの関係でございますが、広域型のところを二市三町との話もしながら検討しているところでございます。以上でございます。

○小野委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 私のほうからは市立病院の関係でちょっと何点かお尋ねをしたいと思います。

前段、補正予算の質疑は行っていますので、1億1,700万円を質疑を踏まえて認めたというか、補正予算については認めたという経過があります。

もう一つ、時間もなかったのでちょっと聞けなかったんですが、監査の報告、企業会計の病院の関係で言うと短期の借入れを3億1,700万円ぐらいですかね、借入れをしているようなところの記述がありました。これは去年の10月、11月、12月ごろですかね。それは借入れですので、どこかで必ず返すと。本体は一般会計の基金からどうも財源を取り崩して短期借入れをしたということですが、まずその点だけちょっと、どういう事業に充てるのか出発したいと思います。

○阿部（眞）副委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 一時借入金の宛先ということについてお答えさせていただきます。

これはあくまでも病院事業の運転資金の部分で、収入が入ってこない部分についてそれを一時的に借入れをして賄っているというような性質のものでございます。以上になります。

○阿部（眞）副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 運営上必要な運転資金ということですね、簡単に言うとね。

そこで、それは返済は大体どのぐらいの期間で一般会計のほうに返すんでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 あくまでも一時借入金ですので、1年を超えない期間でというふうになってございます。なので年度末の3月31日までには一旦全額お返しするというような中身になってございます。

○阿部（眞）副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると補正で、去年の10月の段階での借入れですので、そうするとこれは平成30年の3月末で返済をしていくというふうに捉えてよろしいですね。それは返済の担保はどこら辺にあるんでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 お答えいたします。

これにつきましては、年度末に市中銀行のほうから一旦お借りいたしまして、それをもって一般会計にお返しをするというような性質のものでございます。

○阿部（眞）副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 いずれにしても病院の経営をどうきちんと軌道に乗せていくかということが大前提なんだろうと思うんですね、金融機関への返済もやはり滞らせてはまずいわけでして。

そこで何点か確認をさせていただきます。

さきの質疑の中でも、紹介状が平成28年1,456件でしょうかね、それから平成29年は1,310件というふうにありました。資料No.11のところでも1ページを見ますと病床が123床、うち包括ケア病棟が恐らく42床でしたかね、42床だったと思うんですが、そうすると残り81床が一般病床ということになります、あとは療養と。こういったことでの関係で区分するというか、そういうふうになっているようですが、そうするとその3つ、161床のうち、直近でもよろしいですが、例えば1,310件の紹介の中で、実際に病院のほうで受け付けて、急性期からこういったケア病棟のほうなんかにはどのぐらいの実績として、例えば1,310件のうちどのぐらいだったのか、ちょっとあらあらで結構なので教えていただければと思います。

○阿部（眞）副委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 どれぐらいの紹介の中で地域包括ケア病棟のほうに入ったのかというご質問かと思えます。具体的には1,456件、平成28年度の数字、先ほどご報告をいたしました、その中から入院の件数が280件でございます。280件の中で具体的に地域包括ケア病棟に入院したという数字は実は押さえてはございません。しかしながら、平成29年度の4月からここまで月大体十五、六件の紹介がございます。入院につながった転入院の数でございますが、月十五、六件が基本的には地域包括ケア病棟のほうに入ったり、あとはその中から少し一般病棟のほうに入るものもございまして、本当にざっくりとした数字で申しわけございませんが、大体月10件前後が地域包括ケア病棟のほうに入っていると考えますと年間で大体120件ぐらいになるのかなというふうにも今考えてございます。

○阿部（眞）副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 大体110件ぐらい扱っているというのはわかりました。そういうことも含めて、ざっと1,300件、1,500件ぐらいの地域の皆さんのいろいろな紹介の中で案外と少ないんだなというのをちょっと感じました。

なぜかといいますと、最初の予算の提案の際に、年間で(2)のところで入院が5万5,225人、外来が6万7,417人、1日平均患者数は入院で151.3人、外来で276.3人というふうになっています。全体としては93.9%のベッドの回転率というふうに示しております。昨年がたしか補正予算の絡みで言うと8割、八十数%ということなので、かなりベッドの回転率を上げていくというのは医師とそれからやはり看護師、技術者のかなりの連携がなければこれはできないと思うんですが、そこも含めて93%に引き上げていく上での勘どころだけ教えてください。

○阿部（眞）副委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 入院患者をいかに確保していくのかというお話かと思います。

先ほど来ご説明をさせていただきましたが、まず7対1病院からの転入の受け入れというところを、今、月16件ぐらいというお話を申し上げましたが、ここを40件まで引き上げていくと。まずそこが一番大事なんだろうというふうに考えてございます。それからもう一つ、やはり救急患者の受け入れと。救急患者の約半数は入院につながりますので、この2つをしつかりと行うことによりまして入院患者の確保のほうをしていきたいというふうに考えてございます。

○阿部（眞）副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、救急と転入院の関係で40件を目標にすると。包括ケア病棟というんですか、そこに入れていきますよというのは理解したところですか。

そこで、一つはそういった点で、前段の議論にもありましたが、地域包括支援室というのが設けられているというのは前段も議論の中でありました。お医者さんが1人と、あと内訳だけちょっと教えてください。

○阿部（眞）副委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 当院の地域医療福祉部の中に地域医療連携室です。こちらの室は、室長、これは看護師資格を持っている看護師長クラスの者が室長として1名、それから事務職員として正職員1名、それから看護指導官として、退職された方なんですけれども、非常勤職員として1名、それからあと事務補助パートが1名、計4名でこちらのほうに当たっております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 今お聞きした関係で、ドクターは入っていないということになるんでしょうかね。

そうすると地域連携室が地域ケア病棟への受け入れを決めていく一つの決め手だと私は思うんですが、そうすると看護師長ということは看護部長に当たる方なんでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 看護師長というのは、看護部長ではなくて、いわゆる課長級といいますか、各病棟の病棟師長でありますとかあるいは外来の師長と同等の職ということになります。以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 これを動かしていく上では非常に大事なところだと思うんですね。お医者さんとの関係も当然ここは出てくるはずなんですよね。医師との関係、それから各看護部門との関係の連携できる仕組みが何より基本かなと思うんですが、そうすると看護師長さんの果たす役割は大変大きいかなと思うんですが、どこまでの権限があるんでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 まず医師との連携というのは、まず院内のほうで方向性、方針というものをまずきっちりと定めて、その中で業務も決めているというやり方をとっています。その権限を受けまして、大きな病院からの受け入れというものをPRしたり、それから日々のように行っております各病院からのさまざまな連絡調整というものをさせていただいて、当院のほうにお迎えしているというのが現状でございます。以上です。

○阿部（眞）副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつこの辺の関係の対処方をよろしくお願いをしたいと思います。

そこで、診療報酬の体系が今回変わって、診療報酬について平成30年度の方針改定というのが既に報じられておりますが、私どもが聞いた限りでは診療報酬は本体アップというふうに聞いておりますし、一方で我が市の市立病院で言うとケア病棟の報酬というのも上がるのかなと思うんですが、これはセットで上がっていくということで捉えてよろしいでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 まず診療報酬のほうは、先ほどちょっと介護もありましたけれども、診療報酬の本体として0.55%の引き上げです。増になります。一方で、薬価、それから材料のほうの価格、こちらがマイナスの1.74というところになりまして、単純足し算いたしますと1.19のマイナスというふうなところになっているというのが現状です。

こういったところを踏まえまして、今回の診療報酬の目玉であります地域包括ケアの構築と

いうのをかなり国のほうで推進してございます。その中でも地域包括ケア病棟のほうの診療報酬が上がるというところの見込みが当院としても追い風になっているものというふうに見込んでございます。こういったところのしっかり報酬を得た上で、プラスになるところはしっかりまず押さえていくと。これまでにないプラスになるところもありますので、そういった国の動向を踏まえながらも、診療報酬、いわゆる収益、入院収益の確保というものをしっかり行っていくという考えでおります。以上です。

○阿部（眞）副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで診療報酬は多少プラスになるというのは承知したところでは。

そこで、もう一つちょっと懸念するのは、病院の11番の議案書のところで、医師の関係、職員の関係、山本委員も述べられましたが、それは重複を避けますが、10ページのところに全体で職員数が158名ですというふうに記載しております。8ページのところで言うと、平成29年4月1日現在の(3)等級別職員数というところを見ると平成29年1月1日現在で15名が今年度は医師の数が14名、職員数の一番下段ですね、というふうになっているようですが、それでよろしいのかどうか、医師の数が減ってしまったの予算見込みなのか、ちょっと確認させてください

○阿部（眞）副委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 あくまでも1月1日現在の現行体制でいけばということになりますので、こちらにありますように医師14名での予算組みという形になってございます。以上です。

○阿部（眞）副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると14人の体制で九十数%のベッドの回転率、93.9%の回転率を引き上げていくというのはなかなか大変かなと。そうすると必ずや常勤医師の確保というのが欠くことができないというふうに思われますが、新年度に向けて、今現在は15人で恐らく医師の確保はされているものの、新年度に当たって、退職あるいはほかのほうに移るのかなと思われるんですが、新しい医師の確保というのはどんなふうな方策、対策を立てていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 医師は昨年1人退職して、そのまま不補充のまま来ております。医師の対策で、医師を入れる場合は一応3通りありまして、一番はやはり大学から入っていた

だく、派遣していただくというのが大きなところでございます。主に内科、外科は大学の医局に依存してやっております。それから、あとは県のほうのドクターバンク、あとは民間のところからということで、今、大学のほうにも私もたびたび訪問して医師の確保に働きかけております。まだ具体的にどうのという数字は出ておりませんが、頻回に訪れてその依頼はしておるところでございます。以上です。

○阿部（眞）副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 医師1人当たり大体1億円は診療報酬の点でも医業収益の上でも確保できるというふうにたしか前にも聞いたので、やはりお医者さんの確保、もちろんスタッフも必要ですし、医師がいなければ、やはりそれは病院経営としてはその1億円の穴があくと、当初の見込んだ予算よりも減額せざるを得ないということになってまいりますので、これはぜひ医師確保は必須の確保と。なかなか難しいところもありますが、ぜひ、以前は16、17人ぐらいたのかな、いろいろな関係で。やはりきちんと対策を立てていただければよろしいのかなというふうに思うところです。

最後に病院の関係でちょっとお聞きしたいのは2点です。

1つは、先ほど地域医療構想、県で進めている関係がお話しされました。それで、たしか私の聞くところでは県内で千数百のベッドがなくなっちゃうというふうに私どもは説明を受けたんですね。地域再編というか、そういうことも含めてだったと思います。そこで、県ではその地域医療構想に基づいて基金化をしているというお話をちょっと聞いていたんですが、それでよろしいのかどうか、ちょっと確認させてください。

○阿部（眞）副委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 宮城県におきましては、地域医療構想、地域包括ケアシステムの構築に向けまして平成26年に地域医療介護総合確保基金ということで基金化をしているというふうに聞いてございます。以上です。

○阿部（眞）副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、ちょっと関連してお聞きしたいのは、2,000万円の委託調査とここの関係で、いわば全体として診療科のある意味これからどうするかという話なので、結論は出ていませんよ。出ていないけれども、やはりそういった我が市立病院として必要な診療科はどこなのか、あるいは経営としてどういうふうにするかということの関係で先ほど言った基金の問題も出てくるのかなと。やはり県からの基金をもらえればそれなりに病院の立て直し方

策にもつながってくるのではないかなと思うんですが、その捉え方でいいのか。いやいやこれはちょっとまずい話だと、もっとベッドを削減する話との直結なんだということで、そこから辺の判断を示していただければと思います。

○阿部（眞）副委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 地域医療の確保推進補助金というものの対象になるというところなんですけれども、対象とはまず多分ならないというふうに理解しております。というのは、地域医療構想そのものというのが、これは国のほうでも推進しております地域包括ケアシステムというふうなところも関連してございまして、例えばですが、病院間の分化連携というふうなところ、診療科もある程度縮小したりとかあるいは業務そのものを連携していく、その再構築のためのハード面の整備だったりとかそういったものが対象になるというふうな理解のものです。今回の2,000万円につきましては、当院が単独で行う現状の分析、それから建設のあり方というものを詳しく調査するという中身にしてございまして、今回の基金の対象にはまずならないのではないかなというふうに思っております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そういう点では、平成23年度の病院事業の予算、相当やはりハードルの高い予算というふうに捉えてよろしいのかなというふうに思います。

地域医療連携の関係で1点だけお聞きしたいんですが、当然急性期の患者さんを受け入れるというのは承知したところですが、これはいろいろな情報提供をしているということはわかりますが、さらに頻度を高めて、お互いにこういった地域連携のためのさまざまな方策、手だてを打っていくというお考えがあるのかどうか、その辺だけちょっと確認させてください。

○阿部（眞）副委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 前にお話ししたかもしれませんが、7対1病院の先生方うちの先生方、向こうのある病院の副院長の先生以下十何名ぐらいいらっしゃって、うちの病院でも同じように、どのような患者さんを受け入れられるか、どのようになったら転院できるかとか、そういうのを具体的にやっておりますので、そういうものをほかのまた7対1病院にも広げて連携を深めていきたいと思っております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつ病院の受け入れをしっかりとっていただくということと、特には救急の受け入れをしっかりと受け入れていって、やはり印象で、院内のほうに入院すると

いう仕組みをつくっていくとかなり恐らく診療報酬単価も引き上がることになるのかなと思いますので、外来も当然ながらふえていきますので、ひとつその辺の対処方よろしくお願いをしたいと思います。

時間もあと10分ほどですので、市立病院はここで終わらせていただきます。

そこで、水道会計のほうにちょっと論点を移らせていただきます。

主に使うのは議案資料No.2の18ページですね。水道料金の額の特例に関する条例を廃止する条例というふうにあたって、4月1日からそれを施行しますという条例があたわっております。そこの関係で関連する資料が出ておいて、それは当局が出した資料No.で言うと、議案資料13番のところでは水道事業会計の今回の条例改正に伴うところが若干触れられています。19ページに載っています。

ここで特例を外しますよと、なくしますよと。これがセットで説明として提案されている。4段階、50から100立方メートルまでの関係で10円マイナスとなったと。5段階、100立方メートルから超えるもの、大口需要者で50円減にしたと。括弧の下の表に特例の実績ということで1億2,000万円ぐらいでしょうか、こういったことが書かれております。資料No.17の178ページ、ここに具体的に詳細が載っております。全体としては約1億2,000万円の軽減策を打ってきましたというのは全体としてはわかるわけなんですけど、今回の特例を廃止するに至った経過だけお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 大友水道部業務課長。

○大友水道部次長兼業務課長 伊勢委員にお答えをいたします。

この特例を廃止するに至った経過ということでございます。こちらは水道事業の会計上の問題というのが一番大きくなっております。今回、平成30年度予算にも提案をさせていただきましたが、平成30年度から梅の宮浄水場の電気計装類の更新工事、これは債務負担行為で19億1,000万円ほどを上程させていただいております。4年間で工事をするわけなんですけど、多額の資金を投入する形になりますので、苦渋の選択ではございましたが、水道事業会計として2年間の特例、そして1年の延長、トータル3年間、約1億2,200万円という部分を水道事業単独で資金を投入したという部分で、一旦ここで終了させていただくということで判断をした状況になってございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 苦渋の選択というか、そういう話がございました。やはり経費が、簡単に言うと経

費がかかっちゃうと、梅の宮浄水場その他の電気設備なのかな。それは承知しているところ
です。

実施計画の冊子を見ますと、31ページに今述べられたところが触れられているのかなと思
います。31ページの梅の宮浄水場排水処理施設及び電気計装類更新事業ということで、過般、
これは債務負担行為を設定してこれからの資金を展開していくということです。平成30年度
は4,700万円程度ですので、どういう予算かちょっとわかりませんが、その範囲の事務的な経
費なんでしょうね。それで、今後2億2,400万円、平成31年度、平成32年度約8億円とい
うことでここには書かれております。そうすると今年度のこの事業の関係で事業費はどのよう
に組み立てられるのか、ちょっと確認させてください。

○阿部（眞）副委員長 佐藤水道部工務課長。

○佐藤水道部工務課長 実施計画書の31ページには平成32年度までの事業費が計上されてお
ります。平成33年度につきましては8億7,930万円ということで、4年間で合わせまして19億
1,000万円という形で事業を実施してまいります。平成30年度につきましては、初年度とい
うこともありまして、まず契約のほうを整えまして、まず工事積算基準という段階から入っ
ていくということで、予算は470万円の計上という状況にとどめております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 お聞きしたかったのは、平成31年度、平成32年度、梅の宮浄水場排水処理施設等々
の事業のいわば進め方の上で、予算措置、起債充当、あるいは水道会計の大体事業費をどん
な感じで組み立てをしていくのかということをお聞きしたかったんです。

○阿部（眞）副委員長 大友水道部業務課長。

○大友水道部次長兼業務課長 起債の関係ですので、私のほうからお答えを申し上げます。

当然起債の充当は、約8割を上限といたしまして起債を打つこととなります。残りの2割は
どうしても水道事業単体で支出をすることとなりますので、そういった部分で運転資金を含
めて資金が必要になってきているという状況でございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そういうことでの起債ですね。そうすると、その起債を打ちながら
こういう事業をやっていきますよということなんですが、そこで昨年度末の水道会計の余剰
金というのはどのぐらいありますか、今現在。

○阿部（眞）副委員長 大友水道部業務課長。

○大友水道部次長兼業務課長 昨年度末剰余金、No.12の資料のほうにもございます。キャッシュ・フロー、計算書が資料No.12の6ページにございます。ここの資金期末残高、これが14億2,237万円という形になってございます。12ページの予定貸借対照表、これも現金預金がこの金額で一致しております。ただ、14億円は載っていますが、財務上の現金はここにプールしておりますが、この現金の中で下水道預かり金、これは現金、1回下水道料金を徴収していますので、そういった部分が1億1,000万円ほど、あとボーナスとかに積み立てる引当金という部分、当然支払いする部分がございますので、自由に運転資金等含める現金というのは、ここの平成30年度の貸借対照表上では資本の部の(2)の利益剰余金というのがあるんですが、イの減債積立金、ロの建設改良積立金、ニの当年度未処分利益剰余金、これを足し合わせますと12億9,000万円ほどになります。これが一般的に言われている内部留保資金というふうな形になりますので、それで事業運営といろいろな建設改良の事業に充てる資金となっていますので、実際に使えるお金は12億9,000万円という形になります。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど12億9,000万円あって、起債8割、これは水道の剰余金を使っての2割の財源ですよ、残りね。そうすると、いろいろ計算をしてみると、2割の分についてはこの実施計画から見ると総額で2億ちょっとぐらいなのかな、財源上、こうしているのかなと思います、これは正確でなかったら申しわけないんですが。

今回、条例提案があって、水道を使う事業者で製造業、水産加工業者の方々にとってのご意見をいただくと、1つは年度末、決算をしなければならない、来年度の予算を立てなければならないということで、厳しい話がされました。やはり原材料の高さ、それから消費の横ばい、一番やはり水産業者の方々が言ったのは経費をどう削るか。そうすると今回の予算をもって削るところがなくなってしまうのではないかと、もちろんいろいろ努力はされると思うんですが。その点を1つは指摘しておいて、これで終わらせていただきます。

○阿部（眞）副委員長 暫時休憩いたします。再開は15時10分といたします。

午後2時56分 休憩

午後3時10分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発

言くださるようお願いいたします。志子田委員。

○志子田委員 市民クラブの志子田です。私からも何点かお聞きしたいと思います。

最初に、資料No.16の17ページで繰出金一覧表というところから全体的な特別会計の事業についてお聞きしたいと思います。それで、この表を見ると全部の特別会計、それから病院と水道と、これで全部のきょう審査する事業名が皆出ているので便利かなと思って聞きます。

それで、平成30年度の繰出金の合計は51億円余り、昨年度の平成29年度は59億円ですから、全体としては、繰出金を使ってする事業全体としては少なくなっているという傾向かなと思いますが、その中でも平成30年度のほうが繰出金の金額がふえているところもあります、病院事業とかね。そういうことで、全体的な特別会計の事業、繰出金を使ってどのような事業、どこのところをするのか、それを全体的にお聞きしたいと思いますので、よろしく願いします。

○小野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。繰出金が各会計の何の財源になっているのかお答えするということになるのでしょうか。1つずつ申していきます。

交通事業特別会計については、基本的に繰出金については、県の補助金が一般会計経由で入ってきていますので、離島航路補助金というんですけれども、それを計上しております。もちろん各交通事業会計の事業の財源として繰出金が使われるというふうな形になっております。前年度から大きく減になったのは、冒頭説明させていただいたとおり、昨年船の建造費を予算化していたというところでございまして、それが影響しているものでございます。

国民健康保険に関しては、基本的に全て基準内繰り出しですなんけれども、一般会計が本来負担するべき分ということで、額が大きいところだと保険基盤安定への繰り出し分、これは国・県からやはり一般会計が一旦補助を受けて、正確には負担金かな、それを一般会計からまとめて国保のほうに繰り出すというのが額としては非常にウェートが大きいものでございます。

魚市場に関しましても、先ほど担当課のほうからも説明ありましたとおり、やはり繰り出し基準として全体の営業費用の30%を一般会計が負担するというのがルールになっております。あとはその他元利償還金の50%を繰り出すというのも一つの基準になっております。

下水道に関しましても、これも基本的に額が大きいのは基準内繰り出しになるんですけれども、まずやはり大きいのは雨水処理負担金関係、雨水公費、汚水私費という大原則に基づい

て雨水の負担分に関して一般会計からの繰り出しをするというのが額としては大きいです。ただし、塩竈市の地理的形状、地理的要因等から鑑みて汚水のほうも非常にコストがかかっている状況、そういったことから政策的に出さなければいけないということでは基準外の汚水の分に関して大きく膨らんでいるというのが下水道の繰り出しの特徴になります。

あとは漁業集落排水に関しましても、基本的には公債費の分に対しての繰り出しですとか、あとやはり前段申しました災害復旧費を今回計上しております、それで災害復旧費の震災復興特別交付税充当分については一般会計から特別会計のほうに繰り出しをしております。これが増要因になっております。

公共用地取得に関しては、公債費部分の一般会計からの繰り出しです。

介護保険に関しましても、基本的にはルール分になります。全体の12.5%を市で負担するというルールになっておりますが、その分に関しての繰り出しを計上しております。

あとは後期高齢者医療に関しましても、国保と同じように保険基盤安定への繰り出しというのが額的には非常にウェイトが大きいところでございます。ルール分としてやはり市が基準内として繰り出しをしていると。

あと北浜地区と藤倉地区の復興土地区画整理に関しましては、やはり復興事業ですので、市の復興交付金基金からの繰り入れをした復興交付金と、あと震災復興特別交付税について市の一般会計を経由して特別会計に繰り出しをしているという内容です。ですから、復興事業の進捗に伴いまして、ここも繰り出金の額が増減するというふうなシステムになっています。

水道に関しましても、基本的には繰り出しというのは基準内でございますけれども、大きいところではやはり災害復旧関係の市の負担分ですとか、あとは安全対策ということで老朽管更新事業の上積み分に対してのこれも基準内として一般会計から繰り出しをしている内容でございます。

市立病院に関しましては、基準内外が混在しておりますが、やはり繰り出し基準に基づいて、例えば救急医療関係ですとか企業債の償還に対する2分の1の繰り出し等々については額が大きくウェイトを占めているかなど。基準内は何度も話が出ていますが、これから2,000万円、基本調査の分としての繰り出しは基準外として出しております。

こういった形で、各特別会計、企業会計の事業それぞれの財源としての繰り出金の繰り出しというような内容になっております。以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。ではそういうことで、全部の会計をここで説明してもらおうと、ああこういうことで平成30年度そういう事業が進んでいくんだなというのもわかると思って、繰出金からの業務内容をお聞きしたところです。

それで、特にふえたところ、市立病院の繰り出しが平成29年度から平成30年度を比較すると多くなっている原因、調査事業ということで聞いておりました、それ以外にも。そういうことで、このくらい最初から平成29年度に比べて市立病院の繰り出しが当初の予算で繰出金を昨年度よりも多目にとっている、こういう新規の事業をやりますというところを聞きたいんですが、その辺のところをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○小野委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 今の財政課長の答弁にもございましたが、平成29年度から平成30年度で5,500万円ほど繰入金が増加してございます。

内訳、繰り返しになりますが、ルール分が2,800万円、それからルール分というか、基準内が2,800万円の増、基準外のほうで2,600万円ほどの増というふうになっておりますが、そのうち基準内につきましてはやはり救急医療の分、この分で1,100万円ほどがふえている部分になっております。それから、同じく基準内のほうでふえている1,600万円につきましては、これは起債の償還の元金の2分の1の分がふえたということで、合わせて2,800万円ほどが基準内でふえてございます。

それから、基準外のほうで大きくふえたところの話ですが、これも重複になりますが、基礎調査事業の分ということで2,000万円を繰り入れていただいた部分、これが一番大きいというふうに考えてございます。以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。きょうの質疑でさんざん市立病院事業の特に基礎調査事業のことについては皆さんお聞きしたので、特別私からそれ以上のことを言う論点もございませんが、そのところは皆さんが関心を持っているということの証拠だと思います。私も、せっかく今年度病院のほうをこういうふうに最初から繰り出しとしてはふえた形でやって、今年度、平成30年度の市立病院事業をやるということなので期待しているところでございます。

それで、その件だけ言えば、基礎調査事業ということになれば、市立病院事業会計予算の資料11番の19ページのところに病院建設基礎調査委託料2,000万円ということですがけれども、い

ろいろお話を聞いて、今のところの場所ばかりでなくて、いろいろな候補地を決めないとい
これからの展望は開けないのではということになりました。それで皆さんがあとそれ以上は具
体的にはどこですかとは言えないでしょうということだったんですけれども、そこまでは私
もここというところまでは聞けなくてもいいとは思いますが、

その説明のところでは候補地としてちょっと気になったのは、やはり交通の便のことも考えて
そういういいところに決めるべきだというような説明があったと思うので、どの程度その交
通の便というのが候補地の中の選ぶときの要素としてどのくらいの重要度を占めるのか。そ
れから、広さは聞きましたように1万平米ぐらい、それ以上要るだろうということで、そう
すると大体限られてくると思うんですけれども、候補地が何カ所かあったとして、そうす
ると、どこのところだったら交通の便がいいというふうに考えているのか、あるいは交通の便
はそんなでなくても総合的に土地がそこしかないからそこに決まるということにもなるのか、
その辺の割合のところをどのようにお考えになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○小野委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 前の答弁の中で交通アクセスのお話をいたしました、や
はりまず当院にいらっしゃる患者さんの交通アクセスというのが一番大事かなというふう
に思います。例えば循環バスが通っている部分の停留所が近いとかあるいは駅だったりとか、
そういったものが必要なところではないかというふうに考えます。

それからもう一つございます。やはり救急患者の受け入れというところでの幹線道路のそば
というのがやはり一番大きな要素になるかというふうに思います。ある程度の広さがあるよ
うな市道だったり県道あるいは国道というふうなところの沿線というのが非常に交通アクセ
ス、これが救急患者の受け入れに非常に大事なところかなというふうに思いますので、そう
いった意味での交通アクセスの必要性、重要性があるというふうにお答えしたところです。

以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。あとそれ以上具体的なところはこれから調査し
てということでしょうから、前向きに進めるように頑張ってくださいと思います。

それでは別のことを質問したいと思います。

国保のことで資料No.16の18ページの表、鎌田委員も朝一番で聞かれたところではござい
ますが、私も毎回このことについては質問させていただいているので、この表を見て、平成

28年度の国保税滞納世帯の所得階層分布ということで、前々から私は中間所得者層の滞納世帯の割合のほうが多いんじゃないのということを質問していましたがけれども、ここを見て、この金額と構成割合のところを見て、担当課のほうではどのように分析されているでしょうか、お願いします。

○小野委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 こちらは滞納世帯の割合についてのご質疑でした。

委員おっしゃいますとおり、所得の低い世帯に関しましては2割、5割、7割の軽減が入っております、所得のさらに高い世帯に対しては限度額というのがありまして、それ以上は上がらないという感じで、何と申しますか、それぞれ割引と言ったら変ですけども、そういったことがあります。その中間世帯につきましてはそういったものがないので、やはり負担感というのは高いのかなというのは感じているところでございます。以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 私はずっとそのことを言っていたんです。それで、中間所得層、この表で言うと200万円以上のところからの問題じゃないかなと思うんですけども、ずっと言い続けてきたのは、その200万円未満の方の納付率は早まってきたわけですけども、それ以上の方が、今現在かえってそれ以上の所得の人のほうが払うのに大変なんですよということをこの表をもって証明されていると思って質問、毎回聞いています。

それで、平成15年のときの表を見ましたけれども、今から15年ぐらい前のときは100万円から200万円未満の人の滞納世帯の割合が19%だったんです。それが平成28年度は14.2%と、200万円未満の人が減ってきているのね。それから100万円未満の人も、その当時平成15年は14.8%だったんですけども、7.9%まで減ってきたんですよ。そして、分かれ目はここからなんです。200万円から300万円のほうに来ると平成15年のときの滞納世帯の割合は19.3%だったんですよ。それが平成28年度は20.7%とふえているのね。それから、300万円から400万円も平成15年度のときは15.4%だったのがこの平成28年度は21.7%と。やはり200万円、300万円の人が納めにくい状態になっていると思うんですよ。それから同じように平成15年のとき400万円から500万円未満の人の滞納割合が15.2%だったのが平成28年度は18.8%でしょう。それから500万円以上というのも10.6%から11.4%ということで、全部、ここの200万円のところを境にしてそれ以上の多い所得の人たちの滞納割合のほうがふえてきた、ここ15年間で。そして200万円未満の方は減ってきた、そういう傾向になっているんです。ということ

は、そういうような今利用料金体系になっているのではないかと思うので、その辺のところ、やはりそこが境目ですから、納めやすくなるような税制度に、今年度はどこ部分で改定されるかわかりませんが、その辺のところを勘案してやっていただきたいなと思います。そうすればますます収納率が上がってくると思うんだよね。実際に国民健康保険税高いねと実感してなかなか納められない世帯というのは200万円以上の人なんだということを知ってほしいので、そしてその辺のところの対策を打ってもらいたいと思いますが、その辺のところの私の感じている意見に対してどのような方針を出されるのかお聞かせ願いたいと思います。

○小野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 委員ご指摘のいわゆる軽減対象にもならない、さらに減額にも接触しない、いわゆる中間所得層の減税もしくは負担金についてどのように考えているかというご質問についてお答えさせていただきます。

まず税率関係を所管しています保険年金課としましては、この点につきましても定例会でもご指摘いただいている部分でございまして、まず平成27年度の税率改正の際には、ご指摘の中間所得層の負担感が大きい所得割、これを医療分について7.7%だったものを0.5ポイント引き下げまして7.2%まで引き下げているということを実施しております。これは当時の平均改定率が6.05%に対しまして今の所得割の引き下げについては6.49%引き下げさせていただいたと。さらに、今回の平成30年度からの保険税の減税につきましても、同様に所得割の方々にも同じような形で軽減の恩恵が行き渡るように、例えば所得分でありますと今医療分と後期分と介護分については現在合わせて12.35%、所得に対して12.35%の賦課をしているところですが、本市の12月定例会でお認めいただきました改定率につきましても1.35ポイント引き下げました10.93%、平均ですけれども、所得割に関しては10.93%の引き下げ、率として見た場合は引き下げをしております。こういった面から中間所得層の方々にもある程度の軽減にさせていただけるのではないかとこのように考えております。

具体的にモデルケースで申し上げますと、給与収入ですけれども、4人家族でお父さんとお母さん、お子さん2人という世帯ですけれども、570万円、定例会の資料でございまして、570万円の収入の世帯の場合の今回の税率の軽減額につきましても6万4,900円、率にしまして約10%の軽減ということを実施させていただいておりますので、こういったことから中間所得層の方々に対しましても一定程度の対応をさせていただいているという状況でございます。よろしくお願いたします。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 今、いっぱい詳しい数字で述べてもらいまして、ありがとうございました。対応されているのはわかるし、対応してもらいたと思います。

それで、考え方、ですから本当に、減免の制度ということなんですけれども、そもそもの考え方、要するに累進課税で、高所得の人からはいっぱい税収を上げることなんだという考えだとは思うんですね、そもそもの考えが。ですから、それをやっていったときに、本当にそういう考えでやっていって、今、中間所得層の人たちのそこが現に納めにくくなっている現状が、今、世の中そういうふうになっていますよということは、このことだけは私言いたかったので、それに皆さんが同じような負担感になるような、そういう制度にぜひ直していただきたいと思います。全員で納めて、その中で、皆さんから集めた中で国保税が成り立っているということですから、やはりいっぱい納めてくれる納税者に対してもそういうふうな気持ちで、いっぱい納めてくれてありがとうございますねと、そういう気持ちでもって、だからそうでない人はそんなにかけないでも国民健康保険をこうやって使えるんですよというふうになれば、やはりいっぱい納めている人も納めがいがあると思うんですけれども、1人の金額が高くて安くて保険制度を使う割引率とかそういうものは同じですから、そういう意味ではもうちょっとやはりそれなりに負担している方にも優遇になるような制度を本当にしっかり考えてもらいたと思います。私、毎回このことばかり言っているようでございますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。この件はこれで終わります。

それから、平成30年度の予算案ということでございますが、下水道のほうもちょっと実際にどいなくなっているか、今年度どういう事業が進んでいくのかということを知りたいと思います。

実施計画の100から101ページ、そこに下水道整備事業、大きな事業が今年度はいろいろありますよということで出ていますので、相当事業が進捗して、平成30年度で大体下水道のほうはめどがつくのではないかとことしの予算じゃないかなと思って私は聞きます。それでしっかり平成30年度でこの事業をやり切っていただいて、そうすると大体皆終わるんだなというような姿、塩竈のそういう社会資本整備が終わったんだというような形に今年度頑張ればいけるんだなというところを予算で示してもらいたと思います。

それで、具体的にどういうふうに進めていくのか、港町二丁目地区下水道整備事業、それから北浜地区区画整理関連下水道事業、藤倉二丁目地区下水道整備事業、越の浦地区下水道整

備事業、これを皆こいなぐやるとこいなぐなくなりますと、あとは残りはこのぐらいしかないですよというふうな平成30年度の進捗度合いを皆様に説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 実施計画の中の下水道事業についてのご質疑でございました。実施計画の100ページから101ページ、まず100ページの港町二丁目地区下水道整備事業からご説明させていただきます。

こちらの事業につきましては、記載のとおりですが、中央第二ポンプ場と中央第二貯留管を整備する事業となっております。中央第二ポンプ場、貯留管ともに今年度、平成29年度に完成しております。平成30年度、残りの事業につきましては、工事中に中の島公園の中を施工ヤード等として使わせていただいた部分もありまして、その公園の復旧工事にあわせて植栽等の復旧工事を行います。それによってこの事業については平成30年度で完了の見込みとなっております。

次に、101ページごらんください。

北浜地区区画整理関連下水道事業でございますが、こちらは本体工事といいますが、北浜の区画整理自体がかなり進んできていまして、その基盤整備にあわせての下水道の污水管、雨水管の整備が若干残っているんですけども、これも平成30年度で区画整理工事にあわせて完了の見込みとなっております。

次に、藤倉二丁目地区下水道整備事業ですけども、こちらは新浜町杉の下線、新しく道路をつくっている部分の下に雨水幹線を入れる工事になりますが、こちらもほぼ工事は完了していまして、平成30年度は、その幹線を入れたことによって今まで使っていた水路が不要になるんですけども、その撤去もできませんので、そこら辺のでこぼこになっている部分を平らにして流れやすくする等の工事が一部、平成30年度に残っております。

最後になりますが、越の浦地区下水道整備事業ですが、ポンプ場については放流渠、ポンプ場ともに完成しております。残りにつきましては、ダブル踏切のほうに向かったの流入渠になりますけれども、こちらは平成30年度に事業着手を目指してはいますが、完了となると恐らく平成31年度、平成32年度のほうまでかかっていくのではないかとこのように思っております。

説明については以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。大体、ですから下水道のほうはことしの予算で30年度で大体終わりと。残ったとすれば、大きな工事ですが、越の浦のほうが、下水道事業が多少ずれ込むかもしれないと。大体どの辺のところまでは、あと1年後の今ごろには、越の浦、どのくらい残してどのくらいまで、どういう姿になっているでしょうか。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 現在の事業の進捗なんですけれども、流入渠につきましては設計作業中でございます。JRなどの関係機関といろいろ協議を進めておりまして、まだ工事発注には至っていないんですが、これから工事発注に向けていろいろ作業をしていくんですが、1年後どうなっているかとなるとちょっと何とも、どこまで進んでいるかというのはなかなか具体的にはお話しできないんですが、ポンプ場から「ダブル踏切」までの間に、線路の脇、今水路になっている亀裂があると思うんですが、そこに水路が新しくできるという、どこまでできているかまでは、申しわけないんですけれども。以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 じゃ期待します。来年の今ごろに水路の貫通式、式典をやっていますということをご期待したいと思います。

それと、100ページに戻るんですけれども、港町のほうね、それで今年度はポンプ場のほうだけじゃなくて、上の公園の復旧作業だということをお聞きしました。それで、復旧だから、前のあそこの公園のとおり、そのまま前のとおりになるんでしょうか。例えばテニスコートとかありましたよね。そうすると、すっかり同じものに戻さなければならないのか、その公園ね。あるいは、あの土を戻して植栽はしますけれども、もっと芝生にして別な公園のもっと使い道のあるような、具体的に言えばあそこでパークゴルフもできますよというような、そういう公園に変えられるものなのか、復旧だからできないとは思いますが、どのような復旧をなさるのか、その辺の予想を教えてください。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えします。

公園の復旧事業自体は、あそこは宮城県の港湾事務所の土地になっていまして、災害復旧工事も港湾事務所が行うというふうになっております。そのうちの植栽部分を下水道工事の今回起債の事業で行うんですけれども、その他の施設につきましては、テニスコートであった

り野球場であったり多目的広場ができるということは確認しております。それ以上は、細かい部分については存じ上げません。よろしく申し上げます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 じゃそういうことで、主役が県だとしたら県のほうにそのように市の要望を上げて、いい公園にして頑張ってもらいたいと思います。以上で終わります。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 つなぐ会の土見です。私のほうからも何点か質疑させていただきたいと思います。

まず初めに、介護保険事業特別会計、実施計画書の23ページから行きたいと思います。

私が言うことでもないんですけども、社会保障費の抑制というのが今全国的にもちろんうたわわれている話であって、そんな中、大切な考え方の一つとして互助というものがあると思います。要するに互いに助け合う、地域の人々が互いに助け合うというものがあると思うんですけども、その関係で介護予防・日常生活支援総合事業の中では例えば通所型サービスBといって住民主体による支援というものを進めていくということがうたわれております。その活動というのが重要視されていくんだと思っています。

私は、この先週末、土曜日、日曜日と公民館まつりに参加というか、見させていただいておりました。その中で私も練習不足ながら冷や汗をかきながらステージ発表をさせていただいたんですけども、そのときに会場をずらっと見て歩くとやはり皆さんすごい元気なんですよ。何かしらの活動というものに所属して楽しくやっている人たちというのはすごい元気に活動されています。それでいてちゃんとそこで健康維持ができるということであれば、これが本当に理想的な形なんだろうなというふうに私は思っています。

そういうことを考えた上で、通所型サービスBというところを見ていきたいんですけども、まず現在の住民主体による支援という活動の中では実際どういう状況にあるのかお答え願えればと思います。

○小野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 住民主体の活動についてご質問ございました。こちらの住民主体の活動、ただいま藤倉地区で1カ所やっただいてございます。こちらは住民の方も指導側に回っていただくということで、デイサービスの内容を行っただいていっている状況でございます。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。今後、市内全域のほうに藤倉での知見を生かしながら拡張していくという形になると思うんですけども、今現在としては健康維持のための体操というのが一つ大きなプログラムの内容となっていると思うんですけども、いずれとしましては本当にプログラムの内容というのもさまざま市民ともかぶせながらやっていく方向で持っていっていただけたらなというふうに思っています、私のそれは考えなんですけれども。

一つの実例として、私たちが視察に行ったときに、千葉県千葉市の事業を見させていただきました。その中でシニアリーダー事業というのがありまして、要するにそういう住民主体の活動というものを受ける側だけじゃなくて、自分たちがその勉強をして資格を取って、資格というか、市のほうで出している認定を受けて、最後は自分たちで独自事業をやっていくというところまでを見据えた上でのリーダーの育成事業というのをやってらっしゃるんですけども、塩竈市として今後住民主体の支援というのをやっていく中で、例えばプログラムのバリエーションをふやしていくこととか、もしくはリーダーをどんどん育成していったって独自の事業をやっていってもらえるような取り組みというのを今後やっていく予定というのはあるのでしょうか。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 少子高齢化、特に高齢化が今後加速度的に進んでいくということについては巷間言われるとおりであります。2025年問題というのも我々の本当に身近な大切な課題だと思っております。

先ほど土見委員のほうからご紹介をいただきましたが、先週は金土日と公民館まつりというものを開催をいただきました。私も舞台を拝見させていただきました、土見委員が和服を着る姿を見ようと思って行ったわけではないんですが。そのときに舞台に立っていた方が、もともと手も上がらなかった、それから力も入らないというような状況が続いた方が見事に羽織はかまをつけられて、元気な姿を拝見することができました。

言いたいことは、介護事業とかそういった名前だけではなくて、ふだんの市民の方々のさまざまな活動が介護予防というようなものにつながっているということについては間違いのない事実でございます。したがって、余り形にこだわらず、多くの市民の方が自発的にさまざまな活動をいただくというようなことが一番大切ではないのかなと思っております。間違いなく、例えばダンベル体操が地域の中で健康なお年寄りをつくるということについて大変大きなお力いただいているということは事実であります。ただ、そのほかに、自分の身近な

場所で、できますれば日々の活動の中でそういったことに取り組む、そういったチームリーダーというものをそれぞれの地域にぜひ多くの方々が手を挙げていただくような地域社会に頑張ってもらいたいと思っております。以上でございます。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうですね、私と同じく舞台の隣で着物を着つけされている方がそういうような方だったので、私もその事例を紹介しようと思っていたんですけども、市長に言っていただいたので、ありがとうございます。

そうなんですよね、実際今のダンベル体操とかも含めて、どうしてもなかなかその事業があっても外に出てこられない方々、特に男性がよく出てこられないという話と言われるんですけども、そういう方々に向けてやはり興味とか趣味というものも踏まえた上で、外に出てきて一緒に活動してもらおう仕組みというのはつくっていただきたいなと思っております。

次に、市立病院のほうをお伺いしたいと思います。資料としましては資料No.11の1ページから行きたいと思えます。

今回の件、この市立病院については、さまざまな委員から質疑があったので、簡単に2点だけ質疑なんですけれども、まず1点目、今現状、市立病院として161床の病床を持っていて、そのうち93%の病床稼働率となっていきますという話です。そのときに、93%というと大体150床ですね、一般と療養とあるのでまたあれなんですけれども。これだけ要するに高い稼働率を狙っていくという話なんですけれども、病院の病床も含めて、あと機器も含めて、稼働率が高くなれば高くなるほど経営としては非常に効率がよくなるし、収入収益の部分としてもよくなって来るんですけども、お客さん、要するに病院にいらっしゃる患者さんの観点から言うと予約がとりづらかったりとか、ここで入院できませんと受け入れられなかったりとか、そういうサービスの低下という部分につながりかねないなというふうに考えていたんですけども、この目標の93%、要するに150床前後で病床の利用率を稼働させていくという状況というのは、サービスを受ける側の患者さんから見たときに、なかなかいい時期に入れない、もしくは機器の話もすれば機器の予約がとれないということにはなりかねないのか、その点についてお伺いいたします。

○小野委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 土見委員にお答えいたします。

全体で93.9%ですが、各病棟ごとに目標を定めてございます。地域包括ケア病棟につきまし

ては95%、こちらにつきましては60日間という入院の期間がございます。なので60日間を経過したら随時退院をしていただくということになりますので、その中で何とかうまく回して行って95%の稼働に持っていきたいという病棟でございます。

それから、一般病棟、こちらについては91.5%です。100%じゃなくて91.5%ということですので、ある程度余裕を持った中でこちらについても受け入れのほうをしていきたいという病棟でございます。

それから、5階の療養病棟です。こちらは98%でできれば稼働していきたいという病棟でございます。こちらにつきましては、ほぼ満床ということではあるんですが、今病院のほうで一生懸命取り組みを行いまして、大体今3カ月ぐらいを目標に、療養の方でもなるべくご自宅に、あるいは在宅のほうにつなげていくというふうな形でいろいろと対処のほうも行っておりますので、こういったところで何とか入院される方にご迷惑をかけないようにうまく病棟のほうをコントロールして93.9%を確保していきたいというような考えでございます。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

病床のコントロールというところでうまくやっていきたいという話なんですけれども、なぜこんなことを聞いたかといいますと、今後その基礎調査事業をやっていく中で、今後の病院のあり方、経営分析から社会的な背景も踏まえて分析をして、どういう形がいいのか、体制はどうなのかというところも調べていくという話なんですけれども、その中で必要なものとしては、今定例会では余り出てこないんですけれども、やはり市立病院の公立病院としての使命というのが一つ、市長がよくおっしゃられることなんですけれども、というのが重要な考えの指針の基本になる部分として出てくると思います。そのときにやはり重要なものとしては、ほかの病院とかでなかなか手の出しづらいというか、事業として展開しづらいような採算性の悪いところをしっかりと押さえていくとか、あとは塩竈市として例えば子育てに力を入れていくんだったら子供を安心して育てられるような診療科をしっかりとそろえるとか、そういうところが一つ使命として上げられる部分だと思うんですけれども、そういうときに余りにも高い利用率だとそこら辺を担保できなくなってしまうんじゃないかなというちょっと心配があったもので、そういう質問をさせていただきました。

次に、もう一つ質問をさせていただきたいと思います。

病院のことを話をするときに、よくメリットとかデメリットとか周囲のほかの医療機関との

兼ね合いとかという話があるんですけども、なかなか出てこないなと思ったのが、市立病院、公立病院としての塩竈市立病院の強みって何なんですかね。その部分をちょっと教えていただければと思います。

○小野委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 強みといいますか、特徴と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、うちは内科の先生方、消化器を主に専門にしています。それから肝臓の先生もいらっしゃる。そして、肝疾患の肝臓がんの手術とかそういうところ、まず急性期医療としてはしっかり力を入れているところがまずあります。それから、あと在宅医療の関係、これもなかなか個人の先生が手を出しづらいところでもありますので、うちのほうは全員の先生が協力していただいて、訪問診療、それから訪問看護、その急性期の部分と在宅、これが大きなうちの特徴ではないかと思っています。以上です。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうですね、今おっしゃっていただいたので重複は避けるんですけども、その強みをなぜ聞いたかという話なんですけれども、今後広域での医療を考えたときに、少なからず地域の中での役割分担というのをやっていかなければいけないだろうなというところがあります。その中で、特徴として先ほど例えば在宅の部分とか上げられていたんですけども、そこというのは特徴ではあるんですけども、どうしても例えば経営の面から考えると厳しいものがある部分、要するに弱みにもなってしまう部分だと思うんですね。そこをどう塩竈市として、塩竈市立病院としてクリアしていった採算が合うような状況に持っていくかというところで、私が強みとして一つ考えていたのは、市立病院単体ではできないことなんですけれども、塩竈市というところが運営しているということもあって強く意思が反映されているということもあって、ほかの例えば先ほどの介護サービス事業、介護事業だったりとかそういう大きなほかの事業との連携というのをとっていく中で、塩竈市立病院を取り巻く、医療機関を取り巻く社会背景というのをうまく変えていくことができるんじゃないかというふうに考えております。先ほど介護事業の話をしたんですけども、例えば訪問診療というのがなかなか採算性がとれないというのであれば、それを採算性を向上するために、介護事業のほうと連携しながら人々の意識を変えていったりとか場所を確保したりとか、そんなこともできるんじゃないかなというふうに思っていますが、ほかの例えば介護の事業と連携した中

での市立病院の取り組みというものは今既に行われているものなんでしょうか。

○小野委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 委員おっしゃられるとおり、今医療と介護の領域というのはかなり緊密になってきております。市立病院のほうでも、例えば訪問診療、訪問診療は医療保険です、訪問看護、それから訪問リハビリテーション等介護保険の領域、あるいはショートステイ、それも介護の領域のほうを提供してございます。今、地域の介護事業所の方と連携を図りながら、例えばケアマネジャーさんと定期的に市立病院のほうで会合を持ちまして、どういったケアをするのかというのを地域全体で考えていくというような連携の取り組みを行っております。そういったところで、そういう連携を密にすることによって患者さんを市立病院にお越しいただくという大きな取り組みはしているところでございます。平成28年度も定期的に地域連携サロンという形で二市三町の介護事業所の方と会合を持ちながら情報交換というのも行っているというところもございます。以上でございます。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ぜひ公立の公営でやっているものとして、例えば先ほど言った通所型サービスBとかそういうところにもこちらのほうから、病院でいつもセミナーというのをされていると思うんですけども、そういう内容とかも踏まえてちょこちょこ市民の方々の情報交換みたいのもしていくと、より市立病院のPRにもなるのかなというふうに思っていて感じておりました。

次に移らせていただきたいと思います。次、交通事業のほうに行きたいと思います。資料としてはNo.10の193ページのほうで行きたいと思います。

今回、4月新年度から新造船「しおね」が就航されるということになっています。前回のものともあった船よりも一回り小さい小型の船だという話は聞いております。

その中で、市としての歳出の部分というのはどう変わっていくのかなというところを見ていったときに、もちろん修繕費というのはがくっと下がっている、資料No.10の200ページで見ると修繕費としては大きく減となっているんですけども、逆に燃料費というのは上がっているというところが上げられますけれども、この点について、どうして燃料費が上がるのか、お答え願えればと思います。

○小野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 それではお答えさせていただきます。

我々は今現在3隻の船を運航しておりますが、ディーゼル機関のエンジンでございまして、今まではA重油というものを使うことが主流となっておりますが、ここ近年はA重油から軽油のほうに燃料を変えるということが多くなってございます。それで、私どもといたしましても、今まではA重油でしたが、今回新造船である「しおね」に関しましては軽油を使いたいという形で予算措置をさせていただきました。なぜかといいますと、A重油のほうはその重油の中に不純物が入っておりますので、エンジンにどうしても負荷をかけてしまいますので、そういったエンジンを長くもたせるためには軽油に交換したほうがいいのかという形で交換をさせていただきました。

そのため昨年度と比較いたしましても約300万円程度燃料費は増額ということになっておりますけれども、これは軽油引取税が減額される前の措置で金額を計上してございます。軽油引取税が減額されますと年間で約200万円ぐらい燃料費は減となりますので、合わせますと100万円ぐらいは燃料費が出ますけれども、将来のメンテナンス、ランニングコストを考えますとそのほうがいいのかという形で今回はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。修繕費まで含めたらトータルで将来的には安くなるよという話で納得いたしました。

次に、塩竈市交通事業会計経営健全化計画の内容に照らし合わせて聞いていきたいと思うんですけれども、その計画の中で一つダイヤの見直しというところで、ニーズの多い11時便と、あとは夜間便というものを検討していくというところがありました。今回、新造船ができたところもあって、夜間便の調査というのも以前に行われているということもありまして、結構ダイヤの改正というのはいいいタイミングなんじゃないかなというふうには思うんですけれども、このあたりの検討の進捗状況というのを教えてください。

○小野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 お答えさせていただきます。

今、土見委員がおっしゃったように、我々といたしましても平成30年度には経営健全化計画に基づきましてダイヤの改正をさせていただきたいというふうに考えてございます。そのために、平成29年度中では各地区ごとに、5地区ございますけれども、各地区ごとに二度ほど懇談会をさせていただきましたし、全島民対象のアンケートを行いまして、大体島民の皆さ

んの要望の傾向等は私どもとしても理解しているつもりでございます。土見委員がおっしゃったように、島民の皆様からは、11時便を今は季節で運航しておりますので、それを週1便でも2便でもいいから11時便を通年で運航してもらいたいと、そういう意見も出ております。

ただ、片一方で、東北運輸局と内々でご相談をさせていただきますと、補助事業でございますので、安易に経費増につながることはどうなのかという問いかけをされて、我々としてはそういったご指摘を受けているところでございますので、そういった便数をふやすことによってこのような効果があるんだよということをきちっとお示しできるような、経費だけではなくて、島民の皆さんの生活に沿ったダイヤはこういうことなんですということを丁寧に説明をしながらダイヤ改正をさせていただきたいと思っております。

我々の第2期の経営健全化計画の事業目標が「浦戸の豊かな暮らしを支え、復興のかけ橋となる航路運営」ということでございますので、まさに島民の皆さんに寄り添ったダイヤにしたいということで、今鋭意検討をさせていただいております。以上です。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

11時便としては島民に対するヒアリングとかアンケートというもので意見というのが出ると思うんですけども、深夜便、夜間便のほうとしては、夜間便が今現状ない状況、1週間に1回は試験的にありますが、ない状況というのもあって、どうしても夜間の移動が必要な人というのは島を出てしまうというのが現状だと思います。その状況を鑑みた上で、市として浦戸振興には定住促進というものを今重要なものとして捉えているというふうに考えますけれども、そのあたりのニーズと、あとは市の浦戸振興のための方針というところを踏まえた上で、夜間の便というものを拡張というのは必要なところなんじゃないかなというふうに考えるんですけども、浦戸振興の市の方針を踏まえた上でそこら辺に対するお答えというのをいただければと思います。

○小野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 お答えさせていただきます。

ただいま委員からご指摘いただきましたように、定住移住促進のためにダイヤの編成を考えるとということも必要な観点かと我々としては考えております。

先ほども言いましたように、島民のニーズに沿った便であるということと、移住・定住を促進するような便である、ダイヤ改正であるということをうまく融合させてダイヤを考えてい

きたいというふうに思っております。

ただ、一方で、週1便だからというご意見もあるんですけれども、1便当たりのウイークエンド特別便の利用者数は7.8人とかそういう形でございます。我々と島民の皆さんと意見交換をすると「乗りはしないんだけど、あったほうがいいな」という方もいらっしゃいますし、「全く要らない」という方ももちろんいらっしゃいます。そういったところで、島民の皆さん、340人の皆様が住んでいらっしゃいますので、意見を集約してみんなが納得できるようなダイヤを考えていきたいと思っております。以上です。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そこが現状のヒアリングとかアンケートのとり方の難しいところだと私は思っております。現状の島に生活されている方としては、現状がそこで生活ができていますので、それでいいというふうに思うんですけれども、週1だとどうしても自分の生活サイクルを変えるまでに至らないというのが正直なところだと思います。そして、夜便が必要な人というのはやはりどうしても若い人たちが中心になってくると思うんですが、働いている人たち、そうするとなかなか多分声として上がってこないんですよ。

今後、定住を促進していくこととして地域おこしなどさまざまやっているんですけれども、その前段階としてやはり交流人口というのをがんがんふやしていかないと定住までは至らないというふうに私は思っていますので、ぜひその声にならない部分の声というのもしっかり取り上げていただけたらと思います。

最後に、交通事業で1つだけお伺いします。

割引制度の中にボランティア割引というものがあると思います。震災後、さまざまなボランティアに行かれる方々に対して3割減のサポートがあったと思うんですけれども、震災以降大分年月がたってきて、今のフェーズとしてはボランティアとして行くというよりはもっと深く島にかかわってもらえる人たちというのをふやしていきたいというのがあると思うんですけれども、このボランティア割引にかわるものとして例えばですけれども、名前は（仮）ですけれども、例えば「離島振興割」とか、島で何かなりわいをしっかりつくってくださる方々に対する割引制度というものは検討されているのでしょうか。

○小野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 我々として、今、土見委員がおっしゃったような「離島振興割」というようなものに関して課内で議論したということはないんですけれども、例えば今

委員がおっしゃったものが離島に住んでいただける方のための割引制度だということであれば、例えばですけれども、我々は島発往復割引という制度がございます。また、島に住んでこちらの市内のほうに1カ月のうち半分以上は通うよというような方であれば、例えば定期券というものがございます。定期ですと1カ月ですと4割引き、3カ月ですと4割3分引き、6カ月ですと4割6分引きと、ほぼ半分の値段で買えることになりますので、そういったもの、それからボランティア割引、これも個人でも年間30日以上ボランティア活動のため浦戸に行く方であれば3割引きのチケットが受けられますので、そういった複合的な制度を組み合わせ、ご相談の上ということになりますけれども、対応できるのではないかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。今回、先ほど言った「離島振興割」という話でご提案させていただいたものというのがちょうどボランティア割と定期券の間に入ってくるサービスメニューということで、ひとつどうですかという話を言わせていただきました。

最後に、魚市場事業についてお伺いいたしたいと思います。資料としましてはNo.10の252ページ、もしくは実施計画の42ページ、こちらのほうがいいかもしれません。実施計画の42ページで行きたいと思います。

今後、この魚市場というのを運営していく中で、実施計画のほうにイベントスペースの企画展示事業ですとか、あとは下のほうに目を移すと遠洋底びき網漁船誘致促進事業というものが上げられております。前段、水揚げ奨励金がなくなりますよというお話もあつたんですけれども、私が考えるものとして、値引き、値下げというものは単純にまねがしやすく価格競争になりやすい、最終手段の一つなんじゃないかなというふうに考えておまして、それ以前として、塩竈に水揚げすることのメリットというのを金銭以外の部分でちゃんと提示できるというのが今後の魚市場というものに必要になってくるんじゃないのかと思うんですけれども、その中で塩竈市として今後青物の水揚げをふやしていこうという話なんですけれども、塩竈発の青物というものに対してどういうブランド戦略をつけていこうとお考えなのか、もしご意見があつたらお聞かせ願いたいと思います。

○小野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 実際はまだ取り扱いがやっとなんとふえてきたというところがございます。これからどういう形で、最終的には魚価の向上のための取り組みの一つ、それ

がブランド化だと思っておりますので、関係する業界の皆さんと青物に限らず魚価向上のためのそういったブランド化の取り組みということはどういったものを手始めに、「ひがしもの」に続くものとして今後やっていくのかというのは十分な協議をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ぜひ市のほうで助成をしなくても高い値段で魚を扱ってくれる、塩竈なら高く入れてくれるよというような仕組みをつくっていただきたいと思います。

あと、今回新しい魚市場のもう一つの顔として観光というものが上げられると思うんですけども、先ほど前段さまざまな委員のほうから屋上の活用の方法ですとか、あとは室内のほうのPRブースの部分について話があったんですけども、展示室、例えば3のことは見てみると展示内容というのは地元の水産加工にも十分関係するものだと思うんですけども、ここら辺で地元の事業者さんたちとの連携というのを図って展示を行っていくということは考えているのでしょうか。

○小野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 3の部分の水産加工の展示なんですけど、そこは地元のそれぞれいろいろな方に声かけをしていただいて、常設という形にはならないんですけど、何か月か置きで中身を変えていくような形で、例えば今回はA社の商品についてのいろいろなPR、あともう一つは現物が置ければいいんですけども、なかなか現物は要冷蔵とか冷凍品が多いので、サンプルないしはパッケージだけとかそういう形になるかと思うんですけど、そういった形でそれぞれいろいろな組合さん、会社さんと協力をしていただきながらやっていくということで、今はまず最初としては水産品協議会に声かけをして、いろいろそのブースの中身の出品をしていただくということで調整をしております。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 じゃ私のほうから、また魚市場事業特別会計のほうから質問させていただきます。

先ほど来質問が出ていますが、資料No.10の260ページで、漁船対策費ということで、653万円の減額ということで、先ほどもちょっとお聞きしました。ちょっと確認なんですけど、前に燃料費補助という形で復活していただいてやった経緯がありますよね。国の燃料費が出るので、やめますとといったときに、漁港間競争でこれは大事なツールなんだからやはり出すべきだと私は言った記憶があって復活していただいたんですけど、その復活した燃料費の補助金をカッ

トするということなんですか、そのことをちょっと確認させてください。

○小野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 平成20年から平成24年度までやったのが今委員からご指摘いただきました燃料費の高騰に対する補助という制度で、今回平成27年から平成29年までの間に実施したものはあくまでも燃料費の補助は国のセーフティネットの制度の中で既にされているということがございましたので、今回は新魚市場の建設に伴います荷さばき面積の減少であるとか係留施設の減少、そういったもので漁船の皆さんにご迷惑をおかけするところがございますので、そこに対する何らかの手当てができないかというのがまず前提として、燃料費とはまた別な考え方から実施したものでございます。以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 理由が何であれ、かんであれ、そういった形での入港船に対する補助金というものが出ていたわけですね。そして今度そういうものがなくなったと。そうすると塩竈市魚市場としては売り物がなくなるわけですね、マグロ船とか入っていますけれども。結局、産地間競争のときに生き残るためにはそういった燃料費の補助というのも一つの大事なツールであると。名前、形、タイトルはどうであれ、漁船、入港船に対して補助金というものは何かの補助金が提供されていたという事実はあるわけですから、それによって、やはりこの業界の方がこのことを全然多分知らない。知っていますか、これ、なくなるということを、業界の方は。業界というよりは問屋さんだね。

○小野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 こちらのものに関しましては最初始めるときから、限定のもので、魚市場が完成したらなくなるという大前提でもともとお話をしているものだというふう考えております。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 設定するときそういう説明をしてあるといっても、やめるときもちゃんと説明しないと、何だ、なくなったのかと言われますからね。そこで言われないように、ちゃんと了解をとってください。いいですか、課長。説明してちゃんと削ってください。知らないで削られたら私が言われるんですよ、何やってんのやって。だから一言、ここの分については申し上げます。ちゃんと説明責任を果たしてください。お願いします。

次に、資料No.17の11ページですかね、越の浦溜池ポンプ操作業務委託というところで、見積

書が1枚、1者しか出ていないんですが、ほかには見積書はないんでしょうか。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

見積書が1枚ということですが、こちらの契約は随意契約ということで、見積書1枚というふうになっております。以上です。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 塩竈市の契約規則ですか、これには工事費または製造の請負が130万円以上超えるものについてはいろいろ規定があるわけですね。随意契約するときは、それでやるときは2者以上の見積もりをとりなさい。1者でいい場合は、やんごとなき場合1者でいいということをとっているわけです。そのやんごとなき条件にこの契約は当てはまるんですか。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

今回のこちらの業務につきましては、委員おっしゃったとおり越の浦溜池ポンプ場操作業務委託となっておりますが、こちらのポンプ施設につきましては、ほかのポンプ施設とは違ひまして、遠方監視であったり異常通報装置というのがついていない施設となっております。そして、そのポンプを操作するに当たりましては、今回随意契約させていただいたんですが、それに該当する条項といたしまして地方自治法施行令第167条の2第1項第2号ということで、「その性質または目的が競争入札に適さない契約」という条項に該当いたします。それをもうちょっと詳しく説明させていただきますと、契約の目的を達成するには能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件についてはそれを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たすものが1者に特定される場合については1者と契約できるというふうになっております。以上です。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 私もほかの、他者の方にちょっとこのことを聞いたんです。「そんなの簡単だよと、誰も何の資格もないし、ポンプのボタンを押すだけだよ。」と、「何で入札できないのかね」という感想でありました。今、課長が言ったことを全部メモで出してください、私に。それで本当にそれがその条件どおりなのか、必要なのか。というのは、これも塩釜清掃センターと同じ協業組合で構成員もみんな一緒なんですよ、構成員がね。そういうところで、この議会で私はたびたび言っているわけ、指摘しているわけですけども、そういう指摘され

るような業者に随意契約で、ましてや1者だけの随意契約、そしてポンプを操作するだけのことで、教えれば誰でもできるような操作のものを、仕事の内容を結局随意で1者と契約しているというところにやはり大きな問題があるのかなと思うんですね。ですから、そういうところを、今課長がおっしゃったやつをちゃんとメモに書いて、どこがどういうふうに特殊でできないのかという理由をきちんと書いてください。それで私に出してください。どういう資格、これを押す場合はどういう資格がなきゃできないんだとかなんとかということが多分あるんでしょから、それを私は持って同じ業界の人に全部確認してみますから、できないのかできるのかね。よろしくをお願いします。

こういうことが先週も随意契約についていろいろお話ししました。それで133事業、平成28年度にあつて、今回、全部私は資料を要求したんですが、大量であつて出せないからということなので、十四、五に絞ったわけですけども、結局その絞った事業のほとんどが1者契約であると、1者の見積もりしか出ていないというところに大きなやはり問題が潜んでいるのではないかなと思うんですね。先週も言いましたけれども、私の同級生の首長経験者は「えっ、そんなに多いの」と驚いていますし、その辺をきちんと明確に説明責任を果たしていかないと私はこの予算審査に応じることができないのかなと、諸手を挙げて賛成ができないのかなというふうに思っております。ですから、そのところを今回の予算の中で、こういった随意契約に対して当局が今後どういう態度でこういった作業をされていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。市長、お願いします、最高責任者。

○小野委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長兼政策調整監 ただいまの質疑にございましたとおり、塩竈市といたしましては地方自治法並びに同法施行令あるいは塩竈市契約規則に基づいて随意契約の手続をとらせていただいているというふうに思っております。なお、今後とも引き続き法にのっとり契約のほうを進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 法にのっとり考えているだけではだめですよ、ちゃんと実施しなきゃ。実際11億円もあるんですからね、随意契約が、私の計算が間違いがなければですよ。異常ですよ。税収が55億円しかない自治体が、5分の1のお金が随意契約で契約されていると。前、市に勤めていた方にその辺を聞きましたら、「昔はそんなことはなかったよ。」というお話でした。ですから、そのところをしっかりとやっていただければと思います。よろしくお願

します。

次に、市立病院事業会計のことでちょっとお聞きしたいと思います。

今までさんざんいろいろな方がお話を聞きしています。そこで皆さんのお話、質疑は、建設ありきというところでの容認をされて質疑されているようですが、私はそこにちょっと疑問を呈させていただきたいと思います。

まず建設費が、これはちらっとお聞きしたとは思いますが、もう一回確認します。建設費はどのぐらいの予定で考えているんですか。

○小野委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 建設費も含めて今回の調査の中でよく詳しく調べたいという形ですが、近隣でやっております、例えばですけども、近くでやっております大きな病院の建設費の情報から見ますと1床当たりおおむねですけども6,000万円ぐらいというふうな、設備も含めてですね、ということでありますので、161床でありますれば100億円近い金額になるというのがこれまでのお話だったと思いますので、あくまでも参考の数字ということになります。以上です。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 じゃ大体100億円という大ざっぱな感じで捉えていいわけですね。

それで、まずその中身は半分半分ね、50%が市立病院事業会計で、それであと市のほうが50%負担していくというお話もお伺いしましたけれども、それで例えば、いつも伊藤市立病院事業管理者がお話しになっているところで、この前、何か近くに500床ぐらいの新しい病院ができるみたいなお話をされていたと、私は聞いたんですけども、何か500床云々というお話をされたご記憶はありませんか、先週。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 恐らくそれは私の答弁かと思いますが、塩釜医療圏の近くに今新しい医学部を設立した大学が病床の拡大を図っておりますと。こういったものは将来塩釜医療圏に対しても何らかの影響が出てくるということも当然想定しながらこの計画を、この計画といいますか、先ほど志賀委員のほうから建てかえありきだというお話でありましたが、私が前段申し上げましたのは、今後市立病院をどうしていくかということをもまず一回整理をさせていただきたいと。その上で、その整理をするときの中身の検討の一つとして、近傍にそういう病院も出てくるということも当然視野に入れていかなければならないという意味で申し上げたところで

あります。よろしく願いいたします。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 多分高砂にある病院かと思うんですが、その辺はそういう捉え方でいいですか、市長、今の500床云々病院。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 議会でありますので固有名詞は省略をさせていただきますが、近傍にというところはそういった部分も含むかと思っております。以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 そういう状況の中でますます病院間の競争が激しくなっていくということは容易に予想されることであります。そして、私もちょっとネットでいろいろ調べてみましたら、全国の病院の中で4割の病院が赤字経営であると。その中で内容としては、公的医療機関が、これは国立、公立、自治体運営で7割が赤字、それから医療法人でも、これは民間ですね、3割が赤字であるというところで、業界全体として厳しい状況にあると。

病院の収入というのは、一般的に言えば入院診療と外来診療から成っていて、入院診療が6割7割を占めていると。塩竈市の場合も161床ですか、というあれで今稼働を頑張っていて、一時期は九十何%を超えていたと、今も八十何%を超えているということで頑張っておられるわけですが、それも全国平均で見ますと全国では75%の稼働率であるということで、そうすると75%の稼働率で経常収支が黒字になるような経営をしていかないと、90%で黒字になりますという目標を立てるということは非常に現実的ではない目標になってくるのかなと私は判断するわけですね、非常に危険性があると。

例えば会社をやっている設備投資を考えたときに、そういう危険は冒さないですよ、結局自分の身上を取られますので。そういうところもあるものですから、本当に市立病院を例えば今の100億円で建てて、また50年60年とそのまま建設費を借金として抱えて返していかなければいけない。我々はあと20年もすれば大体の人がこの世からいなくなっていて、何人かの人は残るのは明らかですが、そうすると誰がそういうことを決めたときに責任を負うんですかと、そのことに対してね。未来にそういった借金を残すのは別に簡単なことではあります。やはり先人としてそういうことはできるだけやはり控えていったほうがいいんじゃないのかなと。昨年度も30年間のこういった管理費の計画が出ました。それで毎年7億円の歳入不足があるということも発表になりました。そういった中で、またここに来て病院が負担す

る、市が負担するといったってどっちみちどっちも同じ懐です、最終的にはね。100億円の負担をまた市民に強いると。市立病院は、かつては34億円の累積赤字を抱えたものが、それが国の病院の改革のあれで一般会計から出して解消できるようになったとはいうものの、また同じ轍を踏むことになりはしないかと、これは非常にそこを心配するわけですが。

それで、先日、山本委員が市立病院のこの件について質疑した際に、市長は明確な方針を出すというふうにそのときお答えになっているわけですね。市長がお考えになる明確な方針というのはどういう方針なのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 若干、前段を説明させていただかないとなかなかご理解いただけないと思いますので、前段のご説明をお許しいただきたいと思います。

塩竈市内には今7病院ございます。ただ、残念ながら今三次医療を提供できる病院はございません。二次医療ということでありまして、総合病院と呼べるような病院も実はないという状況であります。どういった診療体制、地域医療を提供させていただいているかということではありますが、7病院が相互に連携をさせていただいております。それぞれ得意な分野についてその医療技術を活用していただきまして、この二市三町の医療を必要とする方々にご提供させていただいていると。サテライトシステムと呼ぶそうであります。そういったシステムを構築しながら7つの病院がそれぞれ得意分野を分担しながら、地域医療、ありていに申し上げれば本当に命のともしびを守らせていただいているということだと思っております。その連携役を果たさせていただいておりますのが、7つの中で唯一の公立病院であります塩竈市立病院であります。伊藤事業管理者がその中心になりましたたびたび会議を開催させていただきながら、そういったあるべきこの地域の医療体制というものを今も守り続けているというふうに思っております。

したがいまして、私もぜひ公立病院であります塩竈市立病院を存続させていただきたいということを議会の都度、議員の皆様方をお願いをさせていただいてまいったところでもあります。

とは言いながら、今、志賀委員からお話いただいたとおりであるかと思っております。公立病院の約6割から7割が残念ながら赤字の状況であるということについては我々も重々認識をいたしております。また、民間病院でも大変厳しい環境であります。それは先ほど前段議論ありました地域医療というものに対する国の制度というのがどんどん痩せ細っていくという状況であります。

こういった中で、ご質疑は、これからどうするかと、まさにその判断。特に委員の方々を初め市民の方々に、こういったことでありますからこそ、ぜひ市立病院を存続し、場合によっては建てかえというふうなことまでわかりやすい資料をつくらせていただきたいということで私はご答弁申し上げたと思っております。よろしく願いいたします。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 今のが明確な方針なんですか。私がお聞きしたのは、明確な方針を出すというお話だったこと、それをお聞きしているんですが、今のが明確な方針と捉えていいんですか。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 明確な判断をする方針を今から2,000万円の中でやらせていただくんですよということをご説明させていただいているつもりであります。今、現下の状況の中で例えば市長が全てを判断するというこれは不可能であります。さまざまな情報を収集した上で、例えばこういう形であれば公立病院として引き続き役割を果たさせていただきたいというような具体的なものをお示しするために、この2,000万円の中でまずは病院規模でありますとか診療科目でありますとか医師の配置、さまざまな部分につきましてもう一回しっかりと検証させていただきたいというご説明をさせていただいたものと思っております。よろしく願いいたします。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 じゃ明確な方針はまだ出ていないと、何も進めていないと。これからですね。

それと、よく話の中で不採算医療を補っているから赤字なんだというお話もお伺いしています。じゃその不採算医療というのは現時点でどういう医療が不採算医療として該当して、じゃ市立病院は現時点で幾らぐらいの不採算医療の売り上げがあつて、どのぐらいの経費がかかっているのか、その辺は分けて管理されていらっしゃるのでしょうか。もしわかったら教えてください。

○小野委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 不採算医療という言い方をしておりますが、具体的には収益とそれに係る費用の差し引きで費用のほうがかかっているものを不採算医療ということで、一般会計から繰り入れをいただいております。

具体的に申し上げますと、訪問看護、訪問リハビリテーション、こちらはこの体制をとるために年間約1億5,000万円ほど費用をかけてございます。それにあわせて収益のほうです

が、年間約4,000万円ということで、差し引き1億1,000万円ほどが費用のほうがかかっているというところですよ。

それからもう一つ、小児科の医療になります。こちらにつきましても3,000万円ほどの人件費、ドクターの応援医師の報酬あるいは看護師の配置等も含めましてかけておりますが、年間で収益として上がってまいりますのは1,000万円弱ということでありますので、こちら差し引き2,000万円、不採算医療という形で費用のほうが出ているという状況でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると訪問看護だけで1億5,000万円の赤字になっているということですか。

1億1,000万円ね、4,000万円収入あるのね、1億1,000万円ですよ。

例えばの考え方で、市立病院をやらないと。ただし、訪問介護については現存する病院にお願いして、不足分を市が一般会計から繰り出していくというやり方であれば、簡単な計算すると1億1,000万円が済むと、単純に計算すればですよ。そうすると毎年3億、4億円出しているのが1億円で済んでしまうでしょうと、そういうやり方も一つあるのかなと私は考えるわけですね。

それと、今回の市立病院の建設に当たって、これから検討段階だというお話なので、市立病院の現状、例えばこの10年間、繰越金、幾ら一般会計から繰り越ししてありますよと。繰越金というのは幾らか、すぐ今出ますか。繰入金ね、申しわけない。繰入金か幾らかというのはわかりますか、10年間で。

○小野委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 平成21年度から平成30年度は、予算の形で総額のほうをご報告したいと思います。10年間で65億6,785万9,000円の繰り入れでございます。

以上です。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 65億円ということでもいいんですか、金額、何か大きいですけども、病院のあれかな、経営改善のやつも入っているからですか。いいです。

これからまたこれ病院をつくと結局40年50年、簡単に10年で6億円、そうすると百何十億円というような膨大な税金を恐らく出すと、病院にね、市立病院事業会計に出すと。市立病院がなければ絶対患者さんが行くところないのかということそうではないわけですね、この地区は総合病院がいっぱいありますから。ですから、そういうことも考えて、市立病院の現状

というものを市民の皆様きちんとお伝えして、やはり新病院の建設に対して賛成か反対かというようなこともアンケートとしてとられたらどうなのかなと。我々は平成27年に選出されたわけですが、その新病院の建設に対しての免罪符はいただいてないわけですね、やっていいよという。この場で我々が判断するのも早計かと思いますので、今までの市立病院の実態というものをやはり市民の方にお伝えして、これからこれだけのお金、予算でこれだけのものをつくりたいんですが、皆さんどうですかというようなこともやはり必要なのではないかなと思うんですが、この辺についてはいかがでしょうか。

○小野委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 市民の皆様にも市立病院の現状をお伝えするというお話をいただきました。全くそのとおりでと思います。ただしですが、当院がこれまでやってきたという誇り、実績もございまして。それから、今後必要な分であるとか、それから不必要になるとか、いろいろな議論が出てくると思います。単に経営の赤字とかそういっただけではなくて、当院がやってきた部分というものの、それから、これからどうやって果たすべき医療、そういったものが提供が必要かというものを当院のほうの現状だというふうに思います。そういったところの全てをできるだけ多くの皆様にお示しして、いろいろさまざまな方面からのご意見を頂戴するというのが必要かなというふうに考えております。以上です。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 いろいろさまざまという言葉がたびたび出てくるわけですが、今まで30年以上そのいろいろさまざまな考え方があったわけでしょう。それで今現在まだいまだに赤字が解決できないわけですよ。その現状を捉えたときに、会社であれば経営者は全部交代させられます。そして新しい経営者のもとに、思い切った、しがらみのない改革をして立ち直らせるという手法がとられるわけですね、民事再生して借金をなくすとかね。だけれども、毎年経常赤字を抱えている市立病院では民事再生もかなわないわけですね、一般の会社から考えるとね。だって3億5,000万円もどこからも仕送りできないですもん。自前でやっていかなきゃいけないですから。だから、それを3億5,000万円ありきで考えているから何とかやっていると考えるんじゃなくて、なしでやっていけるかということを考えていかないと、その3億5,000万円が10年たてば、30年たてば100億円を超えるわけですよ。そういうところを考えて物事を考えていただけないかということなんです。

これ以上言ってもあれですから、そういう考え方もあるよということをお伝えして、私の質

疑を終わらせていただきます。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 先ほどの契約の関係で、追加でご説明させていただきます。

先ほど、全ての条件を満たすものが1者に特定される場合の複数の条件、お話しできなかったんですが、1つ目は常駐での監視ができること、2つ目が大雨等緊急時でも速やかな対応ができること、もう一つは現場管理費が必要ないことということで、今の以上の条件を全て満たすことができるのは本社事務所が近接している1者に限られるということで契約に至っております。以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 それでは、特別会計、企業会計も私が最後の予定のようでございますので、速やかにまたお聞きしたいと思います。

まず資料No.10、211ページ、国民健康保険からお聞きしたいと思います。

まず今回、211ページからごらんになってわかるように、収入の分でこれまでありました国庫補助金、また県支出金の中の県補助金の県負担金とかというところが全部、箱はありますけれども金額が入っておりません。市に直接お金が入らなくなったというのは、この4月から国民健康保険の事業が県の一本化に伴う結果だと思っておりますが、そこでお聞きしたいんですけれども、4月といえはもう来月ですので、そこから全ての中身が変わっていく。先ほど課長のほうからは、被保険者への対応はこれまでどおり市が保険税を集めてということで何ら大きな変化はありませんと、一般市民の方たちは一応安心していただいて構いませんというお話でありましたけれども、今回このように市のほうに直接国のお金も入らない、県のお金も入らないという中で、収入とそれから給付の流れというのはどういうふうになるのかお聞かせください。

○小野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 国保の新制度に関します給付等のお金の流れ、医療費用の流れについてご説明させていただきます。

まず従来制度ですけれども、国民健康保険は市町村単位で運営されておりましたので、市町村単位で国保税を徴収、収納いただき、それに国や県からの補助金がまいります。さらに市から基準内の繰入金、これを財源にしまして、保険給付あるいは後期高齢者の支援金、介護納付金等を納めていたということが現状でございます。これで収入のほうを上回った場合に

は基金を積み立てる、収入が歳出を下回った場合には基金を取り崩す、さらに基金がなく、なおかつ歳出が多くなりそうだという場合には税率の改定、いわゆる俗に言う増税をする、あるいは逆の場合は減税をするというのがこれまでの流れでございました。

国保税の県単位化に伴います新制度になった場合ですけれども、まず従来どおり保険税につきましては引き続き市町村のほうで徴収させていただくと。さらに、その保険税に市町村の基準内の繰入金、これまで同様の基準内の繰入金を合算したものを県から示されます納付金という形でまずは県のほうに納めます。県のほうでは、この納付金とこれまで市町村に来ておりました国や県の補助金、これを加えまして、市町村が支払う保険給付費全額を市町村のほうに交付支払いするということになります。

今申し上げただけですと単純に県がお金をトンネルしているだけのように聞こえるかもしれませんが、ここで県の財政調整機能が加わりますのは、仮にですけれども、市町村の保険給付が例えば急に増額したと、本市の場合ですと約40億円から50億円程度ですけれども、これが何らかの理由で例えば50億円から60億円になったという場合ですが、これは県が県の責任において全額給付する、塩竈市のほうにお支払いいただくという形になります。これが県の財政調整機能並びに県が財政関係の責任主体となるという内容になってございます。これが現状における新制度における医療費用の流れというふうになっています。よろしく願いいたします。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 大体の流れがわかりました。そこでお聞きしたいんですが、今課長がおっしゃったように、基金、これまでは市にも11億円とか12億円とかいう基金があつて、それで今回も11.04%の保険税を引き下げたところですが、この基金というのはこれまでどおり、たしか市のほうに残っている基金は塩竈市のほうにそのまま温存していいよというふうなお話も何か前回聞いたような気がしますが、当然この基金というのはだんだんだんだん少なくなってくる可能性はあると思います。今後、例えば今言ったように、こちらのほうの必要な給付は全て県のほうから来ますよというお話があつたので、今後この基金の取り扱いというか、また市が独自にこれまで脳ドックとかさまざまな事業をやってきましたが、それも基金があつたがためにできた部分だと思しますので、そういったものの関連性、先ほどの答弁にもこれまでどおり同じような事業はその市独自でできるというお話がありましたが、どうもその基金が枯渇していくのではないかとすると、こういった給付はあるとしても、その市独自の事業

まで県が見てくれるのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○小野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 ご心配いただいておりますのは、塩竈市の他市町にない独自の事業、これは当然費用がかかるものでございますけれども、県の単位化に伴いまして、今後基金も目減りしていく中でそういった自由度がなくなっていくのではないかという趣旨かと思われま。確かに原則的にはご指摘のとおりでございます。基金の残高につきましても、今回の11.04%の減税を実施するということとなりますと5年後には約3億円程度まで、今現在16億円ありますが、3億円程度まで下がるということになります。

ただ、去年からですけれども、保険者努力支援制度という国の補助金制度が新たにできまして、これは平たく言うと保健事業、いわゆる疾病にかかる前の保健予防事業を一生懸命やっている団体にはそれ相応の国の交付金を県を中継して、制度上は県を中継してとなりますが、交付しますという流れになっております。そうしますと、国が示す基準の保健事業並びにそういった努力をしている場合にはそれ相応の金額、いわゆる他市町村よりは1人当たりの単価として多くの国の補助金が来るという内容がございます。これを財源にしまして独自の保健事業なり別途新たな事業を進めるということも可能かというふうには考えております。よろしくお願いたします。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。大変安心いたしました。

あともう1点お聞きしたいのは、やはりこれも市独自という事業でありますけれども、子供の外来が今18歳まで、高校を卒業するまで無料化になっております。これはやはり各自治体によって取り扱いが違ってまして、これまでも国のほうの交付金の中でこういったことをやれるのであれば交付金を減らすよというふうなペナルティーがあったのが、一応小学校に入るまででしたか、たしか3歳じゃなかったと思いますけれども、そこまではほとんどの自治体でやっているの国ペナルティーはなくなるというふうなお話を聞いたんですが、これの絡みはどうなっていますでしょうか。

○小野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 いわゆる窓口負担がない、現物給付に伴ってそういった事業をやっている市町村に対しましては国の補助金が一定程度減額されるという制度でございます。これは平成29年度までは確かにそういったものが存在しておりました。ただ、平成30年度以

降につきましては、今委員ご指摘のとおり、未就学児までそういったものについては見直しの対象とするという国の方針が出ております。ただ、平成30年度につきましては、国のいわゆる療養給付費の負担金ですけれども、これは塩竈市が受け取るものではなくともいいですか、この金額については全県ベースで県のほうに交付されるという内容になります。ですので、県のほうでそういった減額措置が一定程度なくなった部分で県がお受け取りになるという状況になるのではないかというふうに捉えております。よろしくお願いたします。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 それでは、市が独自に行ってもそういったペナルティーは直接塩竈市には関係ないということで理解してよろしいでしょうか。

○小野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 未就学児の部分についてはまさにご指摘のとおりでございます。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。それ以上の子供に関してはそれぞれ市からのそれこそ基金の取り崩しの中で見ていかなければならないと。先ほど課長がおっしゃったように、5年後には3億円まで減ってしまうという部分ですので、痛しかゆしかなと思っておりますが、しっかりとこの部分も、せっかくの子育て支援にもつながる部分でありますので、継続してお願いしたいと思っております。

それでは、資料No.10、282ページの下水道事業特別会計についてお聞きいたします。

282ページの事業内容の中でお聞きしたいんですが、説明の部分にあります、雨水貯留浸透事業ということで900万円、予算に出ておりますけれども、これは宅内貯留の中身と理解してよろしいでしょうか。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 こちらの900万円につきましては宅内貯留施設分となっております。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 以前、決算特別委員会でお聞きしたときに、今、復興事業のほうが優先的になっているので、宅内貯留の工事が終わったというところも全体から見るとまだ50%ぐらいしか終わっていないけれども、予算的なものはちょっと厳しいというので、年に数件しかその予定はできないんだということだったんですが、この900万円の予算で何件ぐらいを予定していて、

今現在、申請の件数はどのぐらいあるのかお聞かせください。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 宅内貯留施設の整備につきましては、震災前までは数千万円の予算でやっておったんですけれども、震災後につきましては委員おっしゃったとおり震災復旧であったり復興のほうに力を入れるということで、予算を縮小してずっとこの900万円で平成24年度からしております。この900万円で年間ですと4件から5件、規模によって件数は変わってくるんですが、大体4件から5件、整備のほうは進んでおります。以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 今、申請は何件ぐらいありますか。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 大変失礼いたしました。

申請で、まだ整備を行っていないのは700件ぐらい……。ちょっと確認させてください。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。じゃそれは後でお答えをお聞きしますので。

私も越の浦の下水道整備事業についてお聞きしたいので、288ページ、あともう一つ、実施計画の101ページと両方お願いしたいと思います。

ここでいよいよ越の浦ポンプ場ができ上がって、今そこに流入する放流渠といいますか、その水路のいよいよ事業に平成30年度からようやく入れるというふうなお話は聞いておりました、本当に長年の水害で苦勞された方たちの一つはご苦勞が実るのかなと思っております。

ここでお聞きしたいのが、これからさまざま計画というか、中身に入っていくんだと思えますけれども、JRとの交渉の中で、以前お聞きしたんですが、一部JRの土地がその水路の中にあると、ここを買ってほしいのか、また貸してもらえるのかという部分で微妙なお話があったんですが、その後の経過はどのようになっていますでしょうか。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 今ご質疑のあった用地の件に関しましては、まだはっきり決着ついていないわけではございませんけれども、買ってほしいというような要望は出されております。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。そういったことが解決しなければ実際の工事に入ることができない

ので、先ほど課長がおっしゃったように平成31年から平成32年度までには何とかというので、志子田委員のご希望に応えられるかどうか、まずそこを一つクリアしてから進んでいくんだと思います。

その水路の件でもう1点お聞きしたいんですけども、実はポンプ場とそれからダブル踏切のところの水路、1本のように見えますが、実はポンプ場がある沼地から見ると2本あるんですよ。道路際のほうにもう1本あるんですが、それが途中で湿地帯のように消えているんです。完全な水路にはなっていないんですが、ここの部分の近所に住んでいる方が、大雨が降ったりするとまた上のほうからの雨水の流れと下からの水の上がりがあるって、常にそこで浸水の心配があると。たった1軒なんですけど、そういったご心配な方たちが、今の水路ができ上がって、ポンプ場ができ上がって、その2本目が途中で消えてしまって湿地帯になっている部分はあるけれども、そのまま大丈夫なのか、それともそもそもやはり改良しなければならないのか、その辺の検討はどのようにごらんになっているのでしょうか。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 この実施計画にのっている流入渠というのは、東北本線の北側の部分のことを指しております。今委員おっしゃったのは恐らく線路の南側の湿地の部分のことだと思うんですが、用地を調べてみないとわからないんですが、JRさんであるとか民有地のお話かと思います。その辺に関しましては、なお現場のほうを確認させていただいて、今後何かいい手だてがあるか検討のほうをさせていただきたいと思います。以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひ現地を確認していただきながら、せっかくできたポンプ場、そしてせっかく整備される水路があっても、また雨と洪水の心配があるということがないように、ぜひ対処していただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に資料No.10の339ページの介護保険事業特別会計の地域支援事業費についてお聞きしたいと思っております。

この地域支援事業費の中で第4目ですかね、成年後見制度利用支援事業費というのがございます。ここは年々予算もふえてきまして、また自分でその成年後見制度を申し込みできない方に市長がかわって申請するというので、毎年何件かの方がこの成年後見制度を利用しているようですが、まだまだこのことを活用できていないというか、この制度そのものがよくわからないという方もたくさんいらっしゃいます。これについて、ことしの厚生労働省の予

算の中では、このネットワークや、それから相談支援の拡充をするようにということで、国で予算が少しつけられているようですが、本市の対応はどのようになっていますでしょうか。

○小野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 ただいま339ページで成年後見制度利用支援事業費についてお尋ねがございました。

こちらの制度は、委員おっしゃるとおり、高齢者の方などで判断能力が十分でない方、福祉サービスや、いろいろな契約などの判断ができないような方で、家族の方などが申し出もできないような場合に市のほうで一応申し出というふうなことで行っているものでございまして、近年の状況でございしますが、申し立てをしている人数ですが、平成26年に2名の方、平成27年は3名の方、平成28年は2名の方、平成29年度は1名の方、あと相談の方もいらっしゃるというふうな状況でございます。

このPRなどでございますが、包括支援センターでも個別ケースなどそういったところでこの制度のPRなどをさせていただいておりますし、ケアマネジャーの方からの情報などで必要がある都度そういった対応をとらせていただいているというふうなところ、それから広報関係ではガイドブックを3年に一度作成させていただいております、それに掲載させていただいていると。あと最近作成しました冊子のほうでもその情報を載せさせていただいて、PRなどをさせていただいています。また、国・県などから来たチラシなどを活用させていただいて、必要な都度、配布などをさせていただいている状況がございます。

以上でございます。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。ありがとうございます。

以前、私もそういったご相談の方がいらして、私も手探りで家庭裁判所のほうに行ったときに、ビデオというか、映像で、その後見制度がどういったものかという手順がわかりやすく映像化されていたんですが、本当に言葉で説明を受けたりパンフレットを見るだけではなかなか理解できないと。また、一緒にこの相談者の方と行動することによっていろいろなことが見えてくると。

今、介護施設に入っている方、またそういったことを利用しようと思っている方も、なかなか自分で判断できない、また保証人がいないとかという方もいらっしゃるって、いろいろ一人一人困難な壁があると思います。ぜひそういった方々に寄り添うようにして、弁護士さんと

かがいる施設だったりそういった場所があれば、そういった弁護士さんに後見人になっていただけるような手続が、本当に細かい点ですけれども、そういったところまで市のほうが指導していただかないとなかなか到達できないという方もたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひそういった部分を行っていただきたいと思います。

なお、この成年後見制度もそうですが、講習会とか、職員同士とか、また包括ケアの皆さんとでこういった講習会をやられているのか、また一般の方たちにわかりやすいような、そういったセミナー的なものを平成30年度は考えていくお考えがないのか、お聞きしたいと思います。

○小野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 この辺の制度をご活用いただくためにということで、まず介護職でございますが、それぞれ包括との連絡会とか事業者連絡会などというものもございます。それから、ケアマネジャーの研修会というところもあります。そういったところでは情報共有をしております。あと市民の方向けには出前講座などでいろいろな健康教室なども、健康体操なども含めての出前講座がございますが、そのような機会なども通じていろいろな情報をお出しさせていただいております。今後とも努めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 よろしく願いいたします。今、高齢化だけでなく、それこそ認知症という形でどんどんこういった制度を必要とする方がふえてきていると思いますので、病院関係とかの連携もとりながら、ケースワーカーさんたちとの連絡をとっていただきながらスムーズに進むようにご期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質疑となると思います。資料番号17の177ページ、きょうたくさんの方が市立病院に質疑されたと思いますが、済みません、訪問診療についてお聞きしたいと思っております。

先ほど1億1,000万円の赤字だということで、ちょっとびっくりしておりますが、ただ本当に公立病院として今訪問診療をやっているところはない。

そこに個人とそれから病院と介護施設に訪問している人数が出ておりますが、年々訪問診療も、それから訪問看護、リハビリも数がふえております。これは定期的に伺っているのか、それともかかりつけのお医者さんのような感じで、ちょっとおばあちゃんのぐあいが悪いか

ら来てくださいというふうに契約か何か結んでいるのか、こういった形で在宅診療をしているのかお聞かせください。

○小野委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 私からお答えいたします。

私も実際訪問に行っておりますが、病院に在宅患者として登録いたしまして、2回行く方、1回行く方、それからあと緊急時の往診もやっていますので、連絡をいただければいつでも訪問する、あるいは看護師さんが対応するというふうにしています。以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

それで、1点、みとりのことなんです、平成30年度の先ほど診療報酬も変わるという話ですが、介護のほうの報酬も変わって、これまでは介護施設にいらっしゃる利用者さんが例えば状況が悪化して緊急に入院されて、入院先の病院で亡くなる、そこでみとられるというケースが多かったと思いますが、何か平成30年度からの報酬改定の中では、介護施設の中にいて救急車で運ばれるんじゃなくて、逆にお医者さんを呼ばれてその介護施設の中で最期をみとることも可能だというふうになると聞いたんですが、それでよろしいでしょうか。

○小野委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 実際そのとおりであります。それから、今、特別養護老人ホームでも我々が訪問してみとったケースもございます。これからもそういうケースが今度はどんどんふえていきます。その辺に対する手当ても出てくるんだと思います。以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

そういった意味でも、先ほどのなかなか不採算というような部分があつて、またもう一つはドクター、また看護師さんたちのメンテナンスとか体の部分とか心の部分とかの大変さもあるかなと思いますが、そこでお聞きしたいのは、ドクターの方たちの夜間の手配とかは大丈夫なんでしょうか。

○小野委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 夜間に関しましては、先生方が毎日当番を決めておりまして、その先生が対応するようになっております。以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

やはりドクター、それから看護師さんたちの確保というのが何ととっても最優先の問題だと思っておりますけれども、それで私は一度市立病院で、多分東北大学の看護師さんの見習いというか、生徒さんが実地の研修に来ていた姿を見たことがあるんですが、そういうふうな研修には来るものの、その後に市立病院で実際に何カ月か何年か働けるとかそういったことはできないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○小野委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 実習というか、研修でよろしいでしょうか。現在、仙台市医師会の高等看護学院の学生さんが来ております。それは1年を通して研修しております。実際その中から今度新年度病院に勤務される方も出てきました。それから、仙台市立病院では研修医の方が地域医療の研修という形で数カ月間病院のほうに毎年来ております。以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。インターン制みたいのがあるかどうかちょっとわかりませんが、新しい先生たち、また看護師さんたちが塩竈市立病院で元気に働いていただける、そういった姿を見て、また私たちも一生懸命応援していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで私の質疑は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 先ほど宅内貯留施設の件で答弁が漏れていた部分、お答えさせていただきます。

宅内貯留施設について、申請があってもまだ工事を行っていない未整備の件数なんですけれども、約400件ほどあります。以上になります。

○小野委員長 暫時休憩いたします。

午後5時09分 休憩

午後5時47分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいままで審査を行ってまいりました審査区分2、特別会計、企業会計については、これ

で質疑を一応終了したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

全付託議案に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、全付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第15号、第16号、第19号、第20号、第24号、第26号ないし第28号、第30号、第32号、第34号、第35号、第37号ないし第40号及び第42号についてお諮りいたします。

議案第15号、第16号、第19号、第20号、第24号、第26号ないし第28号、第30号、第32号、第34号、第35号、第37号ないし第40号及び第42号については原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野委員長 起立全員であります。よって、議案第15号、第16号、第19号、第20号、第24号、第26号ないし第28号、第30号、第32号、第34号、第35号、第37号ないし第40号及び第42号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、第18号、第21号ないし第23号、第31号、第36号及び第41号について採決いたします。

議案第17号、第18号、第21号ないし第23号、第31号、第36号及び第41号については原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野委員長 起立多数であります。よって、議案第17号、第18号、第21号ないし第23号、第31号、第36号及び第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号及び第29号について採決いたします。

議案第25号及び第29号については原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○小野委員長 起立多数であります。よって、議案第25号及び第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号について採決いたします。

議案第33号については原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○小野委員長 起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

以上で全ての審査は終了いたしました。

委員の皆様には、ここ4日間、審査に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

また、当局、参与の方々のご協力に対しても心より感謝を申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて平成30年度予算特別委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後5時53分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成30年3月5日

平成30年度予算特別委員会委員長 小野 幸 男

平成30年度予算特別委員会副委員長 阿 部 眞 喜